

【別冊】

個別事業 評価調書

個別事業評価調書一覧

部局名	課名	事業名	整理番号
総務部	管財契約課	西有家庁舎非常用電源改修	新-01
総務部	管財契約課	西有家庁舎エレベーター改修	新-02
地域振興部	地域づくり課	地域おこし協力隊事業（口之津地区）	新-03
地域振興部	商工観光課	中小企業ステップアップ支援事業補助金	新-04
市民生活部	市民課	コンビニ交付	新-05
市民生活部	市民課	戸籍振り仮名法制化に伴う事務業務委託	新-06
市民生活部	深江支所	深江庁舎敷地内舗装工事	新-07
市民生活部	深江支所	深江支所フェンス付替工事	新-08
市民生活部	有家支所	有家庁舎車庫改修工事	新-09
福祉保健部	福祉課	医療的ケア児訪問型レスパイト事業補助金	新-10
福祉保健部	こども未来課	こども誰でも通園制度周知事業	新-11
福祉保健部	こども未来課	令和7年度長崎県保育研究大会（島原半島大会）補助金	新-12
福祉保健部	健康づくり課	医療提供体制確保事業補助金	新-13
農林水産課	農林課	農業用ドローン資格取得支援事業	新-14
農林水産課	農林課	持続的畑作生産体系確立緊急支援事業	新-15
農林水産課	農林課	南島原市ながさき農林業グリーン化総合対策事業	新-16
建設部	建設課	市道宮ノ下白崎線道路改良事業	新-17
建設部	建設課	市道石田線緊急自然災害防止対策事業	新-18
建設部	建設課	市道大丸1号線緊急自然災害防止対策事業	新-19
建設部	建設課	市道灘宮ノ下線整備事業	新-20
建設部	建設課	準用河川永無田川緊急自然災害防止対策事業	新-21
建設部	都市計画課	空き家等の適正管理対策事業	新-22
建設部	都市計画課	公共事業に伴う住宅解体工事	新-23
教育委員会	生涯学習課	北有馬田平体育館除却事業	新-24
教育委員会	文化財課	埋蔵文化財整理室管理費	新-25
農業委員会		農作業体験交流活動補助金交付事業	新-26

個別事業評価調書一覧

部局名	課名	事業名	整理番号
総務部	総務秘書課	市表彰事業	既-01
地域振興部	地域づくり課	令和（平成）遣欧少年使節海外派遣事業	既-02
地域振興部	地域づくり課	移住促進プロジェクト	既-03
地域振興部	商工観光課	電子地域通貨事業	既-04
地域振興部	商工観光課	地域活性化企業人事業	既-05
地域振興部	商工観光課	鮎帰りの滝公園整備事業	既-06
地域振興部	商工観光課	観光PR強化事業（観光協会）	既-07
地域振興部	商工観光課	サイクルイベント開催支援事業	既-08
市民生活部	市民課	パスポート交付事業	既-09
市民生活部	有家支所	庁舎等管理費	既-10
市民生活部	北有馬支所	庁舎等管理費	既-11
市民生活部	南有馬支所	庁舎等管理費	既-12
福祉保健部	こども未来課	こども医療支援事業	既-13
福祉保健部	こども未来課	ひとり親家庭等医療費支援事業	既-14
福祉保健部	こども未来課	児童福祉施設整備事業補助金	既-15
福祉保健部	こども未来課	予防対策（予防接種）事業	既-16
福祉保健部	こども未来課	帯状疱疹ウイルスワクチン接種費助成	既-17
福祉保健部	健康づくり課	北有馬保健センター整備事業	既-18
農林水産部	農林課	トレーニングファーム事業	既-19
農林水産部	農林課	産地プロデュース・ブランド化事業	既-20
農林水産部	農林課	担い手ジャンプアップ支援事業	既-21
農林水産部	農林課	農業用研修施設等活用推進事業	既-22
農林水産部	農林課	産地パワーアップ事業 産地生産基盤パワーアップ事業	既-23
農林水産部	水産課	水産物加工推進事業	既-24
農林水産部	水産課	排水管布設整備工事	既-25
農林水産部	農村整備課	土地改良区推進支援事業	既-26

個別事業評価調書一覧

部局名	課名	事業名	整理番号
建設部	建設課 (管理課)	市道茸山11号線、12号線道路改良事業	既-27
建設部	建設課 (管理課)	市道北ヶ峰1号線、2号線、3号線道路改良事業	既-28
建設部	建設課 (管理課)	市道町原線道路改良事業	既-29
建設部	建設課	市道維持管理事業（設計・工事等）	既-30
建設部	建設課	生活環境整備事業補助金	既-31
建設部	建設課	河川維持管理事業	既-32
建設部	都市計画課	公園改修工事	既-33
環境水道部	上下水道課	コミュニティプラント維持管理事業	既-34
環境水道部	衛生業務課	ごみ処理施設解体事業	既-35
教育委員会	学校教育課	小学校理科設備品整備事業	既-36
教育委員会	学校教育課	公立学校情報機器整備事業（GIGAスクール／小学校）	既-37
教育委員会	学校教育課	公立学校情報機器整備事業（GIGAスクール／中学校）	既-38
教育委員会	学校教育課	語学指導外国青年招致事業	既-39
教育委員会	生涯学習課	加津佐図書館整備事業	既-40
教育委員会	生涯学習課	スポーツ推進委員制服等整備補助金	既-41
教育委員会	生涯学習課	ありえコレジヨホール整備事業	既-42
教育委員会	文化財課	指定文化財等施設整備事業	既-43
教育委員会	文化財課	原城跡保存整備事業	既-44
教育委員会	世界遺産推進室	世界遺産センター整備事業	既-45
議会事務局		議員研修等事務	既-46
地域振興部	商工観光課	創業支援事業補助金	補-01
地域振興部	商工観光課	南島原ひまわり観光協会補助金	補-02
地域振興部	商工観光課	南島原市有家蔵巡り魅力創出事業補助金	補-03
市民生活部	市民課	自治会長連合会運営費補助金	補-04
市民生活部	市民課	南島原市協働のまちづくり自治会活動交付金	補-05
市民生活部	市民課	南島原市協働のまちづくり自治会統合補助金	補-06

個別事業評価調書一覧

部局名	課名	事業名	整理番号
市民生活部	市民課	自治会集会所設置事業費補助金	補-07
福祉保健部	福祉課	南島原市社会福祉協議会補助金	補-08
福祉保健部	福祉課	南島原市戦没者慰霊奉賛会補助金	補-09
福祉保健部	福祉課	南島原市連合遺族会補助金	補-10
福祉保健部	福祉課	南島原市民生委員児童委員協議会補助金	補-11
福祉保健部	福祉課	高齢者交通費助成金	補-12
福祉保健部	福祉課	南島原市シルバー人材センター補助金	補-13
福祉保健部	福祉課	南島原市老人クラブ連合会補助金	補-14
福祉保健部	福祉課	介護用品支給費	補-15
福祉保健部	福祉課	障害者交通費助成金	補-16
福祉保健部	福祉課	街かどふれあいバザール補助金	補-17
福祉保健部	福祉課	障害者就業・生活支援センター事業費補助金	補-18
福祉保健部	福祉課	精神障害者家族会活動費補助金	補-19
福祉保健部	福祉課	長崎県障害者スポーツ協会運営費補助金	補-20
福祉保健部	福祉課	南島原市身体障害者福祉協会運営費補助金	補-21
福祉保健部	福祉課	南島原市要約筆記者等養成講座補助金	補-22
福祉保健部	こども未来課	保育所運営・活動支援事業（保育所等副食費助成事業）	補-23
福祉保健部	こども未来課	母子寡婦福祉会補助金	補-24
福祉保健部	健康づくり課	救急医療体制整備支援事業補助金	補-25
福祉保健部	健康づくり課	原子爆弾被爆者組織支援事業補助金	補-26
福祉保健部	健康づくり課	食品衛生組織活動支援事業補助金	補-27
福祉保健部	健康づくり課	食生活改善推進組織活動支援事業補助金	補-28
農林水産部	農林課	南島原市農産物輸出促進事業費補助金	補-29
農林水産部	農林課	女性農業者組織支援事業補助金	補-30
農林水産部	農林課	生活研究グループ支援事業補助金	補-31
農林水産部	農林課	農業後継者組織支援事業補助金	補-32

個別事業評価調書一覧

部局名	課名	事業名	整理番号
農林水産部	農林課	南島原市新規就農者就農支援事業補助金	補-33
農林水産部	農林課	南島原市農業研修支援事業補助金	補-34
農林水産部	農林課	農業後継者育成事業補助金	補-35
農林水産部	農林課	オリーブ栽培支援事業補助金	補-36
農林水産部	農林課	農産物ブランド化推進事業補助金	補-37
農林水産部	農林課	スマート農業機器等導入支援事業補助金	補-38
農林水産部	農林課	畜産クラスター構築事業補助金	補-39
農林水産部	農林課	南島原市優良肉用子牛生産推進緊急対策補完事業費補助金	補-40
農林水産部	農林課	南島原市みかん栽培経営安定対策事業費補助金	補-41
農林水産部	水産課	水産関係施設整備事業補助金	補-42
農林水産部	水産課	養殖産地育成計画実践推進事業補助金	補-43
農林水産部	水産課	F R P 漁船廃船処理事業補助金	補-44
農林水産部	農村整備課	南島原市土地改良区等推進費補助金（営農施設移転）	補-45
農林水産部	農村整備課	南島原市土地改良区等推進費補助金（事業推進）	補-46
農林水産部	農村整備課	南島原市農業経営高度化支援事業費補助金（高度経営体集積促進事業）	補-47
農林水産部	農村整備課	南島原市農業経営高度化支援事業費補助金（高度土地利用調整事業（調査・調整事業））	補-48
農林水産部	農村整備課	南島原市土地改良区等運営費補助金	補-49
農林水産部	農村整備課	排水機場運営支援補助金（有馬干拓）	補-50
教育委員会	生涯学習課	市婦人会補助金	補-51
教育委員会	生涯学習課	口加スポーツ振興協議会補助金	補-52
教育委員会	生涯学習課	原城マラソン大会開催事業補助金	補-53
教育委員会	生涯学習課	スポーツ大会出場激励補助金	補-54
教育委員会	生涯学習課	市民体育祭補助金	補-55
教育委員会	生涯学習課	小中学生スポーツ大会出場補助金	補-56
教育委員会	生涯学習課	地域社会体育振興会補助金	補-57
教育委員会	生涯学習課	小学校社会体育活動補助金	補-58

個別事業評価調書一覧

部局名	課名	事業名	整理 番号
教育委員会	生涯学習課	スポーツ協会補助金	補-59
教育委員会	生涯学習課	総合型地域スポーツクラブ支援補助金	補-60
教育委員会	生涯学習課	スポーツ推進イベント補助金	補-61

新規事業

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		10053	予算事業名		庁舎等管理費		担当部局		総務部	
個別事業名		21	西有家庁舎非常用電源改修				担当課室		管財契約課	
							担当班		管財班	
事業期間		令和 7 年度～令和 7 年度(1 年間)					実施区域		西有家町	
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	4.持続可能な財政運営					款(名称)	2.総務費		
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用					項(名称)	1.総務管理費		
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)					目(名称)	5.財産管理費		
	重点P	該当しない								
根拠計画										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)									
	西有家庁舎は平成5年度竣工して30年経過している建物である。非常用電源設備は、竣工当初から運用しており月1回のメンテナンスを実施している。年数経過と共に最大供給電気容量が大きくなっており、既存の非常用電源設備では、容量不足が考えられる。									
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)									
	非常用電源設備は稼働するものの、耐用年数が大幅に経過している。また、本来、修理が必要な箇所があるが、部品供給切れがあり、代用品で運用している。西有家庁舎は、防災の拠点であるため、台風等の災害が発生し、長期停電となった場合の設備であるため非常用電源の改修が急務である。									
(3)事業の概要										
非常用電源設備の入替及び関連する配線の改修										
(4)期待される効果										
非常用電源設備の改修を実施することで、台風等の災害が発生し、長期停電となった場合、防災面で必要最小限の電源が供給可能となる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	財源名称		補助率			31,295				
	国庫					0				
	県費					0				
	起債					0				
	特財	公共施設整備基金				31,295				
	一財					0				
年度別取組の概要					非常用電源改修					
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない						

											整理番号	新-01	
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	台風等の災害が発生し、長期停電となった場合の設備であるため非常用電源の改修が急務である。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		改修によって、台風等の災害が発生し、長期停電となった場合、防災面で必要最小限の電源が供給可能となる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	改修によって、台風等の災害が発生し、長期停電となった場合、防災面で必要最小限の電源が供給可能となる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		西有家庁舎は公用施設であるため、行政が実施する必要がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	西有家庁舎本体を改修するのではなく、非常用電源設備の入替及び関連する配線の改修となる。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		行政庁舎に非常用電源設備が必須であり、標準装備である。防災面でも必須要件である。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	非常用電源設備の改修を実施することで、台風等の長期停電となった場合、電源が供給可能となる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		安全性、信頼性を保つためにも、社会情勢に則した効率的・効果的な方法である。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	非常電源設備は非常時においても市民サービスの公平な享受を目的としている。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	非常時でも施設利用の公平性を担保するため事業である。										
その他の視点		非常時の際、耐用年数の超過により発動機の不発は、防災無線の無力化等の市民サービスの著しい低下は避けられない。											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	非常用電源設備は稼働するものの、耐用年数が大幅に経過している。また、本来、修理が必要な箇所があるが、部品供給切れがあり、代用品で運用している。												
	課題	経年劣化も避けられず、部品の調達ができない場合は、非常用電源設備が運転できず、電源供給ができない。											
	解決策	非常用電源設備の改修を実施することで、台風等の災害が発生し、長期停電となった場合、防災面で必要最小限の電源が供給可能となる。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		非常用電源設備の改修を実施することで、台風等の災害が発生し、長期停電となった場合、防災面で必要最小限の電源が供給可能となる。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
西有家庁舎は防災拠点施設として重要であり、非常用電源設備の改修は必要と判断するものの、財源的に厳しい状況にある。 まずは事業費の精査を行ったうえで、活用可能な財源について財政課と協議を行い、財源の見込みがつかば予算要求を認めるが、つかない場合は部局別の予算要求基準に沿って部局内で調整を行うこと。													
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		10053	予算事業名		庁舎等管理費		担当部局	総務部	
個別事業名		22	西有家庁舎エレベーター改修				担当課室	管財契約課	
							担当班	管財班	
事業期間		令和 7 年度～令和 7 年度(1 年間)					実施区域	西有家町	
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営					款(名称)	2	総務費
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用					項(名称)	1	総務管理費
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)					目(名称)	5	財産管理費
	重点P	該当しない							
根拠計画									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)								
	西有家庁舎は平成5年度竣工して30年経過している建物である。エレベーター設備は、竣工当初から運用しており月1回のメンテナンスを実施している。交換部品の調達期限が令和8年9月30日までとなっている。修理ができない状態が発生する。								
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)								
	現在、運用しているエレベーターの交換部品調達期限が令和8年9月30日までとなっている。また、新安全基準を満たしていないため、エレベーター改修を行う。								
個別事業の内容	(3)事業の概要								
	西有家庁舎本体の工事が不要でなく、既存の空間を活用し、既存のエレベーターを撤去して、新たに新安全基準(戸開走行保護装置・予備電源付地震時管制運転)を満たすエレベーター(車いす兼用)に更新する。								
	(4)期待される効果								
	エレベーター設備をリニューアルするため、各フロアののりば三方枠と敷居は既設品を流用するため、必要最小限の工事となる。また、工期も短縮される。								
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		補助率			41,030			
	国庫					0			
	県費					0			
	起債					0			
	特財	公共施設整備基金				41,030			
	一財					0			
年度別取組の概要					エレベーター改修				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない					

										整理番号	新-02							
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由												
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	新安全基準(戸開走行保護装置・予備電源付地震時管制運転)を満たすエレベーター(車いす兼用)に更新する。												
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			西有家庁舎は公用施設であるため、広く市民の方が利用しやすい安全な施設となる。												
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	新安全基準を満たしたエレベーターに改修する。												
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			西有家庁舎は公用施設であるため、行政が実施する必要がある。												
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	西有家庁舎本体を改修するのではなく、エレベーターのリニューアル工事となる。												
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市の主要施設には常設されており、市民サービスの向上を維持している。												
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	西有家庁舎は公用施設であるため、広く市民の方が利用しやすい安全な施設となる。												
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			安全性、信頼性を保つためにも、社会情勢に則した効率的・効果的な方法である。												
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	エレベーター施設は市民サービスの公平な享受を目的としている。												
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		施設利用の公平性を担保するため事業である。														
その他の視点			近隣施設の維持管理について委託等に差異があり、部品交換などの工事にも金額の差が発生するため、一般的な工事の金額を定めることは困難。															
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響																	
	西有家庁舎は平成5年度竣工して30年経過している建物である。エレベーター設備は、竣工当初から運用しており月1回のメンテナンスを実施している。交換部品の調達期限が令和8年9月30日までとなっている。修理ができない状態が発生する。																	
	課題	経年劣化も避けられず、部品の調達ができない場合は、エレベーター設備が運用できない。																
次年度に向けた方向性	実施機関評価	解決策	西有家庁舎本体を改修するのではなく、エレベーター設備をリニューアルするため、各フロアののりば三方枠と敷居は既設品を流用するため、必要最小限の工事となる。また、工期も短縮される。															
	市長評価	公益性		A	必要性		A	妥当性		A	有効性		A	公平性		A	評価区分	新規
西有家庁舎本体の工事が必要でなく、既存の空間を活用し、既存のエレベーターを撤去して、新たに新安全基準(戸開走行保護装置・予備電源付地震時管制運転)を満たすエレベーター(車いす兼用)に更新する。																		
備考		公益性		A	必要性		A	妥当性		A	有効性		A	公平性		A	評価区分	再検討
		西有家庁舎においては、非常用電源設備の改修事業も計画しており、同時に実施することは財源的に厳しい状況である。 交換部品の調達期限が令和8年9月30日までとなっていることもあり、活用可能な財源について財政課と協議を行うこと。																

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		11017		予算事業名		地域おこし協力隊事業		担当部局		地域振興部		
個別事業名及び補助金名称		地域おこし協力隊事業(口之津地区)						担当課室		地域づくり課		
								担当班		地域支援班		
事業期間		令和 7 年度～令和 9 年度(3 年間)						実施区域		口之津町		
総合計画	基本柱	2.郷土文化						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	3.地域おこしの推進							款(名称)		2.総務費	
	施策	1.市民交流・地域コミュニティの活性化							項(名称)		1.総務管理費	
	施策細分	2-3-1-②地域コミュニティの活性化(総合戦略)							目(名称)		6.地域振興費	
	重点P											
根拠計画												
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	現在、口之津地区においては、みなとオアシスくちのつ運営協議会を設立され、地元で物産展やイルミネーション等のイベントを開催され、交流人口の拡大に寄与されております。しかしながら、会員の高齢化やイベントがマンネリ化している状況である。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	行政ではなかなかできない柔軟な地域活性化策に積極的に取り組み、モデル的な地域振興を図る。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	地域おこし協力隊の導入を図り、新たな視点で、地域に大きな刺激を与える事業を行なう。											
個別事業の内容	(4)期待される効果											
	地域の活性化、交流人口の拡大											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率		3,000	3,400	3,400					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財				3,000	3,400	3,400					
年度別取組の概要				地域おこし協力隊の導入	地域おこし協力隊の導入	地域おこし協力隊の導入						
ふるさと納税応援寄附金事業区分												

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		11610		予算事業名		商工振興対策事業		担当部局		地域振興部		
個別事業名及び補助金名称		中小企業ステップアップ支援事業補助金						担当課室		商工観光課		
								担当班		商工振興班		
事業期間		令和 7 年度～令和 9 年度(3 年間)						実施区域		市全域		
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	3.商工業の振興							款(名称)		7 商工費	
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)							項(名称)		1 商工費	
	施策細分	3-3-1-⑥創業・起業促進と生産性向上の支援(総合戦略)							目(名称)		2 商工振興費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり										
根拠計画		南島原市商工振興計画34、37P										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	本市の商工業の状況として、他地域への購買力の流出により、商店街をはじめ小売業は減少の一途を辿っている。工業分野においても、そうめんや味噌、醤油などの製造業があるものの、規模が零細で生産性や付加価値が低い。また、事業の承継についても後継者不足は深刻である。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	市内の中小企業及び小規模事業者による新規事業や規模拡大に伴う売上げ向上や労働生産性の向上、業務の効率化に向けた設備投資を行う事業者への助成及び事業承継を行うものに対する追加支援を行い、地域経済の活性化を図る。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	対象:市内に事業所を有する個人、市内に主たる事業所を有する法人で従業員数が30人未満の中小企業 対象業種:農業、漁業を除く全業種 要件:新規事業及び事業所のDX化に係る設備投資が100万円以上になる事業、5年以内に事業承継を行ったものまたはこれから事業承継を行うもの 補助率:設備機器購入費の3分の1に相当する金額(1,000円未満切捨て) 補助金上限額:100万円 ※事業承継を行った場合は、補助率を3分の2、上限額を200万円とする											
	(4)期待される効果											
	時代に沿った事業者ニーズに対応した事業支援 地場産業の発展及び売上げ向上 事業承継の促進											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)						令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考	
	財源名称		補助率		14,000	14,000	14,000	14,000				
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財				14,000	14,000	14,000	14,000				
年度別取組の概要					中小企業ステップアップ支援事業補助金	中小企業ステップアップ支援事業補助金	中小企業ステップアップ支援事業補助金	中小企業ステップアップ支援事業補助金				
ふるさと納税応援寄附金事業区分					利用しない							

											整理番号	新-04	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	支援内容については、事業の拡大や事業承継などに寄与している							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			業種の幅を拡大したため、様々な事業所のニーズに応えることができる							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	概ねのニーズは認められるようになる							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			事業を拡大する中で、行政からの支援があることは、間接的なサポートの部分も大きい							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	事業規模は適正であり、事業所が規模を拡大するにあたって適した支援内容となっている							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市も同様の事業を実施しているが、地域性を出した条件で行っている							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	事業所のニーズに応じた補助設定にしているため、期待する効果は発揮できる見込み							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			事業の執行については、最適な方法で支出している							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公平性が保てるよう、HPや広報誌で周知するほか、商工会とも連携して対象事業者へ案内している							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		補助条件(対象経費や上限額など)の設定は行っているため、特権的恩恵を受けることはない。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業がなくなった場合、市内の産業の発展は遅れ、これまで以上に市内の商工業者の衰退や雇用の場の喪失などが懸念される。												
	課題	これまでは対象業種が制限されているため、事業所からのニーズを網羅できていない部分があった。また、対象経費についても施設の改修や機器購入のみではなく、DX化に向けた経費など、現代の流れやニーズに沿った設定も必要である。											
	解決策	様々な条件も含め、今後要綱の改定を行う際に内容の見直しを検討する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		本事業は、地場産業の発展及び売上げ向上、業務の効率化、後継者の確保に寄与している。そのため、この事業は、今後商工業の振興をする上で不可欠な事業であり、今回既存事業の内容の見直しを行った上で、新たな補助金として創設したい。											
	市長評価	公益性	C	必要性	B	妥当性	B	有効性	C	公平性	C	評価区分	再検討
		現在、「補助金等の適正化に向けた基本方針」に基づき全体的な見直しに取り組んでおり、新規の補助金等についても基本方針に沿った内容として創設するよう求めているところである。 本市の産業振興のために必要な事業であるが、南島原市中期財政見通しに記載されている補助金等の削減目標(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を踏まえれば、既存の効果が低い補助金の減額や廃止、国県補助金等の特定財源の活用など、重点プロジェクト該当如何に関わらず部局内で財源確保に努めること。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		予算事業名		担当部局		市民生活部	
個別事業名及び補助金名称		コンビニ交付導入		担当課室		市民課	
事業期間		令和7年度～令和年度（-年間）		担当班		市民班	
事業区		市全域		実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	8.協働行政		予算科目	会計区分		
	政策	3.質の高い行政運営			款（名称）		
	施策	1.質の高い行政運営			項（名称）		
	施策細分	8-3-1-③効率的・効果的な行政運営			目（名称）		
	重点P	該当しない					
根拠計画							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	コンビニに設置されている全国56,000超のキオスク端末でマイナンバーカードを使って、住民票、印鑑証明書などの証明書を取得できるもの。R5.11月で全国の自治体で69%が参加戸籍にかかる広域交付が可能となっており、費用対効果に懸念あり						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	マイナンバーカードを活用した利便性の向上						
個別事業の内容	(3)事業の概要						
	①地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が運用する自治体基盤クラウドシステムを活用 ②①は戸籍発行に対応しておらず、発行にかかる自前のサーバーの設置が必要						
	(4)期待される効果						
	取得にかかる郵送請求の事務の軽減 利便性の向上						
年度別の計画額の概要	財源内訳(千円)		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称	補助率		29,337	5,736	5,736	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財			29,337	5,736	5,736	
年度別取組の概要			サーバー設置	運用経費	運用経費		
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない				

											整理番号	新-05	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	証交付にかかる利便性の向上							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			マイナンバーカードを利用し、全国で利用可能							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	全国的にコンビニ交付への参加自治体が増加している。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			行政のみ発行が可能							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		C	発行証明書の種類に各市との差異はある							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある			雲仙市は導入済　島原市未導入							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	郵送請求にかかる事務員の業務負担及び利用者の取得までの時間が短縮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			自治体基盤クラウドを活用する							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公平性は確保されている							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		一部対象者の優遇はない									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	利便性の向上のため要望が継続												
	課題	初期導入費及び運用経費が大きい。 ADⅡシステムの更新(国の標準化)の完了時期が明確ではない。 サーバーの設置場所やシステム構築にテスト運用が必要となる。											
	解決策	ADⅡの更新にあわせ、システム会社や本市システム担当課、島原広域圏と協議し、最適な運用を探る											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		次年度、サーバー設置と、コンビニ交付の申込(R8)にむけて準備体制を構築する。											
	市長評価	公益性	B	必要性	C	妥当性	C	有効性	B	公平性	A	評価区分	不可
		自治体システム標準化切り替え後に、島原広域市町村圏組合の電算事務等の継続可否を含めて検討することとするため、次年度予算要求は不可とする。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		12020		予算事業名		戸籍住民基本台帳費		担当部局		市民生活部	
個別事業名及び補助金名称		戸籍振り仮名法制化に伴う事務業務委託						担当課室		市民課	
								担当班		戸籍班	
事業期間		令和 6 年度～令和 8 年度(3 年間)						実施区域			
総合計画	基本柱	8.協働行政						予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	3.質の高い行政運営							款(名称)	2	総務費
	施策	1.質の高い行政運営							項(名称)	3	戸籍住民基本台帳費
	施策細分	-							目(名称)	1	戸籍住民基本台帳費
	重点P	該当しない									
根拠計画											
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	行政機関が保有する「氏名」の情報の多くは漢字で、戸籍の記載事項にも振り仮名を記載する箇所がない。行政のデジタル化推進にあたり、氏名振り仮名を一意的ものに特定し、交渉するニーズが高まっている。このため、戸籍の記載事項にこれまで記載がなかった「氏名の振り仮名」を追加する等の措置が講じられるようになる。制度導入後は氏名の振り仮名が公証され、本人確認事項として利用することが可能となる。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	本籍人口約70000件の処理を通常業務と並行できないため、業務委託等を考慮する必要がある。R6年度実施予定で国のスケジュールは組まれているが、事業に対する要項が出ていない為、システム改修は並行で動いているが、詳細が不明。【必要となる業務 届出期間内の通知書発送、封入等/回収後のデータ入力・届出期間経過後の調査職権修正】										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	氏名の振り仮名が戸籍に記載されるのは令和7年5月以降に予定されている。本籍地より氏名の振り仮名が通知され、約1年の届出期間(R7)があり、その後1年間職権記載(R8)の期間が設けられている。その期間内は1度だけ申出変更が可能となっているため届出期間が過ぎても対応が可能となっている。手続きの詳細は今年8月の説明会で明らかになる予定。										
	(4)期待される効果										
	氏名の振り仮名の法制化で戸籍に振り仮名が記載され、行政のデジタル化基盤整備の促進、本人確認情報として利用、各種規制の潜脱行為の禁止という効果が期待される。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)						令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称		補助率			43,596	7,262				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財						43,596	7,262			
年度別取組の概要						届出期間内にあたる委託費等	職権記載の期間にあたる委託費等				
ふるさと納税応援寄附金事業区分						利用しない					

											整理番号	新-06	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	戸籍情報連携システムを用いた戸籍事務が令和6年3月以降開始され全国で運用されている。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			証明書発行業務が広域交付により市民が利用しやすくなっている。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	法改正により、氏名の振り仮名を公証することで証明事項となる							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			振り仮名が公証され官民問わず、本人確認事項として利用することが可能になる。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		B	事業の詳細が出ていないため変更あり							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある			他市も他市の動向を同様に注視している							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		B	住民票(CS)の振り仮名と戸籍の振り仮名が一致する							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり			完全な業務委託ではなく一部を委託する場合もある							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	事業を完了することで公平性は保てる							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		この事業により戸籍及び住民基本台帳において標準化への対応にもなる									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	氏名の振り仮名の法制化については、戸籍への氏名の振り仮名の記載を必須とする戸籍法の改正内容を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和5年6月9日に公布された(令和5年法律第48号)。同法のうち、戸籍法の改正に係る部分については、同法附則第1条第3号において、「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行される予定の事業であるので、妨げることはできない。												
	課題	国のスケジュールによれば法律施行が令和7年5月中であることから、令和7年2月から5月にかけての通知書発送準備を想定しており、令和7年5月下旬に通知書発送及び届出受付開始となるが受付期間が1年、事後処理を含めて終了が令和8年8月予定となっている。(期間が長期である)											
	解決策	本市には戸籍数約30,000件、本籍人数約70,000件あるが、一部の業務を委託又は、受付審査に会計任用職員登用など、示された要綱により事業を進める。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規
		マイナンバー制度に基づく戸籍関係情報連携は令和6年8月から本格運用を開始し、オンライン化進めている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規
国の制度改正に伴う措置であることから、令和7年度新規事業として実施するものとするが、国庫補助金等の財源の目途がつけば、令和6年度中の予算要求を可とする。 引き続き、国の動向を注視すること。													
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		10053		予算事業名		庁舎等管理費		担当部局		市民生活部	
個別事業名及び補助金名称		深江庁舎敷地内舗装工事						担当課室		深江支所	
								担当班		市民窓口班	
事業期間		令和 7 年度～令和 7 年度		（ 1 年間）		実施区域		深江町			
総合計画	基本柱	8.協働行政						予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営							款（名称）	2.総務費	
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用							項（名称）	1.総務管理費	
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用（総合戦略）							目（名称）	5.財産管理費	
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 深江庁舎敷地内には、未舗装部分があり雑草が生い茂っている箇所がある。そのため、委託契約を締結し年3回の除草作業を実施しているが、時期によっては繁茂スピードが早く、一度除草作業をしてもまたすぐ伸びている状況である。このまま、現在の庁舎を使用し続けるとするならば、今後も委託料が発生し続けることになるので、該当箇所をコンクリート舗装し将来に渡る財政支出の削減を図る。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 敷地内の雑草の生育を抑制することにより環境美化にも繋がり、除草作業にかかるランニングコストの削減に繋がる。										
	(3)事業の概要 雑木を伐採し、支所敷地内115㎡にコンクリート舗装を行う。										
	(4)期待される効果 ランニングコストの削減と周辺環境美化が図られる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)						令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称		補助率			1,254					
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財						1,254				
年度別取組の概要							工事一式				
ふるさと納税応援寄附金事業区分						利用しない					

											整理番号	新-07	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	将来に渡る経費抑制が見込めるため公益性に高いと解する。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			将来に渡る経費抑制が見込めるため市民の利益に寄与していると解する。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	将来的な経費抑制が見込めるため市民ニーズは認められると解する。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			行政財産であるため行政が行う必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	早期に実施することにより将来的な経費抑制の交換が大きくなる事から実施する意義は大いに有ると解する。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			欠いていない							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	発揮される							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			最適な手法である							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	確保されている							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		与えていない									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	現在の庁舎が存在する限り、毎年委託契約を締結し除草作業を実施する事となるが、昨今の人件費高騰に伴い、今後委託料の高騰が予測される。												
	課題	財政面で、補助金等の補助がない。											
	解決策	公共施設整備基金などの財源を充てたい。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		現在の庁舎を使用し続けるとするならば、将来に渡って発生する業務である。今回提案する未舗装部分をコンクリート舗装することにより、除草経費の削減が見込めること及び、庁舎敷地内の環境美化も図れるので早急な事業実施が望ましいと考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
長期的な視点ではランニングコスト削減や環境美化にも効果があると認められるが、フェンス付替えも含め、早急に全ての場所に対して取り組まなければならない事業と判断することは難しい。 深江支所所管の他の新規計画事業との優先度も含めて、再度事業実施について検討すること。 なお、部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。													
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		10053		予算事業名		庁舎等管理費		担当部局		市民生活部		
個別事業名及び補助金名称		深江支所フェンス付替工事						担当課室		深江支所		
								担当班		市民窓口班		
事業期間		令和 7 年度～令和 7 年度(1 年間)		実施区域		深江町						
総合計画	基本柱	8.協働行政						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	4.持続可能な財政運営							款(名称)	2.総務費		
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用							項(名称)	1.総務管理費		
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)							目(名称)	5.財産管理費		
	重点P	該当しない										
根拠計画		-										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	深江庁舎南側から東側に設置されているフェンス及び深江庁舎下段海側の南側から東側に設置されているフェンスが、経年劣化等により変形しフェンスが倒れたり破れ景観を損ねている。また、フェンスを固定している支柱も腐食し強度が不足している箇所がある。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	このまま放置しておく、強風等により倒壊する懸念がある。庁舎東側の市道に面している部分が倒壊した場合、通行人がケガをしたり大型車両の往来もあることから交通を妨げる可能性がある。また、庁舎下段海側の南側は民家と隣接しており民家側へ倒れた場合のことを考えると、早急の付替えが望ましい。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	深江庁舎周辺 フェンスL=152m、コンクリート舗装A=295㎡ 既設フェンス撤去運搬、フェンス設置、樹木伐採運搬処理、コンクリート舗装 深江庁舎下段海側 フェンスL=75m、コンクリート舗装A=250㎡ 既設フェンス撤去運搬、フェンス設置、樹木伐採運搬処理、コンクリート舗装											
	(4)期待される効果											
	安全性の向上と景観美化が図られる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)						令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考	
	財源名称		補助率			13,041						
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財						13,041					
年度別取組の概要							工事一式					
ふるさと納税応援寄附金事業区分						利用しない						

											整理番号	新-08	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	倒壊する危険性が軽減し景観美化が向上する							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			倒壊の危険性が低減する事により公益性は認められる							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	安全性が向上するので市民のニーズは認められる							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			行政財産であるので、当然行政が実施すべき事業である							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	施工範囲を区切って年度毎の付替えも可能であると思うが、材料費等の高騰が続いており、単年度での付替えが経費を抑えることができる。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			均衡は欠いていない							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	危険性の低減及び景観美化について効果は発揮される							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			最適な手法である							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	確保されている							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		与えていない									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	近年の異常気象等の影響(高温・豪雨・強風)で腐食が進み倒壊する危険性が増大する												
	課題	財政面で、補助金等の補助がない。											
	解決策	公共施設整備基金などの財源を充てたい。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		現在でも所々腐食している状況であり、このまま放置すると当然ながら更に腐食が進み隣接する民家方面に倒壊する可能性もあり危険度が増すばかりである。また、近年の物価上昇も鑑み早期に着手した方が工事費の抑制に繋がると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
深江庁舎敷地内舗装工事も含め、落下防止など危険性が高い場所の改修は必要であるが、道路・民家に隣接する場所から優先し、複数年度に分けて改修することが現実的ではないかと考えられる。 また、樹木の伐採等に伴う敷地の舗装については必要性を感じないため、深江支所所管の他の新規計画事業との優先度や施工場所等を含め、再度事業実施について検討すること。なお、部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。													
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10053	予算事業名	庁舎等管理費		担当部局	市民生活部		
個別事業名及び補助金名称	有家庁舎車庫改修工事				担当課室	有家支所		
					担当班	市民窓口班		
事業期間	令和 R7	年度～令和 R8	年度(2 年間)	実施区域	有家町			
総合計画	基本柱	8.協働行政			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営				款(名称)	2 総務費	
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用				項(名称)	1 総務管理費	
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)				目(名称)	5 財産管理費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 有家庁舎車庫(1階:車庫、2階:倉庫)は、昭和54年度竣工して45年経過している建物である。車庫が経年劣化により屋根の錆びが酷く雨漏りしている可能性もあり、壁も錆びや外れかけている箇所や雨除け屋根に錆びが酷く穴が開いており、雨天時にが雨水が車庫内に溜まっている状況であるため、中長期的に使用する車庫であるならば、改修の必要があります。また、屋根からの雨漏りがある場合、漏電による停電やその停電の影響による業務の支障が出る場合がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 改修時期を遅らせることになれば、LED照明器具の取替、鉄骨本体のやり替え、天井板・2階床等の改修をしなければいけないため、事業費のコストを考えると早期の改修工事が必要です。							
	(3)事業の概要 車庫の屋根及びとい、壁、外部鉄骨階段の改修、車庫1階の鉄骨むき出し部の錆とり・塗装。							
	(4)期待される効果 車庫の改修を行うことにより、中長期計画に基づき有家庁舎の運用ができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称		補助率		1,236	30,900		
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財				1,236	30,900		
年度別取組の概要				実施設計委託業務	改修工事			
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない				

											整理番号	新-09	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A		将来に渡る経費抑制が見込めるため公益性がある。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している				将来に渡る経費抑制が見込めるため市民の利益に寄与している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A		将来的な経費抑制が見込めるため市民ニーズは認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある				行政財産であるため行政が実施すべき事業である。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A		早期に実施することにより将来的な経費抑制の効果が大きくなる事から実施する意義は大いに有ると解する。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない				均衡は欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A		有効である。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である				最善である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A		公平である。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		与えていない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	車庫の改修を行わなかった場合、漏電による庁舎内への影響で行政サービスに支障をきたし、また、台風時などの暴風雨による車庫周辺への被害、車庫2階の倉庫に保管している備品等にも影響がある。												
	課題	財政面で、補助金等の補助がない。											
	解決策	公共施設整備基金などの財源を充てたい。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		中長期計画による有家庁舎を使用するならば、車庫についても改修する必要がある、車庫の屋根の雨漏りや壁の劣化が進み、車庫の周辺に被害(人的・物的)が出てもおかしくない状況であるために、早急に修繕が必要である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	C	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	再検討
現時点で大規模修繕を行うまでの必要性は感じられない。 車庫2階の倉庫に保管している備品については、建設部・農林水産部等関連部署とも協議を行い、既存の別倉庫の活用または小規模な倉庫を新設するなど他の保管方法を模索するほか、車庫の改修ではなく、解体についても検討すること。また、倉庫の部屋については当然ながら公共施設であることから、市職員労働組合の使用については庁舎管理者として再度整理を行うこと。													
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		予算事業名		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		南島原市医療的ケア児訪問型レスパイト事業費補助金		担当課室		福祉課	
事業期間		令和7年度～令和9年度（3年間）		担当班		障害福祉班	
実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	4.健康福祉		予算科目	会計区分		
	政策	4.障がい者福祉の充実			款（名称）		
	施策	1.障がい者の生活支援			項（名称）		
	施策細分	4-4-1-②障がい児への療育支援			目（名称）		
	重点P	該当しない					
根拠計画		第3期障がい児福祉計画 P22					
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 近年、医療技術の進歩を背景として、NICU等に入院したのち在宅で生活するにあたり、医療的ケア(人工呼吸器や胃瘻等)を常時必要とする子どもの数は年々増加している。 医療的ケア児の在宅生活では障害福祉サービスや医療の各種サービスを利用しながら生活しているが、主に家族が医療的ケアを担っており、家族の心身の負担が重大である。併せて、医療的ケア児のきょうだいの育児、家族自身の通院がある場合は、さらなる重責が増し、家庭環境が悪化する要因となりうる。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 医療的ケア児の看護に訪問看護ステーションを利用する家族に対して、レスパイト(一時休息)のための医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護の費用を助成し、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図る。						
	(3)事業の概要 対象・・・医療的ケア児及び医療的ケア児の家族 医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護の費用の補助を行う。 ・本事業の利用にあたって、自己負担金はなし。 ・本事業に係った経費は、市からサービスを提供した訪問看護事業所へ支払い。 (1時間あたり7,500円または実支出額に相当する額の低い方) ・医療的ケア児一人につき年間96時間まで						
	(4)期待される効果 本事業を行うことにより、家族の負担軽減、リフレッシュはもとより、医療では対応できなかった自宅外の訪問看護の利用ができ、医療的ケア児自身とその家族の身体的・心理的な安定及び生活の質の向上が期待できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称	補助率		2,160	2,160	2,160	
	国庫	児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金	1/2	1,080	1,080	1,080	国庫はこども未来課担当補助金であるが、受入れは福祉課で行う。(こども未来課協議済)
	県費	地域生活支援事業費等補助金	1/4	540	540	540	
	起債						
	特財						
一財			540	540	540		
年度別取組の概要				3名×96h×7,500円	3名×96h×7,500円	3名×96h×7,500円	
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない				

											整理番号	新-10	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		B	利用者のニーズに対応した事業の実施により、家庭の生活の安定につながる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		b.一部寄与している			利用者のニーズに対応した事業の実施により、家庭の生活の安定につながる。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A	現在の社会情勢から、利用者のニーズに対応した事業となる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある			医療的ケア児法によって、行政の役割が明確に示されている。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A	在宅で生活する医療的ケア児は年々増加しており、主に医療的ケアを担う家族の心身の負担を軽減を図ることが必要。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない			近隣市でも同様の事業を実施しており、均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A	介護者の心身の負担等の軽減が図られ、効果が十分に発揮できる。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である			県の補助事業により示されている手法であり、介護者の心身の負担等の軽減が図られる手法となる。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A	市内在住の医療的ケア児及びその家族を対象としているため、公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内在住の医療的ケア児及びその家族を対象としているため、特定のものへの恩恵を与えることはない。									
その他の視点			特になし。										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施した場合には、介護者の心身の負担軽減が図られることはもとより、ケア児にかかりきりであった介護者の時間を他のきょうだい児に充てることで家庭環境の安定も図られる。時間的にも気持ち的にも余裕ができることにより、医療的ケア児及び家族の生活の質の向上が図られ、ひいては安心して子どもを生み、育てることができる「これからも 住み続けたい 住んでみたいまち」南島原市の実現の一助となる。												
	課題	市内に医療的ケア児に対応する訪問看護事業所が無く、半島内にも2事業所(島原市、雲仙市)のみである。											
解決策	県や医療的ケア児支援センター、県南保健所と連携し、協力事業所の確保に努める。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		医療的ケアを必要とする子どもは、年々増加しているため、事業規模は増加することが予想され、在宅生活の支援体制の整備が必要となる。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		所管課における方向性のとおり、令和7年度予算要求を可とする。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13222		予算事業名		保育所運営・活動支援事業		担当部局		福祉保健部		
個別事業名及び補助金名称		こども誰でも通園制度周知事業						担当課室		こども未来課		
								担当班		こども支援班		
事業期間		令和 7 年度～令和 7 年度(1 年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	4.健康福祉						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	5.児童福祉の充実							款(名称)		3 民生費	
	施策	1.子育て支援の充実							項(名称)		2 児童福祉費	
	施策細分	4-5-1-④様々なニーズに応じた子育て支援施設の充実、支援体制の構築(総合戦略)							目(名称)		2 児童措置費	
	重点P	該当しない										
根拠計画												
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 令和5年6月13日閣議決定された「こども未来戦略方針」において、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充を目的とし、「月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付【こども誰でも通園制度(仮称)】を創設することが決定された。 この事業は令和8年度から実施することが義務付けされていることから、令和7年度において実施に向けての準備が必要となった。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 令和8年度の全国的な本格実施を見据え、令和7年度の制度化に向けた試行的な事業を展開している。事業の内容等が判明次第、市民に対し制度を広く周知することで、事業内容の認知度向上を図る。											
	(3)事業の概要 令和8年度からの事業開始前に、制度の内容をチラシ等にて周知する。											
	(4)期待される効果 新しい事業の認知度向上が図られる											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)						令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考	
	財源名称		補助率			300						
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財						300					
年度別取組の概要							チラシ等配布					
ふるさと納税応援寄附金事業区分						③ 子供たちの健全育成に関する事業						

											整理番号	新-11	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		B	事業は全国の自治体で同一条件にて行われることから、公益性が客観的に認められる							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している			条件を満たす市民が対象であり、制度の周知は市民の利益に寄与している							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	条件を満たす市民が対象であることから、制度の周知は市民ニーズが認められる							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			実施主体は市であるため、行政が実施する必要がある							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	条件を満たす市民が対象であり、事業の内容を全世帯に周知する必要があるため、適正であり必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			周知は紙ベースを利用している市がほとんどであるため、均衡を欠いていない							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		B	チラシ等で市内に広く周知することにより、事業を希望する対象者が現れることが期待されるため、効果が発揮される予定である							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり			チラシ等の配布のほか、ホームページ等も活用する予定							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	全世帯に周知する予定であるため、公平性は確保されている							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		条件を満たす全ての市民が対象であるため、特権的な恩恵を与える性質のものではない									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	新たな制度の内容周知が広く行き渡らず、対象者かつ利用を希望している方が利用できない事が想定される。												
	課題	特になし											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規
		令和8年度から本格的に実施が予定されているため、事業内容の事前周知を行い、必要とする人が確実に、そしてスムーズに利用できる体制づくりを確立する。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	B	評価区分	新規
		所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可とする。 予算要求にあたっては、部局別予算要求基準を考慮しつつ、ふるさと応援寄附基金(③子供たちの健全育成に関する事業)の活用を前提に地域づくり課との財源調整を行うこと。なお、国の制度開始に伴う事業周知であるため、今後の国の動向を注視し、国の財源があれば優先的に活用すること。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13222		予算事業名		保育所運営・活動支援事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称				令和7年度長崎県保育研究大会(島原半島大会)補助金				担当課室		こども未来課	
事業期間		令和7年度～令和7年度(1年間)		担当班		こども支援班		実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	4.地域間交流の推進					款(名称)	3 民生費			
	施策	1.地域間交流の推進					項(名称)	2 児童福祉費			
	施策細分	-					目(名称)	2 児童措置費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	令和7年6月28日に開催される「第48回長崎県保育研究大会(島原半島大会)への後援依頼があっており、費用の一部について、補助してほしい旨の要請を受けている。これらに対して、補助金の交付を行うもの										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	大会のパネルディスカッション、講演、分科会等を通して、保育士の資質の向上等を目指す。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	同大会への補助 【大会の概要】 ①パネルディスカッション ②講演・分科会等 ③記念式典 ④交流会 ⑤視察研修										
	(4)期待される効果										
	・大会開催による保育の質の向上、他地域の保育士との交流 ・準備等を通して三市の保育関係者の交流										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率		310						
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財				310						
年度別取組の概要											
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない								

											整理番号	新-12	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	保育士の資質向上の形で公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			保育士の資質向上につながり、結果として市の保育を通して市民が利益を享受可能。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	保育士の資質向上による事故の防止については、市民の求めるところである。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			質の向上は本来保育所が担う部分であるが、これらを委託している市に責任の原初があるため。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		B	必要経費の見積もりについて、不十分な部分が多く、再度整理をする必要がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市と協議をしながら、足並みを揃えた補助を実施する予定							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	保育士の資質向上の形で発揮される予定							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			他に方法がなく、最適な方法といえる。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	b.一部改善の余地あり		B	他課等で所管している同趣旨の大会における取り扱いが不明であるため、これらとの足並みを揃える必要がある。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		同大会は、7年度のみであり、特権的な恩恵を与えることはない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	大会の予算不足などから、事業の実施ができない可能性がある。												
	課題	保育士の資質向上という目的に合致した経費の精査を行い、単純な大会の費用とらないようにする。											
	解決策	現時点で、支出予定の内容の洗い出し、大会予算の状況の確認などを行っている。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	新規
		事業は補助を要すると思われる。ただし、保育士の資質向上という目的に合致した経費の精査を行い、単純な大会の費用とらないようにすることが重要で、補助金交付要綱等の整備も必要。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	再検討
補助金額については再度精査を行い、島原市、雲仙市の状況も踏まえて、次年度当初予算要求までに支援のあり方を含めた整理を行うこと。 そのうえで支援を行うのであれば、部局別に示される予算要求基準額を考慮のうえ必要額を要求することは妨げない。													
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		12301		予算事業名		安心な医療体制の確保推進事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		医療提供体制確保事業補助金						担当課室		健康づくり課	
								担当班		健康保険班	
事業期間		令和7年度～令和9年度（3年間）						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	4.健康福祉						予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	2.医療体制の充実							款（名称）	4.衛生費	
	施策	1.医療体制の充実							項（名称）	1.保健衛生費	
	施策細分	4-2-1-①安心な医療体制の確保（総合戦略）							目（名称）	1.保健衛生総務費	
	重点P	②住み続けたい環境づくり									
根拠計画											
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	市内全域の課題として、小児科、産婦人科、精神科などの専門医が不足しており、住民の通院や既存専門医の診療等に大きな負担が生じている。特に、加津佐町内では、令和5年3月に一般診療所が皆無となり、地域住民の中で医療への不安が急速に高まっている。南島原市の10万人当たりの医師数は123.6人で、全国の45%、長崎県の36%と少なく、また、県南医療圏においても南島原市の医師数は島原市の半分以下である。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	市内の一般診療所で従事する医師の約3割が70歳を超えている。このままでは、近い将来、日常の医療サービスへの影響だけでなく、特定健診・乳幼児健診などの各種健診や、学校医・介護施設嘱託医などの確保も難しい状況となることが懸念される。 そこで、地域医療を支える医師の確保や在宅医療を推進することを目的として経費の一部を補助する仕組みが必要と考えている。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	診療所開設・継承補助金として、診療所の建物建設又は購入に要する経費について、2分の1以下の補助(上限3000万円) 既存診療所継承を行うにあたり建物の改修として、改修費の2分の1以下の補助(上限1,500万円) 医療機器の整備として2分の1以下の補助(上限2,000万円) 補助金の加算として指定診療科開設又は指定地域開設のいずれかに該当する場合、1,000万円 在宅医療促進補助として2分の1以下の補助(上限300万円)を補助金として計上する。										
	(4)期待される効果										
	開設費用や、医療機器が高額な為、補助することによって、医師の確保ができ、市民が安心して医療サービスが受けられる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率		63,000	63,000	63,000				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財				63,000	63,000	63,000				
年度別取組の概要											
ふるさと納税応援寄附金事業区分			⑥ その他市長が特に必要と認める事業								

											整理番号	新-13		
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	医療提供体制の充実を図ることは、公益性がある。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			医療提供体制の充実を図ることは、市民の利益に寄与する。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		B	特に加津佐町民においては、かかりつけ医が皆無となったことで診療所設置の強い要望が出ている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			b.行政が実施する方が有利			民間での診療所設置が一番いいが、行政が介入することで診療所設置が容易となる可能性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			b.一部余地がある		B	実施する必要性はあると考えるが、事業規模については不明。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			均衡は欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		B	事業が実施されれば、市民の期待に応えることができる。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			b.一部改善の余地あり			西海市では新規開設と継承の補助事業を行い実績がある。他に最適な方法があるかは不明。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	医療提供体制の充実を図ることは、公平と考える。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		与えていない。									
その他の視点														
事業を実施しなかった場合の影響														
市内の一般診療所で従事する医師の約3割が70歳を超えている。このままでは、近い将来、日常の医療サービスへの影響だけでなく、特定健診・乳幼児健診などの各種健診や、学校医・介護施設嘱託医などの確保も難しい状況となることが懸念される。														
課題 要綱を制定し、医師会を情報共有しながら、医師の本市で診療所を開設ができるような体制づくりをする。														
解決策 チラシを作成し、県医師会、地元医師会及び医療機関に対して誘致を行う。														
次年度に向けた方向性	実施機関評価		公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規
			要綱を制定し、医師会と情報共有しながら、医師が本市で診療所を開設ができるような体制づくりをする。											
	市長評価		公益性	A	必要性	B	妥当性	C	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規
市内の診療所が高齢化等により減少する中で、新規開業や承継に係る支援を行うことは医療の偏在解消と充実につながることから、本事業を新規事業として採択するものとする。 なお、現在「補助金等の適正化に向けた基本方針」による補助金等の見直しを進めており、新規の補助金等についても基本方針への適合を求めている。本補助金も、成果指標の設定や補助制度の公表等について遺漏が無いよう取り組むこと。 当初予算要求にあたっては、部局別に示される予算要求基準額を考慮しつつ、事業者の資産形成に寄与しない経費に関してふるさと応援寄附基金(⑥その他市長が特に必要と認める事業)を活用することを前提に、地域づくり課との財源調整を行うこと。														
備考														

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14026		予算事業名		農業新技術活用実証事業		担当部局		農林水産部	
個別事業名及び補助金名称		農業用ドローン資格取得支援事業補助金						担当課室		農林課	
								担当班		農業戦略班	
事業期間		令和7年度～令和9年度（3年間）						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興							款（名称）	6.農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化（農林業）							項（名称）	1.農業費	
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化（総合戦略）							目（名称）	3.農業振興費	
	重点P										
根拠計画		南島原市農業振興基本計画P13									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 農業従事者の高齢化や農業後継者の減少などにより、農業の担い手が不足している中、農業従事者の確保、育成は喫緊の課題である。そのため、農業を若者から選ばれる産業にするために、スマート農業を推進し、農作業の効率化、作業負担の軽減、高品質な農作物の安定生産及び収量向上に取り組んでいるところである。 なお農業用ドローンについては、農薬散布のほか、肥料散布、播種、運搬など様々な場面で活用されている。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 農業用ドローンの活用推進を図ることで、農作業の効率化及び収量向上を図る。										
	(3)事業の概要 農業用ドローンの操縦技能認証を取得するために要する経費を支援する。 補助対象者 市内の農業者又は農業者で組織する団体 補助率 1/2以内(1人あたり上限:15万円) ※検討中										
	(4)期待される効果 農作業の効率化、作業負担の軽減										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率		1,500	1,500	1,500				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財				1,500	1,500	1,500				
年度別取組の概要				補助金	補助金	補助金					
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	新-14	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	農業の担い手不足、高齢化対策であり、公益性は認められる							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			基幹産業である農業担い手不足、高齢化対策は、市民の利益に寄与するものである							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	基幹産業である農業担い手不足、高齢化対策は必要であり農業者から望まれている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			基幹産業である農業の担い手不足、高齢化対策は、生産団体等一体となって行う必要がる。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	農業者にも一定負担していただいており、基幹産業のある農業の担い手不足対策は必要な取り組みである。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			事業内容、補助率等、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	農作業の効率化、作業負担の軽減、収量向上については十分発揮されている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			事業者が主体となって取り組むべきことであり、補助金の交付による支援が最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施した場合の影響												
	農業用ドローンの活用により、農作業の時間短縮、人手不足解消などにつながり農作業の効率化が期待できる。												
	課題	スマート農業に対する農業者の理解促進、活用技術の向上											
	解決策	既にスマート農業を導入している農業者等を講師とした研修会の開催											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		農業担い手が減少している中、先端技術を活用したスマート農業については、今後拡大していくことが予想されることから、農業が基幹産業である本市において、スマート農業の普及推進は、本市農業の課題解決のために必要な取り組みであり継続して取り組んでいく必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
スマート農業に関する取組は本市の農業生産効率の向上が大きく寄与することが見込まれるため、3年間の新規事業として採択する。 ただし、農業用ドローン農薬散布普及支援事業によるこれまでの実証事業の結果等をもって支援内容を精査し、部局別に示される予算要求基準の範囲内で次年度予算要求を行うこと。 なお、現在「補助金等の適正化に向けた基本方針」による補助金等の見直しを進めており、新規の補助金等についても基本方針への適合を求めている。本補助金も、成果指標の設定や補助制度の公表等について遺漏が無いよう取り組むこと。													
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14016	予算事業名	強い農業づくり交付金事業		担当部局	農林水産部		
個別事業名及び補助金名称	持続的畑作生産体系確立緊急支援事業				担当課室	農林課		
					担当班	農産班		
事業期間	令和 7 年度～令和 7 年度(1 年間)	実施区域	市全域					
総合計画	基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)				目(名称)	3 農業振興費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	畑作産地において、難防除病害虫の発生拡大や世界的な環境意識の高まりなどにより、北海道に依存しない持続可能な生産体制の構築が課題となっている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	難病害虫の発生拡大、需給バランスの崩れなどの畑作産地が抱えるリスクや環境への対応能力を強化するため、病害抑制と需要に応じた生産拡大の両立、生産体系の確立など持続可能な畑作産地の構築を図ることを目的とする。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金交付等要領に定めてある集出荷貯蔵施設導入に要する補助対象事業費の2分の1以内を補助する。(上限なし。市上乗せなし。)							
	(4)期待される効果							
	本事業に取り組むことにより、作業効率化と品質の向上による高単価に期待ができ、農家の所得向上に期待ができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称		補助率		87,351			
	国庫	持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金			82,351			
	県費							
	起債							
	特財							
	一財				5,000			
年度別取組の概要				補助金				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない				

											整理番号	新-15	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	農業の活性化、経営安定のための取組である。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			農業の経営安定、生産性の向上に期待できる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	農業の活性化に寄与するものであり、必要性は認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			農業の経営安定が期待できることから市が実施する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	資材高騰などの影響もあり、厳しい経営状況であることから一定の支援が必要である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市も同様の支援を行っている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	農業の経営安定が期待できる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			事業効果の発揮のためには、補助金での交付が最も適している。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		要件を満たすことで誰でも支援を受けることができる。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	品質の低下や作業効率の悪化により、農家所得の減少、農業の活性化に期待できなくなる。												
	課題	農家が減少傾向にあり、生産量の拡大が難しくなっている。											
	解決策	作業効率化に努めることで、一人当たりの作業量を軽減し、生産量の拡大を目指す。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		本市の農業振興には、農業の経営安定化、収益向上への取組が必要であり、支援を行う必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	C	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
		県補助金を補助対象者へ支援する本体事業分については新規事業として採択するものとする。 ただし、国県補助金に対する一般財源による上乗せ補助については、「補助金等の適正化に向けた基本方針」見直しガイドライン(6)に記載のとおり、本市独自に補助を行う必要性や効果があるのか十分に検討し、広く一般に説明できるようその理由を整理する必要がある。そのうえで、必要であれば部局別に示される予算要求基準額の範囲内で次年度予算要求することは妨げない。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14018		予算事業名		環境保全型農業推進事業		担当部局		農林水産部	
個別事業名及び補助金名称		南島原市ながさき農林業グリーン化総合対策事業						担当課室		農林課	
								担当班		農産班	
事業期間		令和 6 年度～令和 8 年度(3 年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興							款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	5.環境にやさしい農林業の振興							項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-5-①環境保全型農業の推進							目(名称)	3 農業振興費	
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	持続可能な食料システムの確立に向けて、化学肥料・化学農薬の50%減少などを目標として「みどりの食料システム戦略」が策定された。その推進に向けて、みどり認定制度を設定し、低減の取組を行う農業者に対して支援を行っている。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	みどり認定を取得する農業者に対して、化学肥料・化学農薬・燃油の低減に資する農業機械等の導入に係る経費を補助する。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	ながさき農林業グリーン化総合対策事業交付要領に定めてある各農業機械等の導入に要する補助対象事業費の100分の10以内を補助する。										
	(4)期待される効果										
	本事業に取り組むことで、南島原市の環境保全、生物多様性に繋がる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	310							
	国庫										
	県費	ながさき農林業グリーン化総合対策事業	1/3	238							
	起債										
	特財										
	一財			72							
年度別取組の概要			補助金								
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない								

											整理番号	新-16	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	環境保全型農業を推進することで、本市の環境保全や生物多様性に資する取組である。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			持続可能な農業生産技術の向上に期待できる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	環境保全の取組はSDGs等の取組との関連性もあり、将来的に市の維持に繋がる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			低減の取組は農業者にとって、一定の費用が掛かることから支援は必要である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		B	多くの農業者にとって初期費用がかかるため、新規取組者の確保に向けた支援が必要である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市も同様の取組を行っている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	化学肥料・化学農薬・燃油の低減取組を行う事で、環境への負荷低減に繋がる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			農業者への補助金の交付による支援が最も効果的である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内の農業者であれば、県事業の採択を受けることで誰でも取り組むことができる。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内の農業者であれば、県事業の採択を受けることで誰でも取り組むことができる。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	化学肥料・化学農薬の50%減を始めとするみどり認定の目標を達成することができず、持続可能な農業システムの構築が出来なくなる。												
	課題	低減の取組は掛かり増し経費がかかることや、栽培方法を変える必要があるため、新規取組が難しい。											
	解決策	栽培方法を大きく変えずに取り組むことができる資材や技術の導入を推進する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		持続可能な農業を推進していくために、環境保全型農業に取り組む農業者を支援する必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	補正新規
		ながさき農林業グリーン化総合対策事業補助金の対象であることを条件として、令和6年度補正予算(12月)での予算要求を可能とする。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15030		予算事業名		市道改良事業		担当部局		建設部		
個別事業名及び補助金名称		市道宮ノ下白崎線道路改良事業						担当課室		建設課		
								担当班		建設改良班		
事業期間		令和 7 年度～令和 11 年度（ 5 年間）						実施区域		有家町		
総合計画	基本柱	7.基盤整備						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実							款（名称）		8 土木費	
	施策	1.道路網の整備							項（名称）		2 道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備（総合戦略）							目（名称）		3 道路新設改良費	
	重点P	該当しない										
根拠計画												
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	都市再生整備計画事業において、市の中心部である西有家・有家地区を、市の中心拠点として行政や医療など多様な都市機能の立地、集積を図る必要がある地域であるが、人口減少が進んでおり、都市機能の維持が困難な状況にあり、都市機能を維持していくための人口集積を図ることを目的とし、市道宮ノ下白崎線(県道雲仙有家線～市道有田隈田線区間)を整備し、住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりを行っていく。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	市道宮ノ下白崎線の、県道雲仙有家線と市道有田隈田線間には、有家庁舎がありまた、その区間については、島原鉄道のバス停も存在しており人が集まりやすい場所ともなっている。さらに、県道との交差点部分は、信号交差点で2車線化されており、市道有田隈田線においては、2車線の市道であり、本市道の車線減少が、車両さらには歩行者の利便性、安全性を著しく疎外しており、この間の2車線化を行い市民の求める街づくりの礎とする。											
	(3)事業の概要											
概略設計業務 L=250m 測量設計業務 L=250m 補償費調査 1式 用地補償 1式 道路改良工事 L=250m												
年度別の計画額の概要	(4)期待される効果											
	都市機能を維持していくための人口集積を図り、住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりの礎となる。											
	年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
		財源名称		補助率		3,000	25,000	243,000				
		国庫	都市構造再編集集中支援事業	1/2			12,500	120,000				
県費												
起債		過疎対策事業債	1/1			12,500	120,000					
特財												
一財					3,000		3,000					
年度別取組の概要					概略設計 L=250m	測量設計 L=250m	用地補償					
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない								

											整理番号	新-17	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	現在の市道規格では、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			市道管理者による、道路拡張が基本である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	他地区との連絡道路として必要な規模である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			連絡道路として改良する路線としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	すでに一部区間2車線化している路線でもあり、同規格の道路として連続性をもたせる必要性もあり、道路沿線には、有家庁舎、バス停も存在しているがこのままの状態では、連絡道路としての機能が果たせず、道路網の利便性に欠け、住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりの基盤の構築に支障をもたらす。												
	課題	本路線には、住居や事業所が近接しており、移転補償等の交渉が難航する可能性がある。											
	解決策	概略設計により、事前に線形を考察し、地元へのアプローチを行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		2車線道路として連続性をもたせることにより、連絡道路としての機能が充実し、道路網の利便性が向上し、住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりの基盤の構築が図れる。											
	市長評価	公益性	C	必要性	C	妥当性	C	有効性	B	公平性	B	評価区分	保留
		現時点において計画区間の整備に早急に取り組まなければならないものとは言えないと判断する。しかしながら、今年度中に策定予定の立地適正化計画に基づく面的かつ長期的な整備計画の一環であることが把握できれば、令和8年度以降の予算要求については妨げないものとする。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15020		予算事業名		市道維持管理事業		担当部局		建設部		
個別事業名及び補助金名称		市道石田線緊急自然災害防止対策事業						担当課室		建設課		
								担当班		維持防災班		
事業期間		令和 6 年度～令和 7 年度(2 年間)						実施区域		有家町		
総合計画	基本柱	6.安全安心						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	1.災害に強いまちづくり							款(名称)		8 土木費	
	施策	1.防災・減災対策の推進							項(名称)		2 道路橋りょう費	
	施策細分	6-1-1-④危険個所対策の推進							目(名称)		2 道路維持費	
	重点P	該当しない										
根拠計画												
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	市道石田線の隣接法面が風雨で崩落し、市道への土砂の流入被害が発生している。また、当該箇所は通学路であるため、今後、大雨等により災害が発生した場合、市道及び周辺家屋への土砂流入等の災害が懸念される。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	大雨時に法面部からの市道及び周辺家屋への土砂流入等の災害から人命や財産を守ることを目的に緊急自然災害防止対策を実施することにより、人命や財産を守り、市民の安全安心な生活環境が確保される。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	令和6年度 測量設計業務委託 令和7年度 整備工事(吹付法砕工A=150m2)											
	(4)期待される効果											
	市道石田線及び周辺の集中豪雨等における家屋への土砂流入等の災害を防止し、市民の安全安心な生活環境を確保できる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	10,000	20,000							
	国庫											
	県費											
	起債	緊急自然災害防止対策事業債		10,000	20,000							
	特財											
	一財											
年度別取組の概要			測量設計 10,000千円	整備工事 20,000千円								
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない									

											整理番号	新-18	
		評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由					
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A	市道の法面对策であり、安心安全な生活環境を確保するため、公益性は認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している			不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある			市道は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A	地元からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない			市道の緊急自然災害防止対策事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A	対策工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。						
		事業執行の方法が最適手法であるか		a.最適である			市道の法面工事であり、法面崩壊対策以外の手法は考えられない。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A	不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。						
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない			不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。						
		その他の視点											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、事業対象法面の崩壊が進み、市民の安心安全な生活に支障をきたす。												
	課題	市道隣接法面は私有地であるため、当該用地の市への名義変更が必要となる。											
	解決策	地権者へ用地の名義変更の同意をとり、寄附をしていただく。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		本事業は、市民の安心安全を確保するうえで必要な事業である。また、予算については緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		緊急自然災害防止対策事業債の活用を条件として、令和6年度補正予算(9月)で予算対応した。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15020		予算事業名		市道維持管理事業		担当部局		建設部		
個別事業名及び補助金名称		市道大丸1号線緊急自然災害防止対策事業						担当課室		建設課		
								担当班		維持防災班		
事業期間		令和 7 年度～令和 7 年度(1 年間)		実施区域		北有馬町						
総合計画	基本柱	6.安全安心						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.災害に強いまちづくり							款(名称)	8 土木費		
	施策	1.防災・減災対策の推進							項(名称)	2 道路橋りょう費		
	施策細分	6-1-1-④危険個所対策の推進							目(名称)	2 道路維持費		
	重点P	該当しない										
根拠計画												
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	市道大丸1号線の路肩法面が風雨で崩落し、農地への土砂の流入被害が発生している。また、今後、大雨等により災害が発生した場合、周辺農地への土砂流入等の災害が懸念される。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	大雨時に法面部からの隣接農地への土砂流入や道路路肩の崩壊などの災害から人命や財産を守ることを目的に緊急自然災害防止対策を実施することにより、人命や財産を守り、市民の安全安心な生活環境が確保される。											
	(3)事業の概要											
令和7年度 整備工事(張コンクリート工A=1,200m2)												
年度別の計画額の概要	(4)期待される効果											
	市道大丸1号線及び周辺の集中豪雨等における農地への土砂流入及び道路路肩崩壊等の災害を防止し、市民の安全安心な生活環境を確保できる。											
	年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
		財源名称		補助率		15,000						
		国庫										
県費												
起債		緊急自然災害防止対策事業債			15,000							
特財												
一財												
年度別取組の概要					整備工事 15,000千円							
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない								

											整理番号	新-19	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	市道の法面对策であり、安心安全な生活環境を確保するため、公益性は認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			市道は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	地元からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			市道の緊急自然災害防止対策事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	対策工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			市道の法面工事であり、法面崩壊対策以外の手法は考えられない。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、事業対象法面の崩壊が進み、市民の安心安全な生活に支障をきたす。												
	課題	なし											
	解決策	なし											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		本事業は、市民の安心安全を確保するうえで必要な事業である。また、予算については緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		緊急自然災害防止対策事業債、またはその他の財源の活用が可能であることが確認できれば、予算要求を可とする。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15020		予算事業名		市道維持管理事業		担当部局		建設部		
個別事業名及び補助金名称		市道灘宮ノ下線整備事業						担当課室		建設課		
								担当班		維持防災班		
事業期間		令和 7 年度～令和 9 年度(3 年間)						実施区域		西有家町		
総合計画	基本柱	7.基盤整備						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.交通環境の充実							款(名称)	8	土木費	
	施策	1.道路網の整備							項(名称)	2	道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)							目(名称)	2	道路維持費	
	重点P	該当しない										
根拠計画		都市再生整備計画										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	今後さらなる人口減少・高齢化の進行が予想され、持続可能なまちづくりを実現させるため、コンパクトなまちづくりを行い、地域の人口密度を維持し、それらを公共交通ネットワークでつなぐことが必要であり、市の中心拠点として良好な住環境を整備し、暮らしやすいまちづくりを行う必要がある。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	本市道は、西有家商店街を縦断し、市道南島原自転車道線と交差しており、周辺には小中学校及び幼稚園があり、通学路としても利用されており、改修を行うことにより、車道部と路肩部の視認性及び商店街周辺の交通環境の向上を図る。											
	(3)事業の概要											
令和7年度 測量設計L=680m 整備工事L=200m 令和8年度 整備工事L=300m 令和9年度 整備工事L=180m												
年度別の計画額の概要	(4)期待される効果											
	市道灘宮ノ下線を整備することにより、車道部と路肩部の視認性及び商店街周辺の交通環境の向上が図られ、市民の安全安心な生活環境を確保できる。											
	年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
		財源名称		補助率		50,000	50,000	40,000				
		国庫	都市構造再編集中央援事業費補助金	1/2		25,000	25,000	20,000				
県費												
起債												
特財												
一財				25,000	25,000	20,000						
年度別取組の概要					測量設計 4,000千円 工事 46,000千円	工事 50,000千円	工事 40,000千円					
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない								

											整理番号	新-20	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	市道の舗装工事であり、不特定多数の道路通行者が利用するため、公益性は認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			市道は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	商店街に面している市道の舗装工事であるため、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			都市集中再編事業であり、他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			市道の舗装工事であり、それ以外の手法は考えられない。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本市の中心拠点地域として都市機能の充実を図っていくことを目的としており、事業を実施しなかった場合は、中心拠点区域の賑わいの創出ができなく、より人口減少及び過疎化が加速していく。												
	課題	商店街に面した市道の舗装工事を実施するため、商店街の理解と協力が必要である。											
	解決策	地元商店街等に事前説明を実施し、理解を得る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		本事業は、都市機能を維持するための人口集積を図ることを目的としており、高質空間形成事業による都市構造再編を行い、住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりを行っていくうえで必要な事業である。また、予算については、都市構造再編集中支援事業国庫補助金での実施を考えている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	B	評価区分	新規
		都市構造再編集中支援事業費補助金、またはその他の財源の活用が可能であることが確認できれば、予算要求を可とする。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15100		予算事業名		河川維持管理事業		担当部局		建設部	
個別事業名及び補助金名称				準用河川永無田川緊急自然災害防止対策事業				担当課室		建設課	
事業期間		令和 7 年度～令和 7 年度(1 年間)						担当班		維持防災班	
事業区画		令和 7 年度～令和 7 年度(1 年間)						実施区域		西有家町	
総合計画	基本柱	7.基盤整備				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	2.生活環境の充実					款(名称)	8 土木費			
	施策	5.港湾・河川の整備					項(名称)	3 河川費			
	施策細分	7-2-5-②河川の整備					目(名称)	1 河川総務費			
	重点P	該当しない									
根拠計画											
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	準用河川永無田川、市道宮原線の兼用護岸が吸出し等により、既設石積等が孕んでおり、市道路面の沈下が発生している。今後、想定される豪雨や台風等が発生した際、現在の護岸の状態では決壊等により、隣接土地への被害が発生する可能性がある。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	豪雨や台風時による兼用護岸の崩壊等の災害から人命や財産を守ることを目的に緊急自然災害防止対策を実施することにより、人命や財産を守り、市民の安全安心な生活環境が確保される。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	令和7年度 整備工事(コンクリートブロック積A=100m2)										
	(4)期待される効果										
	豪雨や台風等による兼用護岸の崩壊等の災害を防止し、市民の安全安心な生活環境を確保できる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率		20,000						
	国庫										
	県費										
	起債	緊急自然災害防止対策事業債			20,000						
	特財										
	一財										
年度別取組の概要				整備工事 20,000千円							
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない								

											整理番号	新-21	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	護岸整備であり、安心安全な生活環境を確保するため、公益性は認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			兼用護岸であり、不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			市道及び準用河川は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	兼用護岸の崩壊が想定される箇所であり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			市道及び河川の緊急自然災害防止対策事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	対策工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			兼用護岸の整備であり、別の手法は考えられない。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	兼用護岸であり、不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		兼用護岸であり、不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、事業対象兼用護岸の崩壊が進み、市民の安心安全な生活に支障をきたす。												
	課題	なし											
	解決策	なし											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		本事業は、市民の安心安全を確保するうえで必要な事業である。また、予算については緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		緊急自然災害防止対策事業債の活用が可能であることが確実と確認できれば、令和6年度予算要求を可能とする。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		予算事業名		担当部局		建設部		
個別事業名及び補助金名称		空き家等の適正管理対策事業		担当課室		都市計画課		
				担当班		都市計画班		
事業期間		令和7年度～令和7年度(1年間)		実施区域		口之津町		
総合計画	基本柱	7.基盤整備		予算科目	会計区分			
	政策	2.生活環境の充実			款(名称)			
	施策	2.美しい景観づくり			項(名称)			
	施策細分	7-2-2-③空き家等対策の推進(総合戦略)			目(名称)			
	重点P							
根拠計画		南島原市空家等対策計画						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 令和2年5月、老朽化によるトタン屋根飛散、シャッター・外壁の剥落について近隣住民から相談があり、所有者調査を実施。結果、家屋は解散済みの法人であり、清算人は死亡。土地は第三者名義で、令和3年土地所有者死亡。配偶者が現在相続している。令和4年5月、南島原市空家等対策協議会で特定空家等に認定。令和6年8月の台風直撃により市道側の壁が大きく崩落し、老朽化が著しく進展。住民が安全で安心して住み続けることができるまちづくりに寄与するため略式代執行により除却を行う。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 対処物件は、口之津地区都市計画区域に位置し、中心部に位置する老朽危険空家である。万一倒壊した場合は、市道側に倒壊する危険性が高く、中心部に位置するため隣接する市道も通行量が比較的多い。また、所有者も確知できないことから、略式代執行を実施し、住民が安心して暮らせるよう老朽危険空家の除却を行う。							
	(3)事業の概要 危険老朽空家除却工事 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 N=1棟 店舗 1階 283.80m2、2階283.80m2							
	(4)期待される効果 住民が安心して通行ができるようになり、周辺地域の住環境の改善が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称		補助率		24,000			
	国庫	空き家	1/2		12,000			
	県費							
	起債							
	特財							
	一財				12,000			
年度別取組の概要				除却工事費				
ふるさと納税応援寄附金事業区分								

											整理番号	新-22	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	所有者が確知できない老朽危険空家であり、地域住民の住環境改善が図られる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	地域住民の生活環境改善及び安全性の確保が必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			所有者が確知できない老朽危険空家であり、行政が実施する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	危険老朽空家の除却であり必要な規模である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣では代執行の実績もなく比較することはできないが、必要な最小規模であり、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	老朽危険空家の除却により、目的に合致した効果は発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			根拠当権者による競売でさえ応募がない。ゆえに、略式代執行以外の手法はないと思われ、最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	周辺地域の状況や公費投入の正当性を総合的に判断した結果であり、公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		所有者が確知できない物件であり、土地所有者は違うため恩恵を与えているが、当該土地は寄付してよいと内諾を得ている。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	隣接する住宅や当該老朽危険空家の前を通行する車両や人に損害を与える可能性が大きい。												
	課題	本件は土地・家屋の名義人がそれぞれ異なるため、老朽危険空家を除却した場合、土地所有者はその恩恵を受けることになる。											
	解決策	本件は、事前に土地所有者と協議を行い、寄付してもよいと内諾を得ており、今後は跡地利活用を見据えた対応をする必要があり、管財契約課管財班との協議が必要となる。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		老朽危険空家を除却することにより、地域住民が安心して暮らせるようになり、住環境の改善が図ることができる。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		所管課における方向性のとおり新規事業として採択する。 令和7年度予算は、事業費精査したうえで必要額を要求すること。											
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15601	予算事業名		公営住宅安全対策事業		担当部局	建設部		
個別事業名及び補助金名称		公共事業に伴う住宅解体事業(仮称)				担当課室	都市計画課			
						担当班	住宅班			
事業期間		令和 7 年度～令和 7 年度(1 年間)				実施区域	深江町			
総合計画	基本柱	7.基盤整備				予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	2.生活環境の充実					款(名称)	8 土木費		
	施策	1.良好な住環境づくり					項(名称)	6 住宅費		
	施策細分	7-2-1-①住宅の整備(総合戦略)					目(名称)	1 住宅管理費		
	重点P	該当しない								
根拠計画										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)									
	長崎県(島原振興局)が行う一般県道雲仙深江線交通安全施設等工事(2工区)に伴い、本市公営住宅:あぜつ第2団地内の一棟を解体等を実施する(移転補償あり)。※そのほかに隣棟の軒先の一部を除却。									
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)									
	公営住宅:あぜつ第2団地が隣接する広域農道と上記県道は交通量が多く、また、交差点の見通しが悪いので車の通行及び歩行者の安全に支障をきたしているため、交差点整備工事を行い解消するもの。それに伴い、本市公営住宅一棟ほかの箇所について用地買収及び建物移転(解体)が必要となったため。									
	(3)事業の概要									
住宅一棟解体、立木及び構造物ほか撤去…あぜつ第2団地(深江町) A棟解体、E棟の一部の軒先撤去。 (※解体する棟の入居者とは移転合意・契約ができていたとの報告があっている) 歳入…県用地課から移転料・補償金として37,864,087円(概算額)の提示があっている(R6.7.16)。										
(4)期待される効果										
交差点を改良整備することにより、交通安全に寄与することができる。 (※現段階では、別途住宅再築は考えていない。)										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考	
	財源名称		補助率		6,028					
	国庫									
	県費									
	起債									
	特財	移転料・補償金(県)			6,028					
	一財									
年度別取組の概要					建物解体工事					
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない						

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17650		予算事業名		社会体育施設管理整備事業		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		北有馬田平体育館除却事業						担当課室		生涯学習課	
								担当班		スポーツ振興班	
事業期間		令和7年度～令和8年度（2年間）						実施区域		北有馬町	
総合計画	基本柱	8.協働行政						予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営							款（名称）	10.教育費	
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用							項（名称）	5.保健体育費	
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用（総合戦略）							目（名称）	2.体育施設費	
	重点P	該当しない									
根拠計画		「南島原市公共施設等総合計画」に基づく個別施設計画、第4次集中改革プラン									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景（現状と課題） 北有馬田平体育館 築年（昭和58年）、経過年数（41年） 令和5年度7月頃までフットサルチーム1団体が占有的に利用していたが、建物の老朽化が著しく進んでおり、消防署から雨漏りによる漏電で火災の恐れがあると指導があり、8月頃に体育館利用を停止した。										
	(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性） 施設の維持・改修・運営を含めたすべての経費等を勘案のうえ、人口減少を前提とした市内全ての公共施設の適正規模・適正配置の一環として、(1)の現状から体育館の解体を行う必要がある。										
	(3)事業の概要 ○北有馬田平体育館解体工事設計業務委託（令和7年度予定） ○北有馬田平体育館解体工事（令和8年度予定）										
	(4)期待される効果 社会体育施設の集約、除却等を進めることで、将来的な経費を削減することができる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳（千円）			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率		2,000	60,056					
	国庫										
	県費										
	起債	過疎債（ソフト事業）			1,200	27,800					
	特財										
	一財				800	32,256					
年度別取組の概要				解体工事設計業務委託	解体工事監理業務委託、解体工事						
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

										整理番号		新-24		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	公共施設等の適正規模、適正配置が目的であるため、明確な公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			公共施設等の適正規模、適正配置が目的であり、将来的な経費削減等の効果が期待できるため寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	公共施設等の適正規模、適正配置が目的であり、管理経費削減の意味でも将来的に市民ニーズは認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			公共施設等の適正規模、適正配置であるため、行政が実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	実施設計に基づき、翌年度に解体工事を実施するため、事業規模は適正に実施する。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			本市社会体育施設数は近隣市と比較しても多いため、適正配置を行う必要があり、均衡は欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	将来的な経費削減等の効果が期待できる。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業執行の方法は、計画に基づいて順次除却する方法が最適である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	施設の老朽化の状態や利用者数等を勘案して計画的に実施しているため公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		地域の特性や市民の利便性を考慮して、町毎の配置計画に基づいて実施している。									
その他の視点														
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	公共施設等の適正規模・適正配置の促進が図れない。													
	課題	本施設の老朽化が著しく、周辺住民にも悪影響を及ぼす可能性がある。												
	解決策	本施設の状況を適宜確認して、解体工事実施までの間は適切な処置を講ずる。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		社会体育施設の集約、除却等を進めることで、将来的な経費を削減するために実施が必要である。												
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		所管課における方向性のとおり、解体に向けた設計に着手する。 ただし、過疎債ソフト事業の充当額は総額が決まっており、他の施設除却事業等に充当する予定であるため、充当率が下がる可能性が高いことに留意すること。												
備考														

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17503		予算事業名		埋蔵文化財発掘調査事業		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		埋蔵文化財整理室管理費						担当課室		文化財課	
								担当班		文化財班	
事業期間		令和 7 年度～令和 - 年度(- 年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	2.郷土文化						予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.歴史・文化財を活かしたまちづくり							款(名称)	10:教育費	
	施策	1.歴史・文化財の保護と保存整備・活用							項(名称)	4:社会教育費	
	施策細分	2-1-1-②市内文化財の保存・整備							目(名称)	3:文化財保護費	
	重点P	該当しない									
根拠計画											
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	現在、深江埋蔵文化財整理室にて保管および整理事務を行っている。当施設が老朽化のため、令和8年度に解体する予定である。よって、整理室については、北有馬歴史民俗資料館の用途を廃止し保管及び整理事務を行う予定である。また、現北有馬民俗資料館のみでは、保管スペースが不足するため、北有馬坂下体育館を保管庫として使用する。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	発掘調査によって出土した遺物の保管および整理を行うため。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	現在、深江埋蔵文化財整理室にて保管および整理事務を行っている。今後、北有馬歴史民俗資料館を埋蔵文化財整理室として活用していく。正式には令和8年度から北有馬歴史民俗資料館に移るが、事前に必要最小限の改修工事等が必要なことから令和7年度から新規事業として計上する。										
	(4)期待される効果										
	これまで、深江及び北有馬において分散して保管していたが、今後は、北有馬にて一括保管することで出土品の活用と保管の効率化が図られる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	2,427	13,540	18,271	1,814				
	国庫								※令和8年度には深江の整理室解体工事費を含むが、設計前のため、鉄杭挿入及びアスベストなしで概算計上している。(設計の結果、該当した場合、解体費が増加する)		
	県費										
	起債										
	特財										
一財			2,427	13,540	18,271	1,814					
年度別取組の概要				北有馬資料館及び深江整理室分を計上している。	施設管理費、解体設計、改修工事、備品購入	施設管理費、解体監理、施設解体工事費	施設管理費				
ふるさと納税応援寄附金事業区分					利用しない						

											整理番号	新-25	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	埋蔵文化財は国民共有の財産であることが文化財保護法でうたわれている。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		発掘調査報告書が刊行され、公開されている。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			c.賛否あり／把握していない	C	発掘調査(埋蔵文化財の整理)の対象・内容は、状況によって異なるため。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある		文化財保護法により、遺跡の保存・保護(発掘調査)をすることが定められているため。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	発掘調査は相手方と協議を行った上で、文化財の保護に必要な範囲(記録保存も含める)を行っている。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		文化財保護法に基づく事業であり、他市事業との均衡性に影響はない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	出土品が埋蔵文化財整理室に集約されることになるため、文化財活用の促進につながる。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		出土品の一括保管など、埋蔵文化財整理室の機能強化につながるため。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	文化財保護法で記録保存(発掘調査報告書)が定められているため。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	文化財保護法に基づき実施しているため。									
その他の視点				法的根拠に基づく事業の必然性									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	文化財保護法に基づき発掘調査を実施し、出土品の整理・保管を行うことが困難な状況になる。今後も継続して発掘調査が予定されており、発掘調査の成果を踏まえて行われる圍場整備事業や史跡の保存整備事業等の進捗に大きな影響を及ぼす。												
	課題	常時開館し、会計年度職員が常駐する施設になることから、運用面等で課題が生じることが懸念される。											
	解決策	状況にあわせ、適切に対応する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		埋蔵文化財整理室として機能させるために、必要な業務を実施する。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
深江埋蔵文化財整理室の老朽化に伴う機能移転とその後の除却については、公共施設等総合管理計画の個別施設計画に記載のとおり、実施すべき事業であることを確認した。 しかしながら、移転先である北有馬歴史民俗資料館を埋蔵文化財整理室として活用するにあたって、将来必要とする床面積等の規模感や必要とする資機材、そのために必要とする改修額の更なる精査を要する。 次年度予算に計上する場合は、部局別に示される予算要求基準を考慮のうえ必要額を要求するとともに、改修内容等の詳細をあわせて提出すること。													
備考													

個別事業（新規事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14900		予算事業名		農業委員会費		担当部局		農業委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		農作業体験交流活動補助金交付事業						担当課室		---	
								担当班		農務農政班	
事業期間		令和 7 年度～令和 9 年度(3 年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興							款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	1.生産基盤の整備(農林業)							項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-1-①生産基盤の整備(総合戦略)							目(名称)	1 農業委員会費	
	重点P	該当しない									
根拠計画											
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	農業後継者不足、相続による農地取得などにより、現に耕作されない農地が増加傾向にあり、今後も増加していくことが推測される。 農地の取得要件である下限面積の撤廃により、農業を始めたい方は誰でも農地取得可能となったが、農作業に不安を抱える人が多い。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	南島原市内で農業をやってみたいという方々(多様な農業人材:Uターン・Iターン・移住・非農家・市内学生)を対象に、農業委員、農地利用最適化推進委員等が、顔の見える農作業体験交流活動を行い、農業振興を図る。 気軽に参加できる体験を提供していくことで、農業に興味を持ってもらい多様な農業人材の育成を図る。また、農地の有効活用につなげていく。										
	(3)事業の概要										
南島原市内で農業をやってみたいという方々(多様な農業人材:Uターン・Iターン・移住・非農家・市内学生)を対象に、農業の体験や学習をしよう。 農作業体験交流活動は、農作物の種まきから、収穫まで、或いは出荷作業などを含めて体験しよう。 農作業体験交流活動補助金交付事業は、事業を実施する農業委員会農作業体験交流部会(仮称)に対して補助金を交付する。補助金額は1,000千円。補助金は、種苗代、資材代、指導料等に使われる。											
(4)期待される効果											
新規参入者の増加(個人) 耕作放棄地の抑制、農地の有効利用の増加											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率		1,000	1,000	1,000				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財				1,000	1,000	1,000				
年度別取組の概要				50人	50人	50人					
ふるさと納税応援寄附金事業区分				⑥ その他市長が特に必要と認める事業							

											整理番号	新-26	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		B	農業に対する理解が深まり、関心をもってもらうことで、将来的に農業の担い手になる可能性が生まれる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している			耕作放棄地の抑制、農地の有効利用の増加が見込め、農村環境の維持につながる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	多様な農業人材の育成により将来的に農業の担い手になる可能性があり、人口減少の抑制にもつながる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			専門的な官民の農業研修はあるが、非農家などを対象とした研修はないため、柔軟な対応ができる。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	南島原市内で農業をやってみたいという方々を対象としており必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			農業委員会が単独で取り組む事業がないため。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	耕作放棄地の抑制と農地の有効利用につながる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			農業委員会活動を拡充する最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	農業・農村に対する理解と関心を深め、多様な農業人材を取り込む内容であることから公平である。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		南島原市内で農業をやってみたいという方々を対象としており恩恵は与えていない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	南島原市内の農地が有効利用されることなく、耕作放棄地の増加に一層の拍車をかけることが推測される。												
	課題	体験する農作物や時期、作業内容の精査が必要である。											
	解決策	農業委員会農作業体験交流部会(仮称)と、体験する農作物や時期、作業内容の協議を行い、詳細を決定する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		農家の高齢化、後継者不足により現に耕作されている農地が今後耕作されなくなることが懸念される。耕作放棄地となる前に次の耕作者へつなぐことが重要であり、新たな受け手としてより多くの多様な農業人材の育成を図ること必要である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
農業委員会農作業体験交流部会(仮称)の受け入れ体制が整うことを条件に、所管課における方向性のとおり、令和7年度予算要求を可能とする。 当初予算要求にあたっては、部局別に示される予算要求基準額を考慮しつつ、ふるさと応援寄附基金(⑥)その他市長が特に必要と認める事業)の活用を前提に、地域づくり課との財源調整を行うこと。													
備考													

既存事業

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		10002	予算事業名		市表彰事業		担当部局		総務部	
個別事業名及び補助金名称		01	市表彰事業			担当課室		総務秘書課		
						担当班		秘書広報班		
事業期間		平成 19 年度～令和 - 年度(- 年間)				実施区域		市全域		
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.市民協働のまちづくり					款(名称)	2	総務費	
	施策	3.まちづくり人材の育成					項(名称)	1	総務管理費	
	施策細分	8-1-3-①市政出前講座・市民表彰の実施					目(名称)	1	一般管理費	
	重点P	該当しない								
根拠計画		-								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)									
	式典の内容 表彰を行う場合の表彰対象者の人選 他部署との連携 アトラクションの内容と予算									
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)									
	本市誕生から、20年の歩みを振り返り、これまで市の発展に貢献された方々に感謝の意を表すとともに、本市の未来のために更なる一体感の醸成を図ることを目的とする。									
個別事業の内容	(3)事業の概要									
	【式典の開催】 記念表彰、栄誉表彰を行う。 20年の歩みビデオ上映や記念誌発行など アトラクション(講演会・コンサートなど)等									
	(4)期待される効果									
	多くの市民の方に参加していただき、市民と市が一緒になることで、郷土への愛着を深める機会となり、「住み続けたい」「住んでみたい」まちづくりの実現につながる。また、本市の20年を振り返り、市の発展に貢献された方々に感謝の意を表すことで、本市の未来のために更なる一体感の醸成に繋がる。									
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考	
	財源名称		補助率	894	4,494	894	894			
	国庫									
	県費									
	起債									
	特財									
	一財			894	4,494	894	894			
年度別取組の概要										
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない						

											整理番号	既-01	
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市の発展に貢献された方々を表彰、または20周年記念を行うことで、市民と一体感の醸成を図り、次の10年に向けて更なる飛躍に繋がる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市の発展に貢献された方々を表彰、または20周年記念を行うことで、市民と一体感の醸成を図り、次の10年に向けて更なる飛躍に繋がる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	一つの区切りとして、市民の皆様方に感謝を示す意味でも認められるものと考えている。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市表彰式という観点から、行政では実施することが最適と考えている。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	20年という節目の年にあたり、来賓、表彰者(約500人)などの規模は適正と考えている。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		雲仙市、島原市においても、同様な事業をしている。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	本市の未来のために更なる一体感の醸成を図ることができ、十分に効果が期待できる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		これまで市の発展に貢献された方々に感謝の意を表すものは、この事業が最適な方法と考えている。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	広域的に、広い分野での事業を展開するので、公平性がある事業と考えている。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	広域的に、広い分野での事業を展開するので、公平性がある事業と考えている。										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	20年の歩みを振り返り、これまで市の発展に貢献された方々に感謝の意を表することが、本市の未来のために必要な事と考えている。実施しない場合の影響については、①市内外に対して、南島原市の信頼感の低下招く恐れがある。②これまで市の発展に貢献された方々に感謝の意を表す機会が失われる。③市政発展への意欲低下などが主な点として上げられる。												
	課題	南島原市の現状に合う規模、内容の記念式典の開催をしなくていけない。島原市、雲仙市など近隣市を参考にしながら開催に向けて取り組んでいく。											
	解決策	近隣市を参考にしながら、コンパクトにできる部分については、簡素化を図る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		多くの市民の方に参加していただき、市民と市が一緒になることで、郷土への愛着を深める機会となり、「住み続けたい」「住んでみたい」まちづくりの実現につながる。また、本市の20年を振り返り、市の発展に貢献された方々に感謝の意を表すことで、本市の未来のために更なる一体感の醸成に繋がる。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	拡充
		実施機関評価のとおり必要性が認められるため、市制施行20周年記念事業分を拡充する。次年度予算要求にあたっては、直近に開催した県内自治体の記念事業を参考に事業規模や内容を精査し、必要額を要求すること。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		11010		予算事業名		国際交流推進事業		担当部局		地域振興部	
個別事業名及び補助金名称		02	令和(平成)遣欧少年使節海外派遣事業				担当課室		地域づくり課		
							担当班		地域支援班		
事業期間		平成 25 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	4.地域間交流の推進					款(名称)	2.総務費			
	施策	2.国際交流の推進					項(名称)	1.総務管理費			
	施策細分	5-4-2-①国際交流の推進(総合戦略)					目(名称)	6.地域振興費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	友好都市締結のきっかけとなった歴史的つながりを後世に伝えていくため、中学生の派遣事業を実施する。 また、3年毎にゆかりの地でのイタリア・ポルトガルへの派遣事業があるが、友好都市のキエーティではないため、毎年中学生の派遣事業を実施する必要がある。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	友好関係を継続していくためには、定期的な交流が必要であり、来年度以降は一方的な交流だけではなく、キエーティ市側の訪問団も受け入れる体制を整えていく。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	セナリヨ授業再現事業に参加した市内の中学生から4名を選考し、令和遣欧少年使節として友好都市であるイタリア共和国キエーティ市へ派遣し、ホームステイや学校訪問により交流を深める。 また、天正遣欧少年使節の偉大な功績を認識し後世に伝えとともに、歴史を通して郷土に誇りを持つ人づくりやグローバルな人材の育成を図る。										
	(4)期待される効果										
	地元の歴史を知ることによって郷土愛を育み、地域に誇りを持てる人材を育成する。 また、海外の歴史や文化に直接触れる経験を通して、国際的な人材を育成する。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	4,583	4,583	4,583	4,583				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財	長崎県市町村振興協会助成金	上限額	1,659	1,659	1,659	1,659				
	一財			2,924	2,924	2,924	2,924				
年度別取組の概要											
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	既-02	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		B	セナリヨ授業再現事業参加者より選考している。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している			派遣者は中学生のみを対象としているため。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	現代社会において、海外を知ることは必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			友好都市締結に基づいて実施している。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	派遣者数は4少年にちなんだ4名としている。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			県内でも海外に友好都市がある市町は派遣事業を行っている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	派遣された中学生は母校で成果発表の場を設けてもらっている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			応募により派遣者を選考している。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	複数の審査委員により選考を行っている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内に住む中学生を対象としている。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	友好都市の関係が薄れていく可能性がある。												
	課題	中学生の相互派遣が出来ていない。また、民間団体同士の繋がりが構築されていない。											
	解決策	本市での受け入れ態勢(学校やホームステイ先等)を整えていく。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		今後の友好関係継続のためにもキエーティ市への派遣事業は毎年実施する必要がある。 また、次代を担う中学生に海外派遣の機会を与えることによって、郷土愛の醸成や国際色豊かな人材を育成することに寄与できる。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
本事業はキエーティ市との友好都市継続を目的としているが、事業開始から10年以上経過した中でこれまでの派遣の効果を検証するとともに、一方的な中学生派遣事業を行うに留まっている友好関係のあり方自体に検討を要する。 また、天正遣欧少年使節ゆかりの地交流事業の中学生イタリア派遣事業が令和7年度実施予定であり、本事業(令和(平成)遣欧少年使節海外派遣事業)と重複する年度にあたる。 本事業を毎年行わなければならない必然性を一度整理する必要があることから、再検討評価とする。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		11008		予算事業名		田舎暮らし推進事業		担当部局		地域振興部	
個別事業名及び補助金名称		01		移住促進プロジェクト				担当課室		地域づくり課	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)						担当班		定住移住班	
事業区画		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	2.郷土文化				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	3.地域おこしの推進					款(名称)	2.総務費			
	施策	2.定住促進と田舎暮らしの推進					項(名称)	1.総務管理費			
	施策細分	2-3-2-①移住・定住支援(総合戦略)					目(名称)	6.地域振興費			
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	市内の空き家が約1800戸あるのに対し、寄せられる相談件数は年間90件程度で、実際の登録件数は年間40件程度にとどまっている。空き家バンクは、主に移住者向けの住宅を対象としているが、市への移住者は年間80人程度で、人口減少が進む中、空き家を住宅として使っても、空き家の数は減らない状況であり、既存の空き家バンク制度だけでは限界であると考えられる。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	令和5年度に「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正で、市が空き家の活用や管理に積極的に取り組むNPO法人、社団法人等を「空家等管理活用支援法人」として指定することができるようになり、民間事業者と連携した事業に取り組むことで、空き家対策を加速化させ、かつ、移住推進による人口減少対策を進める。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	UIターン促進のため、広報推進、移住相談や各種補助金による支援。関係人口増に向けた移住者向けWEBサービスの登録・推進、移住コーディネーターを雇用し、SNS等の強化や空き家の掘起しを行っているが、今後は民間事業者(「空家等管理活用支援法人」)を指定することにより、現在市において実施している一部の事業(空き家に関する情報発信、普及啓発、相談対応等)を活用法人に担っていただくことで、行政ではできない活用法人の専門性にあわせた事業展開を行い、人口減少対策をより一層加速化させる。										
	(4)期待される効果										
	空き家の減、移住者の増										
年度別の計画額の概要	財源内訳(千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
				11,235	18,435	18,435	18,435				
	国庫	社会資本整備総合交付金、デジタル田園都市国家構想交付金	補助率	4,135	4,135	4,135	4,135				
	県費	長崎空き家deミライ創出事業	2/5		3,600	3,600	3,600				
	起債										
	特財	市町振興共同事業助成金		404	404	404	404				
	一財			6,696	10,296	10,296	10,296				
年度別取組の概要			・移住相談 ・各種補助金	・移住相談 ・民間委託 ・各種補助金	・移住相談 ・民間委託 ・各種補助金	・移住相談 ・民間委託 ・各種補助金					
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない								

											整理番号	既-03	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	市の空き家問題の解決と人口増加が見込まれる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			移住・定住促進及び関係人口の創出は市民の利益に寄与するものと思われる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		B	本市だけではなく、空き家は全国的な社会問題にもなっているため、市民ニーズは認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	b.行政が実施する方が有利			行政が運営することで、安心感を与える。ただし、民間的な考えも必要と思われる。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		B	現在の規模は適正と考えるが、新たな手法を取り入れる必要はあると思われる。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市との事業比較は遜色なく、均衡は取れている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	新たな手法を取り入れることで、空き家問題や移住促進の加速化が進むと思われる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			全国的にも、「空き家バンク」など同様な移住促進や空き家対策を進められており、適切な手法であると思われる。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内全域を対象としているため公平であると思われる。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全域を対象としているため特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	過疎化が一層進み、人口減少の歯止めが効かなくなる恐れがある。												
	課題	空き家バンクやお試し住宅など、多様な事業展開を行っているが、人口減少の歯止めが効かない。											
	解決策	民間(空家等管理活用支援法人)との連携を図るなど、新たな手法を取り入れることで、空き家問題や、移住・定住促進を強化し人口減少対策を進めていく。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		官民連携を図り、人口減少対策を進めていく。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	C	公平性	A	評価区分	再検討
		県内自治体の先行事例を参考に空家等管理活用支援法人への委託内容等を精査のうえ、3年間の県補助事業終了後は原則自走できるような実施体制が構築できる目途が立つことを条件に、令和7年度予算要求を可とする。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11610	予算事業名	商工振興対策事業		担当部局	地域振興部		
個別事業名及び補助金名称	17	電子地域通貨事業			担当課室	商工観光課		
					担当班	商工振興班		
事業期間	令和 2 年度～令和 - 年度(- 年間)	実施区域		市全域				
総合計画	基本柱	3.産業経済			会計区分	1.一般会計		
	政策	3.商工業の振興			款(名称)	7 商工費		
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)			項(名称)	1 商工費		
	施策細分	3-3-1-⑦電子地域通貨MINAコインの活用(総合戦略)			目(名称)	2 商工振興費		
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市商工振興計画							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	インターネットの普及など市民の消費活動範囲が市内を越え、市外、県外へと広がり、市内事業者での消費が減少している。そのようなこともあり、事業所は後継者も少なく、高齢化が進み減少傾向にある。また、新型コロナウイルス感染症の拡大予防も含め、国を挙げてキャッシュレス決済が推奨されている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	市内の加盟店でのみ利用できる電子地域通貨(MINAコイン)により、市内での消費拡大が図られ、地域経済が活性化される。また、MINAコインを推進することで、キャッシュレス決済の普及を図る。 南島原市内のみで利用できる電子地域通貨(MINAコイン)により、「域内での資金循環の拡大」が図られることで地域経済が活性化するほか、キャッシュレス決済の普及により、感染拡大の予防に繋がる。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	・電子地域通貨(MINAコイン)事業の普及 ・電子地域通貨のPR ・電子地域通貨のアプリの改修 ・電子地域通貨(MINAコイン)の利用促進 ・利用促進キャンペーンの実施 ・行政サービスとの連携							
	(4)期待される効果							
	「域内での資金循環の拡大」による地域経済の活性化 キャッシュレスの推進 官民共同事業の実現							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称		補助率	34,298	39,298	39,298	39,298	
	国庫							
	県費							
	起債	過疎地域持続的発展特別事業債	1.0	9,400	9,400	9,400	9,400	
	特財	ふるさと応援寄付基金繰入金	1.0	12,800	12,800	12,800	12,800	
	一財			12,098	17,098	17,098	17,098	
年度別取組の概要			・MINAコインPR ・アプリ改修 ・MINAコインCP	・MINAコインPR ・アプリ改修 ・MINAコインCP ・JSBへの事務委託	・MINAコインPR ・アプリ改修 ・MINAコインCP ・JSBへの事務委託	・MINAコインPR ・アプリ改修 ・MINAコインCP ・JSBへの事務委託		
ふるさと納税応援寄付金事業区分			⑥ その他市長が特に必要と認める事業					

										整理番号	既-04		
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市外への消費流出を抑え、市内事業者の売上拡大に寄与することで、地域経済の活性化が図られる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		地域経済の活性化が図られ、地元事業者の事業継続に寄与し、利用者である市民や事業者の利益となっている。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	キャッシュレス化が進む現在の社会経済情勢に適した事業であり、市民のニーズも認められる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		事業戦略の立案・実行は、行政が主体となりながらも民間からの協力ももらいながら実施している。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	MINAコインが市民に浸透し、着実に決済額も増加している。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		本事業は地域限定の事業であり、他地域より先進的なサービスを行っているため優位性を保っている。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	MINAコインが市民に浸透し、今後は決済だけではなく、その他のサービスも提供していく予定である。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		スマートフォンを用いたサービスは、今後のデジタル化社会への導入であることを考慮しても最適だと考える。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	MINAコイン利用者及び加盟店は、公平にサービスが受けられる条件にしている。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	MINAコインの利用額に応じて、公平にポイント付与しているが、特定の対象者のみの付与は行っていない。										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	市外で消費される金額が増加し、市内事業者の売上が減少することで、地域経済の低迷が懸念される。PayPayなど大手決済サービスが広がることで、MINAコインと比較して割高な決済手数料等により市内事業者の所得が減少する。												
	課題	行政サービスとの連携や域外資本獲得に向けた事業展開を進める必要がある(マイナンバーカードや観光業との連携など)。また、運用面を十八親和銀行(JSB)が行っているが、事業の幅が広がったことにより負担も増えており、事務コストの負担を要望されている。											
	解決策	庁内でのMINAコイン活用検討会などの実施。継続的に事業を推進していくため、JSBの一部負担を検討したい。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		昨年度のMINAコイン決済額は、目標の10億円を超えることができた。キャンペーン費用を市が負担しているものの、還元される率や金額は減らしながら事業の効果が表れている。引き続き決済額を増やす施策を行うことで、JSBの手数料も増え、事務コストも賄えるようになっていくと考えている。今後もより効果的に地域経済の活性化を図るため、市のみではなく民間からの負担も検討しながら本事業を推進していきたい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
地域経済の循環とキャッシュレスの推進のため本事業は今後も推進することとするが、キャンペーン費用の民間負担や十八親和銀行との事務のすみ分け等の諸課題について十分に検討し、関係団体等の調整に努めること。 なお、次年度予算要求にあたっては、事業内容を再度精査し、部局ごとの予算要求基準の範囲内で必要額を要求すること。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11611	予算事業名	物産振興事業		担当部局	地域振興部				
個別事業名及び補助金名称	05	地域活性化起業人事業			担当課室	商工観光課				
事業期間	令和6年度～令和9年度	(4年間)			担当班	商工振興班				
実施区域										
総合計画	基本柱	3.産業経済			会計区分	1.一般会計				
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7.商工費			
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)					項(名称)	1.商工費		
	施策細分	3-3-1-②新商品開発・ブランド化の推進(総合戦略)						目(名称)	2.商工振興費	
	重点P	該当しない								
根拠計画	南島原市商工振興計画									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)									
	物産の振興については、「おいしい南島原ブランド」の認定を行い、市のHPでの紹介、特産品のイベント等での出展によるPRを行っているが、あまり事業者の販路拡大に繋がっていない。 また、世界遺産やジオパークに関するお土産品も少なく、おいしい南島原ブランドと関連した商品開発を行いたい。									
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)									
	おいしい南島原ブランド認定品を中心とした本市特産品の知名度向上、販路拡大のため、専門的知識を持った人材を雇用し、施策の立案・実施を行う。									
個別事業の内容	(3)事業の概要									
	民間企業から物産販売の専門的知識を有する特化した人材を雇用する。(期間6ヵ月～3年) 雇用にあたっては、R6年度に候補者と本市関係者(民間含む)で意見交換会やワークショップを行い、最終的に本市の課題解決に向けたプレゼンテーション(企画提案)を行い、その中で候補者の選考とR7年度以降の活動計画を提案する。 R6:受入準備(起業人選考、派遣企業との調整)、R7～R9:受入(事業の実施)									
	(4)期待される効果									
	予め3年間の計画を立てた中で受け入れるため、より目的を明確化したものを効果的に事業展開できることから、おいしい南島原ブランドを中心とした市の特産品の知名度の向上や販路拡大、お土産品の開発などが期待できる。また、派遣企業とのつながりも密になり、その中で新たな展開にも期待できる。									
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	2,500	9,900	9,900	9,900			
	国庫									
	県費									
	起債									
	特財	特別交付税		500	6,100	6,100	6,100			
	一財			2,000	3,800	3,800	3,800			
年度別取組の概要			起業人受入準備	起業人受入	起業人受入	起業人受入				
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない							

											整理番号	既-05	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	おいしい南島原ブランドを中心とした特産品の知名度の向上により、市内全域での売上向上が期待できる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			おいしい南島原ブランドを中心とした特産品の知名度の向上により、市内全域での売上向上が期待できる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	販路拡大を望む事業者に対しアドバイザーとして、専門的知識に基づく効果的な施策や提案が期待できる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			事業者が実施主体（プレイヤー）となり、それをサポートする市及び起業人という役割分担を明確化できる。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	おいしい南島原ブランドを中心とした特産品の知名度の向上を図り、ブランドの価値を高める。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			起業人のみではなく、派遣企業のノウハウも活用することができ、より効果的な施策が期待できる。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	ワークショップや現地視察を行った上で作成した提案をもらうため、より効果的で実践的な実施が期待できる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			起業人と地元の意見も踏まえた提案に基づき、事業を行うため、効果的な施策が期待できる。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	おいしい南島原ブランド認定品を中心とした特産品の販路拡大やお土産品開発がメインとなる。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		おいしい南島原ブランド認定品の知名度向上・販路拡大を図るものであり、特定の一部に恩恵を与えるものではない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	おいしい南島原ブランドを中心とした特産品の知名度の向上と販売拡大の取組が遅れる。 世界遺産やジオパーク、新たに自転車歩行者専用道道路の活用の中でも課題となっている地元のお土産品開発の遅延。												
	課題	物産の振興については、おいしい南島原ブランドを中心に市のHPでの紹介、特産品のイベント等での出展によるPRを行っているが、事業者の販路拡大に繋がる効果的な取組に至っていない。											
	解決策	おいしい南島原ブランド認定品を中心とした本市特産品の販路拡大のため、専門的知識を持った人を雇用し、地元の意見を踏まえた施策の立案とそれに基づいた事業の実施を行う。また、継続的に派遣企業との連携にも期待できる。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		おいしい南島原ブランド認定品を中心とした本市特産品の販路拡大やお土産品の開発のため、専門的知識を持った人材を雇用し、地域を巻き込んだ物産振興を活性化させたい。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	再検討
地域活性化起業人の役割をはじめ、人材確保の目途、農林部局との連携、事業期間3年での成果の設定等について検討・整理すること。また、企業版ふるさと納税における人材派遣を検討するなど、派遣会社との調整も検討されたい。 そのうえで予算要求をする場合は、部局ごとの予算要求基準に沿って精査した事業費で要求すること。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		11805		予算事業名		観光地等周辺整備事業		担当部局		地域振興部		
個別事業名及び補助金名称		03		鮎帰りの滝公園整備事業				担当課室		商工観光課		
								担当班		観光振興班		
事業期間		平成 30 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		有家町						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	4.観光の振興							款(名称)	7 商工費		
	施策	3.受入体制の充実							項(名称)	1 商工費		
	施策細分	3-4-3-⑤受入環境の整備(総合戦略)							目(名称)	3 観光費		
	重点P	該当しない										
根拠計画		-										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	鮎帰りの滝公園整備については、本年度において道路整備を含めた整備構想を策定することとしており、令和7年度において基本計画策定、令和8年度において詳細設計業務実施、令和9年度において公園整備工事を実施していくよう事業を進めている。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	鮎帰りの滝は、風光明媚で自然豊かな観光地として夏場はもとより、年間を通して観光客が訪れている。その観光地への道路整備をはじめ、観光客が鮎帰りの滝を安全に見学できるよう遊歩道の整備を含めた公園整備を行うこととする。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	滝壺までの遊歩道整備や、現在は鮎帰りの滝までの道路も繁忙期には渋滞を起こしていることから公園までの道路整備、さらにはキャンプ場などの集客施設(現在検討中)を整備していきたい。											
	(4)期待される効果											
	観光客の来訪による観光消費額の拡大はもとより、自然豊かな南島原市の名所をPRすることができる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	5,274	10,000	18,000	50,000					
	国庫							令和9年度の工事費は不確定				
	県費											
	起債	過疎債	10/10			18,000	50,000					
	特財											
	一財			5,274	10,000							
年度別取組の概要			基本構想策定	基本設計業務	詳細設計業務	公園整備工事						
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない								

											整理番号	既-06		
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A		鮎帰りの滝の見学が安心・安全に行われるため					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している				現在は鮎帰りの滝までの道路も渋滞するなど混雑しているため、地域住民の迷惑解消につながるため					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A		風光明媚な観光地には年齢を問わず来訪されるため					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある				南島原市の重要な観光自然であり、市が整備するため					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A		今期の基本構想において適正な事業規模となるよう事業を実施していくため					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない				他にはない観光名所を整備するものであるため					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A		道路や遊歩道の整備により、観光客の来訪を促すことができるため					
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である				建設課とも連携して道路改良も含めた事業の実施を進めることとしているため最適と判断されるため					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A		基本構想において、公園や道路整備の総合的な検討を行っているため公平性が保たれる					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		観光施設の整備であるため、特定の人に対する恩恵を与えるようなものではない									
その他の視点														
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	今年度、トイレ整備は行うこととしているが、滝壺までの見学ルートはしっかり整備されていないため、遊歩道の整備等により安心安全に見学させているとは言い難い。 また、鮎帰りの滝の駐車場までの道路が狭隘で、事故や渋滞の影響を受けている。													
	課題	遊歩道や駐車場を含めた公園整備とそこまでの道路整備が課題												
	解決策	今回の公園整備と道路整備の計画を進める必要がある												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充	
		今年度の基本構想策定により、次年度は必要な基本計画を行い、着実に令和9年度の事業完成を目指していくことが重要。												
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	C	公平性	A	評価区分	再検討	
鮎帰りの滝公園整備事業について、事業規模や事業効果等が不明確なため、令和6年度に実施している基本構想策定を基に地元と協議を行い、整備の方向性が明確となれば、令和7年度予算要求を可とする。 なお、令和8年度以降に過疎対策事業債を活用するためには、令和7年度に策定を予定している本市過疎計画の該当分野への事業搭載とあわせて、過疎債の活用条件に適合しなければならないため、事前に財政課と協議を行うこと。														
備考														

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		11807		予算事業名		観光情報発信事業		担当部局		地域振興部	
個別事業名及び補助金名称		08		観光PR強化事業(観光協会)				担当課室		商工観光課	
事業期間		平成 30 年度～令和 - 年度(- 年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.観光の振興							款(名称)	7 商工費	
	施策	1.プロモーションの強化							項(名称)	1 商工費	
	施策細分	3-4-1-①国内外へのプロモーションの強化(総合戦略)							目(名称)	3 観光費	
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	コロナ禍前には年間約111万人を超える観光客数があり、観光需要も拡大していたが、コロナ禍で大打撃を受け、令和5年度においても、約76万人の観光客数にとどまっている。その原因として、本市の観光振興の柱となる民泊が、コロナ禍の中で修学旅行の受け入れが少なくなり、受入家庭も減少している状況である。そこで、アフターコロナの中で、ひまわり観光協会と市が一体となり受入家庭の拡大を図るとともに、これまで以上に修学旅行のセールスを実施していく必要がある。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	コロナ禍前の水準に戻していくような観光振興策として、世界文化遺産「原城跡」を活かした観光を進め、SNSを利用したPR活動を行っていくことはもとより、民泊の推進も進めていく必要がある。民泊の受入推進は受入家庭の活力にもつながり、市の活性化にもつながっていくため、民泊の受け入れ体制強化とセールス活動などのPR強化を行う必要がある。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	世界文化遺産「原城跡」を活かした観光振興を図るため、「原城跡」をはじめとした南島原市の魅力をSNSで発信し、旅行会社へセールス活動を行うための観光PR強化委託を行う。 また、コロナ禍前には年間1万人を超える修学旅行の生徒が来訪してたが、令和6年度はようやく1,000人を超える状況となっている。ことから、コロナ禍前の民泊受け入れに戻していくため、ひまわり観光協会の組織体制の強化を図り受入家庭を拡大させるとともに、過去に受入実績のある学校や旅行会社に向けたセールス活動などの取り組むための観光PR強化委託を行う。										
	(4)期待される効果										
	民泊受入が多かったコロナ禍前は、民泊家庭に対する直接的なによる観光需要があったことに加え、教員の宿泊施設への宿泊や昼食の市内飲食など運動した観光需要があったため、PR強化委託によりコロナ禍前の観光需要に戻していくことができる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	10,000	13,000	13,000	13,000				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			10,000	13,000	13,000	13,000				
年度別取組の概要			PR強化委託	PR強化委託	PR強化委託	PR強化委託					
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	既-07	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	市の観光施策の補完機関となる協会に対するPR強化業務委託であり、公益性は高いため							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			PR強化委託の事業拡大により、市の観光需要拡大が図られるため							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	コロナ禍前の観光客数や観光需要に戻していくため、必要な取り組みであるため							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			市と協会が一体となった観光施策が必要であり、官民一体となった観光を推進する必要があるため							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	コロナ禍前の事業規模であり、適正な事業規模であると考えられるため							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市でも各市の観光団体との連携を図っており、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	観光PR強化委託による組織・体制の強化が図れるため効果が発揮できる							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			観光PR強化委託による組織強化は最適な手法であるため							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内の観光団体としては他に考えられないため、公平性は確保されていると考える							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内の観光団体としては他に考えられないため、他に特権的な恩恵を与えるものはないため									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	ひまわり観光協会のPR強化事業を実施しない場合、観光協会の体制強化が図れないことから民泊受入数が伸び悩んでしまうことに加えて、セールス活動が積極的に行えないなど、情報発信の強化を推進する体制がとれない恐れがある。												
	課題	コロナ禍前の体制に戻していくことで、セールス等の情報発信にも強化ができるうえ、民泊の受け入れ家庭数も増やすこともでき、修学旅行の受入学校数も増やしていくことができるため観光協会の体制強化が課題である											
	解決策	人件費の増加も含めたPR強化事業の拡大が必要である											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		ひまわり観光協会がコロナ禍前の体制に戻っていくことで、民泊の受け入れ強化も図れるうえ、情報発信にもつなげていくことができ、市の観光施策の補完機関として、市と一体となり観光振興を推進することができるため、自主財源が乏しいひまわり観光協会に対するPR強化事業の拡大が必要である											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
ひまわり観光協会と市商工観光課との業務の棲み分けやひまわり観光協会の事業のあり方、観光協会への運営補助金、委託料を含めて再度一体的に検討する必要性が認められる。観光PR強化事業を含めた観光協会への支援に係る令和7年度予算要求にあたっては、上記検討結果を踏まえ、部局別に示される予算要求基準の範囲内で必要額を再度精査のうえ要求すること。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		11817		予算事業名		自転車歩行者専用道路ソフト事業		担当部局		地域振興部	
個別事業名及び補助金名称		03		サイクルイベント開催支援事業				担当課室		商工観光課	
								担当班		観光振興班	
事業期間		令和 4 年度～令和 10 年度（ 7 年間）		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	4.観光の振興					款（名称）		7 商工費		
	施策	3.受入体制の充実					項（名称）		1 商工費		
	施策細分	3-4-3-⑤受入環境の整備（総合戦略）					目（名称）		3 観光費		
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	令和7年度末の自転車歩行者専用道路開通に向け、これまでもサイクリスト向けイベント開催支援を行い、サイクルツーリズムを推進してきたが、今後は、一層の市民の気運醸成が重要である。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	これまでサイクリスト向けのイベント開催を進めてきたが、今年度は市民向けのイベント開催を行い、自転車活用の気運醸成を図っていくため、地域イベントに合わせてサイクルブースを設け、市民への安全講習会の実施や、子どもたちへの自転車利用促進につなげる。 また、令和7年度において、自転車歩行者専用道路の開通に合わせ、市を挙げた自転車活用のイベント開催して、市内外に情報発信をするとともに、市民に対する気運醸成を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	・市民向けイベント開催…1回 ・サイクリスト向けイベント開催…1回 ・自転車歩行者専用道路開通プロモーション(令和7年度開通に合わせる)										
	(4)期待される効果										
	自転車歩行者専用道路の開通プロモーションは、市民への啓発はもとより市外へ全線開通を周知することにより、サイクリストの誘客と市内のレンタサイクルの利用促進につなげる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	6,110	11,110	6,110	6,110				
	国庫	デジタル田園都市国家構想交付金		800	800	800	800	※R7は開通プロモーション含む			
	県費										
	起債										
	特財	ふるさと応援寄附		1,400	1,400	1,400	1,400				
	一財			3,910	8,910	3,910	3,910				
年度別取組の概要				イベント開催支援、イベント開催委託	イベント開催支援、イベント開催委託	イベント開催支援、イベント開催委託	イベント開催支援、イベント開催委託				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				⑥ その他市長が特に必要と認める事業							

											整理番号	既-08	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	自転車歩行者専用道路の開通プロモーションは、広く市外への周知活動につながるため。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			市民の自転車歩行者専用道路利用促進につながるため。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	市民の専用道路利用促進につながると考えられるため。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			市民への啓発や市外への情報発信は行政が取り組むべきものであるため							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	プロモーションは市外への情報発信にもつながるため							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			プロモーションは工事完成を記念した情報発信となるため、他と類似するものはないため							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	プロモーションを実施することで市内外へのPRにつながるため							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			工事完成に合わせた積極的なPRにつながると考えられるため							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	開通プロモーションは、広く公募を行うなど、公平に募集するため							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		PR活動であり、特定の対象に恩恵を与えているものではないため									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	開通プロモーションが実施されないと自転車歩行者専用道路の完成の周知を図ることができないため、今後の活用についても推進につなげていくことができない												
	課題	市内はもとより、市外への積極的なPRができるようなプロモーションを展開する必要がある											
	解決策	有名人を活用するなど、PRにつながるような開通のプロモーションを行い、自転車歩行者専用道路の知名度向上とサイクリストの来訪につなげていく必要がある											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		サイクルツーリズムの推進と市民の気運醸成につなげていくため、自転車歩行者専用道路の開通の前から市内外にプロモーションを展開していくとともに、市民も参加してもらえるようなイベントを開催していく必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
実施機関評価のとおり必要性はあると思われるが、PR情報発信向けの委託内容については精査を要する。具体的な委託内容が確定すれば、部局別に示される予算要求基準の範囲内で必要な金額の予算要求を可とする。 また、現行のデジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプの計画は令和7年度までであることから、令和8年度以降の財源についても検討を進めること。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		10006		予算事業名		パスポート交付事業		担当部局		市民生活部	
個別事業名及び補助金名称		01		パスポート交付事業				担当課室		市民課	
								担当班		戸籍班	
事業期間		平成 21 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	3.質の高い行政運営					款(名称)		2.総務費		
	施策	1.質の高い行政運営					項(名称)		1.総務管理費		
	施策細分	-					目(名称)		1.一般管理費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	旅券事務は、県からの権限移譲された事務である										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	IC旅券の導入から、交付時には必ず、旅券の表示確認と併せてICチップの稼働確認及びデータの内容確認をしてから交付を行うよう指導されている。このため、ICリーダー機を窓口へ設置する必要がある										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	現在のICリーダー機設置から令和7年度が5年経過するため、機器更新の時期となる。										
	(4)期待される効果										
	正しいパスポートの交付が可能。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	42	490	42	42				
	国庫								前回購入した金額		
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			42	490	42	42				
年度別取組の概要					県からの仕様が出てないため見積無し						
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	既-09	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	パスポートの正確性が求められるため							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			市民が使用するものであるから。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	国内外でパスポートの正確な作動が必要							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			国が指導する事務処理基準とおり。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		B	事業の詳細が出ていない。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある			他市でも同業務行っている							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		B	現在使用しているICリーダーが5年経過後も作動が確実かどうか							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり			県から仕様が提示されてからとなる。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	他市でもICリーダーにより交付前確認を行っている							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		権限移譲された事務であり、独自性を持たない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	ICリーダー機の故障は窓口業務における市民サービスに大きく影響する。												
	課題	県からの機器仕様について提示がされていない。											
	解決策	間に合わなければ補正予算での対応を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	拡充
		5年経過後の機器の使用は窓口での不具合を生ずる可能性があるので機器更新は必要と考える。県から仕様書の提示があれば適切に対応しなければならない。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	拡充
		県から提示される仕様書や機器更新に係る国・県からの補助金等を把握し、必要額を次年度予算として要求すること。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		10053		予算事業名		庁舎等管理費		担当部局		市民生活部	
個別事業名及び補助金名称		06		庁舎等管理費				担当課室		有家支所	
								担当班		市民窓口班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		有家町					
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	4.持続可能な財政運営					款(名称)	2.総務費			
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用					項(名称)	1.総務管理費			
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)					目(名称)	5.財産管理費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	有家庁舎は、昭和54年度竣工して45年経過している建物である。庁舎等の維持管理については、経年劣化により修繕の必要な箇所(空調機修繕、駐輪場支柱修繕、議場椅子キャスター脚取替修繕(議員椅子分)、旧公民館跡地駐車場碎石敷均修繕、トイレ便器節水型タンク取替修繕)。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	庁舎を適切に維持管理することは住民サービス・行政サービスを行う上で必要不可欠である。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	空調機修繕、駐輪場支柱修繕、議場椅子キャスター脚取替修繕(議員椅子分)、旧公民館跡地駐車場碎石敷均修繕、トイレ便器節水型タンク取替修繕(節水タンクからノーマルのタンクに取替)。										
	(4)期待される効果										
	上記(3)の修繕を行うことにより、安心安全な行政サービスの運用ができる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	8,776	10,989	8,842	8,948				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財			2	2	2	2				
	一財			8,774	10,987	8,840	8,946				
年度別取組の概要					駐輪場支柱修繕、議場椅子キャスター脚取替修繕(議員椅子分)	駐車場碎石敷均修繕、トイレ便器節水型タンク取替修繕	トイレ便器節水型タンク取替修繕				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	既-10	
		評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由					
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A	庁舎の経年劣化による修繕は、公益性がある。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している			有家庁舎は行政サービス上必要な施設であり、安全な環境確保の観点から必要な工事である。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A	庁舎の修繕をすることは、市民ニーズに認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある			有家庁舎は公用施設であるため、行政が実施する必要性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A	特に余地はない。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない			特に余地はない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A	有効である。						
		事業執行の方法が最適手法であるか		a.最適である			最善である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A	公平である。						
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない			与えていない。						
		その他の視点											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	事業実施をしなかった場合、庁舎の市民サービス及び行政サービスに支障をきたす。												
	課題	財政面で、補助金等の補助がない。											
	解決策	公共施設整備基金などの財源を充てたい。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		行政サービス及び市民サービスに支障をきたさないために有家庁舎の修繕が必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
行政庁舎を含めた公共施設の安全性の担保は必要であるが、希望されるすべての修繕を行うことは本市の厳しい財政運営状況を鑑みると不可能である。ただし、部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で必要最低限の修繕について次年度当初予算要求をすることは妨げない。 なお、有家支所については他支所と比較しても例年、修繕にかかる経費が大きいいため、必要性や緊急性を踏まえ、年度を通して計画的に実施すること。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		10053		予算事業名		庁舎等管理費		担当部局		市民生活部	
個別事業名及び補助金名称		08		庁舎等管理費				担当課室		北有馬支所	
								担当班		市民窓口班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		北有馬町					
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	4.持続可能な財政運営					款(名称)		2.総務費		
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用					項(名称)		1.総務管理費		
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)					目(名称)		5.財産管理費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	北有馬庁舎は昭和43年の竣工より56年経過している建物である。暴風雨時には庁舎2階の通路が雨漏りにより水浸しとなるため、庁舎2階の南島原市地域包括支援センター(賃貸借)の職員が雑巾がけをしている状況であり、庁舎の維持管理上、庁舎屋上の防水修繕が必要である。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	庁舎を適切に維持管理し、住民サービスの向上を図ることは必要不可欠であり、また、庁舎の一部を賃貸借契約している責任上、建物の経年劣化による修繕は必要である。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	雨漏り箇所の修繕(屋上の防水)										
	(4)期待される効果										
	庁舎の適切な維持管理及び運用										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	2,145	3,345	2,145	2,145				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財			506	506	506	506				
	一財			1,639	2,839	1,639	1,639				
年度別取組の概要					庁舎屋上の防水修繕						
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	既-11	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	庁舎の経年劣化による修繕であり、公益性がある。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			安全な環境確保の観点から、必要な修繕である。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	庁舎の維持管理上必要な修繕であり、認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			庁舎の修繕であるため、必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		B	屋上の雨漏り箇所を特定することが困難							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			欠いていない							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	庁舎の雨漏りを防ぐ							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			最適である							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公平である							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		与えていない									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	庁舎の適切な維持管理及び運用を実施することが出来ない上、賃貸借契約を締結している責任を果たすことが出来ない。												
	課題	屋上の雨漏り箇所を特定することが困難であるため、部分的な防水修繕で効果が得られるのか不明											
解決策	屋上の全面防水工事の実施												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		庁舎の適切な維持管理は必要不可欠であり、来客者へ不快な思いをさせないため、修繕が必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
北有馬庁舎2階の雨漏り修繕について必要性は認めるが、防水工事を実施しても雨漏りが続くようだと無駄になることから、見積りをとるうえで一定期間の防水効果が得られる確証が必要と考える。 施工場所や修繕方法等については再度検討すること。なお、部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		10053		予算事業名		庁舎等管理費		担当部局		市民生活部	
個別事業名及び補助金名称		09	庁舎管理費				担当課室		南有馬支所		
							担当班		市民窓口班		
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		南有馬町					
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	4.持続可能な財政運営					款(名称)	2.総務費			
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用					項(名称)	1.総務管理費			
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)					目(名称)	5.財産管理費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 本庁舎の空調機点検業務委託業者より南有馬庁舎1階と2階の執務室及び玄関ホールの空調設備、2階サーバー室の空調設備について取替整備が必要である旨、指摘を受けており、早急な修繕が必要である。 また、会議及び屋外での行事(保育園児による交通安全鼓笛隊パレード、地区消防団の出初式出発式、海の日祈願祭など)で使用するたびに他団体のポータブル放送設備を借用している。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 庁舎を適切に維持管理することは住民サービスを行う上で必要不可欠であり、効率的な温度管理が出来ず経費削減が見込めない。また、職場環境の悪化により職務に専念できず効率が上がらない。										
	(3)事業の概要 南有馬庁舎1階と2階の執務室及び玄関ホールの空調設備、2階サーバー室の空調設備について圧縮機の取替などの部品の交換、修繕を行う。 また、ポータブル放送設備を購入する。										
	(4)期待される効果 空調機の修繕を行うことにより、職場環境の改善が図られ職務へ専念でき効率が上がる。また、ポータブル放送設備の導入によりスムーズな行事進行ができる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	5,066	11,291	5,066	5,066				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			5,066	11,291	5,066	5,066				
年度別取組の概要				空調設備の修繕、ポータブル放送設備の購入							
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	既-12	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	庁舎の空調設備の修繕であり、公益性がある。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			南有馬庁舎は行政サービス上必要な施設であることから、その庁舎の安全な環境確保の観点から必要な工事である。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	庁舎1階玄関ロビー及び執務室、2階執務室及び廊下、サーバー室の空調設備の修繕であり、必要性がある。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			南有馬庁舎は行政サービス上必要な施設であることから、必要な工事である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	特に余地はない。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			特に余地はない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	有効である。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			最善である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公平である。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		与えていない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	空調設備の修繕を行わなかった場合、職員の健康被害も心配され、また、執務室での業務遂行が困難になり、市民サービスが低下する。												
	課題	修繕費用が高額であることや、いつ空調設備に故障がでてくるか不明であり、本年度での修繕が必要な場合もある。											
	解決策	特になし。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		空調設備の経年劣化のため、圧縮機の手入れが必要だと指摘を受けており、このままの状態で使用していると他の部分へも弊害がおこる恐れがあり、早急に修繕が必要であり、ポータブル放送設備についても業務上必要である。 空調設備稼働中に故障した場合、良好な環境での行政サービスに支障をきたす。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
南有馬庁舎の空調設備については取替整備の必要があるが、年次計画により複数年度に分けて階ごとの改修も視野に入れ、再度整理を求めることとする。 ポータブル放送設備についても、部局ごとの予算要求基準額を考慮しながら部内での優先順位等を調整後、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13205		予算事業名		こども医療支援事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		01		こども医療支援事業				担当課室		こども未来課	
								担当班		こども支援班	
事業期間		平成 25 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	4.健康福祉					予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	5.児童福祉の充実						款(名称)	3 民生費		
	施策	1.子育て支援の充実						項(名称)	2 児童福祉費		
	施策細分	4-5-1-②子育てにかかる経済的負担の軽減(総合戦略)						目(名称)	1 児童福祉総務費		
	重点P	②住み続けたいくなる環境づくり									
根拠計画		第2期南島原市子ども・子育て支援事業計画 P37									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	子どもや子育てをめぐる環境は、核家族化による家庭や地域での子育て機能の低下など厳しさを増しており、子育てに不安や孤独感を覚える家庭も少なくなく、加えて不安定な雇用形態や低賃金による所得の低迷など、子育て家庭における経済的な問題も懸念されている現状のため、子育て支援の充実が必要である。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	小・中学生および高校生世代の子どもが、医療機関に受診する際の医療費の一部を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、併せて子どもの福祉の増進を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、小学生から高校生世代まで(満18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童が医療機関で受診した場合に、医療費の自己負担分(1月、1医療機関につき1日800円、月上限1,600円を差し引く)を助成している。 小・中学生については、令和5年10月診療分から、現物給付による助成を実施している。										
	(4)期待される効果										
	小・中学生および高校生世代の子どもの医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることができる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	52,007	95,488	95,488	95,488				
	国庫										
	県費	こども福祉医療費補助金(高校生分)	1/1	9,857	19,231	19,231	19,231				
	起債	過疎債(ソフト事業)		20,600	20,600	20,600	20,600				
	特財										
	一財			21,550	55,657	55,657	55,657				
年度別取組の概要			福祉医療費(こども分)	福祉医療費(高校生世代まで現物給付拡大)	福祉医療費(こども分)	福祉医療費(こども分)					
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	既-13	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	事業は、全国的に実施されており、公益性が客観的に認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			支給対象者は市民であり、市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	県下すべての市で同様の事業を実施しているなど、市民ニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			支給対象者は市民であり、個人情報が含まれるため行政が実施する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	子育て家庭の経済的負担軽減の目的のため、事業規模は適正であり、実施する必要がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市でも同様の事業を実施しており、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		B	事業実施により、子育て家庭の経済的負担が軽減され、効果が期待できる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり			高校生世代の助成方法(償還払いから現物給付へ)の検討が必要なため。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	支給対象者が市民であるため、公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		支給対象者が市内の小・中学生及び高校生世代であるため、特権的な恩恵を与えるものではない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	こども医療費の支援制度の充実がなければ、子育て家庭の経済的負担が増加し、必要な医療行為を受けることができない可能性がある。結果としてこどもの福祉の増進が図れず、少子化に拍車がかかると考えられる。												
	課題	小・中学生における現物給付による助成開始により、市の財政負担が増加している。令和5年度より高校生世代については、県の補助対象になったが、小・中学生については、県補助なし。											
	解決策	小・中学生についても、県の補助対象となるよう要望していく。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	拡充
		現在、小・中学生まで現物給付による助成を実施しているが、市民の利便性の向上のため、高校生世代まで現物給付による助成の検討が必要。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	拡充
		令和7年度から実施を予定している高校生世代の現物給付については、その開始時期も含め、次年度当初予算要求までに再度整理を行うこと。 なお、財源として見込んでいる過疎対策事業債(ソフト事業分)については、令和7年度に除却事業に対して相当額活用する見込みであり、活用上限額が決まっている都合上、本事業への配分額が少なくなる可能性が高いことを申し添える。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13241	予算事業名	ひとり親家庭等医療費支援事業		担当部局	福祉保健部		
個別事業名及び補助金名称	01	ひとり親家庭等医療費支援事業			担当課室	こども未来課		
					担当班	こども支援班		
事業期間	平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)	実施区域		市全域				
総合計画	基本柱	4.健康福祉			予算科目	会計区分 1.一般会計		
	政策	5.児童福祉の充実				款(名称)	3 民生費	
	施策	2.ひとり親家庭等福祉の充実				項(名称)	2 児童福祉費	
	施策細分	4-5-2-①ひとり親家庭等福祉の充実				目(名称)	3 母子父子福祉費	
	重点P	②住み続けたい環境づくり						
根拠計画	第2期南島原市子ども・子育て支援事業計画 P43							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	ひとり親家庭の増加に伴い、母子自立支援員や家庭児童相談員によるきめ細かな相談や育児・生活支援ができるよう、市民ニーズに応じた子育て支援策の充実が求められるとともに、社会全体の協力や支援を仰ぎながら、子どもの健全育成のための養育指導、助成、相談体制の確立を図る必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	ひとり親家庭の父、母及び子が医療機関へ受診する際の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、併せて、福祉の増進を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の親及び子(18歳未満の子又は高等学校に在学する20歳未満の子)を対象とし、医療機関で受診した場合に、医療費の自己負担分(1月、1医療機関につき1日800円、月上限1,600円を差し引く)を助成している。 ひとり親家庭の親については、償還払いによる助成。小・中学生については、令和5年10月診療分から、現物給付による助成を実施している。							
	(4)期待される効果							
	ひとり親家庭の医療費を助成することにより、経済的負担を軽減し、ひとり親家庭の自立促進につながる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称		補助率	16,038	16,113	16,113	16,113	
	国庫							
	県費	乳幼児・ひとり親家庭等福祉医療費補助金	1/2	7,896	7,896	7,896	7,896	
	起債	過疎ソフト		3,900	3,900	3,900	3,900	
	特財							
	一財			4,242	4,317	4,317	4,317	
年度別取組の概要			福祉医療費(ひとり親家庭等分)	福祉医療費(ひとり親家庭等分)	福祉医療費(ひとり親家庭等分)	福祉医療費(ひとり親家庭等分)		
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない					

											整理番号	既-14	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	事業は、県の補助事業であり、公益性が客観的に認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			同制度は、県の補助事業であり、市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	支給対象者は市民であり、市民ニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			支給対象者は市民であり、個人情報が含まれるため行政が実施する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	県の補助金要綱に沿って実施しているため、必要性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			県の補助金要綱に沿って実施しているため、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		B	事業実施により、ひとり親家庭の経済的負担が軽減され、効果が期待できる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり			ひとり親家庭の親については、償還払いによる助成のため、支給申請の手続が必要である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	県の補助金要綱に沿って実施しているため、公平性が確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		県の補助金要綱に沿って実施しているため、特権的な恩恵を与えていない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	ひとり親家庭の医療費助成制度がなければ、ひとり親家庭の経済的負担が増加し、必要な医療行為を受けることができない可能性がある。												
	課題	ひとり親家庭の小・中学生における現物給付による助成開始により、市の財政負担が増加している。											
	解決策	国、県に対し、補助制度の充実について、要望していく。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	拡充
		次年度以降も継続して、ひとり親家庭の経済的負担の軽減のため、医療費助成を実施していく。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	拡充
		高校生世代についても令和7年度から現物給付の実施を予定しているため、次年度当初予算要求までに見込み額等の整理を行うこと。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13264		予算事業名		児童福祉施設整備事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		01		児童福祉施設整備事業補助金				担当課室		こども未来課	
								担当班		こども支援班	
事業期間		平成 25 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	5.児童福祉の充実					款(名称)		3 民生費		
	施策	1.子育て支援の充実					項(名称)		2 児童福祉費		
	施策細分	4-5-1-④様々なニーズに応じた子育て支援施設の充実、支援体制の構築(総合戦略)					目(名称)		4 児童福祉施設費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		保育所等施設整備計画(令和5年度～令和9年度)									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	南島原市内の子育て関係施設については、築30年以上を経過した施設の老朽化が進んでいる状況である。保育ニーズの多様化などに合わせた計画的な新設・改修を行い、児童福祉増進の向上を図る。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	児童を安心して育てることができる体制の整備を促進するため、保育所等、放課後児童クラブ及び地域子育て支援センターの新設・改修に要する経費を補助することにより、子育て支援施設の充実を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	南島原市の保育所等施設整備計画に基づき、保育所等、放課後児童クラブ及び地域子育て支援センターの新設・改修に要する経費を補助する。										
	【交付金名】 ○就学前教育・保育施設整備交付金 補助率:国1/2、市1/4、事業者1/4 ○次世代育成支援対策施設整備交付金 補助率:国2/3、市1/12、事業者1/4 ○子ども・子育て支援施設整備交付金(大規模修繕) 補助率:国2/9、県2/9、市2/9、事業者1/3										
	(4)期待される効果										
計画的な新設・改修を行うことで、児童が安心・安全な保育の利用や子育て支援を提供することができる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	8,415	98,000						
	国庫	子ども・子育て支援施設整備交付金ほか	1/3ほか	2,805	57,333			令和8年度、9年度は園の希望がなかったため、保育所等施設整備計画に額の記載がない。			
	県費	長崎県施設整備補助金ほか	1/3ほか	2,805	20,333						
	起債										
	特財										
	一財			2,805	20,334						
年度別取組の概要				○放課後施設改修: 1施設	○保育施設改修: 4施設 ○支援センター新設: 1施設						
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	既-15	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	市の施設整備計画に沿った事業の実施により、児童福祉増進を図ることができる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			市の施設整備計画に沿った事業の実施により、児童福祉増進を図ることができる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	保育ニーズに対応した事業となる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			児童福祉法により、市の役割が明確に示されている。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	施設の老朽化は深刻な問題となっており、施設整備が急務となっている。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市でも同様の事業を実施しており、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	計画的な新設・改修により、安心安全な保育利用と子育てサービスの利用が可能となる。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			国の補助事業に示されており、計画的な新設・改修が可能となる。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内の施設を対象としており、公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内の施設を対象としており、特権的な恩恵を与えることはない。									
その他の視点		なし											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	施設の老朽化による耐震性などの安全性が低下しており、自然災害等による倒壊等があった場合に、児童への安全性の確保が難しくなる。												
	課題	施設の倒壊等があった場合に、保育利用や子育て支援サービスへの影響がある。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	解決策	計画的な施設の点検や整備を行い、倒壊等のリスクを軽減する。										
		公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分 拡充											
	市長評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分 拡充											
		事業の実施については希望する施設の意向も踏まえ、次年度当初予算要求までに事業内容等の整理を行うこと。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13500		予算事業名		予防対策(予防接種)事業		担当部局		福祉保健部								
個別事業名及び補助金名称		01		予防対策(予防接種)事業				担当課室		こども未来課								
								担当班		こども保健班								
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)						実施区域		市全域								
総合計画	基本柱	4.健康福祉					予算科目	会計区分	1.一般会計									
	政策	1.健康づくりの推進						款(名称)	4 衛生費									
	施策	2.健康診査・健康相談等の充実						項(名称)	1 保健衛生費									
	施策細分	4-1-2-②母子保健・予防接種の充実						目(名称)	3 予防費									
	重点P	該当しない																
根拠計画		-																
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)																	
	新型コロナウイルスワクチン接種は令和5年度末まで予防接種法上の特例臨時接種に位置付けられ、生後6ヶ月以上の者を対象に全額国費による無料のワクチン接種が行われていた。令和6年4月からは新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病に位置付け、個人の重症化予防を目的とした定期接種で実施されることにより接種に係る費用を令和6年度第1回補正予算にて要求、配当がなされた経緯がある。令和7年度以降は当初予算計上が必要となる。しかしながら歳入については未定。																	
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)																	
	令和6年4月からは新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病に位置付け、個人の重症化予防を目的とした定期接種で実施されることとなった。これまで実施している予防対策(予防接種)事業に令和6年度から新型コロナワクチン接種が追加された為、予算の確保が必要。(令和5年度までは防接種法上の特例臨時接種であった為、全額国の負担であった。)																	
個別事業の内容	(3)事業の概要																	
	定期接種の対象は、65歳以上の高齢者と、60歳から64歳までの基礎疾患を有する者で、年1回、秋冬の時期を目安に接種する。使用するワクチン株はWHOの最新の推奨株を基本に選定(JN.1系統とその下位系統に対応) (令和6年補正) 歳出: 新型コロナワクチン接種委託料 @133,517,000円 ・高齢者 @13,870(16,170-2,300)*9,450人=131,071,500、・生活保護受給者 @16,170*150人=2,425,500、・接種不可料 @1,985円*10人=19,850 歳入: 雑入 (9,450人+150人)*8,300円=79,680,000																	
	(4)期待される効果																	
	新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病に位置付けられたことにより、ワクチン接種により個人の重症化予防が期待される。																	
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考										
	財源名称		補助率	142,374	275,891	275,891	275,891											
	国庫	予防接種健康被害給付費	10/10	892	892	892	892											
	県費																	
	起債																	
	特財																	
	一財			141,482	274,999	274,999	274,999	*令和6年度は雑入79,680,000円 令和7年度以降歳入不明										
年度別取組の概要			*新型コロナワクチン接種は未計上(補正対応)委託料@133,517,000円				既予防対策(予防接種)事業費に新型コロナワクチン接種委託料@133,517,000円を追加				既予防対策(予防接種)事業費に新型コロナワクチン接種委託料@133,517,000円を追加				既予防対策(予防接種)事業費に新型コロナワクチン接種委託料@133,517,000円を追加			
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない															

											整理番号	既-16	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	ワクチン接種を受ける者の経済的負担を軽減し、新型コロナウイルス感染症の発症及び重症化を予防できる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			ワクチン接種を受ける者の一部市民の経済的負担を軽減できる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	市民へのニーズ調査が未実施であり、必然性の評価は難しい状況であるが、令和6年4月からは新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病と位置づけられた。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			定期予防接種であるが接種費用が高額であることより、市の一部助成が必要。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	令和6年4月からは新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病となり、必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			県内、特に近隣市と情報交換しながら事業を進めており、均衡は欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	ワクチン接種により重症化のための医療費抑制にも効果が期待できる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			国が定めた対象、内容であり、執行方法に問題なし。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		要因はない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	・ワクチン接種助成事業をしなかった場合、新型コロナウイルス感染症の重症化のために入院や治療等の医療費にも影響がでてくる。												
	課題	・定期接種と位置づけられたが、健康被害に対しての周知が十分とはいえない。											
	解決策	・予防接種健康被害救済制度 ・市民への周知											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		令和6年4月からは新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病に位置付け、個人の重症化予防を目的とした定期接種で実施されていることにより接種に係る費用を令和6年度第1回補正予算にて要求、配当がなされた経緯がある。令和7年度以降は当初予算計上が必要となる。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
次年度についても国の補助の有無があるかなど情報収集に努めるとともに、必要額の精査を行った上で次年度当初予算要求を行うこと。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13500		予算事業名		予防対策(予防接種)事業		担当部局		福祉保健部		
個別事業名及び補助金名称		05		带状疱疹ウイルスワクチン接種費助成				担当課室		こども未来課		
								担当班		こども保健班		
事業期間		令和 6 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	4.健康福祉						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.健康づくりの推進							款(名称)	4 衛生費		
	施策	2.健康診査・健康相談等の充実							項(名称)	1 保健衛生費		
	施策細分	4-1-2-②母子保健・予防接種の充実							目(名称)	3 予防費		
	重点P	該当しない										
根拠計画		-										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	水痘ウイルスが、免疫力が低下した場合などに再活性化し、带状疱疹を発症することがある。50歳以上では带状疱疹を発症した人の2割が带状疱疹後神経痛に移行し、日常生活に支障をきたすこともあり、带状疱疹の発症による健康被害を未然に防止するための取り組みが喫緊の課題である。 *令和5年6月7日南高医師会長が市議会へ請願書提出 *令和5年6月22日 南高医師会長が市長へ請願書提出 *令和5年6月28日保険医協会が市長へ要望書提出*令和5年7月7日 带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成を求める請願書議会採択により市へ請願											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	带状疱疹ワクチンは任意接種であり、大変高額な費用は多くの人々にとって大きな負担となり、接種をためらわせる要因となっている。このような状況下で、带状疱疹ワクチンの接種費用の公費助成を求める声が強まっている。1回の接種で10年前後有効とされているこの带状疱疹ワクチン接種は、費用の一部を助成することで、市民の接種費用の負担が軽減される。また、多くの市民がワクチンにアクセスできる環境が整うことで带状疱疹の発症及び重症化を予防する。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	実施事業 ○带状疱疹ウイルスワクチン接種費助成事業 内容:接種日現在、本市に住民登録がある50歳以上の市民に対して、ワクチン接種費用を助成する。 ・生ワクチンによる接種(助成回数1回 限度額4,000円) ・不活化ワクチン接種 (助成回数2回 1回あたり限度額10,000円) ・助成を受けようとする市民は、期間内に申請書を市に提出、予算の範囲において助成決定者のみ助成を受ける。 ・令和6年度申請者数が305名(申請助成額5,582,000円)、助成交付者数106名(助成額2,000,000円)であった。											
	(4)期待される効果											
	ワクチン接種を受ける者の経済的負担を軽減し、もって带状疱疹の発症及び重症化を予防する。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	2,061	4,000	4,000	4,000					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			2,061	4,000	4,000	4,000					
年度別取組の概要			補助金@10,000*180回(90名) @4,000*50回(50名) システム改修@60,000円 消耗品1,000円	補助金@10,000*380回(190名) @4,000*50回(50名)	補助金@10,000*380回(190名) @4,000*50回(50名)	補助金@10,000*380回(190名) @4,000*50回(50名)						
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない									

											整理番号	既-17	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	b.一部課題がある		C	ワクチン接種を受ける者の経済的負担を軽減し、带状疱疹の発症及び重症化を予防できる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している			ワクチン接種を受ける者の一部市民の経済的負担を軽減できる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	b.一部世代にのみ認められる		C	市民へのニーズ調査が未実施であり、必然性の評価は難しい状況であるが、関係団体から要望書が提出されている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	b.行政が実施する方が有利			任意接種であるが接種費用が高額であることより、市の一部助成が必要。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		C	事業規模はニーズに基づくものではなく、モデル事業として算出したもの。希望者数によっては、補助額や助成額を検討する余地もでてくる。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある			現在県内では3市にて実施。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		B	生涯罹患は3人に1人、带状疱疹後神経痛発症20%であり、ワクチン接種により合併症のための医療費抑制にも効果がある。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり			50歳以上を対象としており、執行方法に問題なし。ただし任意予防接種であることから副反応への対応について検討必要。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	b.一部改善の余地あり		B	助成額が限られていることから、希望者への配慮が必要。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		要因はない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	带状疱疹の生涯罹患は3人に1人、带状疱疹後神経痛発症20%であり、ワクチン接種助成事業をしなかった場合、合併症のための入院や治療等の医療費にも影響がでてくる。												
	課題	任意接種であり副反応に対しての救済制度が十分でない。											
	解決策	医薬品副作用被害救済制度周知											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	C	必要性	C	妥当性	C	有効性	B	公平性	B	評価区分	拡充
		带状疱疹ワクチン接種は、任意接種であり検討が必要であるが、しかしながら带状疱疹生涯罹患は3人に1人、带状疱疹後神経痛発症20%であり、耐え難い激しい痛みを伴うことから、不眠やQOLの低下など多くの苦痛をもたらす。また、重篤な合併症や後遺症をもたらすこともある。ワクチン接種によりより幅広く市民を带状疱疹から守ることが可能になることがワクチン接種費助成により期待される。											
	市長評価	公益性	C	必要性	C	妥当性	C	有効性	B	公平性	B	評価区分	拡充
国においても65歳以上の高齢者を対象にした補助制度を検討していることから、今後も情報収集に努め、最新の情報に基づき次年度当初予算要求を行うこと。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		12350		予算事業名		保健センター管理事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		04		北有馬保健センター整備事業		担当課室		健康づくり課			
						担当班		健康保険班			
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		北有馬町					
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	1.健康づくりの推進					款(名称)	4 衛生費			
	施策	1.市民の健康増進					項(名称)	1 保健衛生費			
	施策細分	4-1-1-④健康増進のための環境整備					目(名称)	2 保健衛生施設費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	H13年に建築後23年が経過しており、電気工作物保守点検業者からの指摘もあることから北有馬保健センターの高圧ケーブル取替修繕を行う。 また、同様に経年劣化から空調設備の不具合も多く、近年修繕費も嵩むことからリース(5年)で対応したい。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	市内保健センターは2町に1施設で稼働しており、保健事業等で使用頻度も高いことから、電気系統や空調設備の環境整備は不可欠である。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	年間の稼働率が40%程度(100日/年)と利用者も多く、当施設の継続した稼働を確保するために、高圧ケーブルの取替と空調設備の正常な運転は必須であるため、取扱業者に高圧ケーブル取替修繕及び空調設備リースを委託する。										
	(4)期待される効果										
	当施設の電気系統や空調設備のトラブルを未然に防ぐ効果が期待される。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	0	1,238	3,788	4,546				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			0	1,238	3,788	4,546				
年度別取組の概要				高圧ケーブル取替修繕	空調設備リース10月分	空調設備リース12月分					
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	既-18	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	市の保健事業を実施するにあたり必須の施設である。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			年間100日の稼働があり、施設を利用する市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	当施設を使用する、集団健診はじめ各種健診、健康相談、予防接種等の対人保健サービスは市民ニーズに合致する。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			集団健診はじめ各種健診、健康相談、予防接種等の対人保健サービスを行い、市民の健康を守る目的を果たしている。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	当施設の運営上、環境整備は必須である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市においても同様の環境整備は実施しているため、均衡は欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	今後も集団健診はじめ各種健診、健康相談、予防接種等の対人保健サービスを行い、市民の健康を守る目的を果たしていく。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			最適であると思われる。特に空調設備については工事費よりリース料が安価になるとのこと。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公平である							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		公平である									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	電気系統の故障や、空調設備のトラブル多発により、施設の運営に支障をきたす。 保健事業は年間を通じて計画をしており、施設の使用ができない場合は事業実施場所の変更等により市民への負担が増えることになる。												
	課題	市内保健センターは2町に1施設で稼働しており、市民サービスに大きく影響するため、これ以上の施設の閉鎖は困難である。											
	解決策	現状維持が最善の策である。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		保健センター利用の主なものは、市民の健康づくりに向けた各種健診や健康相談、健康教育等の保健事業をなどがある。また保健センターは、災害に伴う避難場所としても指定を受けている状況であるためこの事業を継続して進めて行くことが必要である											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
高圧ケーブルの取替修繕については、部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。 なお、空調についてはリースではなく、必要箇所のみ修繕を行うという方針に変更されたため、当該施設においてもそれに準じること。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14033		予算事業名		未来農業フロンティア推進事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		01		トレーニングファーム事業				担当課室		農林課		
								担当班		農業戦略班		
事業期間		令和 3 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興							款(名称)		6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)							項(名称)		1 農業費	
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成(総合戦略)							目(名称)		3 農業振興費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり										
根拠計画		南島原市農業振興基本計画 P12										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	本市における果樹(みかん)農業については、近年価格が上昇傾向にあり安定した農業経営が可能な作物であるが、苗の定植から収益を得られるまでの期間が長いことから収益化できないことから、新規就農者が少なく他の作物に比べ高齢化と後継者不足が著しい。また樹園地の耕作放棄地も拡大している。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	本市における果樹農業就農者の確保を図るため、UIターンや他産業からの参入者をターゲットとして果樹(みかん)に特化した農業人材を育成する。											
	(3)事業の概要											
南島原果樹フロンティア協議会へ農業研修事業を委託して実施する。実施にあたっては、フロンティア協議会に専任講師を雇用し、市内のみかん生産団体に協力を得て栽培管理技術、農業経営、販売等について研修を行っている。 なお、財源については、デジタル田園都市国家構想交付金(内閣府)を充当しているが事業年度が令和6年度までの3年であることから、R7年度以降については、産地生産基盤パワーアップ事業(農林水産省)の活用を予定しており、現在県と協議を行っている。												
年度別の計画額の概要	(4)期待される効果											
	新規就農者の確保、育成 樹園地の円滑継承 耕作放棄地の増加抑制											
	年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
		財源名称		補助率	10,594	10,594	10,594	10,594				
		国庫	地方創生推進交付金	1/2	4,622							
県費												
起債												
特財												
一財				5,972	10,594	10,594	10,594					
年度別取組の概要			旅費、需用費、委託料、使用料	旅費、需用費、委託料、使用料	旅費、需用費、委託料、使用料	旅費、需用費、委託料、使用料	旅費、需用費、委託料、使用料					
ふるさと納税応援寄附金事業区分												

										整理番号	既-19		
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	農業人材の育成により、稼げる農業生産が展開されることは、市全体の利益に繋がる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			農業人材の育成により、稼げる農業生産が展開されることは、市全体の利益に繋がる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	異業種から就農したいという希望者は多いが、農業技術の育成する仕組みがなければ就農できない。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			農業生産は民間の役割であるが、農業生産を支援して地域経済をけん引するよう導くのは行政の役割である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	育成した人材は農業者として本市に定着する。継続的に得られる効果を考慮すると、妥当である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			県下では、JA主体による農業研修が実施されているが、本市はJA以外の団体があり、他市とは比較できない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	農業生産技術はもとより、マーケティングから経営ノウハウを持った稼げる農業人材を育成する仕組みにしている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			効果を最適化するため、生産団体・島原振興局・島原農業高校と共に協議会を設立のうえ、連携して運営している。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	農業研修は、協議会加盟団体の理解を得て、中立な立場で情報公有や協議を行い、公平に運営している。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		農業研修は、市内全域で実施し、条件が揃えばどのような人でも応募可能である。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	生産者の高齢化と共にみかん農業の廃業が続き、みかん産地として維持できなくなることと併せて、樹園地の耕作放棄地の拡大が進み、農地として再生できない土地が増える。												
	課題	農業研修生の確保 栽培可能な樹園地の管理及び円滑な承継											
	解決策	あらゆるメディアを活用した継続的な情報発信 生産団体との情報共有、連携強化											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本市みかん産地を持続し、人材育成と共に魅力あるブランド産地として発展していくため、本事業の活動は重要である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
所管課における方向性は理解できるものの、令和6年度でデジタル田園都市国家構想交付金が終了するため、令和7年度以降は何らかの活用可能な財源を検討すること。 また、財源の都合がつかない場合は、部局ごとの予算要求基準に沿って要求が可能かどうか判断すること。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14033		予算事業名		未来農業フロンティア推進事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		02		産地プロデュース・ブランド化事業				担当課室		農林課		
								担当班		農業戦略班		
事業期間		令和 3 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興							款(名称)		6 農林水産業費	
	施策	4.販路拡大とブランド化の推進							項(名称)		1 農業費	
	施策細分	3-1-4-②ブランド化・6次産業化の推進(総合戦略)							目(名称)		3 農業振興費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり										
根拠計画		南島原市農業振興基本計画 P12										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	本市の令和4年のみかんの農業産出額は、全国52位(1724自治体中)であるが、出荷団体が複数あることから統一したブランドがなく、みかんの産地としてあまり知られていない。そのため販売面で不利な状況にあることから、競争力を高め産地として発展していくために、産地一体となって知名度向上、ブランド化に向けた取り組みが必要である。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	本市農業の発展のためには農業者の所得向上に繋がる取り組みが重要である。その対策のひとつとして消費者から選ばれるみかんの産地となるために情報発信やPR活動を実施する。											
	(3)事業の概要											
・果樹テストマーケティングの実施(店舗での催事、屋外イベントなど) ・専用ホームページ、PR動画、SNS配信等インターネットを活用した情報発信 ・アイデアコンテスト、マスコットキャラクター制作 ・苗木導入補助金												
年度別の計画額の概要	(4)期待される効果											
	販売単価上昇による農業者の所得向上 新規就農者の確保											
	年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
		財源名称		補助率	9,730	9,730	9,730	9,730				
		国庫	地方創生交付金	1/2	3,664							
県費												
起債												
特財												
一財			6,066	9,730	9,730	9,730						
年度別取組の概要			報償費、旅費、需用費、委託料、使用料	報償費、旅費、需用費、委託料、使用料	報償費、旅費、需用費、委託料、使用料	報償費、旅費、需用費、委託料、使用料						
ふるさと納税応援寄附金事業区分												

											整理番号	既-20	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	産地化の活動により、農業者の所得向上に繋がることは、市全体の利益に繋がる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			産地化の活動により、農業者の所得向上に繋がることは、市全体の利益に繋がる。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	異業種から就農したいという希望者は多いが、所得が高い農業を育てていかなければ、就農者は増えない。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			農業は民間の役割であるが、農業を支援して地域経済をけん引するよう導くのは行政の役割である。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	ブランドが確立して継続的に得られる効果を考慮すると、妥当である。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			県下では、JA主体の産地はほとんどであるが、本市はJA以外の団体があり、他市とは比較できない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	果樹は、商品・産地PR活動共にマーケット関係者からのニーズが高く、活動の効果が期待できる。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			効果を最適化するため、生産団体・島原振興局・島原農業高校と共に協議会を設立のうえ、連携して運営している。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	協議会加盟団体の理解を得て、中立な立場で情報公有や協議を行い、公平に運営している。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		テストマーケティングやPR活動について、ひとつの団体や商品に偏らないよう、中立な立場で運営している。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	所得が高い農業者を育成する仕組みがなければ、新規就農者や規模拡大などの積極的な農業者が減り、本市の基幹産業である農業が衰退する。												
	課題	産地一体として継続してPR活動を実施する仕組みの構築											
解決策	対外的に認められる産地ブランドの確立を目指すため、産地一体となって農林水産省が所管している「地理的表示(GI)保護制度」の登録などを目指す。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本市みかん産地を持続し、人材育成と共に魅力あるブランド産地として発展していくため、本事業の活動は重要である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	再検討
所管課における方向性は理解できるものの、令和6年度でデジタル田園都市国家構想交付金が終了するため、令和7年度は以降何らかの活用可能な財源を検討すること。また、市の商品のブランド化の観点による商工観光課の事業との連携や、市の商品のPRの観点による総務秘書課のシティプロモーション事業との連携も考えられるため、部局を超えた取組についても検討を進めること。 なお、財源の都合がつかない場合は、部局ごとの予算要求基準に沿って要求が可能かどうか判断すること。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14008		予算事業名		農業振興支援事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		04		担い手ジャンプアップ支援事業				担当課室		農林課		
								担当班		農業経営班		
事業期間		平成 30 年度～令和 8 年度(9 年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興							款(名称)	6 農林水産業費		
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)							項(名称)	1 農業費		
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)							目(名称)	3 農業振興費		
	重点P	該当しない										
根拠計画		南島原市農業振興基本計画(P23)										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	本事業は、国の農地利用効率化等支援交付金が不採択となった場合に、経営基盤強化に影響を及ぼすことから、市の支援策として実施している。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	地域農業の担い手を育成・確保し、農作業の効率化や経営規模拡大に繋げる。 また、農地の集約化や経営の改善を支援する。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	対象は、南島原市認定農業者協議会に加盟する農業者で、国の事業に申請し補助金の配分が無かった者。 補助率は、機械・設備等を導入する場合に、10分の3以内(上限額45万円)である。											
	(4)期待される効果											
	生産性の向上、作業の効率化、労働時間の短縮が期待される。 販売額の増加や経営面積の拡大が期待される。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	0	2,250	2,250	2,250					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			0	2,250	2,250	2,250					
年度別取組の概要			毎年要望あり。本年は要望取下げ。	申請見込数(5件)	申請見込数(5件)	申請見込数(5件)						
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない									

												整理番号	既-21
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	個人の事業計画であるため評価項目と異なる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			個人の事業計画であるため評価項目と異なる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	国の事業で採択されなかった場合の支援事業として、市民からのニーズは高い。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			担い手の育成・確保のため、市独自の支援事業として欠かせない。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		B	機械の大型化に伴い、補助額の増額等の要望が寄せられている。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある			近隣市の類似事業と比較して、事業の拡充に対する要望が寄せられている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	事業計画に基づいて補助を行うため、経営規模拡大や販売額の増加に資する事業である。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			事業執行の方法は最適である。国の補助事業の要件緩和の要望が多い。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	b.一部改善の余地あり		B	認定農業者協議会会員に限定している点は、今後検討する余地がある。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		公平な事業である。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	規模拡大や経営の効率化等を目指す農家において、機械・設備等の導入に際し国の事業が不採択となった場合、自己資金だけでは経営基盤の強化が厳しくなる。												
	課題	農地利用効率化等支援交付金が不採択の場合のみを対象とする点や、認定農業者協議会会員に特定している点は、検討する余地がある。											
	解決策	補助額や補助要件等の見直しを検討して行く。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	拡充
		補助事業の継続は必要である。 各種要望も寄せられており、近隣市も参考にしながら、補助要件の見直しや補助内容の拡充が必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	再検討
補助金等の適正化に向けた基本方針に基づき、必要な見直しに努めること。 また、南島原市中期財政見通しに記載されている補助費等の削減率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、部局ごとの予算要求基準の範囲内において、部内で調整後、必要額を要求することは妨げない。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14050		予算事業名		農業用研修施設等活用推進事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		01		農業用研修施設等活用推進事業				担当課室		農林課		
								担当班		農業経営班		
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興							款(名称)	6 農林水産業費		
	施策	—							項(名称)	1 農業費		
	施策細分	—							目(名称)	4 農業振興施設費		
	重点P	該当しない										
根拠計画		南島原市農業振興基本計画(P25)										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 農業用研修施設等(環境改善センター、農業構造改善センター、高齢者研修センター、農林漁業者トレーニングセンター、多目的集会施設2箇所、農村婦人の家2箇所)の維持管理を行っており、各施設ともに老朽化による維持管理費が増加が見込まれる。 他施設との複合化や事業費削減など課題である。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 経年劣化した施設の維持管理に努める。 利活用の少ない施設については、地元自治会等への譲渡等も含めて検討していく。 今後の個別施設計画の見直しを期に、事業費削減に向けて検討を進める。											
	(3)事業の概要 農業用研修施設等(環境改善センター、農業構造改善センター、高齢者研修センター、農林漁業者トレーニングセンター、多目的集会施設2箇所、農村婦人の家2箇所)の維持管理を行う。											
	(4)期待される効果 農業者等の農業に関する知識と技術の習得、農業の振興及び福祉の増進等を図る。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	11,341	22,741	13,141	13,698					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			11,341	22,741	13,141	13,698					
年度別取組の概要			施設の維持管理。	施設の維持管理。大規模修繕(計画)。	施設の維持管理。(電気料金等増加)	施設の維持管理。(電気料金等増加)						
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない									

											整理番号	既-22	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	公益的施設である。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			市民に利用されている。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	b.一部世代にのみ認められる		B	市民におけるニーズは低下傾向である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			現状では民間施設による代用は出来ない。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	事業規模は適正であり、今後も事業費が増加傾向となる。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市の事業との比較に関して、市民からの苦情はあっていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		B	事業目的に合致している。施設の利活用は減少傾向だが、本事業により施設機能を維持している。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり			関係部署と協力し、LED化など事業効果を高めている。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	施設の運営について、公平性に配慮している。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		一部の者に特別に恩恵を与えていない。									
その他の視点		大規模な予算は、管財契約課等で一括要求が望ましい。											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなければ、施設の経年劣化が加速される。 事業費を大幅に削減した場合、施設の利用に影響を及ぼす。												
	課題	職員の人員不足から施設の維持管理事務に支障がある。											
	解決策	限られた予算の中で関係部署と連携し、効果的な維持管理を行う必要がある。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	拡充
		事業費を削減することは難しいが、維持管理のための予算確保は必要である。 個別施設計画に従い、適正な維持管理に努めていく。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
部内で事業の優先順位や事業費の精査等を調整後、部局ごとの予算要求基準の範囲内において必要額を要求することは妨げない。 施設改修に係る財源については、事前に財政課等と協議を行うこと。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14016		予算事業名		強い農業づくり交付金事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		02	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金				担当課室		農林課			
							担当班		農産班			
事業期間		平成 28 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		2町以上						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興							款(名称)	6	農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)							項(名称)	1	農業費	
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)							目(名称)	3	農業振興費	
	重点P	該当しない										
根拠計画		—										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	南島原市内農家の後継者不足や高齢化により、農地面積の減少に歯止めが効かない状況である。認定農業者等の担い手の育成・確保が課題となっている。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	農産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等の担い手の育成、確保、担い手に対する農地利用集積の促進及び食品流通の合理化等、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進する。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	産地生産基盤パワーアップ事業県要領に定めてある集出荷貯蔵施設導入に要する補助対象事業費の100分の10以内を補助する。(南島原市産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(500万円を上限))											
	(4)期待される効果											
	補助事業をすることにより、労働力の削減とブランド率の向上による高単価に期待ができ、農家の所得向上に期待ができる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	825	5,000	5,000	0					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			825	5,000	5,000	0					
年度別取組の概要			飯田青果冷蔵庫設置工事	JA南部トマト選果機改修工事	JA南部たまねぎ選果機改修工事							
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない								

											整理番号	既-23	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	農業の活性化、経営安定のための取組みである							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			農業の経営安定、生産性の向上に期待できる							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	農業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められる							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			農業の経営安定が期待できることから市が実施する必要がある							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	厳しい経営状況であるため、一定の支援が必要である							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			補助対象経費や補助率等、均衡をか欠いていない							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	農業の経営安定が期待できる							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			事業効果を発揮させるためには、補助金での交付が最も適している							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	農家の減少及びブランド率が下がることで、農家所得の減少に繋がり、農業の活性化が期待できなくなる												
	課題	国の補助金は、農家への補助ではなく、農協等への補助であるため、更に農協への上乗せ補助の必要性があるのか検討が必要である											
	解決策	今後の動向を見ながら、継続的な支援が必要											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		本市の活性化には、農業の経営安定化、収益向上への取り組みは必要であり、今後も継続して支援を行う必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	C	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
国県補助金に対する市独自の一般財源による上乗せ補助について、「補助金等の適正化に向けた基本方針」見直しガイドライン(6)に記載のとおり、本市独自に補助を行う必要性や効果があるのか十分に検討し、広く一般に説明できるようその理由を整理すること。そのうえで、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で次年度予算要求することは妨げない。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14405		予算事業名		水産物消費拡大・販売促進事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		01		水産物加工推進事業				担当課室		水産課		
								担当班		水産班		
事業期間		平成 30 年度～令和 - 年度（ - 年間）		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	2.水産業の振興							款（名称）		6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化〈水産業〉							項（名称）		3 水産業費	
	施策細分	3-2-2-③水産物の付加価値向上・ブランド化の推進（総合戦略）							目（名称）		1 水産業振興費	
	重点P	該当しない										
根拠計画		-										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	市内に水産加工業者がないため、主となる加工品がない。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	加工開発などによる付加価値をつけ、販路拡大を図る。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	・水産開発に関する研究開発、調査、指導の経費の補助 ・新商品の宣伝・販売支援に要する経費等の補助 （南島原市地域物産開発販売支援事業補助金要綱の対象品を除く） ・事業対象者 漁業者団体(3人以上) 漁業協同組合 ・補助率:対象事業費の1／2補助。ただし50万を上限とする。											
	(4)期待される効果											
	加工品の商品開発を行い、ネット販売など販路の拡大を行うことで、漁業者の所得向上を図る。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率		500	500	500					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			0	500	500	500					
年度別取組の概要				1団体×50万	1団体×50万	1団体×50万						
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない								

											整理番号	既-24	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	水産物の加工及び促進を図るとともに、水産物の付加価値の向上及び漁業者の所得向上の為に支援が必要である。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			漁業者の所得向上を図ることで、市民に利益を還元できる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	燃料費高騰など、事業経費の増加がある中、支援を行うことにより、ニーズに対応している。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			漁港及び漁場の整備に関する法律において、漁協及び漁業団体と行政の役割が明確化されている。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	水産物の加工及び促進及び販売促進に係る事業は、初期投資に負担が係るため、補助による負担軽減により事業が円滑に行えるため必要である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市の類似の事業比較しても均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	水産物の付加価値が付くことにより漁業者の所得向上につながる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			水産物の加工及び促進を図るとともに、水産物の付加価値を付ける方法として適切な手段である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	漁協及び漁業者団体における支援になるため、組織する漁業者へ公平に支援されるもの。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全体が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。									
その他の視点		特になし											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	事業初期投資に係る経費が大きくなり、水産加工物の開発、販売に対する意識が低下し、漁価向上及び水産物への付加価値向上が見込まれない。このため、漁業者の所得向上につながらず、水産業の衰退する恐れがある。												
	課題	漁獲量の低下による、販売量の減少											
	解決策	資源回復活動の実施、漁業者の担い手確保											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		漁獲量が減少している中、魚価に付加価値をつけることで、漁業所得増加が見込まれる為、市としては、継続的に支援を行いたい。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		補助金等の適正化に向けた基本方針に基づき、必要な見直しに努めること。 また、南島原市中期財政見通しに記載されている補助費等の削減率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、部局ごとの予算要求基準の範囲内において、部内で調整後、要求することは妨げない。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14500	予算事業名		漁港管理費		担当部局	農林水産部			
個別事業名及び補助金名称		05	排水管布設整備工事			担当課室	水産課				
						担当班	水産班				
事業期間		平成	27	年度～令和	-	年度(	-	年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	2.水産業の振興					款(名称)	6	農林水産業費		
	施策	1.生産基盤の整備<水産業>					項(名称)	3	水産業費		
	施策細分	3-2-1-②安全・快適な漁村づくり					目(名称)	2	漁港管理費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	南島原市の漁港海岸に接続する排水口が、経年の砂の堆積により塞がれて流出できない状態であり、大雨時には背後集落に被害がでる恐れがある。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	漁港海岸を整備し、市民の生命及び財産を守り、安全で安心な生活環境を図るため、事業を行うもの。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	排水管布設工事 1式										
	(4)期待される効果										
	事業を行うことで、大雨時など、背後集落に被害がでることがなくなる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率		3,000						
	国庫				0						
	県費				0						
	起債				0						
	特財				0						
	一財				3,000						
年度別取組の概要					排水管布設工事 1式						
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	既-25												
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由																	
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	海岸保全施設を整備するため、公益性が認められる。																		
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			本事業により、市民の生命・財産を守る概念から、市民の利益に寄与している。																		
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	排水口の詰まりを解消する事業のため、必要性がある。																		
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			海岸施設の管理者である市が実施する必要がある。																		
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	背後集落の災害を防止するため、本事業を実施することが必然である。																		
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市も同じような手法で整備を行っている。																		
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	排水管布設整備を行うことで、背後集落の災害防止に効果が発揮できる。																		
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			排水管布設整備を整備することが、最適な手法である。																		
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	事業実施にあたって、排水管布設整備をすることで、市民の安全を守ることができる。																		
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全域の排水口の解消するため、特権的な恩恵は与えていない。																				
その他の視点																								
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響																							
	排水管布設整備を実施できない場合、経年の砂の堆積により排水口が塞がてしまい、背後集落への災害につながり、市民の生命及び財産を守ることができず、安全で安心な生活環境を維持することができなくなる。																							
	課題	近年の異常気象により、砂の堆積など対応が必要となることが予想される。また、新規要望などがあった場合には、現地調査を行い、排水管布設整備が必要か検討を行わなければならない。																						
次年度に向けた方向性	実施機関評価	<table border="1"> <tr> <td>公益性</td><td>A</td> <td>必要性</td><td>A</td> <td>妥当性</td><td>A</td> <td>有効性</td><td>A</td> <td>公平性</td><td>A</td> <td>評価区分</td><td>拡充</td> </tr> </table>											公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充											
	排水管布設後の維持管理に努める。																							
	市長評価	<table border="1"> <tr> <td>公益性</td><td>A</td> <td>必要性</td><td>A</td> <td>妥当性</td><td>A</td> <td>有効性</td><td>A</td> <td>公平性</td><td>A</td> <td>評価区分</td><td>再検討</td> </tr> </table>											公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
公益性		A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討												
部内で事業の優先順位や事業費の精査等を調整後、部局ごとの予算要求基準の範囲内において必要額を要求することは妨げない。																								
備考																								

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14205		予算事業名		土地改良区推進支援事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		01		土地改良区推進支援事業(補助金)				担当課室		農村整備課		
								担当班		農村整備班		
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興							款(名称)	6	農林水産業費	
	施策	1.生産基盤の整備<農林業>							項(名称)	1	農業費	
	施策細分	3-1-1-①生産基盤の整備(総合戦略)							目(名称)	6	農村整備費	
	重点P	該当しない										
根拠計画		一										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	農業基盤整備事業を推進するため、事業実施地区及び新規予定地区の土地改良区や推進団体に対して事業推進費を補助している。また、事業実施に必要な土地利用調整、営農施設の移転、石材等の運搬経費について、事業を推進するため事業実施中の土地改良区等に助成を行っている。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	基盤整備事業実施地区(予定地区含む)の土地改良区等に対する推進費、土地利用調整費、営農施設の移転・撤去費等、石材等の運搬経費を助成し、事業の推進と農業経営の安定を図ることを目的とする。											
	(3)事業の概要											
・土地改良区推進費補助金:基盤整備事業実施中及び推進中の土地改良区等の団体に助成 ・農業経営高度化支援事業補助金(土地利用調整):基盤整備事業実施中の土地改良区等の団体に助成 ・農業経営高度化支援事業補助金(集積促進費):基盤整備事業実施中の土地改良区等の団体に助成 ・石材等運搬事業補助金:基盤整備事業実施中の土地改良区等の団体に助成 ・営農施設移転事業補助金:基盤整備事業実施中の土地改良区等の団体に助成												
年度別の計画額の概要	(4)期待される効果											
	農業基盤整備実施地区(予定地区含む)の土地改良区等に対する事業推進、土地利用調整、営農施設の移転、石材等の運搬経費に助成を行い、事業の推進と農業経営の安定を図ることが期待される。											
	年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
		財源名称		補助率	41,539	173,368	343,296	216,582				
		国庫										
県費		農業経営高度化支援事業補助金	82.5	8,742		33,000	35,062					
起債												
特財												
一財			32,797	173,368	310,296	181,520						
年度別取組の概要			土地改良区等に対する補助金	土地改良区等に対する補助金	土地改良区等に対する補助金	土地改良区等に対する補助金						
ふるさと納税応援寄附金事業区分												

											整理番号	既-26	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		B	生産基盤の整備推進のための取り組みであるため、公益性が客観的に認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している			生産基盤の整備推進のための取り組みであるため、利益に一部寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	b.一部世代にのみ認められる		B	生産基盤の整備推進のための取り組みであるため、本補助金のニーズが一部認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			生産基盤の整備の推進を図るため、行政が実施する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	事業規模は適正であり、実施する必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市にはない補助金であるが、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定である。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			補助金交付による支援が最も効果的である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	条件を満たすことができれば、対象となるため、公平である。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		条件を満たすことができれば、対象となるため、特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	農業基盤整備事業を推進及び実施するための農家負担が増大し、農業経営の安定化に影響する。												
	課題	石材等補助金について現地で発生する石材が不足し補助額が多大となっている。											
	解決策	県や各部署と連携し工事などで発生した石材等を流用することによりできるだけ安価に石材を確保し補助金を抑制する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		本事業については、農業基盤整備事業を実施及び推進していく上で必要な事業であるため補助金額の抑制を図りながら継続実施していく。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	縮小
		石材等運搬事業補助金については、要綱により具体的な補助基準を定めること。 また、本補助金は一般財源対応であり、事業期間も長期に及ぶため、将来的に多大な財政負担を強いるものであることから、廃止も視野に、対象範囲や条件等の抜本的な見直しを図ること。 上記以外の各補助金については、別途評価調書「補-45～49」のとおりとする。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15030		予算事業名		市道改良事業		担当部局		建設部	
個別事業名及び補助金名称		46		市道茸山11号線、12号線道路改良事業				担当課室		建設課	
								担当班		建設改良班	
事業期間		令和 2 年度～令和 12 年度（ 11 年間）		実施区域		西有家町					
総合計画	基本柱	7.基盤整備				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	1.交通環境の充実					款（名称）	8 土木費			
	施策	1.道路網の整備					項（名称）	2 道路橋りょう費			
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備（総合戦略）					目（名称）	3 道路新設改良費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	本路線は、広域農道から西有家町茸山自治会への連絡道路であるが、現況幅員が狭小であるため、一般車両はもとより緊急車両等の通行にも支障をきたしており、また広域農道からの進入では、道路勾配がきつく降雨時には排水路が整っていないため車両での登坂が困難であり、冬季時には凍結し通行できない状況も見受けられる。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	広域農道からの進入箇所の道路勾配の見直し、さらに拡幅改良することにより、緊急車両や一般車両の通行が容易になり、緊急時の安全性や日常生活の利便性の向上及び一級市道との連結ができ産業道路としての機能向上も見込まれる道路網が確立される。										
(3)事業の概要											
測量設計業務一式 L=780m 道路改良工事 改良 L=780m(W=5.0m) (土工、擁壁工、排水工、舗装工、各一式) 用地買収 一式 立木・補償等 一式											
(4)期待される効果											
緊急車両や一般車両の通行が容易になり、緊急時の安全性や日常生活の利便性の向上及び一級市道との連結ができ産業道路としての機能向上も見込まれる道路網が確立される。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率		23,500	46,000	70,000				
	国庫										
	県費										
	起債	辺地債	100%		23,500	46,000	70,000				
	特財										
	一財										
年度別取組の概要				測量設計 L=780m	用地補償1式 改良工事 L=100m	補償1式 改良工事 L=200m					
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	既-27	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	現在の市道規格では、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			市道管理者による、道路拡張が基本である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	他地区との連絡道路として必要な規模である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			連絡道路として改良する路線としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業は、地元自治会及び関係者からの要望であり、生活道路としての不便さや緊急車両の通行ができないなどの改善を図るものであり、事業を実施しなかった場合、住民の利便性や安全性を確保できなくなる。広域農道からの接続部分については、急勾配であり、全線にわたり排水が整備されていない状況である。												
	課題	実施ができない場合、地元自治会への説明などが必要であり、理解を得るには非常に困難である。辺地債の財源確保。											
	解決策	他事業に移行できないか検討。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		概略設計業務の結果により、地元へ説明を行っている状況である。地元からの要望書では、現道拡幅を前提として用地の同意書が提出されているが、広域農道との交差点部は縦断勾配が非常に急勾配であるため、概略設計では、現道からはずれた計画をしなくてはならない道路設計となっている。そのため、地元へ追加となる用地同意が可能か投げかけている状況であり、現在口頭での同意は得られている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続
所管課における方向性のとおり、令和7年度予算要求を可能とする。 なお、整備予定区間の全てが整備されることでその整備効果が発揮されることから、用地関係の課題によって完成しないことが明らかになった場合、速やかに本事業は中止することとする。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15030	予算事業名		市道改良事業		担当部局	建設部		
個別事業名及び補助金名称		82	市道北ヶ峰1号線、2号線、3号線道路改良事業			担当課室	建設課			
						担当班	建設改良班			
事業期間		令和5	年度～令和		-	年度(	-	年間)	実施区域	加津佐町
総合計画	基本柱	7.基盤整備				予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.交通環境の充実					款(名称)	8 土木費		
	施策	1.道路網の整備					項(名称)	2 道路橋りょう費		
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)					目(名称)	3 道路新設改良費		
	重点P	該当しない								
根拠計画										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)									
	本路線は、広域農道より北ヶ峰自治会へ通じる連絡道路であり、空池原圃場整備区域を結ぶ産業道路でもあるが、現況幅員が狭小であるため、一般車両はもとより緊急車両、運搬車両等の通行にも支障をきたしている。									
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)									
	現在、空池原地区圃場整備区域より、北ヶ峰地区までは拡幅改良が完了しており、その改良区間より広域農道までの区間の改良を行うことにより、産業ルートとしての役割の強化も合わせて得られる可能性があり、そのルートを選定する、概略設計を行い、早期の産業ルートの確立を確立できる。									
個別事業の内容	(3)事業の概要									
	概略設計業務一式 L=1,000m									
個別事業の内容	(4)期待される効果									
	拡幅改良することにより、緊急時の安全性や日常生活の利便性の向上及び産業ルートとしての役割の強化という効果が見込まれる。									
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考	
	財源名称		補助率		4,000					
	国庫									
	県費									
	起債									
	特財									
	一財				4,000					
年度別取組の概要					概略設計 L=1,000m					
ふるさと納税応援寄附金事業区分					利用しない					

											整理番号	既-28	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	現在の道路幅員では、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			市道管理者による、道路拡張が基本である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	他地区との連絡・産業道路として必要な規模である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			連絡・産業道路として改良する道路としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	拡幅改良することにより、緊急時の安全性や日常生活の利便性の向上及び産業ルートとしての役割を、果たせる道路として位置づけ、新たな道路網としての構築が図れない。												
	課題	自治会内の道路に近接する家屋を回避した。ルート線形案が検討できるのか。											
	解決策	概略設計による、各管理者との協議。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		本路線は、地元からの改良要望路線であると同時に安全性の確保や利便性の向上を考慮した場合、改良・拡幅が不可欠な路線であると考えられる。よって、早期の着工に向けて概略設計を実施し用地取得に向けた地元協議を行い、今後の実施計画を検討したい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		部局ごとの予算要求基準の範囲内において、部内で調整後、要求することは妨げない。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15030		予算事業名		市道改良事業		担当部局		建設部	
個別事業名及び補助金名称		84		市道町原線道路改良事業				担当課室		建設課	
								担当班		建設改良班	
事業期間		令和 6 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		加津佐町					
総合計画	基本柱	7.基盤整備				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	1.交通環境の充実					款(名称)	8 土木費			
	施策	1.道路網の整備					項(名称)	2 道路橋りょう費			
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)					目(名称)	3 道路新設改良費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	本路線は、小中学校を沿線に持ち、県道加津佐停車場線、国道389号と広域農道を連結する主要な幹線道路であり、また、降雨により度々国道251号の規制が行われ、迂回路として通行車両が増加しており、通行者の安全な通行の確保が現道の規格では、足りない状況となっている。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	現在、広域農道付近より、500m程度道路の規格を上げた、改良を行っているが、全線同規格での改良を実施し、広域農道と国道251号、389号の連結させる道路網を確立させ、降雨時の迂回路、幹線道路としての機能を向上させ、通行者の利便性、並びに安全性を向上させる。事業の実施時に先駆け、本道路のルート案並びに、関係地用地の把握をおこなうため、概略設計を実施し、事業のスムーズな進捗を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	概略設計業務一式 L=1,000m										
	(4)期待される効果										
	広域農道と国道251号、389号の連結させ、降雨時の迂回路、幹線道路としての機能の充実が期待できる。また、本概略設計に実施により、事業の重要性を地権者に講じ、用地協力を仰ぐことにより、事業のスムーズな進捗も期待できる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率		4,000						
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財					4,000					
年度別取組の概要					概略設計 L=1,000m						
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	既-29	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	現在の市道規格では、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			市道管理者による、道路拡張が基本である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	他地区との連絡道路として必要な規模である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			連絡道路として改良する路線としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	すでに一部区間2車線化している路線でもあり、同規格の道路としてのつながり必要であり、また道路沿線に、小中学校もあり、国道迂回路としては、通学時等に、接触事故の懸念もあり、連絡道路としての機能が果たせず、道路網の利便性に欠け、迂回路としての機能の確保もできない。												
	課題	沿線の7小中学校、河川があり、近隣地との用地バランスの考慮した、線形の確立。											
	解決策	概略設計による、各管理者との協議											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		広域農道と国道251号、389号に連結させ、降雨時の迂回路、幹線道路としての機能の充実が期待でき道路網としては、必要なルートとして、道路規格を上げた改良が必要であるので、概略設計による、各関係管理者との協議が必要と考えている。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		部局ごとの予算要求基準の範囲内において、部内で調整後、要求することは妨げない。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15020		予算事業名		市道維持管理事業		担当部局		建設部	
個別事業名及び補助金名称		06		市道維持管理事業(設計・工事等)				担当課室		建設課	
								担当班		維持防災班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	7.基盤整備				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	1.交通環境の充実					款(名称)		8 土木費		
	施策	1.道路網の整備					項(名称)		2 道路橋りょう費		
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)					目(名称)		2 道路維持費		
	重点P	該当しない									
根拠計画											
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	市道の老朽化による路面補修や側溝整備、安全施設の設置、附属構造物の維持補修等の市民からの苦情・要望があり、早急な対策が求められてる。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	市道の路面補修や側溝整備、安全施設の設置、附属構造物などの維持補修及び整備を実施し、交通の便や住民生活の安全・安心を確保する。										
	(3)事業の概要										
・市道維持補修工事(要望分) ・市道維持補修工事(緊急分) ・市道維持補修工事(区画線) ・市道維持補修工事(通学路) ・市道維持管理事業測量設計委託											
(4)期待される効果											
市道の維持補修及び整備を実施することで、交通の便や住民生活の安全・安心を確保できる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	40,000	115,000	115,000	115,000				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			40,000	115,000	115,000	115,000				
年度別取組の概要				整備工事 40,000千円	委託料 15,000千円 整備工事 100,000千円	委託料 15,000千円 整備工事 100,000千円	委託料 15,000千円 整備工事 100,000千円				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	既-30	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	市道の維持管理事業であり、安全安心な生活環境が確保できていない。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	市民の人命及び財産を守り、市民が安全安心な生活をするうえで必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			市道は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	市民からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			市道の維持管理事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	補修及び整備を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			市道の維持管理であり、別の手法は考えられない。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業は、安全な交通の確保及び市民生活の安全・安心な生活を送ることを目的に実施しており、事業を廃止した場合には、上記の目的を達成できないことから市民生活に多大な悪影響が生じる。												
	課題	苦情・要望案件が多く、現在の予算規模及び人員では対応が厳しい状況である。また、一般財源で実施するため財源の確保が課題である。											
	解決策	予算及び人員の確保による事業実施											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		本事業は、市が管理する道路施設を適正に維持管理し、安全な交通の確保及び市民の安全・安心な生活に向けた交通環境の改善を目的に実施しており、必要不可欠な事業である。 今後について、要望箇所及び維持工事箇所を整理し優先度をつけ計画的に実施していきたい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
部局ごとの予算要求基準の範囲内において、部内で調整後、要求することは妨げない。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15020		予算事業名		市道維持管理事業		担当部局		建設部	
個別事業名及び補助金名称		09	生活環境整備事業補助金				担当課室		建設課		
							担当班		維持防災班		
事業期間		平成 28 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	7.基盤整備				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	1.交通環境の充実					款(名称)	8 土木費			
	施策	1.道路網の整備					項(名称)	2 道路橋りょう費			
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)					目(名称)	2 道路維持費			
	重点P	該当しない									
根拠計画											
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	本市の社会資本である道路並びに水路は、市民が生活するな中で密接な役割をもっている。長年にわたり役割を果たしてきた道路や水路は老朽し、生活する中で機能を逸した箇所や利用事情にそぐわない箇所が多い状況にあり、市民から改善要望が多くあげられている。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	安全・安心で快適な生活を送るうえで、地域住民の喫緊の課題であり、地元管理となっている法定外公共物をはじめ、市道改良の対象とならない小規模な拡張などの整備事業について、補助金を支給し地元施工により実施することで要望に即した補修や改良が可能となる。										
	(3)事業の概要										
自治会が実施する以下の事業に対して補助を行う。 (1)市道の改良及び舗装 (2)法定外公共物(道路)の改良及び舗装(農業用以外) (3)法定外公共物(水路)の改良及び浚渫(農業用以外) 補助額 30万円以上200万円以下 補助率 10/10以内											
(4)期待される効果											
市で実施が困難な地域の要望に対し、事業を実施することで市民サービスの向上が図られるとともに、地元施工をすることにより、測量設計作業及び用地等の寄附の調整等の事業推進時の省力化が図られる。また、諸経費を抑制することが可能となりコスト縮減が図られる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	38,500	58,500	58500	58500				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			38,500	58,500	58,500	58,500				
年度別取組の概要			補助金 15件 30,000千円 地積測量図作成 8,500千円	補助金 25件 50,000千円 地積測量図作成 8,500千円	補助金 25件 50,000千円 地積測量図作成 8,500千円	補助金 25件 50,000千円 地積測量図作成 8,500千円					
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない								

											整理番号	既-31	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	法定外公共物及び市道等に対する整備事業に対して実施するものであるため、公益性が客観的に認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある		市と市民の協働で実施するものであるため、役割分担の観点から実施する必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	地元からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	市民の喫緊の課題が解消され、事業効果が発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		地元施工で実施するため、コスト縮減も図られ、最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	市内全自治会を対象としており、また、不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業は、地元管理の法定外公共物や市道改良の対象とならない小規模な拡幅等の整備事業に対して、補助金を支給するもので、市と市民の協働による事業であり、地元住民の喫緊の課題が解決できなくなり、市民サービスの低下につながる。												
	課題	自治会からの要望が年々増加しており、現状の予算規模では対応が厳しい状況である。しかしながら、一般財源で実施するため、一定規模の予算内で実施する必要がある。											
	解決策	予算の確保による事業実施											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		本事業については、市民の要望が多く必要性が高いことから今後も事業を実施することとする。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		部局ごとの予算要求基準の範囲内において、部内で調整後、要求することは妨げない。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15100		予算事業名		河川維持管理事業		担当部局		建設部	
個別事業名及び補助金名称		02		河川維持管理事業				担当課室		建設課	
								担当班		維持防災班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	7.基盤整備				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	2.生活環境の充実					款(名称)		8 土木費		
	施策	5.港湾・河川の整備					項(名称)		3 河川費		
	施策細分	7-2-5-②河川の整備					目(名称)		1 河川総務費		
	重点P	該当しない									
根拠計画											
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	近年の異常気象による河川護岸の崩壊、河床の沈下、土砂の堆積、草木の繁茂などが発生し、近隣土地への浸水被害等が発生しており、河川の機能回復及び市民生活の安全・安心を確保する必要がある。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	河川の護岸及び河床の改修や浚渫、除草などの維持管理を効果的かつ計画的に実施し、河川の機能回復を図るとともに市民生活の安全を確保する。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	河川改修 浚渫 防災防除伐採 維持修繕等										
	(4)期待される効果										
	河川の護岸及び河床の改修や浚渫、除草などの維持管理を効果的かつ計画的に実施することで、河川の機能回復が図られ、市民生活の安全が確保できる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	14,620	44,620	44,620	44,620				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			14,620	44,620	44,620	44,620				
年度別取組の概要				河川改修 浚渫 防災防除伐採 維持修繕等	河川改修 浚渫 防災防除伐採 維持修繕等	河川改修 浚渫 防災防除伐採 維持修繕等	河川改修 浚渫 防災防除伐採 維持修繕等				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		15400		予算事業名		公園管理事業		担当部局		建設部	
個別事業名及び補助金名称		05		公園改修工事				担当課室		都市計画課	
								担当班		住宅班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		2町以上					
総合計画	基本柱	7.基盤整備				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	2.生活環境の充実					款(名称)		8 土木費		
	施策	1.良好な住環境づくり					項(名称)		5 都市計画費		
	施策細分	7-2-1-④公園の整備					目(名称)		3 公園費		
	重点P										
根拠計画		南島原市都市公園施設長寿命化計画									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	本市の公園は、設置から30年以上経過した公園施設が約4割を占め、10年後には約9割後半に達する見込みである。施設の老朽化が進行していく中で、今後は、利用状況や財政面を総合的に検討し、各公園施設を管理していく必要があることから令和5年度に「南島原市都市公園施設長寿命化計画」を策定した。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	老朽化し、劣化損傷した施設を補修改善を行うことにより、市民が安全に公園を利用することができ、また、公園の長寿命化を図ることができる。 今回は、都市公園(11施設)の中で、長寿命化計画で調査した健全度が低く緊急度が高い施設を優先して事業を行う。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	(R7)都市公園3公園(有家中央児童公園・新港町近隣公園・権田公園)内 ・(予防保全型施設に類型した)遊具など8箇所 ・(事後保全型施設に類型した)擬木柵など7箇所の改善整備工事 (R8)箇所検討中。										
	(4)期待される効果										
	子供らが利用する遊具などの安全利用に寄与し、また、公園の維持管理におけるコストの縮減効果が期待される。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率		50,000	50,000					
	国庫	社会資本整備総合交付金	1/2		25,000	25,000					
	県費										
	起債										
	特財										
	一財				25,000	25,000					
年度別取組の概要					・測量設計業務 ・改善整備工事	・改善整備工事					
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	既-33	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	公園事業には公益性がある。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			市民の公園の安全利用に寄与する。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	公園は市民のレクリエーションの場など、心身の健康増進をもたらす効果がある。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			現在のところ本市における公園維持管理については、行政で行う必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	全体から健全度、緊急度により、優先する施設を決めている。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市をはじめ、県下都市公園施設を所有する自治体は同様の事業を行っている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	安全性を高め、長寿命化における維持管理コストの縮減が期待される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			計画に基づいた事業である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市民の共有財産として、維持管理するものである。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		公園については市全体にかかるものである。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	いろいろな人が様々な目的で利用できる場である公園は、安全性が担保できないと、市民の余暇活動の場をなくすことになるなど、公園本来の目的を達成できなくなる。												
	課題	補助事業のため、その条件に沿った事業計画、実施が必要となる。(面積要件、単年度あたり事業額の下限額など。またR7以降、国からの内示額が厳しくなる可能性があるとの県から通知あり。)											
解決策	担当課内、財政課及び県の担当部局と適宜協議を行い、事業を進める必要がある。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		長寿命化計画で調査した健全度が低く緊急度が高い施設を優先して改善整備を行い、市民が安心して利用できるよう安全度を高め、また併せて施設の長寿命化を図る。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課における方向性のとおり、令和7年度予算要求を可能とする。 ただし、財源の都合がつかない場合は、部局ごとの予算要求基準に沿って要求が可能かどうか判断すること。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		16201		予算事業名		コミュニティプラント維持管理事業		担当部局		環境水道部〈衛生局〉		
個別事業名及び補助金名称		01		コミュニティプラント維持管理事業				担当課室		上下水道課		
								担当班		下水道班		
事業期間		平成 9 年度～令和 - 年度（ - 年間）		実施区域		深江町						
総合計画	基本柱	7.基盤整備						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	2.生活環境の充実							款（名称）	4 衛生費		
	施策	4.生活排水の処理							項（名称）	2 清掃費		
	施策細分	7-2-4-①適正な排水処理							目（名称）	3 し尿処理費		
	重点P	該当しない										
根拠計画												
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	深江町大野木場団地の生活排水の処理場として、平成7年10月の供用開始から約30年が経過し機器が耐用年数に達している。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	処理場の建替えまたは長寿命化の検討を令和5年度に業務委託した結果、コンクリート構造物の損傷が軽微なため機器更新にて長寿命化をしたほうが良いため。											
	(3)事業の概要											
処理場内の主要な電気・機械の更新 R5年度 長寿命化計画策定業務委託 ￥5,610千円 R7年度 設計委託 ￥38,000千円 R8年度 工事 ￥26,148千円 R9年度 工事 ￥60,000千円 R7-9 合計 ￥124,148千円												
年度別の計画額の概要	(4)期待される効果											
	安定的な処理場の運営が可能となる。 実施しない場合は、突発的な機器の故障により処理場の運営ができなくなる。 処理場の機器は、特注機器が多く故障した場合、注文から作成据え付けまで何か月になるかわからない。											
	年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
		財源名称		補助率	14,640	52,640	40,788	74,640				
		国庫										
県費												
起債												
特財	使用料		7,771	7,771	7,771	7,771						
一財			6,869	44,869	33,017	66,869						
年度別取組の概要				設計委託	工事	工事						
ふるさと納税応援寄附金事業区分				② 自然環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業								

											整理番号	既-34	
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	生活排水対策のため公益性がある								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		建替えるよりも財政的に有利である								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	生活排水対策は現在においては当然のことである								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		生活排水対策は行政が実施する必要性がある								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	建替えるよりも財政的に有利で安定運営のために必然である								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市の事業はないが、長寿命化計画策定業務で検討した結果均衡を欠いているとは言えない								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	処理場の安定運営に発揮できる								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業費に対して14年の延命化は最適である また、修繕で対応する場合は割高になる								
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	生活排水対策であるため公平である									
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		同一地域、同一対象者すべてに恩恵があるため問題ない									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	突発的な機器の故障により処理場の運営ができなくなる。生活排水の受け入れができなくなり該当地域の住民の生活に重大な支障が出る。												
	課題	財政面で、国や県の補助金等がない。											
解決策	起債やふるさと応援寄付基金などの財源を充てたい。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		処理場の安定運営のため必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		機器更新による長寿命化は必要と理解できるものの、財源的に厳しい状況にある。 まずは事業費の精査を行ったうえで、特別交付税の特殊事情への該当如何、ふるさと応援寄附の該当分野の基金残額の確認等、活用可能な財源について調査、検討を行うこと。 財源の見込みがつけば予算要求を認めるが、つかない場合は部局別の予算要求基準に沿って部局内で調整を行うこと。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		12610		予算事業名		ごみ処理施設等整備事業費		担当部局		環境水道部〈衛生局〉	
個別事業名及び補助金名称		06		ごみ処理施設解体事業				担当課室		衛生業務課	
								担当班		衛生総務班	
事業期間		令和 6 年度～令和 10 年度（ 5 年間）		実施区域		南有馬町					
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	4.持続可能な財政運営					款（名称）		4 衛生費		
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用					項（名称）		2 清掃費		
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用（総合戦略）					目（名称）		2 塵芥処理費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		循環型社会形成推進地域計画									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景（現状と課題）										
	可燃ごみの広域処理を実現するため、令和8年度から本市の可燃ごみは全て県央県南広域環境組合で焼却することになっている。 本市のゴミを集約・圧縮して県央県南広域環境組合へ運搬するために南部リレーセンターが組合により建設され、令和8年度4月から供用開始されるが、リレーセンターの稼働後1年以内（現在は3年以内に要綱変更）に解体工事に着手することを条件に現在稼働中の本市の焼却施設解体工事が循環型社会形成推進交付金事業の対象となる。										
	(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）										
	令和6年度に循環型社会形成推進地域計画を策定→県へ提出→環境省からの承認 令和7年度に解体設計業務を委託 令和8年度末から焼却施設解体工事に着手→令和10年度中の事業完了を予定										
	(3)事業の概要										
用途廃止後の南有馬クリーンセンターの解体 R7～R8年度 2か年事業として、実施設計等発注支援業務 R8～R10 3か年事業として、解体工事及び工事に伴う施工監理業務											
年度別の計画額の概要	(4)期待される効果										
	交付金を利用して施設の解体を行うため、一般財源の持ち出しが減る。 文化庁などからの指摘事項（原城跡からの眺望）の改善につながる。 ダイオキシン類等の飛散防止ができる。										
	年度別の計画額の概要	財源内訳（千円）			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
		財源名称		補助率		25,000	412,000	311,000			
		国庫	循環型社会形成推進交付金	1/3		8,058	137,333	101,000			
県費											
起債	一般廃棄物処理事業債・財対債	補助残の90%		14,500	247,200	181,800	地方債が対象になるか現在、県と協議中である。				
特財											
一財				2,442	27,467	28,200					
年度別取組の概要				循環型社会形成推進地域計画策定業務委託費用（一般財源）：環境課	発注支援（実施設計）	・発注支援 ・施工監理 ・解体工事着手	・施工監理 ・解体工事（工事費はR10も同額程度）				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

										整理番号	既-35		
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	解体しない場合、老朽化してコンクリート片が落下するなどの危険が伴う建物となる。リレーセンターの敷地として一般車も通行するため早急に解体が必要と思われる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			解体することで景観についても、アスベスト飛散の心配についても、危険建造物としても市民が安全に利用することができる。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	c.賛否あり／把握していない		C	多額の予算を投じて解体するののかという意見もあるかもしれないが、煙突や炉には少なからずダイオキシンが固着していると思われるので、そのまま放置すべきではないと考える。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			公共施設の解体のため行政が実施する必要がある							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	環境省が廃焼却炉の円滑な解体の促進についての通達あり							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			交付金事業へ取り組むタイミングを逸して、解体ができずにそのまま放置された施設が多く見られる。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	解体することで、リレーセンター利用者の安全な通行ができ、ダイオキシン等の飛散も防止できる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			機を逸してしまえば、交付金を利用できなくなり、多くの一般財源が必要となる。そのまま残すなら、壁面等の老朽化による落下などを防ぐため、管理が必要。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	入札により公平性を確保する							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		入札により同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えないようにする									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	交付金を活用して解体するため、現在稼働中の焼却施設を最短で解体するスケジュールで考えている。 交付金の要綱では1年以内から3年以内に延長されたが、昨今の工事費の急騰により先延ばしすることで、工事費がどんどん増額していく恐れがある。この機を逸すると、交付金を活用するには、解体後の跡地にリサイクルマテリアル施設を建設するしかない。これ以外では、全て一般財源で対応することとなる。もしくは、廃炉となった施設をそのまま残すこととなる。												
	課題	煙突には、ダイオキシンが含まれることが想定される。同様の規模の施設の解体には10億を超える費用がかかることから、これを全て一般財源で対応するのは無理だと思われるので、循環型社会形成推進交付金を活用するのが良いと思われる。交付金を活用して解体するか、原城跡からの眺望を考慮せず、そのまま残してしまうか判断が必要。											
	解決策	既存焼却施設を解体する場合、南部リレーセンターの供用開始後、3年以内に解体工事に着手するか、それ以後に解体する場合、リサイクルマテリアル施設を建設しなければならない。または、解体せずにそのまま放置するか判断が必要。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		施設を放置するのではなく、交付金等の財源があるうちに適切に解体を行いたい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
所管課における方向性のとおりとする。 なお、令和5年度の政策評価において現在の年次計画及び手法にて新規事業と採択しており、当時の計画に準じて令和7年度実行するものであるから、評価を継続としている。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17150	予算事業名	小学校教育振興費		担当部局	教育委員会事務局		
個別事業名及び補助金名称	02	小学校理科設備品整備事業			担当課室	学校教育課		
					担当班	学事保健班		
事業期間	平成 29 年度～令和 - 年度(- 年間)	実施区域		市全域				
総合計画	基本柱	5.人づくり		予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.教育の充実			款(名称)	10.教育費		
	施策	3.教育環境の整備			項(名称)	2.小学校費		
	施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)			目(名称)	2.教育振興費		
	重点P	該当しない						
根拠計画	第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画P.92、第2期南島原市教育振興基本計画P.17							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	学習指導要領においては、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を基礎として、社会や生活で生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育むことが必要とされている。その具現化に向けて、理科教育振興法に基づき、理科教育設備を整備し、学校教育における理科教育の振興を図る必要がある。また、学習指導要領の改訂や教科書の採択替えに対応するために、理科設備備品を維持・更新する必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	学校教育における理科教育の振興に必要な予算を確保し、計画的に小学校の教育環境の維持・更新を図る。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	各学校からの要望等を取りまとめ、内容を精査した上で理科設備備品を整備することから、効率的・効果的に小学校の教育環境の維持・更新を図る。 R07 市内小学校13校 @1,000,000円×13校=13,000,000円							
	(4)期待される効果							
	学習指導要領のポイントである「観察・実験」などの直接体験を重視した理科教育を実現できる。具体的な効果として、自然に親しみ、日常生活から課題を見出す活動や見通しを持って「観察・実験」を行い、その結果を基に考察し、結論を導き出すなど、問題を解決するために必要な資質・能力を育むことにつながる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称		補助率		13,000			
	国庫	理科教育設備整備費等補助金	1/2		6,500			
	県費							
	起債							
	特財							
年度別取組の概要				理科設備備品の整備(市内小学校13校)			令和3年度実施済、令和7年度及び令和11年度実施予定。	
ふるさと納税応援寄附金事業区分				③ 子供たちの健全育成に関する事業				

										整理番号	既-36		
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	学校教育における理科教育の振興を図るため、理科教育振興法に基づき、理科設備を整備するため。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			学習指導要領のポイントである「観察・実験」を重視した理科教育を実現し、問題を解決するために必要な資質・能力を育成するため。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	学習指導要領の実施に必要な設備や教材の整備が十分に手当てされない学校も多くなっているのが現状である。そのため学校設置者や学校は、国による補助金の特性を理解した上で適切な申請に努め、教育環境を整備する必要があるため。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			学校設置者や学校は、国による補助金の特性を理解した上で適切な申請に努め、児童の科学的な見方・考え方を養うために、必要不可欠な理科設備を計画的に整備していくことが求められているため。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	前回(令和3年度)の事業実績に基づき適正であり、かつ理科教育の振興を図るために必然であるため。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			事業自体が理科教育振興法に基づくものであり、近隣自治体においても本市と同様に事業を推進しているため。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	日常生活から課題を見出す活動や見通しを持って「観察・実験」を行い、その結果を基に考察し、結論を導き出すなどの問題を解決するために、必要な「資質・能力」を育成することが期待されるため。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			前回(令和3年度)の事業実績に基づくものであり、各学校からの要望を取りまとめる際にも予算の上限額を設定するため。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内小学校の13校すべてを対象としており、各学校からの要望を取りまとめ、内容を精査した上で事業を実施するため。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内小学校の13校すべてを対象としているため。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	学習指導要領のポイントである「観察・実験」などの直接体験の機会を確保できなくなり、結論を導き出すなどの問題を解決するための資質・能力を育成することができなくなる。 事業実施の有無により、6年間の教育課程で差が出る学年が発生し、公平性が担保されなくなる。												
	課題	各学校において、毎年度少額の再配当予算による理科設備備品の購入になるため、更新が遅々として進まない。											
	解決策	理科教育設備整備費等補助金を活用して、理科設備備品を購入し、学習指導要領のポイントである「観察・実験」などの直接体験を重視した教育環境の充実を図る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		学校教育における理科教育の振興を図るため、理科教育振興法に基づき、計画的に理科教育設備を整備する必要がある。また、学習指導要領の改訂や教科書の採択替えに対応するために、理科設備備品を維持・更新する必要がある。よって、学校で学ぶ児童や教職員のため、今後も学校教育を充実させるために継続して実施する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
所管課における方向性のとおりとする。 なお、次年度予算要求にあたっては、部局別予算要求基準を考慮しつつ、ふるさと応援寄附基金(③子供たちの健全育成に関する事業)の活用を前提に地域づくり課との財源調整を行うこと。 また、本事業は5年毎に必要な額が計上される性質のものであるため、計画的な事業執行を行っているため継続評価としている。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17150		予算事業名		小学校教育振興費		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		08		公立学校情報機器整備事業(GIGAスクール/小学校)		担当課室		学校教育課			
事業期間		令和 2 年度～令和 - 年度(- 年間)		担当班		学事保健班		実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	1.教育の充実					款(名称)	10:教育費			
	施策	3.教育環境の整備					項(名称)	2:小学校費			
	施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)					目(名称)	2:教育振興費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画P.92、第2期南島原市教育振興基本計画P.7									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、子どもたちの学びを保障しようと、オンライン学習等の活用が進み、国のGIGAスクール構想により児童生徒1人1台端末と通信ネットワーク等のICT環境の整備が学びの変容をもたらした。1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫る等しており、子どもたちの学びを止めないという観点から、国のGIGAスクール構想第2期を見据え、1人1台端末の計画的な更新が必要となっている。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	小学校の教育振興に係る予算を確保し、端末の更新を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	R07 GIGA端末の更新(R7年度中に更新) 端末の更新に伴い、活用の幅を広げ、子どもたちの学びの促進を図るため、OS(現在:Windows)の変更を検討しており、全児童分の更新を行い、一体的な管理を行う。 小学校児童用 1,807台 予備端末(15%) 271台 合計 2,078台 @55,000円×2,078台=114,290,000円										
	(4)期待される効果										
	子どもたちにとって「主体的・対話的で深い学び」となるような授業実現をするためのツールとして、GIGA端末を活用することで子どもたちの学びを深める役割を担う。また、安全で快適な学習環境づくりとして、端末の更新は重要な事業となっている。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	5387	119677	5387	5387				
	国庫							令和2年度、3年度に第1期として整備済。令和7年度中に第2期として端末の更新を行う。			
	県費	公立学校情報機器整備事業費補助金	2/3		76,193						
	起債										
	特財										
一財			5,387	43,484	5,387	5,387					
年度別取組の概要				GIGA端末の更新(市内小学校13校)							
ふるさと納税応援寄附金事業区分				③ 子供たちの健全育成に関する事業							

											整理番号	既-37	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	文科省のGIGAスクール構想第2期を見据えたGIGA端末の更新であり、補助の要件として県での共同調達が必須となっている。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			文科省のGIGAスクール構想第2期を見据えたGIGA端末の更新であり、補助の要件として県での共同調達が必須となっている。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	GIGA端末については、年々故障や不具合が増えてきており、定期的な更新を行う必要があり、更新することで安全に快適に活用し、子どもたちの学びの促進へつなげるため。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			小学校における教育振興に係る費用であるため。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	教育環境の改善を図るため、GIGA端末の更新は不可欠である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			文科省のGIGAスクール構想第2期を見据えたGIGA端末の更新であり、近隣市も同様に更新の検討を行っている状況である。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	安全で快適な学習の環境づくりにより、「誰もが、いつでも、誰とでも、自分らしく学べる」環境の構築は図る。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			購入の方法については、県での共同調達が条件となっているため、最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	1人1台端末の更新となるため、公平性は確保されている。また調達方法についても共同調達となっている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		1人1台端末の更新となるため、公平性は確保されている。また調達方法についても共同調達となっている。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	GIGA端末の更新ができない場合、既存の端末の使用を続けていくことになる。その場合、故障や不具合の割合が増えている状況であることから、1人1台端末の提供が困難となり、公平な学が機会を奪ってしまう恐れがある。安全で快適な学習環境の構築を目指す上で、計画的な更新は必須となっている。												
	課題	GIGA端末の更新に伴い、購入コストがかかってしまうこと。端末に故障や不具合があった場合に、子どもたちの学びが停滞してしまうこと。											
	解決策	GIGAスクール構想第2期を見据え、公立学校情報機器整備事業費補助金を活用して、予備機も含めたGIGA端末の更新を行うことで、購入コストを押さえ、子どもたちの学びを止めない学習環境の構築を図る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		R7,8年度での購入(更新)予定から前倒して、R7年度で更新完了を目指す。今回、OSの変更を検討しており、R7年度での購入で完結することで、全児童が同じGIGA端末で学ぶことができ、安全で快適な学習環境の構築を図るため。分割して購入することで、OSが混在し、端末の管理、活用に支障がでる恐れがあるため。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課における方向性のとおりとする。 なお、次年度予算要求にあたっては、部局別予算要求基準を考慮しつつ、ふるさと応援寄附基金(③子供たちの健全育成に関する事業)の活用を前提に地域づくり課との財源調整を行うこと。 また、本事業は5年毎に必要な額が計上される性質のものであるため、計画的な事業執行が行われているため継続評価としている。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17250		予算事業名		中学校教育振興費		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		09		公立学校情報機器整備事業(GIGAスクール/中学校)		担当課室		学校教育課			
事業期間		令和 2 年度～令和 - 年度(- 年間)		担当班		学事保健班		実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	1.教育の充実					款(名称)	10.教育費			
	施策	3.教育環境の整備					項(名称)	3.中学校費			
	施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)					目(名称)	2.教育振興費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画P.92、第2期南島原市教育振興基本計画P.7									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下においても、子どもたちの学びを保障しようと、オンライン学習等の活用が進み、国のGIGAスクール構想により児童生徒1人1台端末と通信ネットワーク等のICT環境の整備が学びの変容をもたらした。1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫る等しており、子どもたちの学びを止めないという観点から、国のGIGAスクール構想第2期を見据え、1人1台端末の計画的な更新が必要となっている。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	中学校の教育振興に係る予算を確保し、端末の更新を図る。										
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要										
	R07 GIGA端末の更新(R7年度中に更新) 端末の更新に伴い、活用の幅を広げ、子どもたちの学びの促進を図るため、OS(現在:Windows)の変更を検討しており、全生徒分の更新を行い、一体的な管理を行う。 中学校生徒用 960台 予備端末(15%) 144台 合計 1,104台 @55,000円×1,104台=60,720,000円										
	(4)期待される効果										
	子どもたちにとって「主体的・対話的で深い学び」となるような授業実現をするためのツールとして、GIGA端末を活用することで子どもたちの学びを深める役割を担う。また、安全で快適な学習環境づくりとして、端末の更新は重要な事業となっている。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	2,699	63,419	2,699	2,699				
	国庫							令和2年度、3年度に第1期として整備済。令和7年度中に第2期として端末の更新を行う。			
	県費	公立学校情報機器整備事業費補助金	2/3		40,480						
	起債										
	特財										
一財			2,699	22,939	2,699	2,699					
年度別取組の概要				GIGA端末の更新(市内中学校8校)							
ふるさと納税応援寄附金事業区分				③ 子供たちの健全育成に関する事業							

										整理番号	既-38		
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	文科省のGIGAスクール構想第2期を見据えたGIGA端末の更新であり、補助の要件として県での共同調達が必須となっている。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			文科省のGIGAスクール構想第2期を見据えたGIGA端末の更新であり、補助の要件として県での共同調達が必須となっている。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	GIGA端末については、年々故障や不具合が増えてきており、定期的な更新を行う必要があり、更新することで安全に快適に活用し、子どもたちの学びの促進へつなげるため。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			中学校における教育振興に係る費用であるため。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	教育環境の改善を図るため、GIGA端末の更新は不可欠である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			文科省のGIGAスクール構想第2期を見据えたGIGA端末の更新であり、近隣市も同様に更新の検討を行っている状況である。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	安全で快適な学習の環境づくりにより、「誰もが、いつでも、誰とでも、自分らしく学べる」環境の構築は図る。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			購入の方法については、県での共同調達が条件となっているため、最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	1人1台端末の更新となるため、公平性は確保されている。また調達方法についても共同調達となっている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		1人1台端末の更新となるため、公平性は確保されている。また調達方法についても共同調達となっている。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	GIGA端末の更新ができない場合、既存の端末の使用を続けていくことになる。その場合、故障や不具合の割合が増えている状況であることから、1人1台端末の提供が困難となり、公平な学が機会を奪ってしまう恐れもある。安全で快適な学習環境の構築を目指す上で、計画的な更新は必須となっている。												
	課題	GIGA端末の更新に伴い、購入コストがかかってしまうこと。端末に故障や不具合があった場合に、子どもたちの学びが停滞してしまうこと。											
	解決策	GIGAスクール構想第2期を見据え、公立学校情報機器整備事業費補助金を活用して、予備機も含めたGIGA端末の更新を行うことで、購入コストを押さえ、子どもたちの学びを止めない学習環境の構築を図る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		R7,8年度での購入(更新)予定から前倒して、R7年度で更新完了を目指す。今回、OSの変更を検討しており、R7年度での購入で完結することで、全生徒が同じGIGA端末で学ぶことができ、安全で快適な学習環境の構築を図るため。分割して購入することで、OSが混在し、端末の管理、活用に支障がでる恐れがあるため。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
所管課における方向性のとおりとする。 なお、次年度予算要求にあたっては、部局別予算要求基準を考慮しつつ、ふるさと応援寄附基金(③子供たちの健全育成に関する事業)の活用を前提に地域づくり課との財源調整を行うこと。 また、本事業は5年毎に必要な額が計上される性質のものであるため、計画的な事業執行が行われているため継続評価としている。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17280	予算事業名	語学指導外国青年招致事業		担当部局	教育委員会事務局		
個別事業名及び補助金名称	01	語学指導外国青年招致事業			担当課室	学校教育課		
					担当班	学校教育班		
事業期間	平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)	実施区域		市全域				
総合計画	基本柱	5.人づくり			会計区分	1.一般会計		
	政策	1.教育の充実			款(名称)	10.教育費		
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進			項(名称)	3.中学校費		
	施策細分	5-1-2-①生きるための学力と人間力の向上(総合戦略)			目(名称)	3.外国青年招致事業費		
	重点P	該当しない						
根拠計画	第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画P.91、第2期南島原市教育振興基本計画P.7							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	社会の急速なグローバル化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成するため、外国語指導助手(ALT)を中学校へ、英語指導助手(EAT)を小学校へ派遣し、児童生徒が「生きた英語」に触れられる機会を設け、英語に親しめるよう外国語教育の推進を継続する必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	外国語の基礎を習得させるため、学校の英語学習と国際交流の役割を担う外国語指導助手(ALT)を配置し、実際の発音と発声を学ばせる。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	外国語でのコミュニケーションの基礎を育成するため、中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、生徒が「生きた英語」に触れ、英語でのコミュニケーションの機会を設ける。令和7年度に英語指導助手(EAT)3人全員が帰国するため、その代替措置として外国語指導助手(ALT)を2人増員し、中学校8校にそれぞれ1人ずつ配置する。 【外国語指導助手(ALT)】 令和6年度:6人 令和7年度:6人+2人(2学期から) ※英語指導助手(EAT)3人の帰国(令和7年10月)によるALTの増員。 令和8年度以降:8人							
	(4)期待される効果							
	国際社会に対応できるようコミュニケーションの幅を広げる外国語の基礎を習得できる。 学力と人間力(※)の向上に取り組み、国際的に活躍する人材を育成することができる。 ※「人間力」:社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称		補助率	29,621	35,339	43,713	40,033	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	雇用保険料の個人負担分		214	161	203	184	
	一財			29,407	35,178	43,510	39,849	
年度別取組の概要			外国語指導助手(ALT)の配置(6人)	外国語指導助手(ALT)の配置(8人)	外国語指導助手(ALT)の配置(8人)	外国語指導助手(ALT)の配置(8人)		
ふるさと納税応援寄附金事業区分			③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	既-39	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	学習指導要領や第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)に基づき、外国語教育を推進するため。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			国際社会に対応できるようコミュニケーションの幅を広げる外国語の基礎を習得させるため、学校の英語学習と国際交流の役割を担うALTを配置し、国際的に活躍する人材を育成するため。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	社会の急速なグローバル化の進展の中で、外国語教育の一層の充実、極めて重要な問題であり、市民一人一人にとって、異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要になる。その際に、国際共通語である英語力の向上は将来にわたり必要不可欠であるため。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			第4期教育振興基本計画や学習指導要領に基づき、外国語教育を推進する必要があるため。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	EATの帰国によるALTの増員であり、各中学校に1人ずつALTを配置するため。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			事業自体が第4期教育振興基本計画や学習指導要領に基づくものであり、近隣自治体においても本市と同様に事業を推進しているため。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	国際社会に対応できるようコミュニケーションの幅を広げる外国語の基礎を習得し、学力と人間力の向上に取り組み、国際的に活躍する人材を育成することが期待されるため。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			「語学指導等を行う外国青年招致事業」通称「JETプログラム(※)」によるALTの派遣のため。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内中学校の8校すべてを対象としているため。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内中学校の8校すべてにALTを配置するため。									
その他の視点		補足※「JETプログラム」とは、外務省、文部科学省、総務省、一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力のもと、地方自治体が実施しているもので、海外から青年を招き、地方の教育委員会や全国の小・中・高等学校で国際交流義務と外国語教育のために働く機械を提供している。											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	生徒の成長過程で、大切な教育機会(生きた英語に触れられる機会等)を損なうことになり、外国語の基礎や実際の発音と発声を学ぶことができなくなる。 生徒のコミュニケーション意欲や学習意欲の向上につながらず、必要な資質・能力を育成できなくなる。												
	課題	ALTを増員できなかった場合、外国語教育の担当教員の負担が増え、「働き方改革」に逆行する。											
	解決策	外国語の基礎を習得させるため、学校の英語学習と国際交流の役割を担う外国語指導助手(ALT)を増員し、実際の発音と発声を学ばせるための教育環境の充実を図る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		急速なグローバル化の進展において、外国語でのコミュニケーションの基礎を習得するため、中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、生徒が「生きた英語」に触れ、英語でのコミュニケーションの機会を設け、外国語教育を推進する必要がある。 また、学力と人間力の向上に取り組み、国際的に活躍する人材を育成するため、今後も継続して実施する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
所管課における方向性のとおりとする。 EAT帰国に伴うALT増員であることから、本事業の評価は拡充とする。 なお、次年度予算要求にあたっては、部局別予算要求基準を考慮しつつ、ふるさと応援寄附基金(③子供たちの健全育成に関する事業)の活用を前提に地域づくり課との財源調整を行うこと。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17453		予算事業名		図書館管理費		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		10		加津佐図書館整備事業		担当課室		生涯学習課			
						担当班		社会教育班			
事業期間		令和 4 年度～令和 9 年度(6 年間)		実施区域		加津佐町					
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	2.生涯学習のまちづくり					款(名称)	10:教育費			
	施策	1.学習機会の充実					項(名称)	4:社会教育費			
	施策細分	5-2-1-④生涯学習施設の維持管理(総合戦略)					目(名称)	2:社会教育施設費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	駐車場のアスファルト舗装が経年劣化により痛みがひどく区画線もほぼ消えているため再舗装の必要がある。このためアスファルト舗装工事と区画線工事を行う必要がある。 図書館の収納が少なく、物が溢れ、図書館利用者の利便性に欠けているため。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	図書館利用者については、一般の利用者はほとんど車で来館される。このため、アスファルト舗装工事と区画線工事により駐車場利用時の事故防止と併せて利便性の向上が図られる。 現在、通路にパネルなどを置いているため、倉庫新設により接触の危険性などが減少し、管内の利便性向上が図られる。										
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要										
	駐車場アスファルト舗装工事、区画線工事 倉庫新設工事										
	(4)期待される効果										
	駐車場利用時の事故防止と併せて利便性の向上。 館内利用時の事故防止と併せて利便性の向上										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率		8,357						
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財				0	8,357	0	0			
年度別取組の概要					駐車場アスファルト舗装工事845㎡、区画線工事一式 倉庫新設工事一式						
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17600		予算事業名		保健体育総務費		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		08	スポーツ推進委員制服等整備補助金				担当課室		生涯学習課		
							担当班		スポーツ振興班		
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり					款(名称)	10.教育費			
	施策	1.生涯スポーツの推進					項(名称)	5.保健体育費			
	施策細分	5-3-1-①生涯を通じたスポーツの推進					目(名称)	1.保健体育総務費			
	重点P	該当しない									
根拠計画											
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	本補助金は、H18年度合併当初から4年に1回委員の制服購入経費をスポーツ推進委員会へ補助金交付している。前回令和2年度に補助金校交付しており、今回令和7年度に制服を整備するもの。 [課題]近隣3市と比べても事業内容や整備方法が異なるため、事業内容の検討が必要である。また、本市スポーツ推進委員は県内でも長崎市、佐世保市に次ぐ定員数(80名)で人口規模からしても多い。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	本補助金は、4年に1回スポーツ推進委員の制服整備を目的に制服購入経費をスポーツ推進委員会へ補助金(購入経費の5分の3)を交付するもの。購入経費の5分の2は推進委員の自己負担。 [事業の必要性]スポーツ推進委員として、統一した制服等を整備する必要がある。 [課題解決]近隣市と比較して、定員数を適正な数に減員することも踏まえて、制服整備方法を検討する必要がある。										
	(3)事業の概要										
本補助金は、4年に1回スポーツ推進委員の制服整備を目的に制服購入経費をスポーツ推進委員会へ補助金を交付するもの。購入経費の5分の3が補助金、5分の2は推進委員の自己負担。 補助対象経費:夏季制服(ポロシャツ・トレーニングウェアパンツ)、冬季制服(ハーフコート)、制帽											
(4)期待される効果											
スポーツ推進委員として、統一した制服等を整備する必要がある。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率		720						
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財				720						
	一財										
年度別取組の概要					スポーツ推進委員制服購入						
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	既-41	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	事業目的からも公益性は認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			スポーツ推進委員80名に対する事業である。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			b.一部世代にのみ認められる		B	スポーツ推進委員80名に対する事業。他自治体の類似事業の現状を確認して適正化を図る必要がある。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			非常勤の特別職に対する制服の整備であるため、必要性がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			b.一部余地がある		D	事業規模、本市の委員数の適正化を検討する必要があるが、制服の整備自体は実施する必要はある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			c.欠いている			近隣市の類似事業を詳細に確認して、均衡を欠かないように検討する。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			b.一部改善の余地あり		D	整備内容について近隣市の類似事業と比較して、改善の余地がある。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			c.改善を要する			補助金や制服整備の詳細を検討する必要がある。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		C	スポーツ推進委員80名に対する制服の整備であるため、公平性は確保されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			c.与えている可能性がある		スポーツ推進委員80名に対する事業である。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	スポーツ推進委員会が統一したスポーツ推進委員の制服を整備できない。												
	課題	同事業を近隣3市に確認したところ、いずれも市が消耗品費等として購入し、推進委員に支給している状況。また、本市スポーツ推進委員は県内でも長崎市、佐世保市に次ぐ定員数(80名)で人口規模からしても多い。											
	解決策	近隣市と比較して、定員数を適正な数に減員することも踏まえて、制服整備方法を検討する必要がある。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	D	有効性	D	公平性	C	評価区分	拡充
		スポーツ推進委員会が統一したスポーツ推進委員の制服を整備できないため事業自体は継続とするが、事業内容自体の十分な検討が必要である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	C	妥当性	C	有効性	D	公平性	B	評価区分	再検討
補助金として支給する場合は、「補助金等の適正化に向けた基本方針」の見直しガイドライン(4)で補助額、補助率、補助単価等は原則2分の1以内と定めているため、2分の1を超える補助率を適用しなければ目的を達成できない理由を広く一般に説明できるよう整理しなければならない。このため、事業実施に関する影響・課題等の欄に記載のとおり、スポーツ推進員の定員適正化や制服の整備方法について、近隣市の状況を勘案のうえで検討すること。 そのうえで次年度予算を要求する場合は、部局ごとの予算要求基準の範囲内において、部内で調整後、要求することは妨げない。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17450		予算事業名		市民会館等管理費		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		03	ありえコレジヨホール整備事業				担当課室		生涯学習課		
							担当班		社会教育班		
事業期間		令和 2 年度～令和 9 年度（ 8 年間）		実施区域		有家町					
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	2.生涯学習のまちづくり					款（名称）		10.教育費		
	施策	1.学習機会の充実					項（名称）		4.社会教育費		
	施策細分	5-2-1-④生涯学習施設の維持管理（総合戦略）					目（名称）		2.社会教育施設費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	本市の市民会館のうち基幹施設であるありえコレジヨホールについては、経年劣化による設備等の更新が必要な箇所が出てきており施設の機能維持のためには適切な改修を行う必要がある。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	施設の機能維持のための適切な改修。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	外壁調査にかかる測量設計監理委託料 エレベーター改修工事										
	(4)期待される効果										
	施設の機能維持が図られる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	16,113	16,500	20,000	20,000				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			16,113	16,500	20,000	20,000				
年度別取組の概要			空調設備改修(借上)	外壁調査エレベーター改修	舞台照明設備LED改修	舞台照明設備LED改修 移動観覧席改修					
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	既-42	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	市民会館のうち基幹施設であるため、適切な維持管理が求められるため。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		市民会館のうち基幹施設であるため、適切な維持管理が求められるため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	市民会館のうち基幹施設であるため、適切な維持管理が求められるため。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			a.必要性がある		市民会館のうち基幹施設であるため、適切な維持管理が求められるため。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	市民会館のうち基幹施設であるため、適切な維持管理が求められるため。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		市民会館のうち基幹施設であるため、適切な維持管理が求められるため。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	市民会館のうち基幹施設であるため、適切な維持管理が求められるため。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		市民会館のうち基幹施設であるため、適切な維持管理が求められるため。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	市民会館のうち基幹施設であるため、適切な維持管理が求められるため。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	市民会館のうち基幹施設であるため、適切な維持管理が求められるため。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	施設の機能が維持できなくなり利用者に影響をきたす。												
	課題	すでに部品供給が停止された設備がある。											
	解決策	計画的な改修の実施。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		施設の機能維持のためには事業概要のとおり適切な改修を行っていく必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
ありえコレジヨホールは本市の市民会館のうち基幹施設であり、設備等の経年劣化による更新は必要と理解できるものの、財源的に厳しい状況にあるため、他の事業との優先度を含めて、再度事業実施について検討を行うこと。 上記検討の結果、次年度予算として要求する場合は、部局ごとの予算要求基準に沿って、部局内で調整を行ったうえで、必要額を要求すること。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17501		予算事業名		指定文化財等保護管理事業		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		02		指定文化財等施設整備事業				担当課室		文化財課	
								担当班		文化財班	
事業期間		令和 1 年度～令和 10 年度（ 10 年間）		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	2.郷土文化				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	1.歴史・文化財を活かしたまちづくり					款（名称）		10.教育費		
	施策	1.歴史・文化財の保護と保存整備・活用					項（名称）		4.社会教育費		
	施策細分	2-1-1-②市内文化財の保存・整備					目（名称）		3.文化財保護費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	これまで市内文化財の説明板等については、必要最小限の更新を行ってきたが、老朽化によりこれまで以上の毎年更新が必要となる。説明板等については、5～10年で板面が見えなくなるため、更新が必要である。 また、近年では原城跡の十字架や東屋の撤去も行う必要がある。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	市内文化財の説明板等の更新を行うことで、文化財に対する理解を深め、周知を図ることができる。 また、原城跡の十字架撤去を行うことで、世界文化遺産における原城跡の本質的価値を損なう要素が減少すること、東屋については、更新することで原城跡の見学者の安全性や快適性の向上が図れる。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	市内の63件の文化財(国、県及び市指定文化財)について、説明板の更新を行うとともに、必要に応じて工事(撤去及び更新)を行う。										
個別事業の内容	(4)期待される効果										
	市内文化財への理解を深め、周知を図ることができる。 また、工事等については、見学者の安全性や快適性の向上が図れる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	8,155	23,453	8,000	5,000				
	国庫										
	県費	指定文化財保存整備事業補助金	1/2	1,921							
	起債										
	特財										
一財			6,234	23,453	8,000	5,000					
年度別取組の概要				原城跡本丸陥没工事、荒田下橋改修工事など	原城跡十字架撤去、本丸東屋整備、原城跡入口道路拡幅測量設計並びに説明板の更新	日野江城跡仮設道路復旧工事、原城跡道路拡工事、市内文化財説明板等の修繕・設置	原城跡崖面転落防止柵改修工事、市内文化財説明板等の修繕・設置				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	既-43	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	文化財は、市が後世に残すべき財産であり、公益性は十分に認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			市内文化財への理解及び周知が図られるため、十分に寄与する。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	適正な管理を行うことにおいては十分に認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			文化財は、市が後世に残すべき財産であり、行政が実施する必要性はある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	説明板や撤去および更新工事など、必要最小限にとどめる。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市においても、同様の管理を行っている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	説明板等の更新を行うことで、文化財への理解が図られるため効果は発揮されると考える。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			市で適正に維持管理するものであり、手法は最適である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内全体の文化財について実施していくため公平性は確保される。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全体での事業となるため、特権的な恩恵は受けない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	市内文化財の説明板等の更新を行わなかった場合、市外から来られた方はまた行きたいとはならないため、来訪者の減少につながる。また、原城跡内の十字架や東屋の更新を行わなかった場合は、来訪者の安全性が十分に確保できなくなるし、見学範囲の制限が必要になる。												
	課題	説明板等の更新については、数が多いため、複数年での更新が必要である。 また、原城跡十字架撤去や東屋の更新については、専門家にも意見を聞いて進める必要がある。											
	解決策	説明板等の更新については、数が多いため、複数年で更新する。 また、原城跡十字架撤去や東屋の更新については、専門家に指導助言を受ける。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		市内文化財の理解と周知を図るためには、必要不可欠である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
市内文化財の説明板等の更新は必要と判断されるが、原城跡十字架撤去や東屋の更新については、専門家の意見を聞いて十分に事業を精査し検討する必要がある。 事業費の精査を行ったうえで、活用可能な財源について検討を行い、財源の見込みがつけば予算要求を認めるが、つかない場合は部局別の予算要求基準に沿って部局内で調整を行うこと。													
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17504		予算事業名		指定文化財等保存整備事業		担当部局		教育委員会事務局													
個別事業名及び補助金名称		01		原城跡保存整備事業				担当課室		文化財課													
								担当班		文化財班													
事業期間		平成 23 年度～令和 12 年度（ 20 年間）		実施区域		南有馬町																	
総合計画	基本柱	2.郷土文化				予算科目	会計区分		1.一般会計														
	政策	1.歴史・文化財を活かしたまちづくり					款（名称）		10.教育費														
	施策	1.歴史・文化財の保護と保存整備・活用					項（名称）		4.社会教育費														
	施策細分	2-1-1-①「原城跡」・「日野江城跡」の保存・整備					目（名称）		3.文化財保護費														
	重点P	該当しない																					
根拠計画		史跡原城跡整備基本計画																					
個別事業の内容												(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
												これまで原城跡では崖面崩落防止工事や法面復旧工事といった災害対策を中心の事業が主なものであったが、今後は、それに加え遺構表示整備や説明板の設置など活用に向けた整備を行っていく必要がある。											
												(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
												原城跡の保護に努めながら、来訪者に原城跡について理解を深めていただくために、遺構表示整備や案内板など活用に向けた取り組みを行う必要がある。また、現在のトイレや案内所を1か所に集約し、案内所やトイレ、また、身障者用の駐車場などの機能を備えた多目的広場の設置に向け取り組んでいる。											
(3)事業の概要												国指定文化財であり、世界遺産である史跡原城跡について、これまでに策定された保存活用計画、整備基本計画等に基づいて、適正な保存並びに活用整備を行う。											
												(4)期待される効果											
年度別の計画額の概要												史跡の整備や活用に向けた取り組みを実施して気軽に訪れていただける環境を作る。また、発掘調査の進捗に合わせて案内板の充実を図ることで、来訪者の増加につながっていく。											
												財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
		財源名称	補助率	80,778	186,794	102,638	85,138																
国	庫	国定重要文化財等指定施設整備補助金、国定重要文化財等保存・活用事業費補助金	1/2	40,345	93,397	51,300	42,550																
県	費	指定文化財保存整備事業補助金	1/5	16,138	37,358	20,520	17,020																
起	債	合併特例債	95%	22,940	53,200																		
特	財																						
一	財			1,355	2,839	30,818	25,568																
年度別取組の概要				多目的広場設計業務委託、法面復旧・雨水排水整備工事	法面復旧・雨水排水整備工事、多目的広場整備工事	崖面防止・雨水排水整備、トイレ撤去工事、三ノ丸広場整備設計、天草丸広場設計	崖面防止・雨水排水整備工事、三ノ丸広場整備、天草丸広場整備工事																
ふるさと納税応援寄附金事業区分				① 世界遺産の推進に関する事業																			

											整理番号	既-44	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	原城跡は国史跡であり、世界文化遺産にも登録された後世に引き継ぐ必要がある世界の宝であるため。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			本事業を行うことで、市外からの多数の来訪者が見込まれ、南島原市が広く認知されるため。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	本事業を行うことで、市外からの多数の来訪者が見込まれ、地域振興に寄与するため。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			原城跡は国史跡であり、その整備は管理団体である南島原市が行う必要があるため。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	史跡保護及び活用の観点から国、県及び専門家の指導助言を受け、過大にならないように実施するため。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市に類似事業がなく、比較に難しい。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	実施に当たっては、国、県及び専門家の指導助言を受け、適切に実施するため。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			実施に当たっては、国、県及び専門家の指導助言を受け、適切に実施するため。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	原城跡は史跡である世界文化遺産であるため、影響は南島原市全体に波及するため。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		近隣の店や宿については恩恵があると考えられるが、市全体に足を運んでもらえるように取り組みたい。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	原城跡の保護及び活用が実施できなかった場合、維持管理にのみ費用が発生し市への来訪者も激減し地域の衰退につながると考える。												
	課題	原城跡は広大であり、保護及び活用についても多くの費用と時間が必要となる。また、史跡である世界文化遺産である原城跡を適正に維持管理しながら後世に引き継ぐ必要がある。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	解決策	多くの費用と時間が必要なるが、管理団体でもあり、継続的な保護及び活用のための施策を行っていく必要がある。										
		公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分 拡充 原城跡は史跡であり世界文化遺産でもある世界の宝である。この史跡を後世に適切に引き継ぐ責任があり、実施すべき事業である。											
	市長評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分 継続 実施機関評価の理由のとおりと判断するが、保存整備計画に基づき計画的に実施するものであるため、評価は継続とする。 なお、次年度以降ふるさと応援寄附基金繰入金の活用を希望されているが、本事業は特別交付税特殊事情調査の対象(＝特別交付税の対象)となるため、ふるさと応援寄附の活用は望ましくないと考える。											
		備考											

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17552		予算事業名		世界遺産センター整備事業		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		01		世界遺産センター整備事業				担当課室		世界遺産推進室	
								担当班		世界遺産推進班	
事業期間		令和4年度～令和7年度(4年間)		実施区域		南有馬町					
総合計画	基本柱		2.郷土文化				予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策		1.歴史・文化財を活かしたまちづくり					款(名称)		10.教育費	
	施策		3.世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全					項(名称)		4.社会教育費	
	施策細分		2-1-3-①世界遺産センターの整備(総合戦略)					目(名称)		3.文化財保護費	
	重点P		該当しない								
根拠計画		南島原市まちひとしごと創生総合戦略									
個別事業の内容		(1)事業・制度の背景(現状と課題)									
		原城跡が構成資産となっている「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録され6年が経過したが、来訪者の十分な増加につながっておらず、世界遺産としての知名度を十分に活かしきれていない状況にあり、地域経済等への好影響もみられない状況にある。それらの原因の一つとして、現在のガイダンス施設である有馬キリシタン遺産記念館が原城跡から離れており、観光客が立ち寄りづらい立地にあること、周辺に観光客が立ち寄れる物販施設が少ないことが上げられる。									
		(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)									
		本事業は、世界遺産のガイダンス施設整備を中心として物産販売や観光案内の機能を有する施設を、原城跡に隣接し、利便性の高い国道251号沿いに整備する事業である。世界遺産の価値を広く伝えることを主な目的としつつ、世界遺産の知名度を活かして集客力を高め、来訪者が買い物できる物産販売所を併設することで観光消費の増加につなげることにしている。また、市民にも積極的に活用していただき、ふるさとの宝を守り伝える意識の醸成を図ることも目的としている。									
年度別の計画額の概要		(3)事業の概要									
		本事業の内容は、原城跡のガイダンス施設を核として、物産販売所や観光案内機能を備えた複合的な施設である原城跡世界遺産センター整備事業と関連するソフト事業、その後の維持管理費である。 令和7年度までに施設整備事業や関連するソフト事業を実施し、令和8年度からの供用開始を目指している。 世界遺産センターは、世界遺産の知名度を生かして観光客の集客を図り、観光情報も提供し、物産販売施設も併設することで市内への滞在時間や観光消費の増加を目指す施設である。									
		(4)期待される効果									
		本事業により、観光客の増加のみならず、市民が世界遺産を学ぶことにより、故郷に対する意識醸成を図る効果も期待している。また、物産販売所では、農水畜産物の販売やお土産品の販売などにより、地域の物産振興につながる効果も期待している。また、施設の開業により雇用の創出にもつながるものと考えている。									
		財源内訳(千円)		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
		財源名称	補助率	437,863	824,631	13,290	13,290				
国庫	デジタル田園都市国家構想交付金	1/2	212,294	342,558							
県費											
起債	過疎対策事業債(雇用創出特別分)	1/1	212,300	356,800							
特財	ふるさと応援寄付基金繰入金	—		120,000							
一財			13,269	5,273	13,290	13,290					
年度別取組の概要			施設整備費 437,863千円(造成、建築、展示工事)	施設整備費 734,631千円(建築、展示、外構工事、備品)、関連ソフト事業90,000千円(VR等新規コンテンツ及びプロモーション経費等)	施設管理費	施設管理費					
ふるさと納税応援寄附金事業区分				① 世界遺産の推進に関する事業							

											整理番号	既-45	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	世界遺産を活用したまちづくりを図る事業であり、地方創生に資する事業の位置付けもあり公益性は高い。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		多くの市民が利用可能な施設であり、市民の利益に十分に寄与するものと考えている。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	ごく一部に大型事業の反対という声があるが、多くの市民が必要性は理解しているものと考えている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある		民間の参入意欲が低い本市においては、意欲を高めるために施設整備までは行政が実施する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	計画当初より過大な施設にならないようコントロールしており、必要最小限であり適正であると考えている。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		ガイダンス施設、物産販売所ともに比較検討しながら検討したため均衡は欠いていないと考えている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	本事業に合わせてプロモーションや集客イベントなどのソフト事業も実施していけば効果は発揮される。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		運営面は、各部局で分担しながらそれぞれの分野で検討を進めており、現状としては最適であると考えている。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	特定の者に対して優遇等はしておらず、公平性は確保できている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	現時点で本項目に該当するものはない										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業は、世界遺産を活用したまちづくりを目指す事業であり、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の採択も受けており、過疎債についても雇用創出特別分の同意を得ている。事業費に対して、市の負担は最大限に削減されており、本市が事業を中止したとしても交付金や過疎債は他の自治体で執行されることとなる。すでに事業を実施中であり、事業を中止した場合の影響は、交付金や過疎債に限らず計り知れない。												
	課題	スケジュールどおり事業を進め、令和8年度の供用開始を実現する必要がある。また、事業効果を最大限に高めるためにも、運営面の検討を専門性をもって行っていく必要がある。											
	解決策	庁内一丸となり、運営面を中心に専門的に検討していく。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		遺産影響評価も完結し事業の実施を遮るものとはなくなっており、スケジュールどおりに進めていくことが重要である。また、事業費が概ね確定してきていることから、今後のふるさと応援寄付基金を活用した世界遺産推進事業を新たに計画する時期にきているものと考えており、ガイダンス展示と連動したVRなど、新たなコンテンツの作成や集客に向けたプロモーション、イベントなど、世界遺産センター整備や史跡整備と一体的にソフト事業も実施していきたい。											
	市長評価	所管課における方向性のとおりとする。											
備考													

個別事業（既存事業）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	9000	予算事業名	議員活動費	担当部局	議会事務局		
個別事業名及び補助金名称	02	議員研修等事務		担当課室	--		
				担当班	議事班		
事業期間	平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)			実施区域			
総合計画	基本柱	8.協働行政		会計区分	一般会計		
	政策	—		款(名称)	1 議会費		
	施策	—		項(名称)	1 議会費		
	施策細分	—		目(名称)	1 議会費		
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)						
	この事務の費用には、県議長会、九州議長会、全国議長会、その他議長公務に係る旅費(随行者・公用車運転手も含む)や、議員研修等に係る旅費及び施設借上料、車借上料、駐車場・有料道路使用料、消耗品、一般食糧費等が含まれる。 各委員会の研修においては、合併当初から先進事例を視察し、政策形成を行うために、年1回視察研修を行っている。 特別委員会においては、設置期間、それに係る活動のため、研修旅費等が支出される。						
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)						
	議長公務は必須であり、議員研修は、議員が自身の政策立案や意思決定の質を向上させる為に必要である。 議員の視察研修は、他自治体の先進事例を学んだり、視察先の自治体が、本市と同じ課題についてどのように取り組んでいるのか、事務事業の比較や本市の問題解決策を得るため、また、本市の政策に反映させるために視察研修を行っている。						
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要						
	・議長の公務及び議員の視察・研修活動に係る費用弁償の支出 ・公用車運転手の費用弁償、随員職員の普通旅費の支出 ・証人等に係る費用弁償の支出 ・議員研修等に係る施設借上料及び車借上料、消耗品費等の支出						
	(4)期待される効果						
	議員研修、視察研修においては、実際の現場を訪れ、直接情報を収集することで、より具体的で現実的な政策を考えることができる。また、自分の自治体に適した改善策を模索する機会にもなる。さらに、視察を通じて他の議員や専門家とのネットワークを築くこともでき、議員としての幅広い視野と知識を深めることができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称	補助率	11,884	13,731	13,731	13,731	
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財		11,884	13,731	13,731	13,731	
年度別取組の概要		・費用弁償 ・普通旅費 ・施設借上料 ・車借上料	・費用弁償 ・普通旅費 ・施設借上料 ・車借上料	・費用弁償 ・普通旅費 ・施設借上料 ・車借上料	・費用弁償 ・普通旅費 ・施設借上料 ・車借上料		
ふるさと納税応援寄附金事業区分		利用しない					

補助金等事業

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		11610		予算事業名		商工振興対策事業		担当部局		地域振興部	
個別事業名及び補助金名称		-		創業支援事業補助金				担当課室		商工観光課	
								担当班		商工振興班	
事業期間		平成 28 年度～令和 7 年度(10 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	3.商工業の振興					款(名称)		7 商工費		
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)					項(名称)		1 商工費		
	施策細分	3-3-1-⑥創業・起業促進と生産性向上の支援(総合戦略)					目(名称)		2 商工振興費		
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり									
根拠計画		南島原市商工振興計画34P									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	本市の商工業の状況として、他地域への購買力の流出により、商店街をはじめ小売業は減少の一途を辿っている。工業分野においても、そうめんや味噌、醤油などの製造業があるものの、規模が零細で生産性や付加価値が低い。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	市内での創業を促進し経済活性化を図るため、市内で創業するために必要な事業所の新設や改修及び設備機器購入の助成を行う。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	対象:市内に住所を有する方、代表者が市内に住所を有する法人 要件:市内で創業を行い、補助事業完了後3か月以内に創業し、かつ事業実施年度の3月末までに創業できる方。 補助率:対象経費の10分の3に相当する金額(1,000円未満切捨) 補助金上限額:100万円(但し、世界遺産やジオパークに関連事業については200万円)										
	(4)期待される効果										
	時代に沿った事業者ニーズに対応した事業支援 市内商工業衰退の抑止 新たな雇用の確保										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	4,000	5,000	5,000	5,000				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			4,000	5,000	5,000	5,000				
年度別取組の概要				創業支援事業補助金	創業支援事業補助金	創業支援事業補助金	創業支援事業補助金				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	補-01	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	創業を支援することで地域の雇用の確保及び地域経済活性化に寄与する							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			対象者が市民であり、業種の指定等もないため、幅広く申請を受け付けている							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	例年数件の問い合わせがあり、その中で条件が合うものに対して支援を行っている							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			利用者はゼロから創業される方も多く、行政からの支援があることは、間接的なサポートの部分も大きい							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	対象は市内在住者であり、事業規模も適正である							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市も同様の事業を実施しているが、地域性を出した条件で行っている							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	創業された事業所は概ね継続して事業を継続されている							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			対象経費については、創業の際に必要なとされる費用に限定しているため、最適な方法で支出している							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公平性が保てるよう、HPや広報誌で周知するほか、商工会とも連携して対象事業者へ案内している							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		補助条件(対象経費や上限額など)の設定は行っているため、特権的な恩恵を受けることはない。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	現在も創業を検討されている方のほとんどは市へ相談に来られ、補助金の案内を行っている。本事業がなくなった場合、市内での創業を見送り近隣市での創業をされるケースも考えられる。そうなった場合、これまで以上に市内の商工業者の衰退や雇用の場の喪失などが懸念される。												
	課題	補助対象者が「市内に住所を有する方、代表者が市内に住所を有する法人」となっているが、市外在住で市内に事業所を設ける方などの要望も上がっている。											
	解決策	補助対象者を含め、今後要綱の改定を行う際に一部内容の見直しも検討している。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本事業を継続することは、地場の地域経済活性化及び雇用の確保に寄与している。そのため、この事業は、商工業の振興をする上で、不可欠な事業であり今後も一部内容を見直しながら継続していく必要があると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
公益性や有効性の観点から本補助事業は基本的には継続することとするが、上乗せ支援措置や対象要件等について検討の余地がある。また、本補助金の現状を確認した結果、概ね補助金等の適正化に向けた基本方針に適合しているものの、基本方針1の終期設定及び基本方針11の評価基準の設定に関しては適合していない。これらの点について、速やかな改善を要する。 より効果的で市民ニーズに適しつつ基本方針に沿った補助制度改正を早期に進めるとともに、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11808	予算事業名	南島原ひまわり観光協会支援事業		担当部局	地域振興部		
個別事業名及び補助金名称	01	南島原ひまわり観光協会補助金			担当課室	商工観光課		
					担当班	観光振興班		
事業期間	平成 20 年度～令和 - 年度（ 年間）	実施区域		市全域				
総合計画	基本柱	3.産業経済			会計区分	1.一般会計		
	政策	4.観光の振興			款（名称）	7 商工費		
	施策	3.受入体制の充実			項（名称）	1 商工費		
	施策細分	3-4-3-④南島原ひまわり観光協会への支援強化(総合戦略)			目（名称）	3 観光費		
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	コロナ禍前には年間約111万人を超える観光客数があり、観光需要も拡大していたが、コロナ禍で大打撃を受け、令和5年度においても、約76万人の観光客数にとどまっている。その原因として、本市の観光振興の柱となる民泊が、コロナ禍の中で修学旅行の受け入れが少なくなり、受入家庭も減少している状況である。そこで、アフターコロナの中で、ひまわり観光協会と市が一体となり受入家庭の拡大を図るとともに、これまで以上に修学旅行のセールスを実施していく必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	コロナ禍前の水準に戻していくような観光振興策として、世界文化遺産「原城跡」を活かした観光を進め、SNSを利用したPR活動を行っていくことはもとより、民泊の推進も進めていく必要がある。民泊の受入推進は受入家庭の活力にもつながり、市の活性化にもつながっていくため、民泊の受け入れ体制強化とセールス活動などのPR強化を行う体制づくりが必要である。							
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要							
	コロナ禍前には年間1万人を超える修学旅行の生徒が来訪してたが、令和6年度はようやく1,000人を超える状況となっている。コロナ禍前の民泊受け入れに戻していくようなひまわり観光協会の体制強化と民泊の推進につながるセールス活動などの取り組みを行ってもらうため、南島原ひまわり観光協会補助金により組織体制の強化に努める。							
	(4)期待される効果							
	民泊受入が多かったコロナ禍前は、民泊家庭に対する直接的なによる観光需要があったことに加え、教員の宿泊施設への宿泊や昼食の市内飲食など運動した観光需要があったため、南島原ひまわり観光協会補助金によりコロナ禍前の観光需要に戻していくことができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称		補助率	10,000	10,000	10,000	10,000	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			10,000	10,000	10,000	10,000	
年度別取組の概要			南島原ひまわり観光協会補助金	南島原ひまわり観光協会補助金	南島原ひまわり観光協会補助金	南島原ひまわり観光協会補助金		
ふるさと納税応援寄附金事業区分								

										整理番号	補-02		
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	市の観光施策の補完機関となる協会に対する協会への支援であり、公益性は高いため							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			南島原ひまわり観光協会補助金による体制強化と事業所連携により、観光需要拡大が図られるため							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	コロナ禍前の観光客数や観光需要に戻していくための、自主財源が乏しい協会への必要な支援であるため							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある			市と協会が一体となった観光施策が必要であり、官民一体となった観光を推進する必要があるため							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	適正な事業規模である考えられるため							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市でも各市の観光団体との連携を図っており、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	南島原ひまわり観光協会補助金による組織・体制の強化が図れるため効果が発揮できる							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			南島原ひまわり観光協会補助金による組織強化は最適な手法であるため							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内の観光団体としては他に考えられないため、公平性は確保されていると考える							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内の観光団体としては他に考えられないため、他に特権的な恩恵を与えるものはないため									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	ひまわり観光協会の南島原ひまわり観光協会補助金が無い場合、市内の観光団体との連携も図ることができなくなる恐れもあるうえ、協会の体制強化につながらず、セールス活動が積極的に行えないことや、情報発信の強化を推進する体制がとれなくなってしまう												
	課題	コロナ禍前の体制がとれていれば、セールス等の情報発信にも強化ができるうえ、民泊の受け入れ家庭数も増やすこともでき、修学旅行の受入学校数も増やしていくことができるが、現状では協会の体制強化が課題である											
	解決策	自主財源が乏しい南島原ひまわり観光協会への支援が必要である											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		ひまわり観光協会がコロナ禍前の体制に戻っていくことで、民泊の受け入れ強化も図れるうえ、情報発信にもつなげていくことができ、市の観光施策の補完機関として、市と一体となり観光振興を推進することができるため、自主財源が乏しいひまわり観光協会に対する南島原ひまわり観光協会補助金は必要である											
	市長評価	公益性	B	必要性	C	妥当性	C	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
本市の観光施策の補完機関に対する支援は必要であるが、本団体補助金の現状を確認したところ、基本方針1の終期設定及び基本方針11の評価基準の設定、基本方針13の情報公開・公表に関しては適合していない。基本方針1は定期的な見直しの観点から、基本方針11は団体運営補助金の客観的な評価を行う観点から、基本方針13は補助金執行に関する説明責任を果たす観点からそれぞれ必要な措置であることから、基本方針に沿った速やかな改善を求める。 また相手先団体の自主財源確保に向けた取組を進めるとともに、市と団体との役割分担や団体職員の分掌の確認等により適切な補助額の算出を行うことを前提に、次年度予算は、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		11807		予算事業名		観光情報発信事業		担当部局		地域振興部	
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市有家蔵巡り魅力創出事業補助金				担当課室		商工観光課	
								担当班		観光振興班	
事業期間		平成 18 年度～令和 年度(13 年間)		実施区域		有家町					
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	4.観光の振興					款(名称)		7 商工費		
	施策	1.プロモーションの強化					項(名称)		1 商工費		
	施策細分	3-4-1-①国内外へのプロモーションの強化(総合戦略)					目(名称)		3 観光費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	「ありえ蔵めぐり」は、有家地区の酒蔵や味噌、醤油、そうめんの蔵を会場としたイベントで、古くから開催されてきたイベントです。ありえ蔵めぐり保存会でも会費をとるなどしてイベント開催され、市内外から毎年多くの方の来訪がある活気に満ちたイベントです。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	酒蔵や味噌などの蔵を巡るイベントとなっており、地域の特産品が販売されることから地域の活性化につながるイベントとなっているため、今後も開催していく必要があると考えます。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	有家町内の酒蔵、味噌蔵、醤油蔵、そうめん蔵の5つの蔵を巡るとともに、周辺の温泉神社や専念寺、キリシタン墓碑なども周遊することができる歴史あるイベントです。										
	(4)期待される効果										
	市内の酒や醤油、味噌やそうめんといった特産品の販売も行われるため、市内外へのPRはもとより地域の活性化につながる										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	350	350	350	350				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			350	350	350	350				
年度別取組の概要				イベント補助金	イベント補助金	イベント補助金	イベント補助金				
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-03	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	有家地区の街並みを活かし、地域を巻き込んだイベントであるため							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			各蔵の売上拡大につながることはもとより、市外からの客もいるため地域全体の活性化につながる							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	古くから開催されており、ニーズは高いと考えられるため							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			保存会が主体となっており、イベント活性化のためには行政による支援は必要であるため							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	他のイベント補助金と比較しても事業規模は適切であると考えられるため							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			市内の類似イベントがないため							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	市内外から多数の観光客が訪れているため							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			保存会主体で実施されており、最適であると考えられるため							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	有家地区全体での取り組みであり、公平性は保たれている							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		有家地区全体での取り組みであり、特定の対象者への特権はないため									
その他の視点		-											
事業を実施しなかった場合の影響													
事業実施に関する影響・課題等	イベント規模の縮小が考えられ、盛り上がりに欠けてしまう恐れがあるうえ、観光客の減少につながると考えられる。												
	課題	より多くの観光客に参加してもらうため、PRや情報発信が重要である											
	解決策	参加負担金は集めているものの、より効果的な広報活動経費やよりよいイベントのための経費の支援は必要											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		さらなる観光客の増加につなげていくために、チラシやSNSによる積極的なPR活動を行っていくうえで、これまで以上の広報活動を行う手段を検討していく必要はあるが、現状並みの広告費やイベント経費は必要である											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		公益性や有効性の観点から本補助事業は基本的には継続することとするが、本補助金の現状を確認したところ、基本方針11の評価基準の設定及び基本方針13の情報公開・公表に関しては適合していない。基本方針11は団体運営補助金の客観的な評価を行う観点から、基本方針13は補助金執行に関する説明責任を果たす観点から必要な措置であることから、基本方針に沿って改善すること。 次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減）を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		11000		予算事業名		自治会活動支援事業		担当部局		市民生活部	
個別事業名及び補助金名称		-		自治会長連合会運営費補助金				担当課室		市民課	
								担当班		市民班	
事業期間		平成 24 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	1.市民協働のまちづくり					款(名称)		2.総務費		
	施策	2.市民活動・自治会活動等の活性化					項(名称)		1.総務管理費		
	施策細分	8-1-2-①市民活動・ボランティア活動の活性化(総合戦略)					目(名称)		6.地域振興費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	各町の自治会長会より選出された役員で構成され、市政の政策にかかる委員会等へ多くの委員を選出しており、住民の代表の位置づけがなされ組織としての存在意義は大きい。また、市政への提案も重要な活動の一つであり、研究活動の一つで視察研修があるが、参加者の減少が見られる。視察研修の参加人数が運営費へ大きく影響する。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	魅力ある視察研修先を探し、委員へ提案を図ることが、市政へのより良い反映につながる。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	各町の自治会長会から3名の役員を連合会に選出し、連合会は3名×8町＝24名で構成される。さらに、24名の中から連合会の会長、副会長等8名の役員を互選する。自治会長会では、視察研修や、研究会、市政への提案等年4回から5回の会議を開催。視察研修や会議にかかる経費として運営補助金65万円を交付し、運営経費すべてを賄っている。										
	(4)期待される効果										
	市政において多くの協議会、委員会等の住民代表として委員を選出している。自治会長は住民代表の位置づけとして市政において重要な役割を果たす組織である。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	650	650	650	650				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財	合併振興基金利子		250	250	250	250				
	一財			400	400	400	400				
年度別取組の概要											
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

										整理番号	補-04		
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	各町自治会長会から選出された委員で構成する組織で公益性は高い								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市内全自治会の代表組織として組織								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	全自治会の代表組織として必要性が高い。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市民協働の視点からも自治会連合の運営は行政が実施することが妥当と考えられる。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	連合会の存在意義は高い								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		島原市と同額、雲仙市よりは低い水準								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	b.一部改善の余地あり	C	自治会連合の存在意義は高いが、活動内容が慣習的なものがでている。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり		事務局を市が担っており、担当課において一部支障がある。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	事業実施にかかる不公平はない								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	ない										
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	各町の自治会長会から選出された委員で構成されており、独自財源はない。 運営費はすべて補助金で賄われているため、運営に支障がでた場合、市政にかかる協議会、委員会等への選出もなくなり、市が施策の検討や見直しに際し、意見を求めることができなくなる。												
	課題	連合会運営費は視察研修の参加者数で大きく異なるため、視察先候補の選定や視察行程を組むことが非常に事務負担となっている。											
	解決策												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	C	公平性	A	評価区分	継続
		本市が組織する協議会、審査会等への委員を数多く推薦している。存在意義は大きく活動は継続することが必要											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
公益性や有効性の点から、本補助事業は基本的には継続することとするが、補助金適正化基本方針1の終期設定、基本方針11の評価基準の設定、基本方針13の情報公開・公表等に関しては適合していない。基本方針1は定期的な制度見直しの観点から、基本方針11は補助金交付の成果を客観的に評価する観点から、制度運用の改善を求める。特に基本方針13は補助金執行に関する説明責任を果たすために必要な措置であり、各地区での活動をはじめ自治会に関係する調査研究として県外への視察研修等に取り組まれている実績等について、広く市民に周知し、住民自治を更に発展させていただくよう願うものである。 なお、本補助金の次年度予算は、部局別に示された予算要求基準内で要求すること。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		11000		予算事業名		自治会活動支援事業		担当部局		市民生活部	
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市協働のまちづくり自治会活動交付金				担当課室		市民課	
								担当班		市民班	
事業期間		平成 20 年度～令和 - 年度(年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	1.市民協働のまちづくり					款(名称)		2.総務費		
	施策	2.市民活動・自治会活動等の活性化					項(名称)		1.総務管理費		
	施策細分	8-1-2-①市民活動・ボランティア活動の活性化(総合戦略)					目(名称)		6.地域振興費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		南島原市協働のまちづくり推進指針									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	自主的かつ主体的に行う公共的で公益性の高い様々なまちづくりの活動を行う自治会を支援 人口減少、自治会加入数の減少から自治会活動の衰退 各自治会で管理する外灯や集会所の維持管理が負担となっている。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	自治会加入促進と、自治会統合を推進し、自治会活動の維持、効率化をすすめる。 自治会独自の財源は自治会費のみであるため、自治会の維持、活動には支援が継続して必要										
	(3)事業の概要										
5月初旬までに各自治会から申請書受付、7月に交付金交付、3月末に実績報告の流れ。 各自治会口座に自治会加入世帯数(2月1日基準)に応じて交付金を交付。 算出方法 基本23,000円+(3000円×自治会加入世帯数)											
年度別の計画額の概要	(4)期待される効果										
	自治会活動費の一部として、自治会の活動、交流、集会所施設等の維持管理ができる。 自治会活動費として柔軟に使用できるため、自治会毎の特色や事情にあわせて地域活動の活性化に活用できる。										
	年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
		財源名称		補助率	54,000	54,000	54,000	54,000			
		国庫									
県費											
起債		過疎地域持続的(ソフト)		27,400	27,400	27,400	27,400				
特財											
一財			26,600	26,600	26,600	26,600					
年度別取組の概要			427自治会	427自治会	427自治会	427自治会					
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-05	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	南島原市協働指針の中で、自治会活動の活性化が市の発展に寄与する旨あり							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			自治会加入率7割を超えており、広く寄与している							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	物価高、人口減少により自治会の財政が厳しい中、施設等の維持管理や自治会の活動の支援となっている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			自治会への活動支援は市の業務							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		C	他県で自治会への支援もない自治体の例はあるが、本市や近隣市の状況から支援は必然							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある			近隣市との比較では、単独補助金としては差が生じるが、自治会への補助金全般としての考慮が必要							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	自治会活動の支援・維持としては、成果を上げている。活性化につながる活動は今後期待できる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			自治会口座に振り込み、自治会毎で活用の余地があることから最適と考える。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	b.一部改善の余地あり		B	自治会未加入者との差が生じていない。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		算定基礎は一律									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	市の自治会との協働がなくなるおそれがあり、地域の活性化が望めない。 自治会活動の衰退と、自治会の存続が危ぶまれる。自治会として市政への協力が得られない可能性がある。 市政は自治会単位で実施している事業も多く、周知や事業実施の方法に変更が生じ、個別通知となると、経費がさらに増大する。												
	課題	人口減少や、自治会加入者の減少により、少人数、少数世帯で構成される自治会もある。自治会活動の維持等を支援する必要がある。											
	解決策	自治会加入促進を図る。自治会統合の推進を図り、効率的な自治会活動を推進する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	A	公平性	B	評価区分	継続
		市協働まちづくりの推進に、自治会は欠かせない組織であり、継続して支援を実施する。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	A	公平性	B	評価区分	改善
基本的には継続することとするが、自治会構成世帯の高齢化や世帯数の減少等が進む中で、自治会活動のあり方は自治会で考え、実行するすることが重要と考えられるため、各自治会の活動に応じた額の設定をはじめ、他部局が所管する自治会等を交付対象とした補助金等の統合・再編による一括交付金の創設など、住民自治のための時代に適した効果的な制度構築の検討も始められたい。 また、補助金適正化基本方針1の終期設定、基本方針11の評価基準の設定、基本方針13の情報公開・公表等に関しては適合していない。基本方針1は定期的な制度見直しのきっかけを与える観点から、基本方針11は補助金交付の成果を客観的に評価する観点から、基本方針13は補助金執行に関する説明責任を果たす観点からそれぞれ必要な措置であることから、これらについても改善を要する。 なお、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		11000		予算事業名		自治会活動支援事業		担当部局		市民生活部	
個別事業名及び補助金名称		-		協働のまちづくり自治会統合補助金				担当課室		市民課	
								担当班		市民班	
事業期間		平成 20 年度～令和 - 年度(年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	1.市民協働のまちづくり					款(名称)		2.総務費		
	施策	2.市民活動・自治会活動等の活性化					項(名称)		1.総務管理費		
	施策細分	8-1-2-①市民活動・ボランティア活動の活性化(総合戦略)					目(名称)		6.地域振興費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		南島原市協働のまちづくり推進指針									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	人口減少、自治会加入者の減少により、高齢化した自治会や、少人数となった自治会も存在する。いずれ、自治会活動の衰退、消滅の恐れがあり、自治会で管理する外灯や集会所等の管理、維持も危ぶまれる。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	自治会活動は市の協働のまちづくりの一旦を担うことから、自治会の存続や、活動が衰退する恐れがある自治会の統合を推進し、自治会の維持を目指す。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	自治会の統合協議に必要な経費を補助。 統合協議に参加する自治会構成世帯数に応じ協議経費を補助 算出方法 統合協議自治会合計世帯数 30世帯以下 10万円 31世帯以上 60世帯以下 20万円 61世帯以上 30万円										
	(4)期待される効果										
	自治会活動の存続は市の協働まちづくりの基礎となる。 自治会統合による自治会の存続は、市民の互助や市民の安全に寄与。 自治会統合により自治会数が減少することで、事務等の効率化が見込まれる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	500	500	500	500				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
一財			500	500	500	500					
年度別取組の概要											
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-06	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	南島原市協働指針の中で、自治会活動の活性化が市の発展に寄与する旨あり							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		自治会加入率7割を超えており、広く寄与している							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	人口減少のなか、自治会の活動存続手段となる							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある		自治会への活動支援は市の業務							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	今後対象自治会の増加は推測され事業規模の拡大も視野							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣市に類似事業は見受けられないが、本市の実情には必要							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		b.一部改善の余地あり	B	自治会相互の合意が必要であり、容易ではない							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		自治会統合協議自治会への交付は最適							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	すべての自治会が利用可能							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	すべての自治会が利用可能										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	市の自治会との協働がなくなるおそれがあり、地域の活性化が望めない。 市政は自治会単位で行われる事業も多く、自治会の消滅は、当該地域の衰退を意味し、市政の空白をまねく恐れがある。												
	課題	自治会総合の合意が必要であり、自治会の資産、施設等の取り扱いや、自治会員の感情もあることからすべて順調に進めることが少なく、即効性はない。											
	解決策	自治会長説明においても制度の説明を実施し、推進を図る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続
		本市の実情では、高齢化、自治会加入世帯数の減少で自治会活動に苦慮している自治会がある。解決手段への手助けとして事業の存続は必要											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
本補助金は継続することとするが、補助金適正化基本方針1の終期設定、基本方針11の評価基準の設定、基本方針13の情報公開・公表等に関しては適合していない。基本方針1は定期的な制度見直しの観点から、基本方針11は補助金交付の成果を客観的に評価する観点から、基本方針13は補助金執行に関する説明責任を果たす観点や制度の周知の面からそれぞれ必要な措置であることから、これらについて、改善を要する。 なお、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		11003		予算事業名		地区集会施設等整備事業		担当部局		市民生活部	
個別事業名及び補助金名称		-		自治会集会所設置事業費補助金				担当課室		市民課	
								担当班		市民班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	8.協働行政				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	1.市民協働のまちづくり					款(名称)		2.総務費		
	施策	2.市民活動・自治会活動等の活性化					項(名称)		1.総務管理費		
	施策細分	8-1-2-①市民活動・ボランティア活動の活性化(総合戦略)					目(名称)		6.地域振興費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	自治会で管理、利用する集会所は、築年数が数十年経過しているものが多く、構造も古く、高齢化した自治会員の利用施設として、活用しやすい施設とは言えない。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	各自治会で設置する集会所は、自治会活動の拠点となり、集会所の改修、修繕等を補助することにより継続した自治会活動の支援となる。また、近年の猛暑による夏場の集会に対し、エアコンは必需。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	市民の自治意識の向上、生活文化の振興を積極的に推進するため、自治会が設置、利用する集会所の購入、改築、修繕する場合等に経費1/2以内の支援										
	(4)期待される効果										
	自治会の活動の拠点として交流、集会所施設等の維持管理ができるため、自治会活動の支援となる。寒暖の厳しい季節においても、集会等が実施できる環境を整備できる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	7,250	7,250	7,250	7,250				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			7,250	7,250	7,250	7,250				
年度別取組の概要											
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-07	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	自治会集会所への補助であり、公益的であることが認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			自治会加入率7割を超えており、広く寄与している							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	物価高、人口減少のなか、自治会の財政が厳しい中、施設等の維持管理への支援は自治会の活動の支援となっている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			自治会集会所への補助であり、行政が実施する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		C	補助率1/2以内であり、自治会負担も発生するため、規模としては適正と判断							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある			類似の事業は見当たらないが、集会所の必要性は高い							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	集会所の荒廃を防ぎ、利活用が見込まれる							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			自治会口座に振り込み。事業完了後の現地確認を実施している。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	集会所を所有しない自治会も存在するが、近郊の集会所を利用するなど、相互利用がなされている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		与えていない									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	人口減少や自治会加入者数の減少により、自治会の財政運営も余裕がないなか、集会所や外灯の維持管理費が経常経費として発生している。集会所の築年数が多年にわたる建物が多く、修繕や改築の必要性はたかく、自治会単独の費用でまかなうには、自治会の負担が大きく、自治会活動の妨げとなる。												
	課題	集会所の築年数が多年にわたる建物が多く修繕や改築を必要とする集会所が多い。 猛暑のため、集会所利用にエアコンが不可欠な環境となった。 自治会からの要望が多く、すべての要望に答えることができない。											
解決策	補助率を1/2以内とすることで、要望のある自治会すべてに支援を実施できる制度としている。 修繕、改築、エアコン設置等は、要望が多いが、同じ集会所からの要望は少なくなると推測され、一定期間経過すれば落ち着いてくると推測する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		集会所の修繕、改築等の補助は、自治会財政への大きな負担となることから、継続した自治会活動を維持するため補助の継続は必要と判断した。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	A	公平性	C	評価区分	改善
本補助金の必要性や公益性から継続とする。 ただし、補助金適正化基本方針1の終期設定、基本方針11の評価基準の設定、基本方針13の情報公開・公表等に関しては適合していない。基本方針1は定期的な制度見直しの観点から、基本方針11は補助金交付の成果を客観的に評価するため、基本方針13は補助金執行に関する説明責任を果たす観点や制度の周知の面からそれぞれ必要な措置であることから、これらについて改善を要する。 なお、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減)を前提に、部局別を示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13000		予算事業名		社会福祉総務費		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市社会福祉協議会補助金				担当課室		福祉課	
								担当班		総務高齢班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	—					款(名称)		3 民生費		
	施策	—					項(名称)		1 社会福祉費		
	施策細分	—					目(名称)		1 社会福祉総務費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		—									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	社会福祉協議会は、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施や、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助等を実施しており、このような活動を円滑に進められるよう、助成を行う必要がある。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	社会福祉協議会が、地域福祉の推進を図るため、円滑に事業を実施するには、安定的な法人運営が不可欠であり、人材や財源の確保が必要である。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	南島原市地域福祉活動計画の基本理念である「誰もが輝き、支え合いながら、安心して生活できる共生のまち」の実現に向け、社会福祉協議会が活動できるよう補助金の交付を行う。										
	(4)期待される効果										
	補助金を交付することにより、社会福祉協議会の人材確保や安定的な運営につながり、地域福祉の推進を図ることができる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	84,353	84,353	84,353	84,353				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			84,353	84,353	84,353	84,353				
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金					
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-08	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	社会福祉法で位置づけられた団体であり、公益な事業を展開している。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			地域福祉の推進に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	生活課題が複雑化、多様化しており、地域住民のニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			行政が行えない地域福祉活動やボランティア活動の推進を担っており、行政が援助する必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	法人運営に必要な人件費等のみの助成にとどめており、必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市や県内類似団体と均衡はとれている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	地域福祉の推進に寄与し、成果が期待できる。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			人材確保のための人件費等に適切に充当されている。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	社会福祉法で位置づけられた団体への助成であり、公平性を欠くものではない。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		社会福祉法で位置づけられた団体への助成であり、特権的な恩恵を与えているものではない。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体であり、助成を行わなかった場合、法人運営ができなくなり、地域福祉活動やボランティア活動が停滞してしまうこととなる。												
	課題	社会福祉協議会は、市補助金のほか、介護保険事業の余剰金や受託事業から人件費等を捻出し運営しているが、今後、介護保険余剰金の縮小や受託事業の廃止・縮小があると、法人運営に影響が出る。											
解決策	社会福祉協議会において経営改善計画を策定しており、これに基づき経営改善に努めてもらう。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体であり、引き続き事業の継続が必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		本補助金の必要性や公益性から継続とし、関係団体の財務状況や経営改善計画を踏まえ、R10年度までの5年間は補助金額の見直しは原則行わないこととするが、介護保険事業の余剰金の状況や財務状況等を確認のうえ、最新の状況に基づき、次年度予算要求を行うこと。 また、補助金適正化基本方針1の終期設定基本方針13の情報公開・公表等に関しては適合していない。基本方針1は定期的な制度見直しの観点から、基本方針13は補助金執行に関する説明責任を果たす観点や制度の周知の面からそれぞれ必要な措置であることから、これらについて改善を要する。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13000	予算事業名	社会福祉総務費		担当部局	福祉保健部		
個別事業名及び補助金名称	-	南島原市戦没者慰霊奉賛会補助金			担当課室	福祉課		
					担当班	総務高齢班		
事業期間	平成 18 年度～令和 - 年度（ - 年間）	実施区域		市全域				
総合計画	基本柱	4.健康福祉			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	—				款（名称）	3 民生費	
	施策	—				項（名称）	1 社会福祉費	
	施策細分	—				目（名称）	1 社会福祉総務費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	—							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	戦没者の慰霊と我が国の恒久平和を祈念するため、南島原市戦没者追悼式を実施しており、助成を行う必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	南島原市戦没者慰霊奉賛会の活動を支援することにより、戦没者の慰霊及び恒久平和を祈念する。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	戦没者遺族等が、戦没者の慰霊や恒久平和を祈念するための戦没者追悼式を実施できるよう補助金の交付を行う。							
	(4)期待される効果							
	祖国のために尊い犠牲となられた戦没者のご遺徳をしのび、お慰めするとともに、我が国の恒久平和に寄与することができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
				999	999	999	999	
		財源名称	補助率					
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財			999	999	999	999		
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金		
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない					

											整理番号	補-09	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	戦没者の慰霊と恒久平和のための事業を実施している。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			恒久平和に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	恒久平和は、全ての人が望んでいる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			民間が行うべき事業ではなく、行政が援助する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		B	戦没者遺族の高齢化等により、戦没者追悼式への参列者が減少も考えられる。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市と均衡はとれている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	戦没者の慰霊と恒久平和に寄与し、成果が期待できる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			戦没者追悼式の実施のため適切に執行されている。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内の戦没者追悼行事を実施している団体への助成であり、公平性を欠くものではない。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		特定のものへ恩恵を与えるものではない。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	戦没者追悼式の開催が困難となり、市が直営で行う必要が生じる。												
	課題	戦没者遺族の高齢化等により、戦没者追悼式への参列者の減少が懸念される。											
解決策	広報・周知活動により、参列者の確保を行うとともに、今後、事業規模について検討を行う。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		戦没者の慰霊及び恒久平和を祈念する行事を実施している団体であり、引き続き事業の継続が必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
本補助金の必要性や公益性から継続とするが、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。 また、確認の結果、補助金適正化基本方針1の終期設定、基本方針4の補助率、基本方針10の交付団体の財務状況の確認、基本方針13の情報公開・公表等に関しては適合していないため、適合するよう改善すること。特に交付先団体の財務状況(繰越金の額など)や事業内容に対する事業費の詳細な使途を精査のうえ、基本方針4に適合するよう、補助金の交付対象事業費の再設定を含めた制度の改善を求める。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13000		予算事業名		社会福祉総務費		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市連合遺族会補助金				担当課室		福祉課	
								担当班		総務高齢班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	—					款(名称)		3 民生費		
	施策	—					項(名称)		1 社会福祉費		
	施策細分	—					目(名称)		1 社会福祉総務費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		—									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	日本遺族会の地方組織として結成され、戦没者遺族によって構成されている団体で、南島原市内の地区遺族会の連合体として遺族の親睦や英霊の慰霊に関する活動を実施しており、助成を行う必要がある。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	南島原市連合遺族会の活動を支援することにより、英霊の顕彰、慰霊及び戦没者の遺族等の福祉の増進を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	英霊の顕彰及び戦没者遺族の福祉の増進を図るとともに、戦没者慰霊碑等の維持管理のため、補助金の交付を行う。										
	(4)期待される効果										
	英霊の顕彰及び慰霊、戦没者遺族の親睦や福祉の増進、戦没者慰霊碑等の維持管理ができる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	1,398	1,398	1,398	1,398				
	国庫										
	県費	戦没者慰霊碑等維持管理費補助金	1/2	180	180	180	180				
	起債										
	特財										
	一財			1,218	1,218	1,218	1,218				
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金					
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない								

											整理番号	補-10	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	戦没者慰霊碑等の維持管理や戦没者遺族の福祉の増進に関する事業を実施している。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			戦没者慰霊碑等の清掃活動などを実施し、環境整備に寄与している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	戦没者の慰霊のための活動は必要である。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			民間が行うべき事業ではなく、行政が援助する必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			b.一部余地がある		B	戦没者遺族の高齢化等により、会員数の減少も考えられる。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市と均衡はとれている。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	戦没者の慰霊と戦没者遺族の親睦や福祉の増進が期待できる。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			慰霊活動や戦没者慰霊碑等の維持管理のため適切に執行されている。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	戦没者遺族の慰霊活動に対する助成であり、公平性を確保されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		特定のものの恩恵を与えるものではない。								
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	戦没者遺族の親睦や福祉の増進が図れず、戦没者慰霊碑等の維持管理もできなくなる。												
	課題	戦没者遺族の高齢化等により、会員数の減少が懸念される。											
解決策	会員数の動向を注視し、事業規模について検討を行う。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		戦没者の慰霊活動や戦没者慰霊碑の維持管理を実施している団体であり、引続き事業の継続が必要である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
本補助金の公益性などから継続とするが、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。 また、確認の結果、補助金適正化基本方針1の終期設定、基本方針4の補助率、基本方針10の交付団体の財務状況の確認、基本方針13の情報公開・公表等に関しては適合していないため、適合するよう改善すること。特に交付先団体の財務状況や事業内容に対する事業費の詳細な使途(下部組織への助成金の使途を含む)を精査のうえ、基本方針4に適合するよう、補助金の交付対象事業費の再設定を含めた制度の改善を求める。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13001		予算事業名		民生・児童・主任児童委員等活動		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市民生委員児童委員協議会補助金				担当課室		福祉課	
								担当班		総務高齢班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	3.高齢者福祉の充実					款(名称)		3 民生費		
	施策	1.高齢者福祉サービスの充実					項(名称)		1 社会福祉費		
	施策細分	4-3-1-④地域の支え合い体制づくり(総合戦略)					目(名称)		1 社会福祉総務費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	民生委員児童委員は、民生委員法に規定された非常勤特別職の公務員であり、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っており、その活動を支援する必要がある。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	南島原市民生委員児童委員協議会及び各地区民生委員児童委員協議会の運営の安定を確保し、地域福祉の増進を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	少子高齢化が進み、地域福祉の推進が重要となってきたなかで、民生委員児童委員は社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じるとともに、必要な援助を行うことにより、社会福祉の増進に努めており、民生委員児童委員の研修や活動に対して支援を行う。										
	(4)期待される効果										
	民生委員児童委員の活動に必要な研修や委員間の情報交換、情報共有を図ることにより、委員の資質が向上し、地域住民の生活相談や福祉サービスの情報提供が円滑に行われ、地域福祉の増進が図られる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	11,606	11,606	11,606	11,606				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			11,606	11,606	11,606	11,606				
年度別取組の概要				補助金	補助金	補助金	補助金				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	補-11	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	地域福祉の増進のための活動である。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			地域住民の生活相談等に対応し、市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	少子高齢化や家族形態の変化による孤独・孤立やケアラー問題など民生委員児童委員へ市民ニーズは高まっている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			民間が行うべき事業ではなく、行政が援助する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	地域福祉の増進のため、実施する必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市と均衡はとれている。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	地域住民の生活相談等に対応し、地域福祉の増進に貢献することが期待される。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			民生委員児童委員の地域福祉の増進のための活動や資質向上のため、適切に執行されている。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	地域福祉の増進のための活動を実施している団体への助成であり、公平性を欠くものではない。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		地域福祉の増進のための活動を実施している団体への助成であり、特権的な恩恵を与えているものではない。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	民生委員児童委員の地域福祉の増進のための活動が停滞するとともに、活動に必要な研修等が実施できず、委員の資質の向上を図ることができなくなる。												
	課題	住民のニーズや社会的問題は、高度化、多様化しており、民生委員児童委員に対する相談内容も、複雑多岐にわたっている。											
解決策	民生委員児童委員が、複雑多岐にわたる相談内容に対応できるよう、活動に必要な研修や委員間の情報交換、情報共有を行い、委員の資質向上が図れるよう支援を継続する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		民生委員児童委員による地域福祉の増進のための活動が円滑に行えるよう、引き続き事業の継続が必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
本補助金の必要性や公益性などから継続とするが、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。 また、確認の結果、補助金適正化基本方針1の終期設定、基本方針4の補助率、基本方針10の交付団体の財務状況の確認、基本方針13の情報公開・公表等に関しては適合していないため、適合するよう改善すること。特に補助率については、2分の1を超える補助率を適用しなければ補助目的を実現できない理由を整理すること。また、基本方針5のとおり、慶弔費等公益性との結びつきが薄いものは補助対象経費から除外を進めること。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13006		予算事業名		高齢者・障害者交通費助成事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		-		高齢者交通費助成金				担当課室		福祉課	
								担当班		総務高齢班	
事業期間		平成 22 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	3.高齢者福祉の充実					款(名称)	3 民生費			
	施策	2.高齢者の生きがいづくり					項(名称)	1 社会福祉費			
	施策細分	4-3-2-②外出しやすい環境づくり(総合戦略)					目(名称)	1 社会福祉総務費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		第7期南島原市高齢者福祉計画 P22									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	自ら自動車等を運転しない高齢者等に対し交通費を助成し、通院や買い物などで外出する機会を増やし、社会活動の範囲を広め、福祉の向上を図るとともに、フレイル予防を促進する。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	高齢者、障害者及び認知症等により自動車及び原動機付自転車の運転が困難となり運転免許を自主返納した者が交通機関を利用する場合において、その料金の一部を助成し社会活動の範囲を広め、自立更生を助長し、もって高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	南島原市に住所を有し、現に居住している者のうち、75歳以上の者で、自ら自動車等を運転しない者に対し、交通費助成券を年間14,000円分交付する。また、道路交通法第104条の4第1項の規定により全ての運転免許の取消しを申請し、同条第2項の規定による当該運転免許の取消しを受けた者に対し、交通費助成券を24,000円分(1回限り)を交付する。										
	(4)期待される効果										
	自動車等を運転できない高齢者等に助成券を交付し、料金の一部を助成することで、外出する機会を増やし、社会参加の増加が期待される。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	59,074	59,074	59,074	59,074				
	国庫										
	県費										
	起債	過疎地域持続的発展特別事業債		26,000	26,000	26,000	26,000				
	特財	地域福祉基金、保健福祉事業費受託事業収入		9,400	9,400	9,400	9,400				
	一財			23,674	23,674	23,674	23,674				
年度別取組の概要				補助金	補助金	補助金	補助金				
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-12	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	高齢者等の自立更生と福祉の向上のための事業であり、公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		目的達成のために条件を満たす対象者に対して交付している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	社会活動の範囲を広めるための事業として、市民のニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある		交通手段が少ない地域であるため実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			b.一部余地がある	B	デマンド型乗合タクシー(チョイソコ)の実証実験が実施中で、その状況を踏まえ、検討の余地がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣の市においても同様の助成券を交付している。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	高齢者等の外出機会を増やし、社会参加を増加させる効果が期待できる。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		現状では、助成券の交付が最適である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	市HP・広報誌等で周知している。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	自ら自動車等の運転を行わない全ての高齢者等が対象者であり、特定のものへ恩恵を与えるものではない。									
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	交通弱者である高齢者等の経済的負担が増加し、社会参加の機会の減少につながる。												
	課題	デマンド型乗合タクシー(チョイソコ)の実証実験が実施中であり、交通費助成事業のあり方について検討が必要である。											
解決策	デマンド型乗合タクシー(チョイソコ)の実証実験の結果を踏まえ、その担当部署とも協議しながら、今後の助成のあり方について検討を進めていく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		高齢者等の社会活動の範囲を広め、自立更生を助長する事業として、引き続き実施する必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		本市における公共交通の脆弱性を補完する本補助金の必要性や公益性から継続とするが、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、過去の執行率を勘案のうえ、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。 また、確認の結果、補助金適正化基本方針1の終期設定に関しては適合していないため、定期的な制度見直しを図る必要性から、政策評価上で終期を設定するなど適合するよう改善すること。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13052		予算事業名		高齢者団体育成事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市シルバー人材センター補助金				担当課室		福祉課	
								担当班		総務高齢班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	3.高齢者福祉の充実					款(名称)	3 民生費			
	施策	2.高齢者の生きがいづくり					項(名称)	1 社会福祉費			
	施策細分	4-3-2-①生きがいづくりの推進(総合戦略)					目(名称)	6 高齢者福祉費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		第7期南島原市高齢者福祉計画 P13									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域ごとに設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的または簡易な業務を、請負・委任の形式で行う公益法人で、その活動を支援する事業である。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	南島原市シルバー人材センターの運営の安定を確保することにより、高齢者の多様な就業のニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	シルバー人材センターにおいて、定年退職後等に臨時的かつ短期的な就業等を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事の提供等を行っており、その活動が安定的に実施できるよう支援を行う。										
	(4)期待される効果										
	高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することができる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	7,100	7,100	7,100	7,100				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財	ふるさと応援寄附基金繰入金		5,600	5,600	5,600	5,600				
	一財			1,500	1,500	1,500	1,500				
年度別取組の概要				補助金	補助金	補助金	補助金				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				④ 高齢者の生きがいづくりに関する事業							

											整理番号	補-13	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	高齢者の就業活動を支援し、社会参加による生きがいづくりの推進が図られる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		高齢者の就業機会の確保や社会参加の促進に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	シルバー人材センターの活動を通じて、高齢者の生きがいづくりや就業機会の提供を行う必要がある。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある		市として高齢者の就業活動を支援することは必要である。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を図るため、実施する必然性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣市と均衡はとれている。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することが期待できる。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		高齢者の多様な就業のニーズに対応するための最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	高齢者の就業機会を広く確保・提供しており、公平性は確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	特定の地域や対象者に対し、恩恵を与えるものではない。									
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	地方公共団体の補助金を上限として国が補助しているため、市補助金を廃止した場合、国庫補助も受けられなくなり、法人運営が困難となる。												
	課題	特定事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス新法)が公布され、シルバー人材センターにおいて、契約方法の見直しを行うよう求められている。											
	解決策	シルバー人材センターにおいて、契約方法の見直しについての対応について、適切に検討し、発注者及び会員の理解を得る必要がある。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		定年退職後等に臨時的かつ短期的な就業等を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事の提供等が行えるよう、引き続き事業の継続が必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		本補助金の必要性や公益性から継続とするが、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、団体における財務状況や関係法令・制度等の状況を勘案のうえ、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。 また、補助金適正化基本方針1の終期設定、基本方針13の情報公開・公表等に関しては適合していない。基本方針1は定期的な制度見直しを図るため、基本方針13は補助金執行に関する説明責任を果たす観点や制度の周知の面からそれぞれ必要な措置であることから、これらについて、改善を要する。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13052		予算事業名		高齢者団体育成事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市老人クラブ連合会補助金				担当課室		福祉課	
								担当班		総務高齢班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	3.高齢者福祉の充実					款(名称)	3 民生費			
	施策	2.高齢者の生きがいづくり					項(名称)	1 社会福祉費			
	施策細分	4-3-2-①生きがいづくりの推進(総合戦略)					目(名称)	6 高齢者福祉費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		第7期南島原市高齢者福祉計画 P13									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	老人クラブは、老人福祉法において、老人福祉を増進するための事業を行うものとして位置づけられ、地方公共団体は、それに対して適当な援助をするように努めなければならないとされている。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	南島原市老人クラブ連合会及び各地区老人クラブ連合会の運営の安定を確保することにより、高齢者の生きがいづくりや健康づくりの推進を図る。										
	(3)事業の概要										
南島原市老人クラブ連合会が実施する、高齢者向けの生きがいづくり・健康づくり・介護予防に資する事業やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動に関する事業などに対し支援を行う。											
(4)期待される効果											
高齢者が老人クラブ活動に参加することにより、健康寿命の延伸や自立した生活、生きがいづくりにつながる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	16,161	16,161	16,161	16,161				
	国庫										
	県費	長崎県高齢者在宅福祉事業費補助金	2/3	5,882	5,882	5,882	5,882				
	起債										
	特財	ふるさと応援寄附基金繰入金		8,200	8,200	8,200	8,200				
	一財			2,079	2,079	2,079	2,079				
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金					
ふるさと納税応援寄附金事業区分			④ 高齢者の生きがいづくりに関する事業								

											整理番号	補-14	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	老人福祉を増進するための事業を実施しており、公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			世代間交流やボランティア活動など市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	子どもの見守りや世代間交流、高齢者の孤立防止などに貢献している。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			老人福祉法により、適当な援助をするように努めなければならないとされている。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		B	単位老人クラブ数や会員数が減少している。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			単位老人クラブ数や会員数を勘案すると均衡は欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	高齢者の健康寿命の延伸や、生きがいづくりなど、老人福祉の増進が期待できる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			老人福祉を増進するための事業実施に最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	高齢者の生きがいづくりや健康づくりの推進を図る							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		特定の地域や対象者に対し、恩恵を与えるものではない。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	財源不足に陥り、老人クラブの活動が停滞してしまう。また、老人福祉法の趣旨に反することとなるため、理解が得られない。												
	課題	単位老人クラブ数や会員数が減少している。											
解決策	単位老人クラブ数や会員数の動向を注視し、事業規模について検討を行う。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		老人福祉法により、適当な援助をするように努めなければならないとされており、引き続き事業の継続が必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
本補助金の必要性や公益性から継続とするが、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、団体における財務状況や会員数、県補助金等の状況を勘案のうえ、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。 また、補助金適正化基本方針1の終期設定、基本方針13の情報公開・公表等に関しては適合していない。特に基本方針4の補助率については、2分の1を超える補助率を適用しなければ補助目的を実現できない理由を整理すること。また、基本方針5に関連し、各地区、各単位組織への助成金の使途を把握し、公益性の観点から精査を行い、補助額の算定の参考とすること。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13063		予算事業名		介護用品支給事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		01		介護用品支給費				担当課室		福祉課	
								担当班		総務高齢班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	3.高齢者福祉の充実					款(名称)		3 民生費		
	施策	1.高齢者福祉サービスの充実					項(名称)		1 社会福祉費		
	施策細分	4-3-1-①介護予防・日常生活支援					目(名称)		6 高齢者福祉費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		－									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	在宅で寝たきり等の状態にある者を介護している低所得世帯の経済的負担の軽減を図る。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	精神又は身体に障害があり、在宅で寝たきり等の状態にある者に対して、紙おむつを給付することにより、介護している介護者を支援することを目的とする。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	南島原市に住所を有し、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において「要介護4」又は「要介護5」と判定された者のうち、在宅で寝たきり等の状態である者で、紙おむつを常時必要とする者を介護している家族であり、かつ、その世帯が市民税非課税世帯である場合に、給付対象者1人につき、月額4,000円の紙おむつ給付券を交付する。										
	(4)期待される効果										
	紙おむつ購入費の助成を行うことにより、介護者の負担軽減を図ることができる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	516	516	516	516				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			516	516	516	516				
年度別取組の概要				扶助費	扶助費	扶助費	扶助費				
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-15	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	低所得の在宅介護者を支援する事業であり、公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			目的達成のために条件を満たす対象者に対して交付している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	低所得者の支援であり、市民のニーズが認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			行政が支援する必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	助成額は適正である。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣の市においても同様の助成を行っている。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	介護者の経済的負担軽減につながる。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			現状では、紙おむつ給付券の交付が最適である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	介護度や課税状況により支給を決定しており、公平である。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		特定のものへ恩恵を与えるものではない。								
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	介護者の経済的負担が増え、寝たきり等の状態にある者の在宅生活に支障をきたす恐れがある。												
	課題	物価高騰等により、介護者の経済的負担が懸念される。											
	解決策	物価の状況を把握し、助成額について検討を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		低所得の在宅介護者を支援する事業であり、引き続き実施する必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		本補助金の必要性や有効性から継続とするが、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減)を前提に、周辺自治体の状況や過去の執行率、物価動向を勘案しつつ、対象世帯等把握に努め、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。 また、確認の結果、補助金適正化基本方針1の終期設定に関しては適合していないため、定期的な制度見直しを図る必要性から、政策評価上で終期を設定するなど適合するよう改善すること。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13006		予算事業名		高齢者・障害者交通費助成事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		-		障害者交通費助成金				担当課室		福祉課	
								担当班		障害福祉班	
事業期間		平成 22 年度～令和 6 年度(15 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	3.高齢者福祉の充実					款(名称)	3 民生費			
	施策	2.高齢者の生きがいづくり					項(名称)	1 社会福祉費			
	施策細分	4-3-2-②外出しやすい環境づくり(総合戦略)					目(名称)	1 社会福祉総務費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	南島原市に住所を有し、現に居住している75歳未満の者で、かつ、自ら自動車等を運転しない者 (1)身体障害者福祉法施行規則別表第5に規定する1級、2級又は3級に該当する者(視覚障害にあっては、1級から6級までに該当する者)(2)療育手帳交付要綱第4条に規定する療育手帳の交付を受けた者(3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級の交付を受けた者に対して交通費助成券を交付し外出する機会をふやすことにより、生きがいづくりや社会参加促進のために実施する。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	高齢者、障害者及び認知症等により自動車及び原動機付自転車の運転が困難となり運転免許を自主返納した者が交通機関を利用する場合において、その料金の一部を助成し社会活動の範囲を広め、自立更生を助長し、もって高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。										
	(3)事業の概要										
南島原市に住所を有し、現に居住している75歳未満の者で、かつ、自ら自動車等を運転しない者 (1)身体障害者福祉法施行規則別表第5に規定する1級、2級又は3級に該当する者(視覚障害にあっては、1級から6級までに該当する者)(2)療育手帳交付要綱第4条に規定する療育手帳の交付を受けた者(3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級の交付を受けた者に対して交通費助成券年間140枚(14,000円)を交付する。											
(4)期待される効果											
自動車等を運転できない高齢者等に助成券を交付し、料金の一部を助成することで、外出する機会を増やし、社会参加の増加が期待される。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	5,513	5,513	5,513	5,513				
	国庫	-									
	県費	-									
	起債	過疎地域持続的発展特別事業債		2,700	2,700	2,700	2,700				
	特財	-									
	一財			2,813	2,813	2,813	2,813				
年度別取組の概要				交通費助成	交通費助成	交通費助成	交通費助成				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13030		予算事業名		障害者福祉総務費		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		-		街かどのふれあいバザール補助金				担当課室		福祉課	
事業期間		平成 19 年度～令和 - 年度（年間）						担当班		障害福祉班	
								実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	4.障がい者福祉の充実					款（名称）	3 民生費			
	施策	2.障がい者の社会参加の支援					項（名称）	1 社会福祉費			
	施策細分	4-4-2-①社会参加の支援					目（名称）	5 障害者福祉費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	街かどのふれあいバザール運営委員会の活動を支援することにより、県内の授産施設等の販売促進及び製品開発事業の促進を図っている。県内手帳の保持者の割合で負担割合を出し県内の市町で負担金を助成している。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	街かどのふれあいバザール運営委員会の活動を支援することにより、障害者の自立支援や就業の確保等の促進を図っている。県内手帳の保持者の割合で負担割合を出し負担金を助成している。また、県内のイベント等に障害者が参加し障害者の理解促進など福祉への啓発活動を高めるために必要である。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	街かどのふれあいバザール運営委員会の活動の支援 ①県内授産施設等から集められた製品の展示と販売にかかる事業の実施 ②商品開発に努めるほか、県内の福祉施設等の振興を図る。長崎県の市町で障害者手帳保持者の割合で負担して事業の支援をしている。										
	(4)期待される効果										
	・障害者の社会参加の場の拡大及び、障害者の理解促進などの啓発活動を高めている。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	34	34	34	34				
	国庫	-						手帳等の保持者数により県下で負担している			
	県費	-									
	起債	-									
	特財	-									
	一財	-		34	34	34	34				
年度別取組の概要			授産施設等の販売促進及び製品開発事業	授産施設等の販売促進及び製品開発事業	授産施設等の販売促進及び製品開発事業	授産施設等の販売促進及び製品開発事業					
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない								

											整理番号	補-17	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	障害者の就労の機会の確保により社会貢献しているため公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			販売経路の拡大、製品の開発に努め積極的に社会参加し、利益に寄与している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	障害者の社会参加促進のために必要である。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			障害者の社会参加のために必要である。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	県内で移動して実施しているため適正である。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			県内で障害手帳保持者数により負担している					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	街かどふれあいバザール運営委員会の活動の支援することとは、障害者の理解促進などの啓発活動を高めている。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			他に方法が考えられないため最適な手段である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			b.一部改善の余地あり		B	利用者は、限られるが公平性は確保されている。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		県内で移動してイベントを実施している。								
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	障害者の活動の場が減少し、社会参加の減退や市民の障がいがある人もない人も共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現が衰退する。												
	課題	障害がある人もない人も共に生き、共に過ごすことのできる場(環境)が少ない。											
	解決策	障害のある人ない人に関わらず、共生社会を実現するため障害に対する正しい理解を深め啓発活動や場の提供が必要である。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	B	評価区分	継続
		事業を通して、障害者の社会参加の促進に有効であり。県下で支援している事業であるため、今後も継続実施が必要である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	B	評価区分	改善
本補助金は、県内の市町で障害者手帳の保持者の割合に応じて均一に補助額が配分される仕組みであるため、本市の裁量で減額や廃止を行うことが適切でないことから、継続することとする。 なお、確認の結果、補助金適正化基本方針1の終期設定及び基本方針13の情報公開・公表に関しては適合していないため、これらに適合するよう改善を図ること。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13030		予算事業名		障害者福祉総務費		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称				障害者就業・生活支援センター事業費補助				担当課室		福祉課	
								担当班		障害福祉班	
事業期間		平成 19 年度～令和 年度(12 年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	4.障がい者福祉の充実					款(名称)	3 民生費			
	施策	2.障がい者の社会参加の支援					項(名称)	1 社会福祉費			
	施策細分	4-4-2-①社会参加の支援					目(名称)	5 障害者福祉費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		南島原市第7期障がい者福祉計画P27									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	障害のある方の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携の下、障害のある方の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害のある方の雇用の促進及び安定を図ることを目的にした事業である。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定により、知事の指定を受けた法人を支援することで、障害者の雇用促進と職業定着及び生活支援を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	「社会福祉法人 悠久会 県南障害者就業・生活支援センターぱれっと」は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に対して、就労や生活面の自立に関する相談に応じるとともに、各関係機関の連携により、課題の解決を図り安定した就労と職業生活の自立を図っている事業である。 支援対象者:継続的な支援を受けることにより、職業生活において自立を図る事ができると見込まれる知的障害者、精神障害者、身体障害者、難病等の方。										
	(4)期待される効果										
	障害者の方の就業支援(就職に向けた準備支援、職業準備訓練、職場実習の斡旋)や公共職業安定所等と連携し障害者雇用の職場の開拓や事業主に対して障害者の特性の説明し対象者が働きやすい環境づくりが期待される。合わせて、障害者の生活支援を行い、各関係機関と連携し地域で安定した職業生活の継続支援が期待される。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	235	235	235	235				
	国庫	-									
	県費	-									
	起債	-									
	特財	-									
	一財	-		235	235	235	235				
年度別取組の概要			障害者の就業支援・生活支援	障害者の就業支援・生活支援	障害者の就業支援・生活支援	障害者の就業支援・生活支援					
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない								

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13039		予算事業名		障害者団体活動支援事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		-		精神障害者家族会活動費補助金				担当課室		福祉課	
								担当班		障害福祉班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	4.障がい者福祉の充実					款(名称)	3 民生費			
	施策	1.障がい者の生活支援					項(名称)	1 社会福祉費			
	施策細分	4-4-1-③障害者を支える基盤づくり					目(名称)	5 障害者福祉費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	精神障害者家族会の活動を支援することにより精神障害者の社会復帰や福祉対策の充実及び家族が互いに相談し合える場の提供を実施している。年間の計画を基に定例会の中で勉強会等や研修を実施している。合併当初から設立されているも、会員の高齢化に伴い年間の活動が減少し、新規会員がなかなか増えない状況である。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	精神障害者家族会は同じ体験をした人同士で困りごとを話し合ったり、気持ちを共有できるように必要である。会員の高齢化に伴い活動の減少がみられる。地域自立支援協議会の専門部会の中で家族会の今後のあり方や新規会員等課題の解決が必要である。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	精神保健福祉の理解を深めるために研修、知識の普及及び市民への啓蒙活動や制度の見直しを求め陳情活動素実施するなど家族の社会復帰のために相談し合える活動の場である。定例で活動を実施している。										
	(4)期待される効果										
	家族が精神保健福祉の理解を深め、お互いの共通な悩み等相談し合える場である。又他の市民へ精神障害者への理解を深めてもらうために啓発活動も実施している。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	80	80	80	80				
	国庫	-									
	県費	-									
	起債	-									
	特財	-									
	一財	-		80	80	80	80				
年度別取組の概要			定例会、啓蒙活動	定例会、啓蒙活動	定例会、啓蒙活動	定例会、啓蒙活動					
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-19	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	精神障害者家族には公益性が認められるが、家族会の人数に課題がある。普及活動を積極的に行う必要がある。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			利用者に対しては利益である。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	障害者を支える家族にとっては、家族会はニーズがある。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			障害者の社会参加のために必要である。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	家族会の事業実施については、会の高齢化に伴い活動は縮小傾向である。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市も同様に家族会の支援を実施している。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			b.一部改善の余地あり		B	利用者が限られているため、会員に対しては有効である。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			定例的に事業を実施し精神保健福祉に対しての知識の向上がみられる。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			c.改善を要する		C	限られた会員であるため、改善を要する。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		精神障害者家族会の会員は、市内精神障害者を対象とし、市に1つであるため公平である。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	長年継続している精神障害者の家族会を実施しなくなると、精神障害者が地域で共生する社会の衰退につながる。												
	課題	現状の会員が高齢であり、新規の会員がないため会員数が減少している。											
	解決策	障害を持つ家族への周知する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	C	評価区分	継続
		精神障害者家族会は必要であるが、事業の実施形態や家族会の周知等の改善策も必要である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	C	評価区分	改善
本補助金は、雲仙市とともに関係団体へ支援しているものであり、基本的には継続することとするが、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、家族会の活動内容や会員数の状況等を勘案のうえ、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。 一方、補助金適正化基本方針1の終期設定及び基本方針13の情報公開・公表に関しては適合していない。基本方針1は定期的な制度見直しを図る観点から、基本方針13は補助金執行に関する説明責任を果たす観点から、これらに適合するよう改善に努めること。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13039		予算事業名		障害者団体活動支援事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		-		長崎県障害者スポーツ協会運営費補助金				担当課室		福祉課	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)						担当班		障害福祉班	
								実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	4.障がい者福祉の充実					款(名称)	3 民生費			
	施策	1.障がい者の生活支援					項(名称)	1 社会福祉費			
	施策細分	4-4-1-③障害者を支える基盤づくり					目(名称)	5 障害者福祉費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	長崎県障害者スポーツ協会は、県内の障害者スポーツの健全な発展に寄与することを目的に地域障害者協会、障害者スポーツ団体、特別支援学校などの活動に必要な活動を支援している。そのため、長崎県スポーツ協会を支援することは、市内の障害者スポーツ競技の向上と生涯スポーツの振興のために必要な事業である。運営費補助金は、県内すべての市町が行っている事業であり、毎年、本市から60名程の障害者がスポーツ大会に参加され、地域の方々が参加されており交流を深められている現状である。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	長崎県障害者スポーツ協会の活動を支援することにより、障害者の社会参加と障害者スポーツ大会の運営及び選手の育成・強化等を図り障害者スポーツ向上を図るために必要である。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	長崎県障害者スポーツ協会に対して①障害者スポーツ大会の開催と派遣及び強化事業②障害者スポーツの企画の推進及び育成③その他障害者スポーツの振興に資する事業として実施している。県下で支援している事業である。										
	(4)期待される効果										
	障害者が長崎県障害者スポーツ大会に参加することにより障害者の方の社会参加の促進に繋がる。そのために、運営費を補助し、障害者の方が安心して競技に参加できるように支援したり、また、障害者の意欲の向上に繋がる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	197	197	197	197				
	国庫	-									
	県費	-									
	起債	-									
	特財	-									
	一財	-		197	197	197	197				
年度別取組の概要			長崎県障害者スポーツ協会の運営補助	長崎県障害者スポーツ協会の運営補助	長崎県障害者スポーツ協会の運営補助	長崎県障害者スポーツ協会の運営補助					
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-20	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	障害者が対象であり、公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			南島原市内の障害者を対象としている。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	障害者の方の支援のために必要である。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			目的実現のために行政が実施する必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	長崎県で障害者のスポーツを支えるために事業規模は、妥当である。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			県が主催で市は後援で実施している事業である。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	障害者のスポーツの向上のために成果をあげているため効果が期待できる。					
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			事業実施のためにスポーツ協会に補助すること以外代えられない。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	県内全ての障害者が対象であり、公平性は、確保される。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		県内全ての障害者が対象であり、特定の者への恩恵は、与えていない。								
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	事業を実施しなかった場合、市内の障害者の社会参加の機会が失われる。												
	課題	地域で障害者を支えて障害者のスポーツ競技向上及び社会参加をのためには、長崎県障害者スポーツ協会なしでは、事業がなり立たない。障害者のスポーツ分野を盛り上げるためには、市として障害者に広く参加してもらえるように周知が必要である。											
	解決策	障害者施設、障害者団体等と協力して障害者スポーツの認知向上ため周知が必要である。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		障害者スポーツは、年々認知度が増してきており今後も障害者スポーツの支援が必要である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		本補助金は、県内の市町で障害者手帳の保持者の割合や県大会参加経費等を勘案して補助金・負担金額が示される仕組みであるため、本市の裁量で減額や廃止を行うことが適切でないことから、継続することとする。 なお、確認の結果、補助金適正化基本方針1の終期設定及び基本方針13の情報公開・公表に関しては適合していないため、これらに適合するよう改善に努めること。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13039		予算事業名		障害者団体活動支援事業		担当部局		福祉保健部		
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市身体障害者福祉協会運営費補助金				担当課室		福祉課		
								担当班		障害福祉班		
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)						実施区域		市全域		
総合計画	基本柱	4.健康福祉					予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	4.障がい者福祉の充実						款(名称)	3 民生費			
	施策	1.障がい者の生活支援						項(名称)	1 社会福祉費			
	施策細分	4-4-1-③障害者を支える基盤づくり						目(名称)	5 障害者福祉費			
	重点P	該当しない										
根拠計画		-										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	平成18年の合併から旧8地区の単位と本部から構成されている。補助金は、地区の体制により分配されている。身体障害者福祉協会の活動を支援することにより、市で障害者のスポーツ教室の開催等の活動を通して、障害者の親睦、教養を高め、福祉の向上を図っている。コロナ禍に会合や研修会等が減少していたが、R5年から計画に沿った活動ができています。課題としては、会員数の減少があげられ障害手帳保持者への周知等が必要である。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	身体障害者福祉協会の活動を支援することにより、障害者の親睦、教養を高め、福祉の向上を図る。又、各種相談や指導等の活動のほか、市民に対しても障害者理解の啓発活動を行いっている。会員数の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症がR2頃より流行し身体障害者福祉協会の活動が減少していたがR5年より計画通りに活動がなされ今後は、周知活動が必要である。											
年度別の計画額の概要	(3)事業の概要											
	平成18年から旧8町のそれぞれの合併により、本部と各支部で活動を行っている。本部活動、支部活動とそれぞれに年間計画を立て計画に沿って、勉強会、講演会、スポーツ大会、親睦会等様々な活動を実施している。コロナ禍の時は、計画どおりに開催できずに、補助金の返還等も実施した。644,000円補助金のうち約1/2を会員数等に応じて8町に分配し、1/2を本部活動に利用されている。現状、計画どおりに活動を実施し、身体障害者の活動と社会参加促進に役立っている。毎年、年度末には、実績報告の提出で確認している。											
	(4)期待される効果											
	障害者福祉協会の活動を支援することにより、障害者の親睦、社会活動の促進が期待される。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	644	644	644	644					
	国庫	-										
	県費	-										
	起債	-										
	特財	-										
	一財	-		644	644	644	644					
年度別取組の概要			啓発活動、スポーツ大会、スポーツ教室、研修会、定例会、	啓発活動、スポーツ大会、スポーツ教室、研修会、定例会、	啓発活動、スポーツ大会、スポーツ教室、研修会、定例会、	啓発活動、スポーツ大会、スポーツ教室、研修会、定例会、						
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない									

											整理番号	補-21	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		B	対象者は限られるが、障害がある人の社会参加促進は認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している			目的達成のために手帳保持者に対して周知しているものの、会員数は減少してきている。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	対象者は限られるが、障害者団体には共生社会実現のため必要である。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			共生社会の実現のため必要である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	共生社会の実現のため必要である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市も類似の事業を実施してる。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	b.一部改善の余地あり		B	障害者福祉協会の活動は、障害者の活発な活動や福祉の向上に効果が発揮されている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			各種会議やスポーツ教室の開催により、障害者の社会参加促進に貢献している。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内全ての障害者を対象にしている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全ての障害者を対象にしている。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	身体障害者福祉協会の活動ができなくなり、障害者のスポーツ大会の参加の減少や、障害者の研修会の方が減少することで社会参加活動の減退につながる。障害者が地域で人格を尊重しあう地域共生社会が減退する。												
	課題	障害者手帳保持者に対して障害者福祉協会の周知に努める必要がある。											
解決策	障害者手帳交付時障害者福祉協会の周知を実施する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続
		障害者福祉協会への補助金を交付することにより、市全域の障害者への社会参加の促進や、障害者に対する市民の理解を深めるために必要である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		本補助金は基本的には継続することとするが、次年度予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに示されている令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、活動内容や参加数の状況、会員数の推移等を勘案のうえ、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。 一方、補助金適正化基本方針1の終期設定及び基本方針13の情報公開・公表に関しては適合していない。基本方針1は定期的な制度見直しを図る観点から、基本方針13は補助金執行に関する説明責任を果たす観点から、これらに適合するよう改善に努めること。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13099	予算事業名	社会参加促進事業		担当部局	福祉保健部		
個別事業名及び補助金名称	-	南島原市要約筆記者等養成講座補助金			担当課室	福祉課		
事業期間	平成 21 年度～令和 - 年度（年間）				担当班	障害福祉班		
事業区画	平成 21 年度～令和 - 年度（年間）				実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	4.健康福祉			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.障がい者福祉の充実				款（名称）	3 民生費	
	施策	2.障がい者の社会参加の支援				項（名称）	1 社会福祉費	
	施策細分	4-4-2-①社会参加の支援				目（名称）	5 障害者福祉費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市第7期障がい者福祉計画P49							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	平成21年から近隣3市(島原市、雲仙市、南島原市)で合同で実施している。要約筆記者養成講座のカリキュラムに従い2年1クールで養成している。 社会福祉法人に委託し実施。事業費を3市で均等割りと受講者の人数割りで補助を算出している。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	南島原市民を対象に要約筆記者等養成講座を実施する社会福祉法人等を支援することで、要約筆記者、要約筆記奉仕員の養成を図る。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	近隣3市(島原市、雲仙市、南島原市)の合同養成講座である。要約筆記者養成講座は、年間44回の講座のカリキュラムに沿って2年1クールで養成するもの。 聴覚障害、特に中途失聴者、難聴者が日常生活の中で意思疎通がうまくいかない、社会参加が困難な場合に「コミュニケーション」の手助けをする「要約筆記者」の養成をしている。							
	(4)期待される効果							
	要約筆記者を養成することで市内に居住する聴覚障害者が派遣の養成を利用でき、社会参加の促進に役立っている。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
				300	300	300	300	
	財源名称 補助率							
	国庫	-						
	県費	-						
	起債	-						
	特財	-						
一財	-		300	300	300	300		
年度別取組の概要			要約筆記者等養成講座事業	要約筆記者等養成講座事業	要約筆記者等養成講座事業	要約筆記者等養成講座事業		
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない					

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13222	予算事業名	保育所運営・活動支援事業		担当部局	福祉保健部		
個別事業名及び補助金名称	-	南島原市保育所等副食費助成事業補助金			担当課室	こども未来課		
事業期間	令和元年度～令和	-	年度（年間）		担当班	こども支援班		
事業期	令和元年度～令和	-	年度（年間）		実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	4.健康福祉			会計区分 款（名称） 項（名称） 目（名称）	1.一般会計		
	政策	5.児童福祉の充実				3 民生費		
	施策	1.子育て支援の充実				2 児童福祉費		
	施策細分	4-5-1-④様々なニーズに応じた子育て支援施設の充実、支援体制の構築（総合戦略）				2 児童措置費		
	重点P	該当しない						
根拠計画	南島原市子ども・子育て支援事業計画 37ページ							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	副食費は、低所得者世帯及び第3子以降は国の免除基準が該当するが、それ以外の対象者の負担軽減を図るため「南島原市保育所等副食費助成事業補助金交付要綱」を制定し、国の免除基準と同等の補助を行っている。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	子育て政策のひとつとして、保護者の負担軽減に寄与している。また、同趣旨の事業を近隣市も実施しており、必要性が高いと考える。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	1号認定子ども及び2号認定子どもで、国の免除基準以外の対象者に対し、国の免除額と同等の助成を行う。保護者への直接補助ではなく、保育所等からの報告を基に助成対象者分を補助する。							
	(4)期待される効果							
	保育所等入所児童の健康及び福祉の増進並びに子育て世帯の経済的支援に寄与する。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称		補助率	28,200	29,400	29,400	29,400	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	ふるさと応援寄付		12,600				
	一財			15,600	29,400	29,400	29,400	
年度別取組の概要								
ふるさと納税応援寄附金事業区分			③ 子供たちの健全育成に関する事業					

											整理番号	補-23	
事業の評価	評価の観点			担当課評価	判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる	A	特定の事業所や団体のための補助制度ではない							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している		政策目的実現のため、条件を満たすすべての世帯を対象にしている							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる	A	少子化に対する危機感やこれらに対する対策の気運に合致するなど、市民ニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある		政策目的実現のため、行政が補助制度を通じて奨励する制度である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある	A	補助額は国の基準(4,700円)をもとにしており、その額は妥当である。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない		近隣市(島原・雲仙)でも同様に実施されるなど均衡を欠くものではない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定	A	保護者の副食費の軽減を図るという要綱に掲げる目標に合致した成果をあげている。子育て世帯の経済的支援に寄与している。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である		保護者の給食費を負担するものであり、委託等の手段は不可能である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である	A	市内の保育所等の全てに補助を行い、補助金の交付先は適正・公平に決定されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	保育所に在籍中の者に対する補助であり、同一対象者に長期間にわたる交付はない。										
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	非該当となった世帯は一人当たり年間約6万円の追加支出が必要となり、子育て世帯の経済的負担が増となる。												
	課題	一般財源の負担が大きい。少子化対策として、目に見える効果の実感に乏しい。											
解決策	現在のところ代替えとなる具体的な解決策はない一方で社会情勢等を鑑みると、事業継続については一定の受容が必要と考える。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		少子化に対する市民の危機感や子育て政策への各市の注力等を鑑みると、これらの補助を取りやめることは難しい。今後も国の動向、社会情勢を注視し、ニーズに沿った制度の実施を定期的に検討する。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		子育て施策の重要性から本事業は継続することとする。一方、南島原市中期財政見通しに令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を掲げていることから、過大な要求とならないよう、部局別に示される予算要求基準額を考慮しながら、次年度予算要求を行うこと。 また、確認の結果、補助金適正化基本方針1の終期設定と基本方針13情報公開・公表に関して適合していない。基本方針1は定期的な制度見直しを図る必要性から、基本方針13は補助金執行に関する説明責任を果たす観点や制度の周知、効果の公表の面からそれぞれ改善を求める。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		13240		予算事業名		ひとり親家庭等福祉事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市母子寡婦福祉会運営費補助金				担当課室		こども未来課	
								担当班		こども支援班	
事業期間		平成 23 年度～令和 - 年度(年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	4.健康福祉					予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	5.児童福祉の充実						款(名称)	3 民生費		
	施策	2.ひとり親家庭等福祉の充実						項(名称)	2 児童福祉費		
	施策細分	4-5-2-①ひとり親家庭等福祉の充実						目(名称)	3 母子父子福祉費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	ひとり親家庭は、経済的および精神的な負担が重く、その支援は社会全体によって行われるべきであると考えられるが、社会の希薄化や核家族化が進む中、適切な相談先を見つけることに苦慮する家庭が多い状況にある。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定向上及び自立を図るための諸活動を支援し、もって福祉の増進を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	南島原市母子寡婦福祉会が実施する事務事業等に要する経費への補助(運営費補助) 72万円を上限として予算の範囲内で市長が定める。										
	(4)期待される効果										
	同会の存在により、ひとり親家庭が精神的な繋がりを持つことで孤立感を減少させ、社会との連携を深め、相互に支援し合うネットワークの構築が期待される。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	720	720	720	720				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			720	720	720	720				
年度別取組の概要											
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-24	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		B	団体の活動の主たる部分であるひとり親世帯への様々な形での寄り添い、就業の支援など公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している			全ての市民の利益ではないものの、社会的孤立の防止等、社会の利益の一翼を担っている。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	b.一部世代にのみ認められる		C	ひとり親世帯の心理的支援等の面でニーズがある。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	b.行政が実施する方が有利			NPOやボランティアでも受け皿としては可能だが、南島原市にはそれらの受け皿がなく、行政が実施すべき							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		B	補助金の額については、根拠が十分でなく、必然性については調査等を行う必要がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市では、島原市、雲仙市なども同様の補助金を交付しており、均衡を欠いているとは言えない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	ひとり親世帯に寄り添っており、十分な効果が発揮されているといえる。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			ひとり親の支援には、会の存在が不可欠であり、他に方法はない。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	b.一部改善の余地あり		C	他に同種の団体がいないため、公平性についての審査が難しい状況にあり、公平性の担保が難しい。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		b.懸念がある		特権的な恩恵を与えているとはいえないものの、同一団体に対する補助であり、懸念がないとはいえない。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	同会に代わる団体はなく、ひとり親世帯に対する心理的支援、社会的孤立の防止等を行う団体がない。												
	課題	新規会員の入会が少ないこと、個人情報保護の高まりや、地域社会の希薄化などから、新規会員の勧誘が難しい。(会員不足) 高齢会員が多く、事業が限定的となっている。											
	解決策												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	C	妥当性	B	有効性	A	公平性	C	評価区分	継続
		地域社会の希薄化が進む昨今であるからこそ、心理的支援や社会的孤立がないよう寄り添う同会の存在は必要と考える。今後事業規模に応じた補助金の見直しは必要かもしれないが、引き続き、同会の支援をしていく。											
	市長評価	公益性	B	必要性	C	妥当性	B	有効性	A	公平性	C	評価区分	改善
母子寡婦福祉会の活動目的に対して異論を述べるものではないが、会員相互の交流や支え合いの活動内容やその具体的成果が示されていない状況では、行政が支援する意味を対外的に示すことができない。事業自体は継続評価とするものの、補助金適正化基本方針の1、4、5、10、11、12に適合しているとはいえ、原則1/2としている補助率を超える補助金により支援している当該団体の活動(委託事業を除く)が、どのような成果をもたらしたのかについて、基本方針13により情報公開・公表をするよう改善を求める。 なお、南島原市中長期財政見通しに令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を掲げていることから、過大な要求とならないよう、部局別に表示される予算要求基準額を考慮しながら、次年度予算要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		12301		予算事業名		安心な医療体制の確保推進事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		-		救急医療体制整備支援事業補助金				担当課室		健康づくり課	
								担当班		健康保険班	
事業期間		平成 24 年度～令和 - 年度(年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	2.医療体制の充実					款(名称)		4 衛生費		
	施策	1.医療体制の充実					項(名称)		1 保健衛生費		
	施策細分	4-2-1-①安心な医療体制の確保(総合戦略)					目(名称)		1 保健衛生総務費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	日曜日、祝日その他歯科医院等が診療を行わないことを予定している日において、市民の救急な歯科医療の要求に応じるため、島原南高歯科医師会が行う、輪番制による歯科の診療体制の整備に要する経費につき、市長が認める経費。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	公衆衛生の向上、市民の健康及び福祉の増進等を図ること。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	【対象】 日曜日、祝日その他歯科医院等が診療を行わないことを予定している日において、救急な歯科医療が必要な市民										
	【手法・手段】 島原南高歯科医師会に対し、当該歯科医師会が定めた、歯科医院等が休日在宅当番体制に従事する日数のうち市長が認める日数に5000円を乗じて得た額を補助金として支払う。										
	(4)期待される効果										
日曜日、祝日その他歯科医院等が診療を行わないことを予定している日において、救急な歯科医療を必要とする市民に対する医療体制の確保ができる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	225	225	225	225				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			225	225	225	225				
年度別取組の概要				5000円*診療日数	5000円*診療日数	5000円*診療日数	5000円*診療日数				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	補-25	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	日祝日等に市民の救急な歯科医療の要求に応じるため。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			島原半島内の歯科医が輪番で日祝日等の診療を行うため。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	救急な歯科診療の提供は恒常的に市民が必要とするサービスであるため。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			公衆衛生の向上、市民の健康及び福祉の増進等を図ることを目的としており、行政が実施する必要性はある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	公衆衛生の向上、市民の健康及び福祉の増進等を図ることができるため、その必然性はある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			島原南高歯科医師会と島原半島内3市で行っている事業で、均衡は欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	公衆衛生の向上、市民の健康及び福祉の増進等への効果が発揮される予定である。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			市民への医療提供を官民一体となって取り組むうえで最適であると考える。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	休日在宅当番歯科医となる全医療機関は島原南高歯科医師会の会員であり診療体制は当該歯科医師会が均等に調整を行うため公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		休日在宅当番歯科医となる全医療機関は島原南高歯科医師会の会員であり診療体制は当該歯科医師会が均等に調整を行うため特権的な恩恵はどの地域・対象者にも与えていない。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	市民全体への医療サービスの低下を招き、公衆衛生の向上、市民の健康及び福祉の増進等が損なわれる。												
	課題	島原南高歯科医師会と島原半島3市で共有しているため、事業実施の要否について他市及び当該歯科医師会との共通認識が必要である。											
	解決策	事業実施の要否について島原半島3市及び当該歯科医師会で協議を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		7月25日に行われた、島原南高歯科保健推進協議会において、今後の「休日在宅歯科診療」について単価の見直しの要望が出されたところである。 ただし、本補助金の増額については、算定根拠をしっかりと明示していただかなければ、金額の見直しは難しいと回答しているが、安価で受けていただいていることから、見直しが必要となる。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		本補助金は歯科医院の休日当番体制を維持するために必要な制度として不可欠であることから、制度は継続することとする。なお、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)や部局別に示される予算要求基準額を考慮しながら、島原南高歯科保健推進協議会との協議結果に基づく単価設定等を行い、次年度予算要求を行うこと。 一方、補助金適正化基本方針13の情報公開・公表に関して適合していない。補助金執行に関する説明責任を果たす観点や制度の周知、効果の公表の面から、基本方針13に適合するよう改善を求める。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		12303		予算事業名		原爆被爆者対策事業		担当部局		福祉保健部		
個別事業名及び補助金名称		-		原子爆弾被爆者組織支援事業補助金				担当課室		健康づくり課		
事業期間		平成 22 年度～令和 - 年度（年間）						担当班		健康保険班		
事業区画		平成 22 年度～令和 - 年度（年間）						実施区域		市全域		
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計				
	政策	1.健康づくりの推進					款（名称）	4.衛生費				
	施策	1.市民の健康増進					項（名称）	1.保健衛生費				
	施策細分	4-1-1-④健康増進のための環境整備					目（名称）	1.保健衛生総務費				
	重点P	該当しない										
根拠計画		-										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	長崎県原爆被爆者島原半島連合会が実施する事業に公益性があると認定した上で、その団体等の運営に必要な基礎的経費を補助する団体運営費補助金											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	原爆被爆者の援護の増進のため原爆被爆者等の組織する団体に市長が認めた事業に要する経費について補助金を交付しているが、近年、コロナ禍や団体構成員の高齢化で活動縮小の傾向があるため、令和6年度においては団体事務局等と協議の上、補助金額の減額を行った。前年度比約10%減で補助金額を決定している。今年度の実績報告の内容に応じて、今後も補助金額の調整を行う。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	【対象】 長崎県原爆被爆者島原半島連合会 【手法・手段】 当連合会に所属する南島原市8支部への活動支援として、51,875円×8支部=415,000円を補助金として支払う。前年度の補助金額は57,625円×8支部=461,000円。本年度は46,000円減額とした。											
	(4)期待される効果											
	原爆被爆者の援護の増進(被爆者援護法の充実強化や被爆者の保健・医療・福祉の充実、被爆実態の調査研究の促進等活動の推進)											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	415	415	415	415					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			415	415	415	415					
年度別取組の概要			51,875円 *8支部	51,875円 *8支部	51,875円 *8支部	51,875円 *8支部						
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない									

											整理番号	補-26	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	長崎県原爆被爆者連絡協議会や県原爆被爆者援護課の主催事業への参加が主な活動に含まれるため。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			核兵器廃絶・世界平和の確立に向けての活動を行っているため。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	核兵器廃絶・世界平和の確立に向けての活動を行っているため。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			長崎県原爆被爆者連絡協議会や県原爆被爆者援護課の主催事業への参加が主な活動に含まれるため。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			b.一部余地がある		B	近年、コロナ禍や団体構成員の高齢化で活動縮小の傾向があるため事業規模の適正化を図る必要あり。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			島原半島内3市で行っている事業で、均衡は欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			b.一部改善の余地あり		C	活動は意欲的に行われているが、近年、コロナ禍や団体構成員の高齢化で活動縮小の傾向があり、一部改善の余地があると思われる。					
		事業執行の方法が最適手法であるか			b.一部改善の余地あり			活動の実績に応じて、事務局等と協議の上補助金額の調整が必要である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	被爆者援護法に基づき、活動内容に基づき事業を行っている					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		団体の活動のための必要な補助金である。								
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	当連合会活動が十分に行えなくなることを考えると、被爆者援護の観点から行政の支援は必要である。												
	課題	会員の高齢化により、今後、南島原市8支部の活動も困難になる部分が生じてくる。											
解決策	実績報告内容等を精査し、活動費としての補助金額の調整を行う。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	C	公平性	A	評価区分	縮小
		実績報告内容等を精査し、活動費としての補助金額の調整を行い、補助金額縮小の方向に進める。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	C	有効性	C	公平性	A	評価区分	改善
事業主体の目的等を勘案し、補助制度自体は継続する。しかしながら、補助金等適正化基本方針の1、5、10、11、12、13について適合しておらず、特に多額の繰越金については基本方針10の交付団体の財務状況の把握・検証に記載の見直しガイドラインに該当する。 補助金等適正化基本方針に基づき、公益性の薄い経費の補助対象経費からの除外や団体の財務状況の確認、評価指標の設定等を進めるとともに、補助金の概要と額、その使途の内訳(実績報告では把握できていない各地区の活動内容)を市のホームページで公表する等、補助金が有効に活用されていることを対外的に示すことができるよう改善を求める。 交付先団体へ同等の補助金を支出している雲仙市との調整は必要であるが、繰越金の額や南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を考慮し、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で、次年度予算要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		12302		予算事業名		災害時等保健体制整備促進事業		担当部局		福祉保健部		
個別事業名及び補助金名称		-		食品衛生組織活動支援事業補助金				担当課室		健康づくり課		
								担当班		健康増進班		
事業期間		平成 25 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	4.健康福祉						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	1.健康づくりの推進							款(名称)		4 衛生費	
	施策	1.市民の健康増進							項(名称)		1 保健衛生費	
	施策細分	4-1-1-④健康増進のための環境整備							目(名称)		1 保健衛生総務費	
	重点P	該当しない										
根拠計画		-										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	昭和22年に食品衛生法が制定され、翌年に全国組織として、社団法人日本食品衛生協会が設立。平成25年より、公益社団法人の認定を受ける。以後、「公益社団法人長崎県食品衛生協会」の県南支部南島原市分会として、活動を実施。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	食品に起因する疾病、その他食品衛生の向上を図るとともに、公衆衛生の増進と食品関係業者の健全なる発展に寄与することを目的とする。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	・食品や水質検査の励行 ・食品衛生の取扱い運動の実施 ・衛生講習会の実施 ・広報車によるパレードやのぼりの設置											
	(4)期待される効果											
	・食中毒の発生及び感染拡大の予防 ・食品衛生思想の普及											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	455	455	455	455					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			455	455	455	455					
年度別取組の概要			地区活動費 および会議費	地区活動費 および会議費	地区活動費 および会議費	地区活動費 および会議費						
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない									

											整理番号	補-27	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	市内の普通・準会員は639名(R6年度)					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			市民の食中毒発生および感染拡大の予防が図れている。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	市民の食品衛生の関心は高く、ニーズが認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			補助実績あり					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		B	総事業費に対する補助率は34.5%の予定(R6年度)					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			b.一部調整の余地がある			近隣自治体の類似補助金の状況を把握する必要がある。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			b.一部改善の余地あり		B	事業の目的に合致しているが、評価指標は設定していない。					
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			食品を取り扱う会員が所属する団体であり、食品衛生の増進を図るには最適である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		B	他に補助目的を達成し得る団体はない。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			b.懸念がある		H25年度から補助金を交付している。								
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	食品に起因する疾病、その他食品衛生管理が維持できず、食中毒等が発生し、感染拡大することが懸念され、市民の健康が脅かされる。												
	課題	・近隣自治体の状況を把握していない。 ・評価指標の設定ができていない。											
	解決策	・近隣自治体の類似補助金の状況(単価・件数・要件)を把握 ・評価指標の設定(指標候補を数例準備し、相手先団体へ提示・協議のうえ、双方で了解した指標を採用)											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	継続
		飲食による食中毒や健康被害の発生を防止し、市民が安心して食事をするためには、飲食店等の衛生管理は大変重要である。公衆衛生の向上及び増進に寄与することに加え、本市の商工業の発展においても、食品衛生協会の活動は重要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
市内飲食店等の衛生管理・公衆衛生の向上と増進に寄与する組織に対する支援であることから、補助制度自体は継続する。しかしながら、補助金等適正化基本方針の1、5、10、11、12、13について適合しておらず、補助金等が適切に活用されている旨を正確に把握できていない状況である。 補助金等適正化基本方針に基づき、公益性の薄い経費の補助対象経費からの除外や団体の財務状況の確認、評価指標の設定等を進めるとともに、補助金の概要と額、その使途の内訳(長崎県食品衛生協会県南支部南島原市分会本体の会議内容及び実績報告では把握できていない各地区の活動内容の詳細)、本市の衛生管理や公衆衛生の向上に寄与している旨を市のホームページで対外的に公表する等、改善を求める。 なお、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)や部局別に示される予算要求基準額を考慮しながら、次年度予算要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		12352		予算事業名		食生活改善推進事業		担当部局		福祉保健部	
個別事業名及び補助金名称		-		食生活改善推進組織活動支援事業補助金		担当課室		健康づくり課			
						担当班		健康増進班			
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	1.健康づくりの推進					款(名称)	4 衛生費			
	施策	1.市民の健康増進					項(名称)	1 保健衛生費			
	施策細分	4-1-1-③食育の推進					目(名称)	4 健康増進費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		市総合計画後期基本計画(P73)、南島原市ことごとく体・口腔の健康づくり・食育推進計画(P40～45)									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	昭和58年に厚生省(現厚生労働省)は食生活改善推進員の養成を開始し、昭和63年に都道府県が婦人の健康づくり事業の一環として、養成事業を実施。平成9年に地域保健法の施行に伴い、市町村が食生活改善推進員を養成し、活動支援を実施。平成17年に食育基本法が施行され、地域の食育推進の担い手としての活動が期待されている。ただ、本市においては、会員の減少と高齢化が課題である。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	市民の健康づくり及び福祉の増進に寄与することを目的とする。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	・食生活及び健康づくりに関する講習会、研修会等の開催 ・食生活及び健康づくりに関する調査、研究及び普及啓発 ・各種健診等市民皆健診への推進										
	(4)期待される効果										
	市民の生涯を通じた食育の推進により、健康寿命の延伸が期待できる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	3508	3508	3508	3508				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			3,508	3,508	3,508	3,508				
年度別取組の概要			旅費、消耗品費、食糧費、役務費等	旅費、消耗品費、食糧費、役務費等	旅費、消耗品費、食糧費、役務費等	旅費、消耗品費、食糧費、役務費等					
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない								

											整理番号	補-28	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A		会員は男性も含め、290名(R6年度)					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している				子どもから高齢者の食育推進が図れている。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A		市民の健康や食への関心は高く、ニーズが認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある				補助実績があり					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		b.一部余地がある		C		総事業費に対する補助率は81.6%を占める予定(R6年度)で、執行状況をみながら検討する必要がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		b.一部調整の余地がある				近隣自治体の類似補助金の状況を把握する必要がある。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A		事業の目的に合致し、評価指標も設定している。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である				養成講座を受講した者が会員であり、各地域の実情に応じた活動により、食育推進が図れている。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		B		他に補助目的を達し得る団体が無い。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		b.懸念がある		H18年度から補助金を交付している。									
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	市民の生涯を通じた食育の推進が停滞し、生活習慣病の発症や重症化が進行する可能性がある。そのため、早世や健康寿命の短縮が懸念される。												
	課題	・近隣自治体の状況把握が不十分である。 ・総事業費に対する補助率が高いため、執行状況を確認する必要がある。											
	解決策	・近隣自治体の状況を把握する。 ・公益性の薄い経費があれば、補助対象外とするなど見直しが必要である。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	A	公平性	B	評価区分	継続
		市の総合計画及び南島原市こころと体・口腔の健康づくり・食育推進計画においても、食育の推進は主要な施策の一つである。市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、地域に根付いた食生活改善推進員の活動は大変重要であり、執行状況等を確認した上で、活動に即した補助金を交付することは妥当と考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	C	有効性	A	公平性	B	評価区分	改善
食育を推進する母体の一つとして本団体が重要であることから、補助制度自体は継続とする。しかしながら、基本方針1の終期設定、基本方針13の情報公開・公表が適合していないため、定期的な制度見直しを図り、補助金執行に関する説明責任を果たすよう改善すること。また、原則1/2としている補助率を超える補助金により支援している当該団体の活動が、どのような成果をもたらしたのかを明らかにし(基本方針4)、情報公開・公表(基本方針13)をしなければならない。 なお、次年度予算については、南島原市中期財政見通しに令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を考慮のうえ、過大な要求とならないよう、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求すること。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14002		予算事業名		農産物輸出推進事業		担当部局		農林水産部	
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市農産物輸出促進事業費補助金				担当課室		農林課	
								担当班		農業戦略班	
事業期間		平成 24 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	1.農林業の振興					款(名称)	6 農林水産業費			
	施策	4.販路拡大とブランド化の推進					項(名称)	1 農業費			
	施策細分	3-1-4-①販路拡大の推進(総合戦略)					目(名称)	3 農業振興費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		南島原市農業振興基本計画P13、P21									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	農林水産物については、今後、人口減少等による国内の市場規模の縮小が見込まれることから、新たな販路の開拓が必要である。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	日本の農林水産物については、海外において安全性や品質の面で高く評価されており、高値で取引されていることから新たな販路として海外輸出を促進する。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	市内で生産される農産物や農産加工品を輸出するためのテスト輸出及び初期商談に要する経費を支援する。 補助率 1/10(上限10万円)										
	(4)期待される効果										
	国内以外への販路開拓によるリスク分散、経営の安定化 国内向けを上回る単価での販売による生産者の所得向上										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率								
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			0	0	0	0				
年度別取組の概要											
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	補-29	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	農業者の経営の安定化及び所得向上のための事業であり、公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			経営の安定化及び所得向上のための事業であり、農業者の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	販路拡大の取り組みについては市民ニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			輸出については費用がかかる上、手続等も煩雑なため行政によるサポートは必要である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	農業者の所得向上のための取り組みは、農業振興のために必要である							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			県事業の上乗せ補助のため事業費も少額であり、均衡を欠いているとまでは言えない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	c.効果が薄い		C	平成29年度以降、申請者がいないため、効果が発揮される予定はない。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			事業者が主体となって取り組むべきことであり、補助金の交付による支援が最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	事業そのものは必要な取り組みであるが、県事業の上乗せ補助のため、事業を実施しなかった場合でも影響は少ないと考えられる。												
	課題	新たな販路開拓は必要なことであるが、農産物の輸出は、輸送の問題や専門的知識、パートナー企業の選定等が必要であることからハードルが高く取り組む農業者が少ない											
	解決策	農業者が簡単に輸出に取り組むことができる仕組みづくりが必要											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	C	公平性	A	評価区分	廃止
		平成29年以降交付実績もなく、県の上乗せ補助であり、交付金額も少額であることから本補助金は廃止の方向とする。なお、販路開拓は必要な取り組みであることから、輸出推進事業自体については、事業内容を再検討する。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	C	公平性	A	評価区分	廃止
		実施機関評価のとおりに、本補助金は廃止とする。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14010		予算事業名		農業後継者・青年・女性農業者組織支援事業		担当部局		農林水産部	
個別事業名及び補助金名称		-		女性農業者組織支援事業補助金				担当課室		農林課	
								担当班		農業戦略班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興					款(名称)		6 農林水産業費		
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)					項(名称)		1 農業費		
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成(総合戦略)					目(名称)		3 農業振興費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		南島原市農業振興基本計画P12、P23									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	農業と地域の活性化において重要な役割を果たす女性農業者に対する支援は、本市農業の発展のために必要な取り組みである。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	女性農業者組織の活動を支援することで、農業の担い手としての知識、技術の向上及び女性の地位向上を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	農業の担い手としての知識、技術の向上等に要する経費を支援する。										
	補助対象者 女性農業者で組織する団体 補助額 100,000円以内										
	(4)期待される効果										
農業振興、地域の活性化											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	100							
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財				100	0	0	0			
年度別取組の概要				補助金							
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	補-30	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	女性農業者組織に対する支援は、基幹産業である農業の活性化のために必要な取り組みである。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			基幹産業である農業の活性化は、市全体の利益に寄与するものである。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	基幹産業である農業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められる							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			女性農業者組織の活動費は、会員の会費と市の補助金のみで賄われており、市の支援は必要である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		B	女性農業者組織に対する支援は、基幹産業である農業の活性化のために必要な取り組みである。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある			近隣市でも同様の支援を行っているが、対象経費や補助率等に差がある							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	女性農業者組織の事業活動により、女性農業者等の農村生活の向上が図られている。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			女性農業者組織が主体となって取り組むべきものであり、補助金の交付による支援が最適手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内の女性農業者組織であれば、要件を満たすことで、取り組むことが可能である。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内の女性農業者組織であれば、要件を満たすことで、取り組むことが可能である。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	女性農業者組織の活動が縮小される												
	課題	ここ数年、一部の女性農業者組織しか申請していない											
	解決策	事業内容及び補助対象者を見直しを行う											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	統合
		女性農業者組織に対する支援は、農業の活性化のために必要な取り組みであるが、類似事業(生活研究グループ支援事業補助金)もあることから事業内容の見直しが必要である											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	統合
女性農業者の活動を支援すること自体には異論を述べるものではないが、補助金適正化基本方針の1、4、5、7、10に適合しているとはいえず、特に原則1/2としている補助率を超える補助金を支出している(前年度補助残を含む可能性のある繰越金を自主財源から除外した場合は基本方針4不適合)ため、具体的な研修内容等を明確にする等正当な理由を整理するとともに、交付額の4分の1を超える繰越金を有しているものは補助額を引き下げる(基本方針10)かつ精算時に補助金の減額・返還が望ましいことから、近隣自治体と同等以下の制度へ見直すと同時に、実施機関評価のとおり類似事業と統合する(基本方針7)こととする。 なお、統合後の補助制度も補助金等適正化基本方針に適合した制度とし、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、部局別に表示される予算要求基準額の範囲内で、次年度予算要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14010		予算事業名		農業後継者・青年・女性農業者組織支援事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		-		生活研究グループ支援事業補助金				担当課室		農林課		
								担当班		農業戦略班		
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度（ 年間）		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興							款（名称）	6 農林水産業費		
	施策	2.経営基盤の強化（農林業）							項（名称）	1 農業費		
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成（総合戦略）							目（名称）	3 農業振興費		
	重点P	該当しない										
根拠計画		南島原市農業振興基本計画P12、P23										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景（現状と課題）											
	農業と地域の活性化において重要な役割を果たす女性農業者等に対する支援は、本市農業の発展のために必要な取り組みである。											
	(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）											
	女性農業者等の交流及び農産加工品及び地域特産物の研究開発等を支援することで、農村生活の向上を図る。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	農業者の交流、農産加工品及び地域特産物の研究、開発等に要する経費を支援する。											
	補助対象者 女性農業者等で組織する農村生活の向上を目的とする団体（生活研究グループ） 補助額 市全域団体450,000円以内、地域団体30,000円以内											
	(4)期待される効果											
農業振興、地域の活性化												
年度別の計画額の概要	財源内訳（千円）			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	60								
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			60	0	0	0					
年度別取組の概要			補助金									
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない									

											整理番号	補-31	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	生活研究グループに対する支援は、基幹産業である農業の活性化のために必要な取り組みである。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			基幹産業である農業の活性化は、市全体の利益に寄与するものである。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	基幹産業である農業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められる							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			生活研究グループの活動費は、会員の会費と市の補助金のみで賄われており、市の支援は必要である。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		B	生活研究グループに対する支援は、基幹産業である農業の活性化のために必要な取り組みである。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある			近隣市でも同様の支援を行っているが、対象経費や補助率等に差がある							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	生活研究グループの事業活動により、女性農業者等の農村生活の向上が図られている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			生活研究グループが主体となって取り組むべきものであり、補助金の交付による支援が最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内の生活研究グループであれば、要件を満たすことで、取り組むことが可能である。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内の生活研究グループであれば、要件を満たすことで、取り組むことが可能である。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	生活研究グループの活動が縮小される												
	課題	ここ数年、一部の生活研究グループしか申請していない											
解決策	事業内容及び補助対象者を見直しを行う												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	統合
		生活研究グループに対する支援は、農業の活性化のために必要な取り組みであるが、類似事業(女性農業者組織支援事業補助金)もあることから事業内容の見直しが必要である											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	統合
女性農業者の活動を支援すること自体には異論を述べるものではないが、補助金適正化基本方針の1、4、5、7、10に適合しているとはいえ、特に原則1/2としている補助率を超える補助金を支出している(前年度補助残を含む可能性のある繰越金を自主財源から除外した場合は基本方針4不適合)ため、その正当な理由を整理するとともに、交付額の4分の1を超える繰越金を有しているものは補助額を引き下げること(基本方針10)かつ精算時に補助金の減額・返還が望ましいことから、近隣自治体と同等以下の制度へ見直すと同時に、実施機関評価のとおり類似事業と統合する(基本方針7)こととする。 なお、統合後の補助制度も補助金等適正化基本方針に適合した、成果が対外的に公表できるような制度とし、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減)を前提に、部局別に表示される予算要求基準額の範囲内で、次年度予算要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14010		予算事業名		農業後継者・青年・女性農業者組織支援事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		-		農業後継者組織支援事業補助金				担当課室		農林課		
								担当班		農業戦略班		
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興							款(名称)		6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)							項(名称)		1 農業費	
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成(総合戦略)							目(名称)		3 農業振興費	
	重点P	該当しない										
根拠計画		南島原市農業振興基本計画P12、P23										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	農業担い手が減少している中で、将来の農業を支える若い農業後継者の育成は、本市農業の発展に必要な取り組みである。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	農業後継者組織の活動を支援することで、農業後継者の親睦と融和及び農業に関する知識が技術の向上を図る。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	農村青年の親睦、団体の健全な発展と農業技術の調査、研究等に要する経費を支援する。											
	補助対象者 農業後継者で組織する団体 補助額 団体の構成員数×10,000円											
	(4)期待される効果											
年度別の計画額の概要	本市農業の活性化											
	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	750	750	750	750					
	国庫											
県費												
起債												
特財												
一財				750	750	750	750					
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金						
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない									

											整理番号	補-32	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	農業後継者の育成は、基幹産業である農業の活性化のために必要な取り組みである。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		基幹産業である農業の活性化は、市全体の利益に寄与するものである。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	農業後継者の育成は、基幹産業である農業の活性化に寄与するものであり、ニーズもある。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある		県、生産者団体と連携して取り組んでおり、市の支援は必要である。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	農業後継者の育成は、基幹産業である農業の活性化のために必要な取り組みである。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣市でも同様の支援を行っており、事業内容にも大きな差はない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	国、県等と連携して長年継続して取り組んでおり、効果は発揮されている。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		農業後継者組織が主体となって取り組むべきものであり、補助金の交付による支援が最適な手法である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	市内の農業後継者組織であれば、要件を満たすことで、取り組むことが可能である。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	市内の農業後継者組織であれば、要件を満たすことで、取り組むことが可能である。									
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	学ぶ機会や交流する機会が失われ、農業後継者の意欲、向上心が低下することなどの影響が想定される。												
	課題	若い農業者の減少に伴い、新規会員の確保が難しくなっており、個人にかかる負担が大きくなっている。											
解決策	県や関係機関と連携し就農者の情報共有を行い、新規会員確保に取り組む。 また、農業後継者組織との意見交換を行い、必要な取り組みを一緒に検討する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		農業後継者の育成は、農業の活性化のために必要な取り組みであり、今後も継続していく必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		農業後継者が組織する団体の活動を支援すること自体には異論はなく継続することとするが、補助金適正化基本方針の1、4、5、10、13に適合しているとはいえ、特に原則1/2としている補助率を超える補助金を支出している団体もあるため、その正当な理由を整理し、理由を含めて基本方針13に基づき情報公開・公表を行う等、適切な補助制度となるよう改善を求める。 なお、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で、次年度予算要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14011	予算事業名		農業後継者育成事業		担当部局		農林水産部	
個別事業名及び補助金名称		-	南島原市新規就農者就農支援事業補助金				担当課室		農林課	
							担当班		農業戦略班	
事業期間		令和 2 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域				
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興					款(名称)		6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)					項(名称)		1 農業費	
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成(総合戦略)					目(名称)		3 農業振興費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり								
根拠計画		南島原市農業振興基本計画P12								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)									
	後継者のいる農家数の割合は、令和2年の農業センサスでは34.6%であり、10年前の53.0%と比較して18.4ポイント減少しており、対策が必要な状況である。									
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)									
	新規参入による就農を支援することで、就農者の確保、育成を図る。									
	(3)事業の概要									
農業経営の開始に伴い必要となる物品の購入、リース、農地の取得等に要する経費を支援する。										
補助対象者 南島原市に住所を有し、就農準備中または就農後1年未満の者 国の経営開始金の交付要件を満たす者(親元就農及び経営継承する者を除く)										
補助額 10/10(上限100万円)										
(4)期待される効果										
農業後継者の確保										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考	
	財源名称		補助率	7,000	7,000	7,000	7,000			
	国庫									
	県費									
	起債									
	特財									
	一財			7,000	7,000	7,000	7,000			
年度別取組の概要				補助金	補助金	補助金	補助金			
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない						

											整理番号	補-33	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		A	新規参入による就農者の確保は、基幹産業である農業の活性化のために必要な取り組みである。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		a.寄与している			基幹産業である農業の活性化は、市全体の利益に寄与するものである。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		a.認められる		A	基幹産業である農業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められる						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある			基幹産業である農業人材確保のため取り組みであり、行政が実施しなければならない						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A	支援基幹産業の人材確保は市にとって必要な取り組みである						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない			本市への就農促進を目的とした事業であり、近隣市と均衡を保つような事業ではない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A	新規就農者の確保につながっており、効果が認められる。						
		事業執行の方法が最適手法であるか		a.最適である			事業効果を発揮させるためには、補助金での交付が最も適している。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A	制度についてHP等に掲載し広く周知を行っており、要件を満たすことで誰でも活用することができる。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		制度についてHP等に掲載し広く周知を行っており、要件を満たすことで誰でも活用することができる。									
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	他の自治体でも同様の取り組みを行っており、事業を実施しないことで本市で就農することへの優位性が失われ、Iターン等による新規就農者が減少する												
	課題	補助金交付後の経営安定のためのサポートが必要である											
解決策	県や生産団体等とサポート体制を構築し、補助金交付後も、適切なフォローを行っていく												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		農業の担い手が減少していく中で、外部人材による新規就農者の確保については、本市農業の維持、発展のためには必要な取り組みであり、今後も継続して行っていく必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	C	有効性	C	公平性	A	評価区分	改善
農業に限らず創業・起業の際には、職種によっては多額の初期投資を要する。本市の基幹産業である農業の振興のために初期投資に対する支援の必要性は認められるが、就農の際の初期投資の一部とは言え、個人資産である農業機械に対して補助率10/10は資産を買い与えていると見られかねず、補助金等適正化基本方針の4にも適合していない。近隣市の状況も個人資産である機械・施設に対する補助率は1/2を超えておらず、他職種と比較して、対外的に見ても過剰とみられる可能性があることから、補助率・補助対象を速やかに見直すこととする。また、見直し後の制度は、補助金等適正化基本方針に適したものでなければならない。 なお、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を前提に、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で、次年度予算要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14011	予算事業名		農業後継者育成事業		担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称		-	南島原市農業研修支援事業補助金				担当課室	農林課	
事業期間		令和 2 年度～令和 - 年度（ 年間）	実施区域		市全域				
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興					款（名称）	6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化（農林業）					項（名称）	1 農業費	
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成（総合戦略）					目（名称）	3 農業振興費	
	重点P	該当しない							
根拠計画		南島原市農業振興基本計画P12							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景（現状と課題）								
	後継者のいる農家数の割合は、令和2年の農業センサスでは34.6%であり、10年前の53.0%と比較して18.4ポイント減少しており、対策が必要な状況である。								
	(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）								
	本市で就農を希望する農業研修生を支援することで、就農者の確保を図る。								
個別事業の内容	(3)事業の概要								
	本市で就農を希望する農業研修生に対し、研修期間中の賃貸住宅の家賃の一部を支援する。 補助対象者 本市へ転入後1年以上経過していない、Uターン者でない者 国の就農準備資金の対象となっている者 など 補助額 1/2以内（上限2万5千円）								
	(4)期待される効果								
	新規就農者の確保								
年度別の計画額の概要	財源内訳（千円）			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考	
	財源名称		補助率	900	900	900	900		
	国庫								
	県費								
	起債								
	特財								
	一財			900	900	900	900		
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金			
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない						

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14011	予算事業名		農業後継者育成事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		-	農業後継者育成事業補助金				担当課室		農林課		
							担当班		農業戦略班		
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興					款(名称)		6 農林水産業費		
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)					項(名称)		1 農業費		
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成(総合戦略)					目(名称)		3 農業振興費		
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり									
根拠計画		南島原市農業振興基本計画P12、P23									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	後継者のいる農家数の割合は、令和2年の農業センサスでは34.6%であり、10年前の53.0%と比較して18.4ポイント減少しており、対策が必要な状況である。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	農業大学校等に就学している者を扶養する農業者を支援することで、農業後継者の確保、育成を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	農業高校や農業大学校等に通う学生、生徒の保護者に対し、修学等に要する経費を支援する。										
	補助対象者 農業大学校、農業高校等に就学している者を扶養する農業者等 補助額 月額5,000円										
	(4)期待される効果										
農業後継者の確保											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	1,020	1,020	1,020	1,020				
	国庫										
	県費										
	起債	過疎債(ソフト事業)		500	500	500	500				
	特財										
	一財			520	520	520	520				
年度別取組の概要				補助金	補助金	補助金	補助金				
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない							

											整理番号	補-35	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	農業後継者確保は、基幹産業である農業の活性化のために必要な取り組みである。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			基幹産業である農業の活性化は、市全体の利益に寄与するものである。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	基幹産業である農業の活性化に寄与するものであり、ニーズは認められる							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			将来の貴重な農業人材を育成するための取り組みであり、行政が実施する必要性がある							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	修学費用の一部の支援であり事業規模は適正である。また基幹産業の人材育成は本市農業の活性化のために必要な取り組みである							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市でも類似の支援を行っており、均衡を欠いていない							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	後継者育成の負担軽減となっており効果が認められる。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			後継者育成を直接的に支援できるという点で補助金での交付が適している。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	事前に各学校等に調査を行い、対象者全員に対し周知を行っている							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		事前に各学校等に調査を行い、対象者全員に対し周知を行っている									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	農業後継者を抱える農業者の負担が増加する。												
	課題	交付対象者が年々減少している。											
	解決策	事業内容、補助対象者等の見直しを検討する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		農業後継者対策は農業の維持、発展のためには必要な取り組みであるが、交付対象者が年々減少していることから、より効果的な事業となるよう内容の見直しを行っていく											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	C	有効性	B	公平性	B	評価区分	再検討
本補助金は、補助金等適正化基本方針1の終期設定、基本方針13の情報公開・公表について適合していないことから、定期的に見直しを図る観点、補助事業の概要とその効果を公開して説明責任を果たす観点から、これらの改善に努めること。また、これまで以上に効果的な農業後継者確保、育成を図るために必要な一連の支援についても一体的に検討を行い、対外的に効果を説明しやすい制度になるよう再構築を進めること。 上記を前提に、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を踏まえつつ、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14024		予算事業名		オリーブ推進事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		-		オリーブ栽培支援事業補助金				担当課室		農林課		
								担当班		農業戦略班		
事業期間		平成 28 年度～令和 - 年度（ 年間）		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興							款（名称）	6 農林水産業費		
	施策	2.経営基盤の強化（農林業）							項（名称）	1 農業費		
	施策細分	3-1-2-③農地の有効利用の推進及び耕作放棄地の解消（総合戦略）							目（名称）	3 農業振興費		
	重点P	該当しない										
根拠計画		南島原市農業振興基本計画P13										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景（現状と課題）											
	耕作放棄地については、令和5年度1,013haであり、5年前の平成29年度750haと比較すると263ha増加しており、対策が必要である。											
	(2)事業の目的（課題解決に向けた対策、事業の必要性）											
	オリーブ栽培を普及させることで、耕作放棄地の解消を図るとともに新たな特産品の開発につなげる。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	オリーブ栽培の普及のために必要な経費を支援する。 補助対象者 市内の農業者で組織する団体 補助率 苗木代、研修経費、土壌分析費 1/2以内 苗木の運搬費 10/10以内											
	(4)期待される効果											
	耕作放棄地の解消 新たな特産品の開発による農業者の所得向上											
年度別の計画額の概要	財源内訳（千円）			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	565	125	125	125					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			565	125	125	125					
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金						
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない									

											整理番号	補-36	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	遊休農地の活用、耕作放棄地の予防及び所得向上のための事業である。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			販路開拓が課題であるが、農業者の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	耕作放棄地及び所得向上対策は、必要な取り組みであり、実施が望まれている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			これまで耕作放棄地対策として、市が推進してきている。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	耕作放棄地対策及び農業者の所得向上のための取り組みは、農業の発展に必要な取り組みである。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市(天草市)と比較して均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	b.一部改善の余地あり		B	徐々に効果が発揮されてきている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			事業者が主体となって取り組むべきことであり、補助金の交付による支援が最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	市がこれまでオリーブ栽培を推進してきた経緯から、オリーブ栽培が収益化するまでサポートを実施しなければ、農業者の理解を得るのは難しい。												
	課題	あまり実がつかないため、搾油してオイルとして販売する量が僅かであり収益性は低い。											
解決策	栽培講習等により実の収穫量を増やすための取り組み継続して行っていく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	縮小
		これまでの取り組みにより栽培面積は増加し、耕作放棄地の発生予防、解消に寄与しているものと考ええる。今後は、オリーブ栽培の収益化を目指し実の収穫量を増やすため取り組みに力を入れていく必要がある。											
	市長評価	公益性	C	必要性	B	妥当性	C	有効性	C	公平性	A	評価区分	廃止
		令和5年度の評価で示したとおり、本補助事業は令和6年度をもって廃止する。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14025		予算事業名		農産物ブランド化推進事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		-		農産物ブランド化推進事業補助金				担当課室		農林課		
								担当班		農業戦略班		
事業期間		平成 27 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興							款(名称)		6 農林水産業費	
	施策	4.販路拡大とブランド化の推進							項(名称)		1 農業費	
	施策細分	3-1-4-②ブランド化・6次産業化の推進(総合戦略)							目(名称)		3 農業振興費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり										
根拠計画		南島原市農業振興基本計画P13、21										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	市場に出荷される農産物は、天候による生産量の増減等により価格変動が大きいことから経営が安定しない要因となっている。そのため農業者の所得向上、農業経営の安定化を目的に、農業者自らが、農産物の加工、や販売等を行う6次産業化の取り組みを支援しているところである。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	市内の優良な農産物及びそれらを原料とした農産加工品の開発、広告、販売などに取り組む農業者、農業者団体等に対し支援を行うことで、本市農産物のブランド化を図る。											
	(3)事業の概要											
市内で生産された農産物を原料とした農産加工品の開発及び広告、販売を促進するために要する経費を支援する。												
補助対象者 市内の農業者又は農業者で組織する団体												
補助率 1/2以内(上限100万円)												
(4)期待される効果												
加工品の開発、販売による農業経営の安定化及び所得向上												
新たな特産品の開発による地域経済の活性化												
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	3,000	3,000	3,000	3,000					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財	市町村振興共同事業助成金	定額	468	468	468	468					
	一財			2,532	2,532	2,532	2,532					
年度別取組の概要				補助金	補助金	補助金	補助金					
ふるさと納税応援寄附金事業区分				利用しない								

											整理番号	補-37	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	基幹産業である農業の活性化、農業者の所得向上のための取り組みである					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			新たな南島原ブランドの創出や観光資源としての活用により地域経済の活性化が期待できる					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	加工することで、これまで廃棄されていた規格外品等の未利用資源を有効活用することができ課題解決に繋がっている					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			新たな特産品の開発による地域経済の活性化が期待できることから市が実施する必要性はある					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	初期投資が大きいことから一定の支援は必要である					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			補助対象経費や補助率等、均衡を欠いていない					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	農業者の所得向上、新たな特産品の開発が期待できる					
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			事業者が主体となって取り組むべきことであり、補助金の交付による支援が最適手法である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。。								
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	6次産業化に取り組む農業者が減少し、農業の活性化が期待できなくなる。												
	課題	開発した農産加工品の販売先の確保											
	解決策	商工業者とのマッチング等による販路拡大支援											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本市農業の活性化のためには、6次産業化など取り組みは必要であり、今後も継続して支援を行う必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
本市では農業者の所得向上を図るため農産物のブランド化に取り組んでいるが、そのための手段のひとつとして本補助金は必要なものであることから、補助制度自体は継続するものとする。ただし、開発した農産加工品の販路拡大に対する支援も引き続き行うとともに、商工所管課との連携、棲み分け等、より効果的な制度となるよう改善に努めること。 なお、補助金等適正化基本方針1、13に適合していないため、定期的な見直しを図る観点、補助事業の成果を広く公表・公開する観点から、これらについても改善を求める。 次年度予算は、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を踏まえつつ、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14026		予算事業名		農業新技術活用実証事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		-		スマート農業機器等導入支援事業補助金				担当課室		農林課		
								担当班		農業戦略班		
事業期間		令和 1 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分		1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興							款(名称)		6 農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)							項(名称)		1 農業費	
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)							目(名称)		3 農業振興費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり										
根拠計画		南島原市農業振興基本計画P13										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	農業従事者の高齢化や農業後継者の減少などにより、農業の担い手が不足している中、農業従事者の確保、育成は喫緊の課題である。そのため、農業を若者から選ばれる産業にするために、スマート農業を推進し、農作業の効率化、作業負担の軽減、高品質な農作物の安定生産及び収量向上に取り組んでいるところである。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	スマート農業機器の導入を支援することで、農作業の効率化及び収量向上を図る。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	農作業の効率化又は収量向上等に取り組むために必要なスマート農業機器等の導入に要する経費を支援する。 補助対象者 市内の農業者で組織する団体 補助率 1/2以内(1人あたり上限:モニタリング機器等20万円、環境制御機器等50万円)											
	(4)期待される効果											
	農作業の効率化、作業負担の軽減 高品質な農作物の安定生産、収量向上											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	2,100	2,100	2,100	2,100					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			2,100	2,100	2,100	2,100					
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金						
ふるさと納税応援寄附金事業区分			利用しない									

											整理番号	補-38	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		A	農業の担い手不足に対する取り組みであることから公益性は認められる					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している			基幹産業である農業担い手不足対策は、市民の利益に寄与するものである					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	基幹産業である農業担い手不足対策は必要であり農業者から望まれている。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			基幹産業である農業の担い手不足対策は、生産団体等一体となつて行う必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	農業者にも一定の負担していただいており、基幹産業のである農業の担い手不足対策は必要な取り組みである。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			事業内容、補助率等、均衡を欠いていない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	農作業の効率化、作業負担の軽減、収量向上については十分発揮されている。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			事業者が主体となって取り組むべきことであり、補助金の交付による支援が最適な手法である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内の農業者であれば、要件を満たすことで、誰でも支援を受けることができる。。								
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	スマート農業を導入する機会が失われ、農業担い手の減少が進んでいく。												
	課題	スマート農業に対する農業者の理解促進 高額なスマート農業機器の導入費用											
解決策	既にスマート農業を導入している農業者等を講師とした研修会の開催 補助事業による導入費用の負担軽減												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		農業担い手が減少している中、先端技術を活用したスマート農業については、今後拡大していくことが予想されることから、農業が基幹産業である本市において、スマート農業の普及推進は今後も継続して取り組んでいく必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		本市の農業振興のためには農作業の省力化と品質向上が重要であることから、補助制度は継続するものとする。ただし、補助金等適正化基本方針1、13に適合していないため、定期的な見直しを図る観点、補助事業の成果を広く公表・公開する観点から、これらについて改善を求める。 次年度予算は、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減）を踏まえつつ、過去の執行率を勘案しながら、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14102		予算事業名		畜産振興支援事業		担当部局		農林水産部	
個別事業名及び補助金名称		-		畜産クラスター構築事業補助金				担当課室		農林課	
								担当班		農産班	
事業期間		平成 28 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	1.農林業の振興					款(名称)	6 農林水産業費			
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)					項(名称)	1 農業費			
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)					目(名称)	5 畜産業費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		南島原市農業振興基本計画P20									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	農家戸数や飼養頭数の減少など畜産・酪農の生産基盤の弱体化が懸念されている中、足腰の強い高収益型の畜産・酪農を創出していくことが課題であり、新たな実証や地域の中心的な経営体の収益性の向上、畜産環境問題への対策が必要である										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援することにより、地域の畜産の収益性の向上を図る。										
	(3)事業の概要										
対象・要件 畜産クラスター計画を受けた畜産クラスター協議会 補助率等 施設整備基準事業費の国 1/2以内+市 事業費の5%以内(補助上限 500万)											
(4)期待される効果											
農業経営の安定化及び地域の畜産の収益力の向上											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	0	0	0	0				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			0	0	0	0				
年度別取組の概要				補助金	補助金	補助金	補助金				
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14102		予算事業名		畜産振興支援事業		担当部局		農林水産部	
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市優良肉用子牛生産推進緊急対策補完事業費補助金				担当課室		農林課	
								担当班		農産班	
事業期間		令和 2 年度～令和 - 年度(年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済					予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興						款(名称)	6 農林水産業費		
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)						項(名称)	1 農業費		
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)						目(名称)	5 畜産業費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		南島原市農業振興基本計画P19									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	飼料価格高騰の影響及び子牛価格の下落が続いているため、畜産農家の経営安定のために対策が必要な状況である。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	肉用牛経営の生産性の向上を目的とする。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	【事業実施主体】島原雲仙農業協同組合 (1)南島原市の肉用牛繁殖農家が肉用子牛生産者補給金制度に加入し、長崎県南家畜市場平均価格が税込み60万円以下であること。 (2)令和5年度に長崎県南家畜市場へ出荷した子牛であること。 補助率等 10,000円/1頭										
	(4)期待される効果										
	畜産農家の経営の安定化										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	0	0	0	0				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			0	0	0	0				
年度別取組の概要											
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14015		予算事業名		園芸推進事業		担当部局		農林水産部	
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市みかん栽培経営安定対策事業費補助金				担当課室		農林課	
								担当班		農産班	
事業期間		平成 29 年度～令和 7 年度(9 年間)		実施区域		2町以上					
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興					款(名称)		6 農林水産業費		
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)					項(名称)		1 農業費		
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)					目(名称)		3 農業振興費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		ー									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	市のみかん栽培農家はマルチ栽培により高品質なみかんの生産を行っているが、耐用年数を過ぎたマルチの更新費用は、営農上大きな負担となっている。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	マルチシートの導入支援を行い、みかん栽培農家の経営の安定化を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	みかん栽培農家ごとのマルチシート購入金額の3分の1以内。										
	(4)期待される効果										
	マルチシートを導入することにより、みかんの糖度が上がるとともにブランド率も上昇し、単価が上がることで所得の向上に繋がり、みかん農家の経営の安定化を図る。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	1,182	1,182	1,182	1,182				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			1,182	1,182	1,182	1,182				
年度別取組の概要				マルチシート更新費用	マルチシート更新費用						
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-41	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	b.一部課題がある		B	みかん農家のみに補助される事業であるため、一部公益性が認められない。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			果樹農家に対して利益を寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	事業主体のブランド率が上昇しているため、市民ニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			国庫事業の目標をクリアする必要がある、行政としても支援する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	各年度計画的に更新している。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市に資材等の市単あり。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	年々ブランド率が上がっており、国庫事業の目標値をクリアしている。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			マルチの購入補助をすることが農家の所得向上につながっているため、最適である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	南島原市のみかん農家であれば補助事業を活用できるため、公益性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		南島原市のみかん農家であれば補助事業を活用できるため、特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	マルチシートによる栽培農家が減少し、ブランド率が下がり、農家の所得の減少に繋がる。												
	課題	南島原市内のみかん農家の後継者不足や高齢化により、面積の減少に歯止めが効かない状況であるとともに、年々マルチの補助額が減少傾向にある。											
	解決策	国庫事業及び県単事業のみかんの新改植事業等を推進し、老木から若木にシフトすることにより、単収の増加及び戦略班のみかん研修生の事業を多く活用してもらい、面積の減少を防ぐ。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		近年、マルチシートによる高糖度みかんをブランド化しており、市としても、みかん樹園地承継農家育成を図るうえで、事業の継続は必須である。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
		設定している終期の令和7年度まで継続することとするが、補助金等適正化基本方針13の評価指標が設定されていないため、本年度中に評価指標と補助事業の終了要件となる成果達成条件を設定のうえ、その内容をもって令和7年度の政策評価において制度継続の可否について評価を行うこととする。 この他、基本方針13に適合していないため、本補助金の目的(マルチシート支援がブランド化に資する因果関係)や目指す効果、補助率、補助対象内容、過去の補助実績といった事業概要を公表・公開するよう、改善を求める。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14402	予算事業名		水産施設整備事業		担当部局	農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		-	水産関係施設整備事業補助金			担当課室	水産課			
						担当班	水産班			
事業期間		平成	23	年度～令和	6	年度（	14	年間）	実施区域	市全域
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	2.水産業の振興					款（名称）	6	農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化（農林業）					項（名称）	3	水産業費	
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化（総合戦略）					目（名称）	1	水産業振興費	
	重点P	該当しない								
根拠計画		-								
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)									
	近年の海洋環境の変化に伴う、水産資源の減少、担い手不足及び燃油・資源高騰により水産業をとりまく状況は厳しい状況となっている。 また、漁業者の高齢化により、漁業労働条件の負担が大きくなり、漁獲量や、漁家所得の減少につながっている。									
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)									
	水産振興のための施設・機械等に対し補助することにより漁獲量の増加及び魚労時間の短縮による労務軽減を図り、漁家所得の向上を図る。									
個別事業の内容	(3)事業の概要									
	・水産振興のための施設・機器等の補助 ・事業対象者 漁業者団体(3人以上) 漁業協同組合 ・補助率:8/10(上限160万円)									
	(4)期待される効果									
	水産振興のための施設・機器等を整備するすることで、漁獲量が増加し、就労状況が改善することで、漁業者の所得向上とつながる。									
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	4,800	4,800	4,800	4,800			
	国庫									
	県費									
	起債									
	特財									
	一財			4,800	4,800	4,800	4,800			
年度別取組の概要			3団体×160万	3団体×160万	3団体×160万	3団体×160万				
ふるさと納税応援寄附金事業区分										

											整理番号	補-42	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	施設・機械等に対し補助することで、漁業者の魚家所得の向上の為に、支援が必要である。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		漁業者の所得向上を図ることで、市民に利益を還元できる。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	漁業者の高齢化により、漁業労働条件の負担を軽減する為の補助は、市民ニーズに対応している。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある		水産振興において、漁協及び漁業団体に、行政が補助する必要性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	施設・機械等に対し補助することにより水産物の生産量の増加及び魚労時間の短縮につながるため実施する必然性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣市の類似の事業比較しても均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	施設・機械等に対し補助することにより、事業目的の成果をあげ、期待する効果が発揮される。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		施設・機械等に対し補助することにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	漁協及び漁業者団体における支援になるため、組織する漁業者へ公平に支援されるもの。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	市内全体が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。									
その他の視点				特になし									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合、漁業条件が改善されず、漁業所得の減少、漁業者の高齢化や担い手不足による漁業離れが進み、水産業が衰退する恐れがある。												
	課題	漁獲量の低下による、販売量の減少											
	解決策	資源回復活動の実施、漁業者の担い手確保											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		漁業者の高齢化により、漁業労働条件の負担が大きくなり、漁獲量や、漁家所得の減少となっている。その為、施設・機器等を整備することで、漁獲量が増加し、漁業者の所得向上が見込まれることにより、市としては、継続的に支援を行いたい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		補助制度は継続するものとする。補助金等適正化基本方針に基づき、3年間で期間とする。ただし、基本方針4の補助額、補助率、補助単価等の適正化に記載の原則補助率1/2を超えた補助率を設定しているため、近隣市の状況を把握しつつ、1/2を超える補助率を設定しなければ補助目的を実現できない理由を整理し、補助率等の見直しに努めること。また、基本方針13に基づき、補助制度の概要を公表・公開すること。 次年度予算は、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減）を踏まえつつ、過去の執行率等や制度の見直し状況に基づき、部局別に表示される予算要求基準額の範囲内で要求を行うこと。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14402		予算事業名		水産施設整備事業		担当部局		農林水産部	
個別事業名及び補助金名称		-		養殖産地育成計画実践推進事業補助金				担当課室		水産課	
								担当班		水産班	
事業期間		令和 4 年度～令和 6 年度(3 年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	2.水産業の振興					款(名称)	6 農林水産業費			
	施策	3.つくり育てる漁業の推進					項(名称)	3 水産業費			
	施策細分	3-2-3-①つくり育てる漁業の推進(総合戦略)					目(名称)	1 水産業振興費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	近年の海洋環境の変化に伴う水産資源の減少により、漁業所得の減少となっている。そのため、安定した漁業収入である、わかめ・ひじきの養殖業を支援することで、漁業所得の向上を図り、つくり育てる漁業の推進を図る。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	安定した漁業収入を図るため、わかめ・ひじきの養殖施設の増設や機器導入により養殖業の生産向上の取組を行う。										
	(3)事業の概要										
・わかめ・ひじき養殖拡大を図るため施設・機械等の補助 ・事業対象者 ・養殖産地協議会 ・漁業協同組合 ・補助率:対象事業費の2/10補助。(横だし補助) ※県補助1/2は市を経由しない。											
年度別の計画額の概要	(4)期待される効果										
	養殖業の施設補助や、機械導入補助をすることで、安定した漁業収入が確保でき、漁業者の所得向上につながる。										
	年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
		財源名称		補助率	450						
		国庫									
県費											
起債											
特財											
一財			450	0	0	0					
年度別取組の概要			1団体×45万								
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-43	
事業の評価	評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由								
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	施設・機械等に対し補助することで、漁業者の魚家所得の向上の為に、支援が必要である。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		漁業者の所得向上を図ることで、市民に利益を還元できる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	漁業所得の安定を図る為の補助は、市民ニーズに対応している。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		水産振興において、漁協及び協議会に、行政が補助する必要性がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	施設・機械等に対し補助することにより水産物の生産量の増加の増加につながるため実施する必然性がある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市の類似の事業比較しても均衡を欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	施設・機械等に対し補助することにより、事業目的の成果をあげ、期待する効果が発揮される。								
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である		施設・機械等に対し補助することにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	漁協及び協議会における支援になるため、組織する漁業者へ公平に支援されるもの。								
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない	市内全体が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。										
その他の視点		特になし											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合、安定した漁業所得が得られず、漁業離れが進むことにより、水産振興が衰退する恐れがある。												
	課題	漁業所得の減少による、漁業離れが進んでいる											
解決策	わかめ・ひじきの養殖施設・機械補助による、安定した漁業所得の確保を図る												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		漁獲量が減少している中、わかめ・ひじきの養殖施設・機械等の補助を行うことで、安定した漁業収入が見込まれるため、市としては、継続的に支援を行いたい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
漁獲業が低迷している中、わかめ・ひじきの養殖業への支援は不可欠であるが、令和6年度が本市の制度の最終年度であることから、見直しの年度にあたる。 近隣自治体における類似補助金の状況や、長崎県の補助制度の状況を把握のうえ、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を踏まえつつ、補助金等適正化基本方針6の見直しガイドラインに適合するよう、次年度以降の継続について再度検討を行うこと。また、基本方針13に基づき、補助事業の内容を公表・公開すること。 再検討の結果次年度以降も事業を継続するのであれば、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で次年度予算要求を要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14407		予算事業名		漁船漁具処理事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		-		FRP漁船廃船処理事業補助金				担当課室		水産課		
								担当班		水産班		
事業期間		平成 24 年度～令和 6 年度（ 13 年間）		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	2.水産業の振興							款（名称）	6 農林水産業費		
	施策	1.生産基盤の整備〈水産業〉							項（名称）	3 水産業費		
	施策細分	3-2-1-②安全・快適な漁村づくり							目（名称）	1 水産業振興費		
	重点P	該当しない										
根拠計画		-										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	近年、漁業者の廃業とともに、漁港施設内へFRP漁船の不法投棄が増加し、漁港施設の適正な利用と周辺の安全性が確保できていない現状である。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	FRP漁船の放置船を処分することにより、漁港施設等の適正な利用の促進と施設周辺の安全性の確保を図る。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	・FRP漁船廃船する経費の補助 ・事業対象者 漁業協同組合、漁業協同組合等が構成する団体及び市内に住所を有する漁業者等 ・補助率：対象事業費の1／2補助。ただし8万を上限とする。											
	(4)期待される効果											
	本事業を補助することで、漁業者の金銭的負担や、漁港施設等の適正な利用の促進と施設周辺の安全性の確保ができる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	800	800	800	800					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			800	800	800	800					
年度別取組の概要			10件×8万	10件×8万	10件×8万	10件×8万						
ふるさと納税応援寄附金事業区分												

											整理番号	補-44	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	本事業に補助することで、漁業者の金銭的負担の軽減や適正な漁港施設を管理する為、支援が必要である。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		漁港施設を、適正に管理できる為、市民に利益を還元できる。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	漁港施設の利用の促進と施設周辺の安全性を確保適正に管理する概念から、市民ニーズに対応している。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある		漁港施設を適正に管理することから、行政が補助する必要性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	漁船廃船を補助し、不法投棄を減らすため実施する必然性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣市の類似の事業比較しても均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	本事業に対し補助することにより、事業目的の成果をあげ、期待する効果が発揮される。						
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である		本事業を補助することにより、事業目的を達成する手段として、最も適切な手段である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	漁協及び漁業者を支援することにより、組織する漁業者へ公平に支援されるもの。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	市内全体が対象のため、特定のものに対して恩恵をあたえるものではない。									
その他の視点				特になし									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合、廃船処理に対する漁業者の金銭的負担が増え、漁港施設内へ漁船の不法投棄が増加し、漁港施設の適正な利用と周辺の安全性が確保できない状況となる。												
	課題	漁業者の廃業の増加に伴う、不法投棄の増加											
	解決策	廃船補助による、不法投棄の解消											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		漁業者へのFRP廃船処理の補助により、漁港施設の不法投棄が減少し、施設としての適正な利用と周辺の安全性が確保できるため、市としては、継続的に支援を行いたい。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
令和6年度が本市の制度の最終年度であることから、見直しの年度にあたる。 近隣自治体における類似補助金の状況を把握のうえ、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減)を踏まえつつ、次年度以降の継続について再度検討を行うこと。また、基本方針13に基づき、補助事業の内容を公表・公開すること。 再検討の結果次年度以降も事業を継続するのであれば、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で次年度予算要求を要求を行うこと。 また、不法投棄がそもそも違法行為であることについても更なる周知に努めること。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14205		予算事業名		土地改良区推進支援事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		南島原市土地改良区等推進費補助金(営農施設移転)						担当課室		農村整備課		
								担当班		農村整備班		
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(- 年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興							款(名称)	6	農林水産業費	
	施策	1.生産基盤の整備<農林業>							項(名称)	1	農業費	
	施策細分	3-1-1-①生産基盤の整備(総合戦略)							目(名称)	6	農村整備費	
	重点P	該当しない										
根拠計画		一										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	土地改良事業実施地区内にあるハウス等の営農施設については、工事着手前に撤去又は移転する必要がある。そこで、営農施設の移転費及び撤去費について補助することにより事業の推進を図っている。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	土地改良事業実施地区内にある営農施設の移転費及び撤去費について補助を行うことにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	事業の施工により移転又は撤去が必要な既存の営農施設(対象施設ごとに原則1回限り)(ハウス、ボーリング井戸、その他)											
	【移転】 ハウス:市場単価をもとにして市長が別に定める「営農施設移転及び撤去に関する運用基準」による ボーリング井戸:畑灌加入負担金に当該面積割相当額の2/3+50,000円/本											
	【撤去】 ハウス:市場単価をもとにして市長が別に定める「営農施設移転及び撤去に関する運用基準」による ボーリング井戸:100,000円											
個別事業の内容	(4)期待される効果											
	土地改良事業実施地区内の営農施設の移転費及び撤去費については、農家負担となることから事業推進を図るうえで一つの支障となっている。本補助金により農家負担を軽減することにより、事業参加への同意を促すとともに農業経営の安定化の効果が期待される。											
	年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
		財源名称		補助率	306		306	152				
国庫												
県費												
起債												
特財												
一財			306		306	152						
年度別取組の概要			土地改良区等に対する補助金		土地改良区等に対する補助金	土地改良区等に対する補助金						
ふるさと納税応援寄附金事業区分												

											整理番号	補-45	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		B	生産基盤の整備推進のための取り組みであるため、公益性が客観的に認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		b.一部寄与している			営農施設の所有者に対しての取り組みであるため、利益に一部寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		b.一部世代にのみ認められる		B	営農施設の所有者に対しての取り組みであるため、本補助金については、一部のニーズで認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある			生産基盤の整備の推進を図るため、実施する必要性がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		A	必要な施設のみ実施しており事業規模は適正であり、実施する必然性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない			近隣市の類似の事業はないが、生産基盤の整備推進のための取り組みであるため、均衡は欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A	基盤整備事業の推進を図るといった目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定である。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である			事業の推進を図るうえでは補助金交付による支援が最も効果的である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A	補助対象及び補助額並びに交付要件を定めており、事業実施にあたっては公平性が確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全域の事業実施団体を補助対象者としており、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていない									
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	営農施設の移転又は撤去を行う費用については事業参加における懸案事項となっており、基盤整備事業の推進に支障を来し、生産基盤の整備が図られなくなる。												
	課題	営農施設の撤去費及び移転費については、近年の労務費や資材費の高騰により年々上昇している。											
	解決策	営農施設の所有者に基盤整備事業の十分な説明を行い理解を得る。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		基盤整備業を推進するうえでは、本補助金は一定の効果を発揮しており、今後も必要な補助金であることから次年度以降も継続して実施することとしたい。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		実施機関評価のとおり継続することとする。 一方、補助金等適正化基本方針11の評価基準の設定と基本方針13の情報公開・公表について基準を満たしていないことから、対外的に説明する責任を果たすため、制度の概要やその効果を市ホームページに公開するよう改善を求める。また、定期的な見直しを図るため、政策評価上で終期設定を行うこと。 なお、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減）を踏まえ、今後計画している地区に係る各種支援については見直しに向けた検討をすること。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14205		予算事業名		土地改良区推進支援事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市土地改良区等推進費補助金(事業推進)				担当課室		農村整備課		
								担当班		農村整備班		
事業期間		平成 18 年度～令和 年度(13 年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興							款(名称)	6 農林水産業費		
	施策	1.生産基盤の整備<農林業>							項(名称)	1 農業費		
	施策細分	3-1-1-①生産基盤の整備(総合戦略)							目(名称)	6 農村整備費		
	重点P	該当しない										
根拠計画		一										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	土地改良事業を推進するため土地改良区及び事業推進団体等へ補助金を交付している。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	土地改良区及び事業推進団体に対し、推進に要する経費の一部について補助し、土地改良事業の推進を図ることを目的としている。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	土地改良区及び推進団体に対して、事業推進に要する経費の一部を補助する。 (受益面積の1ha当たり1万円の範囲内)											
	(4)期待される効果											
	土地改良区及び推進団体へ事業推進のための経費の一部を補助することにより、事業推進するために必要な地元負担を軽減し、円滑な事業推進が図られる。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	2,136	1,608	2,218	2,010					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			2,136	1,608	2,218	2,010					
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金						
ふるさと納税応援寄附金事業区分												

											整理番号	補-46	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		B	公共事業である土地改良事業を推進する団体等への補助金であり、公益性が客観的に認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		b.一部寄与している			事業効果については、推進地区に係る市民の利益に寄与している。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		b.一部世代にのみ認められる		B	土地改良事業を推進するための取り組みであるため、一部ニーズが認められる。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある			土地改良事業を推進するための取り組みであり、実施する必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		a.必然性がある		B	事業規模は適正であり、実施する必然性がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		b.一部調整の余地がある			近隣市で類似の補助はなされていないため、一部調整の余地がある。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		A	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定である。						
		事業執行の方法が最適手法であるか		a.最適である			補助金交付による支援が最も効果的である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		A	補助対象及び補助額並びに交付要件を定めており、事業実施にあたっては公平性が確保されている。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		補助対象者については要綱で定めており、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていない									
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合は、地元負担が増大し事業の推進が滞るなど影響がある。												
	課題	新規地区の土地改良事業を推進する団体について、年度途中での設立した場合の対応についての課題がある。											
解決策	地元関係者と十分協議を行いながら、推進団体の設立時期等について調整する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		本補助金は土地改良事業の推進を図るうえで必要な補助金であり、次年度以降も継続して実施する。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
農業の効率化を図るためには、機械化に適した圃場への整備が必要であることから、基本的には土地改良を推進しており、そのために必要とされている本事業も、原則として継続することとする。 しかしながら、補助金等適正化基本方針1、5、9、11、13に適合していないことから、定期的な反省と効果検証等の見直しを行うための終期設定や、補助金使途の明確化、補助金の効果を測定するための評価基準の設定を行うとともに、当該補助金の概要を公開・公表して、関係者以外に対する対外的な説明責任を果たせるよう、改善しなければならない。 このうえで、次年度予算は、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率（令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減）を踏まえ、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で適切な額を要求すること。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14205	予算事業名		土地改良区推進支援事業		担当部局	農林水産部	
個別事業名及び補助金名称		-	南島原市農業経営高度化支援事業費補助金(高度経営体集積促進事業)				担当課室	農村整備課	
							担当班	農村整備班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(未定年間)	実施区域		市全域				
総合計画	基本柱	3.産業経済				予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興					款(名称)	6	農林水産業費
	施策	1.生産基盤の整備<農林業>					項(名称)	1	農業費
	施策細分	3-1-1-①生産基盤の整備(総合戦略)					目(名称)	6	農村整備費
	重点P	該当しない							
根拠計画		一							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)								
	農業生産の継続に必要な基盤整備を通じて、農業の競争力を強化するため、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、経営体の安定的な育成を図る。								
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)								
	本事業により担い手への農用地の利用集積を促進し、経営体の安定的な育成を図ることを目的とする。								
個別事業の内容	(3)事業の概要								
	担い手への農用地の利用集積を促進するため高度経営体集積促進事業に要する経費を補助する。								
	(4)期待される効果								
	本補助金により担い手への農地の利用集積が促進されるとともに、経営体の安定的な育成を図る効果が期待される。また、土地改良事業における工事費等の地元負担の軽減が図られる。								
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考	
	財源名称		補助率	10,597	0	40,000	42,500		
	国庫								
	県費	農業経営高度化支援事業補助金	82.5	8,742		33,000	35,062		
	起債								
	特財								
	一財			1,855		7,000	7,438		
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金			
ふるさと納税応援寄附金事業区分									

											整理番号	補-47	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		B	公共事業である土地改良事業を推進する団体等への補助金であり、公益性が客観的に認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している			事業効果については、生産基盤の整備地区に関係する市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	b.一部世代にのみ認められる		B	生産基盤の整備を希望する者において、本補助金の二一ズは認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			生産基盤の整備の推進を図るため、行政が実施する必要がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	事業規模は適正であり、実施する必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市の類似の事業と同じ考え方であるため、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定である。							
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である			補助金交付による支援が最も効果的である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	補助対象及び補助額並びに交付要件を定めており、事業実施にあたっては公平性が確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全域の事業実施団体を補助対象者としており、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていない									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	事業を実施しなかった場合、担い手への農地集積が遅れ、安定した農業経営が図れなくなる。また、土地改良事業における地元負担が増大し事業参加への推進に支障を来す。												
	課題	基盤整備事業については、計画から完了まで長期間が必要なことから担い手の変更等が生じる。											
解決策	地元関係者と十分協議を行いながら担い手の選定を行う。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		土地改良事業における地元負担の軽減と今後において安定した農業経営を行うためには担い手への農地の集積は必要ことから、次年度以降も継続して実施する。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
県補助事業であることから事業そのものの継続に異論はないが、補助金等適正化基本方針と照らし合わせると、基本方針6、13に適合していないと見込まれる。 地元負担軽減を図るために市が上乗せ負担を行っているが、実際は受益者が負担すべき額を市全体で負担(受益者を含めた市民全体の負担)していると同等であり、受益者以外の市民に対して補助制度とその効果を説明する必要があることから、市が上乗せ補助を行っている必要性や効果を整理し、市ホームページで公開するよう改善すること。 次年度当初予算要求にあたっては、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)を踏まえつつ部局別に示される予算要求基準額の範囲内で次年度予算要求を要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14205		予算事業名		土地改良区推進支援事業		担当部局		農林水産部	
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市農業経営高度化支援事業費補助金(高度土地利用調整事業(調査・調整事業))				担当課室		農村整備課	
								担当班		農村整備班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興							款(名称)	6	農林水産業費
	施策	1.生産基盤の整備<農林業>							項(名称)	1	農業費
	施策細分	3-1-1-①生産基盤の整備(総合戦略)							目(名称)	6	農村整備費
	重点P	該当しない									
根拠計画		一									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	担い手への農用地の利用集積を促進するため、土地利用調整活動や意向調査等に伴う経費の一部について補助を行っている。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	本事業により土地利用調整活動や意向調査等を行い担い手への農用地の利用集積を促進し、経営体の安定的な育成を図ることを目的とする。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	担い手への農地集積のための土地利用調整活動や意向調査等を行うための経費の一部について補助する。										
	(4)期待される効果										
	担い手への農用地の利用集積のため、土地利用調整(会議やアンケート調査等)を実施することにより、担い手への農用地の集積が図られる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	0	0	15	30				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			0	0	15	30				
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金					
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-48	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定		評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		B	生産基盤の整備推進のための取り組みであるため、公益性が客観的に認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している			事業効果については、生産基盤の整備地区に関係する市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	b.一部世代にのみ認められる		B	生産基盤の整備を希望する者において、本補助金の二一ズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			生産基盤の整備の推進を図るため、行政が補助を実施する必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	目的に沿った適正な事業規模により実施されており、実施する必然性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			近隣市の類似の事業と同じ考え方であるため、均衡を欠いていない。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定である。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			補助金交付による支援が最も効果的である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	補助対象経費や補助率を定めており、事業実施にあたっては公平性が確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全域の事業実施団体を補助対象者としており、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていない									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	事業を実施しなかった場合、土地利用調整(会議や意向調査等)が実施されず、担い手への農用地の集積が遅れる可能性がある。												
	課題	事業の実施時期が不定期である。											
	解決策	地元関係者と十分協議を行いながら実施を促す。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		土地改良事業における地元負担の軽減と今後において安定した農業経営を行うためには担い手への農地の集積は必要なことから、次年度以降も本事業を継続して実施する。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		実施機関評価のとおりとする。 なお、補助金等適正化基本方針と照らし合わせると基本方針11、13に適合していないため、補助効果を定期的に検証するために必要な評価基準の設定と、補助制度の概要等のホームページに公開・公表するよう改善すること。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14206		予算事業名		土地改良区運営支援事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市土地改良区等運営費補助金				担当課室		農村整備課		
								担当班		農村整備班		
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)						実施区域		市全域		
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興							款(名称)	6	農林水産業費	
	施策	1.生産基盤の整備<農林業>							項(名称)	1	農業費	
	施策細分	3-1-1-①生産基盤の整備(総合戦略)							目(名称)	6	農村整備費	
	重点P	該当しない										
根拠計画		一										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	土地改良事業等の実施を行うために設立された土地改良区等の安定的な運営を図るため、土地改良区等運営に要する経費の一部を補助するものである。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	土地改良事業等の実施を行うために設立された土地改良区の安定的な運営を図ることを目的とする。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	土地改良事業を実施する土地改良区等に対し運営に要する経費のうち賦課金等を差し引いた範囲内において補助する。											
	(4)期待される効果											
	土地改良区が安定的に運営されることにより、土地改良事業の実施及び土地改良施設の適切な維持管理と更新事業が円滑に行える効果が期待される。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	17,434	16,798	16,954	16,954					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			17,434	16,798	16,954	16,954					
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金						
ふるさと納税応援寄附金事業区分												

											整理番号	補-49	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			b.一部課題がある		C	土地改良事業を実施する土地改良区への補助金であり、公益性が認められるが一部課題がある。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			土地改良事業を実施する土地改良区への補助金であり、市民の一部に寄与している。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			b.一部世代にのみ認められる		C	土地改良事業を実施する土地改良区への補助金であり、近年の厳しい農業経営の現状から一部世代に認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			b.行政が実施する方が有利			土地改良区の独自の財源により運営することが適切と考えられるが、現段階では農家負担を考慮すると行政の支援が必要である。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		B	事業規模は適正であり、実施する必然性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			b.一部調整の余地がある			近隣市の類似の事業と比較すると差異があり一部調整の余地がある。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定である。					
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			補助金交付による支援が最も効果的である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			b.一部改善の余地あり		B	自己資金により運営することが望ましく一部改善の余地がある。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		市内の土地改良区へ補助することとしており、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵は与えていない。								
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業を実施しなかった場合は、土地改良区等の運営費が不足し、土地改良区が実施する事業推進や施設の維持管理の事業に影響が生じる。												
	課題	土地改良区は組合員の賦課金等により運営されており、市の補助金額を減額した場合には、運営費の削減を行うか、組合員の賦課金を増額する必要がある、理解を得ることが厳しい状況である。											
解決策	土地改良区と十分協議を行い調整する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	C	必要性	C	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	継続
		本事業については、土地改良区と補助金の減額等を協議することとするが、協議が整うまでは継続し実施する。											
	市長評価	公益性	C	必要性	C	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	改善
本事業の背景等に鑑み原則継続とするが、補助金等適正化基本方針と照らし合わせると、基本方針1、5、11、13に適合していないことから、これらについて改善を要する。 特に基本方針5の補助対象経費の明確化については、公益性との結びつきが薄い経費や本市の水準から著しく逸脱した人件費や報償費、旅費等について精査する必要があるため、過去の帳簿や証拠書類等を確認するとともに、交付要綱に具体的な交付対象経費を記載するよう努めなければならない。また、補助事業の効果を測定するための評価指標を設定し、対外的に補助金を支出した効果を説明できるようにすること。あわせて、交付先団体の事務の効率化等を促し、南島原市中期財政見通しに基づき、補助費の削減を進めること。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		14206		予算事業名		土地改良区運営支援事業		担当部局		農林水産部		
個別事業名及び補助金名称		-		排水機場運営支援補助金(有馬干拓)				担当課室		農村整備課		
								担当班		農村整備班		
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域						
総合計画	基本柱	3.産業経済						予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興							款(名称)	6 農林水産業費		
	施策	1.生産基盤の整備<農林業>							項(名称)	1 農業費		
	施策細分	3-1-1-①生産基盤の整備(総合戦略)							目(名称)	6 農村整備費		
	重点P	該当しない										
根拠計画		一										
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)											
	有馬干拓の護岸の背後地域における安全・安心な居住環境の確保と農地の災害を防ぐため、排水機場の管理運転を行うための経費について補助を行っている。											
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)											
	本事業により排水機場の管理運転者である土地改良区へ支援を行い、適切な施設の維持管理と有馬干拓の護岸の背後地域における安全・安心な居住環境の確保と農地災害を防止することを目的とする。											
個別事業の内容	(3)事業の概要											
	排水機場の管理運転事業に係る経費のうち人件費を除く経費。											
	(4)期待される効果											
	本事業により排水機場の管理運転者である土地改良区へ支援を行うことにより、適切な施設の維持管理が図られる。また、有馬干拓の護岸の背後地域における安全・安心な居住環境の確保と農地災害を防止する効果が期待される。											
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考				
	財源名称		補助率	1,300	1,300	1,300	1,300					
	国庫											
	県費											
	起債											
	特財											
	一財			1,300	1,300	1,300	1,300					
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金						
ふるさと納税応援寄附金事業区分												

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17400		予算事業名		社会教育総務費		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		-		市婦人会補助金				担当課室		生涯学習課	
								担当班		社会教育班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	2.生涯学習のまちづくり					款(名称)		10:教育費		
	施策	—					項(名称)		4:社会教育費		
	施策細分	—					目(名称)		1:社会教育総務費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	合併前の各町にあった婦人会組織を維持するため、合併を機に南島原市婦人会連絡協議会が設立された。このため、社会参加及び奉仕活動助成のため協議会に対し補助金を交付する。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	社会参加及び奉仕活動に取り組む南島原市婦人会の活動の充実を図る。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	南島原市婦人会連絡協議会の活動助成のため補助金を交付する。										
	(4)期待される効果										
	市婦人会組織の活動の充実が図られる。										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	1,430	1,130	1,130	1,130				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			1,430	1,130	1,130	1,130				
年度別取組の概要			活動支援補助金、県地域婦人団体研究大会(雲仙・南島原大会)補助金				活動支援補助金	活動支援補助金	活動支援補助金		
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-51	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる	A	社会参加及び奉仕活動等公益的取組を行っており、公益性が認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			a.寄与している		市内婦人会の連合団体であり、組織として一本化がなされているため。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる	A	男女共同参画、福祉、文化、環境等の女性の身近な生活課題の学習及び啓発を行っている。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある		公益的な活動を自主的に行う団体に対しては、行政が一定の支援を行う必要がある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある	A	下部組織の団体減に伴い令和6年度から補助額を減額し、適正化を図ったところ。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない		近隣市の状況と比較して、著しく均衡を欠いていない。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定	A	会員の研鑽や奉仕活動を通じて女性の地位向上や社会教育の質の向上に寄与している。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である		公益的な活動を自主的に行う団体に対しては補助制度が適切である。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である	A	他に同等の活動を実施している団体は無い。団体会員への支援としては公平である。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない	市内婦人会の連合団体であり、組織として一本化がなされているため特定の地域や対象者に対し、恩恵を与えるものではない。									
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	南島原市婦人会連絡協議会の活動に支障をきたす。												
	課題	なし											
	解決策	現状維持											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		継続して団体への活動助成を行う必要がある。											
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	B	評価区分	改善
令和6年度から支部減に伴い補助金額を減ずる等、一定の改善を行っており、また団体の公益性を考慮すれば、原則として継続評価とする。 しかしながら、補助金等適正化基本方針と照らし合わせると1、4、10、12、13について適合しておらず、補助金等が適切に活用されている旨を正確に把握できていない状況である。原則1/2としている補助率を超える補助金を支出している正当な理由を整理するとともに、評価指標の設定、補助金使途の内訳(実績報告では把握できていない各町の活動内容や補助金等の使途)の確認、補助金の概要と額、交付の効果等を市のホームページで対外的に公表する等、補助金等適正化基本方針に基づく改善を求める。 なお、南島原市中期財政見通しに掲げる令和9年度における補助費の削減目標率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)や部局別に示される予算要求基準額を考慮しながら、次年度予算要求を行うこと。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17602	予算事業名	スポーツイベント開催事業		担当部局	教育委員会事務局		
個別事業名及び補助金名称	-	南島原市スポーツ大会運営費等補助金 (口加スポーツ振興協議会補助金)			担当課室	生涯学習課		
事業期間	平成 18 年度～令和 - 年度(年間)	担当班	スポーツ振興班					
実施区域	2町以上							
総合計画	基本柱	5.人づくり			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり				款(名称)	10.教育費	
	施策	2.スポーツ力の強化				項(名称)	5.保健体育費	
	施策細分	5-3-2-①スポーツイベントの実施				目(名称)	1.保健体育総務費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	口之津・加津佐地区を中心としてスポーツ教室やスポーツ大会、指導者講習会等を実施する事業。近年は駅伝競走大会のみを実施している。加津佐・口之津地区で実行委員会(主に陸上協会)を組織して運営している。事務局は加津佐支所、口之津支所で毎年度交代で担当していたが、平成30年度からは加津佐・口之津地区陸上協会、市側で役割分担して行っていた。令和元年度から令和4年度までは新型コロナの影響で中止されており、令和5年度も未実施である。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	本大会を通じて地域住民総てがスポーツに親しみ、健康で活力に満ちた生活を営み、心ふれあう明るく豊かな地域社会を築くとともに、併せて競技水準の向上に努めることを目的とする。 令和6年度は実行委員会を実施形態等、実施に向けた検討がなされる予定。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	口之津・加津佐地区で主に行っている駅伝競走大会。加津佐・口之津地区で実行委員会(主に陸上協会)を組織して運営している。事務局は加津佐・口之津地区陸上協会、市側で役割分担して行っていた。 ○部門:小学生(男・女・オープン)・中高生(男・女・以上オープン)・一般の部 ○コース:加津佐B&G周回コース ○開催時期:12月上旬 ○令和元年度(第13回)大会実績:38チーム、262人参加(市内全域、市外も含む)							
	(4)期待される効果							
	健康増進と競技水準の向上							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称		補助率	570	570	570	490	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
年度別取組の概要	一財			570	570	570	490	
	年度別取組の概要			賞品費、消耗品費、謝礼、委託料ほか	賞品費、消耗品費、謝礼、委託料ほか	賞品費、消耗品費、謝礼、委託料ほか	賞品費、消耗品費、謝礼、委託料ほか	
ふるさと納税応援寄附金事業区分								

											整理番号	補-52	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	本来の事業目的は、公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			口加地区が中心であるため、広く市民に寄与しているとはいえない。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			b.一部世代にのみ認められる		D	口加地区が中心で陸上協会が実施しているため、一部のニーズと考えられる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			c.民間で実施可能			一部事務局を行政が分担されていたが、運営は実行委員会の中心である陸上協会で実施は可能と考えられる。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			b.一部余地がある		B	口加地区が中心で参加者も減少傾向にあるため、検討の余地はある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市の類似事業は不明					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			c.効果が薄い		D	近年駅伝大会の実施のみであるため、事業目的の効果は薄い。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			b.一部改善の余地あり			近年駅伝大会のみ実施されており、参加者も減少しているため、実施方法の改善の余地あり。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	口之津・加津佐地区が中心に実施されているが、参加募集の範囲は市内全域である。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		参加者は加津佐から西有家までの参加はあるが、以外からの参加は近年あっていない。								
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	事業の目的である口之津・加津佐地区を中心とした地域住民のスポーツ振興や健康増進、競技水準の向上が図れなくなる。												
	課題	大会参加者の減少、その他事業内容の実施方法。											
	解決策	駅伝形式の大会実施等を実行委員会で検討する必要がある。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	D	妥当性	B	有効性	D	公平性	A	評価区分	継続
		事業の実施方法等の再検討が必要であるが、事業は継続とする。											
	市長評価	公益性	B	必要性	D	妥当性	B	有効性	D	公平性	A	評価区分	改善
		補助金等については、南島原市中期財政見通しに記載されている補助費等の削減率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)に向け、各関係団体との協議・調整等を進めること。 また、現段階で補助金等適正化基本方針に適合していない項目(本補助金の場合、基本方針1、4、11、13)は、見直しガイドラインに沿った改善を進めること。 上記を前提に、交渉・協議の期間を設ける必要性から事業自体は継続することとし、次年度予算は、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で必要額を要求すること。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17605		予算事業名		原城マラソン大会開催事業		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		-		スポーツ大会運営費等補助金 (原城マラソン大会開催事業補助金)				担当課室		生涯学習課	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		南有馬町					
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり					款(名称)	10:教育費			
	施策	2.スポーツ力の強化					項(名称)	5:保健体育費			
	施策細分	5-3-2-①スポーツイベントの実施					目(名称)	1:保健体育総務費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	平成3年度から南有馬町で開催されてきた本大会は、令和4年度で30回開催されている(R2,3は新型コロナウイルス感染症の影響で延期)。世界文化遺産「原城跡」の顕彰と健康づくり・競技力の向上を目的に市内外から約2,000人の参加者があり、本市の地域活性化に大きく寄与している。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	歴史とロマンを秘めた「島原天草一揆」最後の主戦場、世界文化遺産「原城跡」を顕彰するとともに、健康づくりと競技力の向上を図るため、南島原市の美しい自然を満喫しながら走るマラソン大会を実施し、参加者と市民相互のコミュニケーションの場を提供し、地域の活性化に寄与するもの。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	世界文化遺産「原城跡」の顕彰とスポーツによる地域活性化を目的に開催するマラソン大会。地元特産品の販売や素麺の試食会などを実施し、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、島原半島ジオパークなどのブースを設けてPR活動なども実施している。										
	(4)期待される効果										
	市民の健康づくり、競技力向上、地域活性化										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	6,000	6,000	6,000	5,160				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財	ふるさと応援寄附基金繰入金		5,700	5,700	5,700	4,900				
	一財			300	300	300	260				
年度別取組の概要			計測業務委託、音響・テント賃借ほか	計測業務委託、音響・テント賃借ほか	計測業務委託、音響・テント賃借ほか	計測業務委託、音響・テント賃借ほか					
ふるさと納税応援寄附金事業区分			⑥ その他市長が特に必要と認める事業								

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17607		予算事業名		各種スポーツ大会支援事業		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		-		スポーツ大会出場激励補助金				担当課室		生涯学習課	
								担当班		スポーツ振興班	
事業期間		平成 20 年度～令和 - 年度(年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり					款(名称)	10.教育費			
	施策	1.生涯スポーツの推進					項(名称)	5.保健体育費			
	施策細分	5-3-1-①生涯を通じたスポーツの推進					目(名称)	1.保健体育総務費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	本市の社会体育・スポーツの振興を図るため、市民がスポーツ大会に関する各種大会等に参加するために要する経費に対し、交付するもの。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	本市の社会体育・スポーツの振興を図るため、市民がスポーツ大会に関する各種大会等に参加するために要する経費に対し、交付するもの。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	○市内に住所を有する個人(小中学生を除く。)及び団体(小中学生で組織された団体を除く。)であって、国、地方公共団体又はスポーツの公益法人が主催若しくは共催又は後援する大会であって、県内及び九州内の予選を経て県代表及び九州代表として出場する九州大会及び全国大会並びに国内予選を経て日本代表として出場する国際大会等に参加登録した個人又は団体のうち選手、監督及びコーチ。ただし、監督、コーチの総数は最大2人以内。補助の回数は年度内において1回まで。 ○1人あたりの額(九州大会1万円、全国大会2万円、国際大会3万円)に補助対象人数を乗じて得た額										
	(4)期待される効果										
	本市の社会体育・スポーツの振興										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率	1,600	1,600	1,600	1,376				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			1,600	1,600	1,600	1,376				
年度別取組の概要				各種大会出場のための経費の一部	各種大会出場のための経費の一部	各種大会出場のための経費の一部	各種大会出場のための経費の一部				
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-54	
事業の評価	評価の観点				担当課評価		判定	評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	事業の目的であるスポーツの振興としては、公益性は認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			本事業を広く市民に周知する必要はある。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	物価高騰等を背景に、九州大会以上出場以上の実力を有する者に対する支援ニーズは認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			スポーツの振興を目的としては、行政が実施する必要はある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		B	事業規模は適正であり、スポーツの振興を目的としては実施する必要性はある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			b.一部調整の余地がある			近隣市の類似事業は、奨励金として支出されているため、本市も補助金としてのあり方を検討する。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		C	一定の効果は発揮されている。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			c.改善を要する			補助金としてのあり方を検討する必要がある。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			b.一部改善の余地あり		C	本事業を広く市民に周知する必要はある。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			b.懸念がある		本事業を広く市民に周知する必要はある。								
その他の視点				-									
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	大会参加者の大会参加のための経費負担が増える。												
	課題	補助金としてのあり方を検討する必要がある。											
	解決策	・令和6年度中に近隣市における類似の補助金等と比較、検討する。 ・令和6年度に見直し内容を精査して、令和7年度に補助金交付要綱の改正等所要の手続きを行い、その後周知を図り、令和9年度から適用する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	C	公平性	C	評価区分	継続
		事業は継続とするが、補助金としてのあり方を検討する。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	C	公平性	C	評価区分	改善
本補助金の過去の執行率から、コロナ禍によるスポーツ大会自粛の期間を除き、需要が予算を上回っている状況が続いていることから、必要性が高い事業と確認できる。一方で、補助金等適正化基本方針と照らし合わせると、基本方針1、5、11、13等に適合していないと見受けられる。設定した評価基準に基づき定期的な見直しを行うとともに、補助制度の成果等について説明責任を果たすため、情報の公開を行うなど、基本方針に適合するよう改善すること。また、近隣市の類似の補助金等と比較し、本市の地理的条件等を加味しながら、今後の補助金のあり方を検討すること。 なお、次年度予算は、南島原市中期財政見通しに記載されている補助金等の削減目標(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減)を踏まえ、部局別に示される予算要求基準の範囲内で要求すること。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17607		予算事業名		各種スポーツ大会支援事業		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		-		南島原市スポーツ大会運営費等補助金 (市民体育祭補助金)				担当課室		生涯学習課	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)						担当班		スポーツ振興班	
		実施区域						市全域			
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり					款(名称)	10.教育費			
	施策	1.生涯スポーツの推進					項(名称)	5.保健体育費			
	施策細分	5-3-1-①生涯を通じたスポーツの推進					目(名称)	1.保健体育総務費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	市内の町単位で実施される町民体育祭を実施する実行委員会に対する補助金 新型コロナの影響もあったが、年々実施する地区が減少傾向にある。 ○令和5年度は3地区(加津佐、北有馬、南有馬地区)に補助金交付(1地区雨天中止)。 令和4年度1地区(北)、平成31年度4地区(加、口、南、北)、平成30年度(加、南、北、西、深)実施										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	各実行委員会において、実施形態等の見直しを検討する必要がある。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	市内の町単位で実施される町民体育祭を実施する実行委員会に対する補助金										
	(4)期待される効果										
	各地区の親睦と融和及び地域活性化										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	3,500	3,500	3,500	1,800				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			3,500	3,500	3,500	1,800				
年度別取組の概要			70万円×5地区	70万円×5地区	70万円×5地区	60万円×3地区					
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-55	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		B	各地区の親睦と融和、地域活性化の目的では公益性が認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している			開催する地区が一部で限られている。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	b.一部世代にのみ認められる		B	開催する地区が一部で限られている。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			各地区の親睦と融和、地域活性化の目的では行政が実施する必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		C	開催する地区が一部で限られている。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある			島原市は市民体育祭を毎年開催 雲仙市は市民体育祭を不定期(2,3年間隔)で開催							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		B	開催する地区では事業の目的に合致した効果が発揮されていると思われる。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり			地区によっては補助金の使途に偏りがあるため、経費の詳細・使途を確認する必要がある。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	b.一部改善の余地あり		D	開催する地区が一部で限られている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		c.与えている可能性がある		開催する地区が一部で限られている。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	事業目的である地区単位の親睦と融和、地域活性化の効果が期待できなくなる。												
	課題	体育祭を実施する地区が限られており、減少傾向にある。											
解決策	各実行委員会において、実施形態等の見直しを検討する必要がある。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	C	有効性	B	公平性	D	評価区分	縮小
		令和9年度以降の補助金見直しとして、補助金額14%の減額を相手先団体へ説明するとともに、実施想定地区を削減する(5地区→3地区)。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	B	有効性	B	公平性	D	評価区分	縮小
補助金等については、南島原市中中期財政見通しに記載されている補助費等の削減率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)に向け、各関係団体との協議・調整等を進めること。 また、現段階で補助金等適正化基本方針に適合していない項目(本補助金の場合、基本方針1、4、11、13)は、見直しガイドラインに沿った改善を進めること。 上記を前提に、交渉・協議の期間を設ける必要性から事業自体は継続することとするが、次年度予算は、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で、開催地区を把握のうえ必要額を要求すること。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17607		予算事業名		各種スポーツ大会支援事業		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		-		小中学生スポーツ大会出場補助金				担当課室		生涯学習課	
								担当班		スポーツ振興班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分	1.一般会計			
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり					款(名称)	10.教育費			
	施策	2.スポーツ力の強化					項(名称)	5.保健体育費			
	施策細分	5-3-2-①スポーツイベントの実施					目(名称)	1.保健体育総務費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	小中学校の児童及び生徒を対象として、スポーツに関する各種大会等に出場する個人及び団体に対して、補助金を交付している。令和5年度は27件、令和4年度は25件に交付している。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	南島原市に在住する小中学校の児童及び生徒を対象として、社会体育・スポーツの振興を図るため開催されるスポーツに関する各種大会等に出場する個人及び団体に対して、交付するもの。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	○対象者:市内に住所を有する個人及び団体であって、国、地方公共団体又はスポーツの公益法人が主催若しくは共催又は後援する大会等に参加登録した個人又は団体のうち、選手、監督、コーチ又は引率者。 ○補助対象経費(交通費)の2分の1以内、宿泊費は実費(1人当たり1日7,000円以内)、食事代(1人当たり1日につき1,000円)。ただし、1大会当たり100万円が限度。										
	(4)期待される効果										
	小中学校の児童及び生徒の社会体育・スポーツの振興										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	2,000	2,000	2,000	1,720				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			2,000	2,000	2,000	1,720				
年度別取組の概要			交通費、宿泊費、食事代	交通費、宿泊費、食事代	交通費、宿泊費、食事代	大会参加経費(奨励金として)					
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-56	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか		a.認められる		B	事業目的である小中学生のスポーツの振興としては、公益性は認められる。						
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		b.一部寄与している			本事業を広く市民に周知する必要がある。						
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか		b.一部世代にのみ認められる		B	対象は小中学生に限られるが、九州大会以上に出場できる実力を有した児童生徒に対する支援は、多額の経費がかかることからニーズがある。						
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		a.必要性がある			小中学生のスポーツの振興としては、行政が実施する必要はある。						
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか		b.一部余地がある		C	補助金としてのあり方を検討する必要がある。						
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		b.一部調整の余地がある			近隣市の類似事業は、奨励金として支出されているため、本市も補助金としてのあり方を検討する。						
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か		a.発揮予定		C	一定の効果は発揮されている。						
		事業執行の方法が最適な手法であるか		c.改善を要する			補助金としてのあり方を検討する必要がある。						
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか		a.公平である		B	本事業を広く市民に周知する必要がある。						
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		b.懸念がある		本事業を広く市民に周知する必要がある。									
その他の視点			-										
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	大会参加者の大会参加のための経費負担が増える。												
	課題	補助金としてのあり方を検討する必要がある。											
	解決策	・令和6年度中に近隣市における類似の補助金等と比較、検討する。 ・令和6年度に見直し内容を精査して、令和7年度に補助金交付要綱の改正等所要の手続きを行い、その後周知を図り、令和9年度から適用する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	C	有効性	C	公平性	B	評価区分	継続
		事業は継続とするが、補助金としてのあり方を検討する。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	C	有効性	C	公平性	B	評価区分	改善
本補助金の過去の執行率から、コロナ禍によるスポーツ大会自粛の期間を除いて一定の需要があることから、必要性が高い事業と確認できる。一方で、補助金等適正化基本方針と照らし合わせると、基本方針1、11、13等に適合していないと見受けられる。設定した評価基準に基づき定期的な見直しを行うとともに、補助制度の成果等について説明責任を果たすため情報の公開を行うなど、基本方針に適合するよう改善すること。また、近隣市の類似の補助金等と比較し、本市の地理的条件等を加味しながら、今後の補助金のあり方を検討すること。 なお、次年度予算は、南島原市中期財政見通しに記載されている補助金等の削減目標(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減)を踏まえ、部局別に示される予算要求基準の範囲内で要求すること。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17607		予算事業名		各種スポーツ大会支援事業		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		- 地域社会体育振興会補助金		担当課室		担当班		生涯学習課			
								スポーツ振興班			
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	5.人づくり			予算科目	会計区分	1.一般会計				
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり				款(名称)	10.教育費				
	施策	1.生涯スポーツの推進				項(名称)	5.保健体育費				
	施策細分	5-3-1-①生涯を通じたスポーツの推進				目(名称)	1.保健体育総務費				
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 市内各地域から市民スポーツの普及及び振興を目的とし、市内各町又は各地区で組織された社会体育振興会の活動費又は振興会の自主運営による体育行事対し補助金を交付するもの。 ・申請団体が固定化しているため、本補助金の周知が必要。 ・各地区体育祭がレクリエーション形式で開催される場合は、本補助金が適用されるため、今後レクリエーション形式に変更される場合は本補助金の交付申請が増える可能性がある。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 市内各地域から市民スポーツの普及及び振興を目的とし、市内各町又は各地区で組織された社会体育振興会の活動費又は振興会の自主運営による体育行事対し補助金を交付するもの。 ・各町又は各地区の市民スポーツの普及及び振興、親睦と融和を図る必要がある。										
	(3)事業の概要 市内各地域から市民スポーツの普及及び振興を目的とし、市内各町又は各地区で組織された社会体育振興会の活動費又は振興会の自主運営による体育行事対し補助金を交付するもの。 【交付例】深江町老人クラブ連合会(深江町世代間交流ペタンク大会)、南有馬町北岡名体育部(北岡名ミニバレー大会)、有家地区スポーツ推進委員会(有家地区市民体育祭グラウンドゴルフ大会)										
	(4)期待される効果 各町又は各地区の市民スポーツの普及及び振興、親睦と融和										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	750	750	750	630				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			750	750	750	630				
年度別取組の概要			3万円×25団体	3万円×25団体	3万円×25団体	3万円×21団体					
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-57	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定	評価の理由						
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	各町又は各地区の市民スポーツの普及及び振興の目的では、公益性が認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			申請団体が固定化しているため、本補助金の周知が必要。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	市民ニーズは認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			各町又は各地区の市民スポーツの普及及び振興の目的では、行政が実施する必要性がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		A	事業規模は適正であり、本事業の目的では必要性があると考える。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			a.欠いていない			近隣市の類似事業は把握していない。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	各町又は各地区の市民スポーツの普及及び振興の目的では、期待する効果が発揮されている。					
		事業執行の方法が最適手法であるか			a.最適である			交付額は内規で地区単位と町単位で設定しており、執行方法は、最適である。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			b.一部改善の余地あり		C	申請団体が固定化しているため、本補助金の周知が必要。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			b.懸念がある		申請団体が固定化しているため、本補助金の周知が必要。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	各町又は各地区の市民スポーツの普及及び振興、親睦と融和が図れなくなる。												
	課題	・申請団体が固定化しているため、本補助金の周知が必要。 ・各地区体育祭がレクリエーション形式で開催される場合は、本補助金が適用されるため、今後レクリエーション形式に変更される場合は本補助金の交付申請が増える可能性がある。											
	解決策	・本補助金の市民への周知を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	C	評価区分	継続
		事業目的である各町又は各地区の市民スポーツの普及及び振興、親睦と融和のために本事業は継続する必要がある。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	C	評価区分	改善
		補助金等については、南島原市中中期財政見通しに記載されている補助費等の削減率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減)に向け、各関係団体との協議・調整等を進めること。 また、現段階で補助金等適正化基本方針に適合していない項目(本補助金の場合、基本方針1、4、11、13)は、見直しガイドラインに沿った改善を進めること。 上記を前提に、交渉・協議の期間を設ける必要性から事業自体は継続することとするが、次年度予算は、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で、必要額を要求すること。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17608		予算事業名		小学校社会体育活動支援事業		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		- 小学校社会体育活動補助金		担当課室		生涯学習課					
				担当班		スポーツ振興班					
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	5.人づくり			予算科目	会計区分		1.一般会計			
	政策	1.教育の充実				款(名称)		10:教育費			
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進				項(名称)		5:保健体育費			
	施策細分	5-1-2-②学校体育の充実と各種スポーツクラブ等の育成				目(名称)		1:保健体育総務費			
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	児童の健全な育成と体育・スポーツ活動の振興を図るため、社会体育活動振興会及びその他クラブ組織に対し、令和5年度は32団体、令和4年度は36団体に補助金を交付している。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	児童の健全な育成と体育・スポーツ活動の振興を図るため、社会体育活動振興会及びその他クラブ組織に対し、補助金を交付するもの。										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	○対象者:小学校の社会体育活動振興会及びその他クラブ組織 ○経費:社会体育活動振興会等の運営に要する経費、指導者謝金に要する経費、指導者の確保及び安全指導に要する経費、その他社会体育振興会等の事務に要する経費。										
	(4)期待される効果										
	児童の健全育成と体育・スポーツ活動の振興										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	1,125	1,125	1,125	960				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財										
	一財			1,125	1,125	1,125	960				
年度別取組の概要			振興会等の運営経費、指導者謝金等	振興会等の運営経費、指導者謝金等	振興会等の運営経費、指導者謝金等	振興会等の運営経費、指導者謝金等					
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-58	
事業の評価	評価の観点			担当課評価		判定		評価の理由					
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか			a.認められる		B	事業目的である小学生の社会体育スポーツの振興としては、公益性は認められる。					
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか			b.一部寄与している			本事業を広く市民に周知する必要がある。					
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか			a.認められる		A	全国的に推進されている部活動の地域移行に直結する小学生の社会体育活動であるため、市民のニーズは認められる。					
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか			a.必要性がある			小学生の社会体育スポーツの振興としては、行政が実施する必要がある。					
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか			a.必然性がある		B	事業規模は適正であり、児童の健全育成と小学生の社会体育活動の振興のために必要性がある。					
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			b.一部調整の余地がある			近隣市の類似事業を確認する必要がある。					
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か			a.発揮予定		A	一定の効果は発揮されている。					
		事業執行の方法が最適な手法であるか			a.最適である			対象経費は振興会等の運営経費として必要最低限であるため、執行方法は現時点で最適と考える。					
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか			a.公平である		A	本事業を広く市民に周知する必要がある。					
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			a.与えていない		本事業を広く市民に周知する必要がある。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	社会体育活動振興会及びその他クラブ組織の社会体育活動に支障をきたす。												
	課題	社会体育活動振興会及びその他クラブ組織の事務局は年度単位で入れ替わりがあるため、申請の有無や時期にばらつきがある。											
	解決策	小学校の社会体育活動振興会やその他クラブ組織に補助金を十分に周知する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		事業の目的である児童の健全育成と体育・スポーツ活動の振興を図るために必要であるため、継続とする。											
	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
		補助金等については、南島原市中期財政見通しに記載されている補助費等の削減率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14%程度削減)に向け、各関係団体との協議・調整等を進めること。 また、現段階で補助金等適正化基本方針に適合していない項目(本補助金の場合、基本方針1、11、13)は、見直しガイドラインに沿った改善を進めること。 上記を前提に、交渉・協議の期間を設ける必要性から事業自体は継続することとするが、次年度予算は、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で、必要額を要求すること。											
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17609		予算事業名		市体育協会育成支援事業		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称		-		スポーツ協会補助金				担当課室		生涯学習課	
								担当班		スポーツ振興班	
事業期間		平成 18 年度～令和 - 年度(年間)		実施区域		市全域					
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり					款(名称)		10.教育費		
	施策	2.スポーツ力の強化					項(名称)		5.保健体育費		
	施策細分	5-3-2-①スポーツイベントの実施					目(名称)		1.保健体育総務費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	南島原市スポーツ協会は、市民が体育スポーツを愛好し、体位及び体力の向上と親睦・融和を期し、体育運動並びに体育思想の健全な普及発達に努め、市民の士気高揚・体育文化の進展及び明るい市づくりに寄与するとともに、競技力の向上を目的に組織されている。加盟協議団体:24協議(うち相撲休会)										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	市の体育・スポーツの振興、市民の体力向上及びアマチュアスポーツの健全な普及を図るため、南島原市スポーツ協会の運営に必要な経費に対し、交付するもの。										
	(3)事業の概要										
○南島原市スポーツ協会 加盟協議団体:24協議(うち相撲休会) ○事業内容:体力向上に関する施策の調査・研究、体育思想の啓発向上、体育指導者の育成と技術の指導奨励、各種体育団体並びに体育行事の連絡及び指導、体育施設に関する設置の推進並びに運営の指導等。 ○経費:スポーツ協会の組織運営に要する経費、加盟する競技団体の運営及び加盟する団体又はスポーツ協会が支援する団体が行う大会開催のために交付する経費、市民スポーツ大会開催経費、長崎県民体育大会への派遣費、スポーツ協会が負担する長崎県及び島原半島の大会のための負担金、他											
年度別の計画額の概要	(4)期待される効果										
	市の体育・スポーツの振興、市民の体力向上及びアマチュアスポーツの健全な普及										
	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考			
	財源名称		補助率	23,614	23,614	23,614	20,300				
	国庫										
県費											
起債											
特財											
一財			23,614	23,614	23,614	20,300					
年度別取組の概要			組織運営経費、市民スポーツ大会経費等	組織運営経費、市民スポーツ大会経費等	組織運営経費、市民スポーツ大会経費等	組織運営経費、市民スポーツ大会経費等					
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

										整理番号	補-59		
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	本会の事業目的としては、公益性は認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			加盟団体の各競技部は市内全域にわたるため、広く市民の利益に寄与している。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	市民のアマチュアスポーツの健全な普及や各競技部の運営にも関わるため、市民のニーズが認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			本会の事業目的としては、必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある		C	事業規模については見直す必要はあるが、実施する必要性はある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある			近隣市の運営形態等が異なるため、比較を難しいが他の運営形態や補助金等の詳細を確認する必要はある。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		B	本市のアマチュアスポーツの活性化に期待する効果は発揮されている。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり			補助金の返還金が多く発生する場合があるため、執行方法を見直す必要はある。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	公平性は確保されている。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		加盟団体への活動費や大会出場費等は理事会を経た取り決めをもとに支出されているため特権的ではない。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本補助金がスポーツ協会の運営経費の大半に充てられているため、組織運営ができなくなる。												
	課題	補助金の返還金が多く発生する場合があり、運営形態や経費の詳細や使途をあらためて見直す必要がある。											
解決策	近隣市のスポーツ協会の運営形態や補助金の詳細を確認するとともに、過去2年間分の帳簿等を確認を行う。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続
		事業目的である市の体育・スポーツの振興、市民の体力向上及びアマチュアスポーツの健全な普及を図るためにも必要であり、継続とする。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	C	有効性	B	公平性	A	評価区分	改善
補助金等については、南島原市中中期財政見通しに記載されている補助費等の削減率(令和5年度当初予算と比較した場合は令和9年度に14％程度削減)に向け、各関係団体との協議・調整等を進めること。 また、現段階で補助金等適正化基本方針に適合していない項目(本補助金の場合、基本方針1、4、11、13)は、見直しガイドラインに沿って改善を進めること。 上記を前提に、交渉・協議の期間を設ける必要性から事業自体は継続することとするが、次年度予算は、部局別に示される予算要求基準額の範囲内で、必要額を要求すること。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号		17610		予算事業名		総合型地域スポーツクラブ支援事業		担当部局		教育委員会事務局	
個別事業名及び補助金名称				総合型地域スポーツクラブ支援補助金				担当課室		生涯学習課	
								担当班		スポーツ振興班	
事業期間		平成 23 年度～令和 - 年度（ 年間）						実施区域		市全域	
総合計画	基本柱	5.人づくり				予算科目	会計区分		1.一般会計		
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり					款（名称）		10.教育費		
	施策	1.生涯スポーツの推進					項（名称）		5.保健体育費		
	施策細分	5-3-1-①生涯を通じたスポーツの推進					目（名称）		1.保健体育総務費		
	重点P	該当しない									
根拠計画		-									
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)										
	本補助金は、当初にスポーツ庁より各自治体に総合型地域スポーツクラブの設置が推奨されるなかで、本市においても総合型地域スポーツクラブ「TEAMひまわり」が設立されたことに伴い、クラブ運営に必要な経費を補助するものであった(H25～H30年度交付実績あり)。										
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)										
	本市が令和5年度から取り組んでいる「部活動の地域移行」に関して、R6年3月に「公益財団法人スポーツ安全協会」の助成事業「スポーツ活動等普及奨励事業助成金」の採択を受けて、「部活動の地域移行」の中心的な役割を担う総合型地域スポーツクラブに対して本助成金を原資とした補助を行うもの。本助成事業は令和8年度までの3年間。※令和6年度補正予算第1号で歳入・歳出予算計上済み										
個別事業の内容	(3)事業の概要										
	南島原市と「特定非営利活動法人コミュニティスポーツクラブTEAMひまわり」が連携し部活動の地域移行推進の取り組みである「Grow Sports 南島原事業」の運営に対して、今年度から令和8年度までの3年間、スポーツ活動等普及奨励事業助成金を原資として、補助を行うもの。 対象となる経費としては、①地域クラブの学校から練習場所までの移送、②拠点校部活動の学校間の移送。										
	(4)期待される効果										
	・本市の「部活動の地域移行」の事業促進、認定クラブの健全な運営、児童生徒の健全育成とスポーツの振興										
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考		
	財源名称		補助率		2500	2500	2500				
	国庫										
	県費										
	起債										
	特財	スポーツ活動等普及奨励事業助成金			2,500	2,500	2,500		R9年度以降は未定		
一財											
年度別取組の概要					総合型地域スポーツクラブ運営経費	総合型地域スポーツクラブ運営経費	総合型地域スポーツクラブ運営経費				
ふるさと納税応援寄附金事業区分											

											整理番号	補-60	
事業の評価	評価の観点		担当課評価		判定	評価の理由							
	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる		A	本市の部活動の地域移行推進(移送サービス)に不可欠であるため、公益性は認められる。							
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している			本市の部活動の地域移行推進(移送サービス)に不可欠であり、市内全域を対象に広く市民に寄与する。							
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる		A	全国的に推進されている部活動の地域移行であり、本市の推進に不可欠であるため、認められる。							
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある			部活動の地域移行は、行政が主導して行われるものであるため、必要性がある。							
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある		A	助成金の採択を受けて実施される事業であり、規模は適正で必要性がある。							
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない			本市は県内でも先駆的に部活動の地域移行に取り組んでおり、県内類似事業が無いため比較は難しい。							
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定		A	事業の目的に期待される効果が発揮予定。							
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である			スポーツ安全協会の助成事業に基づいて実施するため、事業執行方法は最適な手法である。							
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である		A	市内全域の拠点校部活動や複数の地域クラブの生徒が対象であるため、公平性は確保される。							
同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない		市内全域の拠点校部活動や複数の地域クラブの生徒が対象であるため、公平性は確保される。									
その他の視点		-											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本市が令和5年度から推進している「部活動の地域移行」の中心的な役割を果たす「総合型地域スポーツクラブ」の運営及び部活動の地域移行の推進に支障をきたす。												
	課題	部活動の地域に関する認定クラブの運営について、生徒の送迎が課題である。今年度から3年間は上記助成金を原資とした本補助金を活用できるが、令和9年度からは未定である。											
解決策	令和8年度までには、部活動の地域移行の促進、認定クラブの健全運営のためにも代わりとなる補助・助成を検討する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		事業の目的である「総合型地域スポーツクラブ」の運営及び部活動の地域移行の推進、認定クラブの健全運営のために必要である。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	改善
市内のスポーツ振興の一翼を担う団体に対する部活動の地域移行を支援する事業であることから、公益財団法人スポーツ安全協会からの助成期限である令和8年度までは事業自体を継続するものとするが、助成期限後の事業や市内の他のスポーツ団体との連携のあり方等、今後の方向性を検討する必要があるため、令和7年度までに方向性を固めること。 本補助事業は特定財源を用いた事業であるから補助金等適正化基本方針の対象外事業とする。													
備考													

個別事業（補助金等）評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17612	予算事業名	スポーツ推進イベント事業		担当部局	教育委員会事務局		
個別事業名及び補助金名称	-	南島原市スポーツ大会運営費等補助金 (スポーツ推進イベント補助金)			担当課室	生涯学習課		
					担当班	スポーツ振興班		
事業期間	令和 5 年度～令和 - 年度(年間)				実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	5.人づくり			予算科目	会計区分 1.一般会計		
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり				款(名称) 10:教育費		
	施策	1.生涯スポーツの推進				項(名称) 5:保健体育費		
	施策細分	5-3-1-①生涯を通じたスポーツの推進				目(名称) 1:保健体育総務費		
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題)							
	スポーツ推進委員で構成された実行委員会で平成31年度まで実施されてきた「南島原市綱引き大会」が、新型コロナウイルス感染症で開催が中止されていたが、令和4年度から本大会の今後の在り方について協議がなされて、令和5年度に「ウォーキングサッカー大会」が実施された。令和6年8月にあらためて「南島原市スポーツ推進イベント実行委員会」が発足された。 同補助金交付要綱別表補助対象経費「南島原市綱引き大会」を「南島原市スポーツ推進イベント」にR5年度改正。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)							
	市民スポーツの普及及び振興を図り、健康で明るい社会づくりに資するため、市民を対象としたスポーツ大会を行う実行委員会に対し、補助金を交付するもの。							
個別事業の内容	(3)事業の概要							
	「南島原市スポーツ推進イベント実行委員会」は、南島原市民がスポーツ活動を通じて市民の親睦と融和、地域間交流を図るとともに、健康で活力に満ちた生活を営み、心のふれあう明るく豊かな地域社会を築くことを目的にスポーツ推進イベントを実施するもの。 令和5年度「ウォーキングサッカー大会」を実施、令和6年度は「モルック」競技のイベントを開催予定。							
	(4)期待される効果							
	市民スポーツの普及及び振興、親睦と融和及び地域活性化							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
	財源名称		補助率	475	475	475	400	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
	一財			475	475	475	400	
年度別取組の概要								
ふるさと納税応援寄附金事業区分								

